

【判例ID】	28321021
【判示事項】	【事案概要】 東日本大震災に伴い一審被告東京電力ホールディングス株式会社（東電）が運営していた福島第一原子力発電所から放射性物質が外部に放出される事故が発生し、その事故によって精神的損害を被ったとして、事故当時福島県内に居住・滞在していた者又はその相続人らである一審原告らが、一審被告東電に対し主位的に不法行為の損害賠償請求権に基づき、予備的に原子力損害の賠償に関する法律3条1項に基づき、また、一審被告国に対し国賠法1条1項に基づき損害賠償を求めた件で、一審被告東電に対する予備的主張につき一部認容した原審を不服として、一審原告らが控訴し、原審が一部変更された事例。
【裁判年月日等】	令和6年1月17日 / 仙台高等裁判所 / 第1民事部 / 判決 / 令和2年（ネ）27号
【事件名】	各損害賠償請求控訴事件
【裁判結果】	控訴一部棄却、原判決一部変更
【裁判官】	石栗正子 吉岡あゆみ 竹下慶
【審級関連】	<第一審> 令和1年12月17日 / 山形地方裁判所 / 民事部 / 判決 / 平成25年（ワ）178号 / 平成26年（ワ）61号 / 平成27年（ワ）72号 / 28280410
【出典】	D1-Law.com判例体系
【重要度】	1

28321021

仙台高等裁判所

令和2年（ネ）第27号

令和06年01月17日

控訴人 別紙1「控訴人目録」記載のとおり（ただし、同目録の「控訴人番号」欄又は「住所」欄が空欄の者を除く。）

同訴訟代理人弁護士 別紙2「代理人目録」記載のとおり

同訴訟復代理人弁護士 同上

東京都（以下略）

被控訴人 旧商号 東京電力株式会社 東京電力ホールディングス株式会社

同代表者代表執行役 f h

同訴訟代理人弁護士 別紙2「代理人目録」記載のとおり

東京都（以下略）

被控訴人 国

同代表者法務大臣 f i

同指定代理人 別紙2「代理人目録」記載のとおり

主文

1 控訴人らの被控訴人国に対する控訴並びに別紙1「控訴人目録」の「認容額」欄に数字の記載されていない控訴人ら、控訴人2-6-2、控訴人2-6-3、控訴人2-6-4、控訴

人2-48-3及び控訴人2-48-4の被控訴人東京電力ホールディングス株式会社に対する控訴をいずれも棄却する。

2 控訴人2-6-2、控訴人2-6-3、控訴人2-6-4、控訴人2-48-3及び控訴人2-48-4を除く別紙1「控訴人目録」の「認容額」欄に数字の記載された各控訴人につき、被控訴人東京電力ホールディングス株式会社に対する主位的請求を棄却した部分に係る控訴を棄却し、予備的請求につき、原判決主文第3項を次のとおり変更する。

(1) 被控訴人東京電力ホールディングス株式会社は、上記控訴人らに対し、別紙1「控訴人目録」の「認容額」欄記載の金額及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

(2) 上記控訴人らの被控訴人東京電力ホールディングス株式会社に対するその余の各予備的請求をいずれも棄却する。

3 控訴人らと被控訴人国との間では、控訴費用は控訴人らの負担とし、別紙1「控訴人目録」の「認容額」欄に数字の記載されていない控訴人ら、控訴人2-6-2、控訴人2-6-3、控訴人2-6-4、控訴人2-48-3及び控訴人2-48-4と被控訴人東京電力ホールディングス株式会社との間では控訴費用は上記控訴人らの負担とし、その余の控訴人らと被控訴人東京電力ホールディングス株式会社との間では、訴訟費用は、第1、2審を通じてこれを100分し、その95を上記控訴人らの、その5を被控訴人東京電力ホールディングス株式会社の各負担とする。

## 事実及び理由

### (前注)

- ・ 略称は、別紙3「略語一覧表」のとおりである。
- ・ 特に記載のない限り、引用している法令は、平成14年末日から平成23年3月11日の間におけるものを指している。
- ・ 訴訟承継が生じた控訴人について、承継人・被承継人を問わず単に「控訴人」と呼称する。

### (目次)

#### 第1 控訴の趣旨

#### 第2 事案の概要等

##### 1 事案の概要

##### 2 原判決の要旨

##### 3 前提事実(関係法令等を含む。)並びに争点及びこれに対する当事者の主張

##### 4 当審における当事者の主張

#### 第3 争点に対する判断の要旨

#### 第4 争点第1ないし第5に対する判断

##### 1 認定事実

2 争点第1(被控訴人東電は、原賠法上の責任と別に民法上の不法行為責任を負うか。)及び争点第2(被控訴人東電は、民法上の不法行為責任を負うか。)について

##### 3 争点第3(被控訴人国が規制権限を行使しなかったことは違法か)について

4 争点第4(被控訴人国の本件事故発生後の対応によって、控訴人らの被控訴人国に対する損害賠償請求権が発生したか)及び争点第5(被控訴人東電と被控訴人国は、共同不法行為責任を負うか)について

#### 第5 争点第6についての判断

##### 1 認定事実

- 2 争点第6(損害)について
    - (1) 基本的な考え方
    - (2) 発生時住所地等が福島県f j郡f k町及びf l町にある控訴人ら(別紙1「控訴人目録」の「控訴人区分」欄の記載が1の者)について
      - ア 損害の発生
      - イ 慰謝料の額
      - ウ 被控訴人東電による弁済について
    - (3) 発生時住所地等が福島県f m郡f n町にある控訴人ら(別紙1「控訴人目録」の「控訴人区分」欄の記載が2の者)について
      - ア 損害の発生
      - イ 慰謝料の額
      - ウ 慰謝料の増額事由について
      - エ 被控訴人東電による弁済について
    - (4) 発生時住所地等が福島県f o市にある控訴人らのうち、別紙1「控訴人目録」の「控訴人区分」欄に3(1)又は3(2)と記載されている者について
      - ア 損害の発生
      - イ 慰謝料の額
      - ウ 被控訴人東電による弁済について
    - (5) 発生時住所地等が福島県f m市にある控訴人ら(別紙1「控訴人目録」の「控訴人区分」欄に4と記載された者)について
      - ア 損害の発生
      - イ 慰謝料の額
      - ウ 被控訴人東電による弁済について
    - (6) 発生時住所地等が福島県f p市、f q市、f r市、f s市、f t市、g a市、g b市又はg c町にある控訴人ら(別紙1「控訴人目録」の「控訴人区分」欄に5と記載された者。原判決がされる以前に死亡し、別紙1「控訴人目録」の控訴人番号が空欄の原告らを含む。)について
      - ア 損害の発生
      - イ 慰謝料の額
      - ウ 慰謝料の増額事由について
      - エ 被控訴人東電による弁済について
    - (7) 発生時住所地等が福島県g d市にある控訴人ら(別紙1「控訴人目録」の「控訴人区分」欄に6と記載された者)について
  - 3 弁済の抗弁について
    - (1) 被控訴人東電による賠償金の支払
    - (2) 既払金全額(費目間融通)の弁済の抗弁について
    - (3) 世帯内の構成員に対する支払が当該構成員の損害賠償請求権を上回る場合には、超過分を他の構成員の損害賠償請求権に充当すべきであるとの主張について
    - (4) 精神的損害に対する弁済として充当すべき金額について
  - 4 弁護士費用相当損害金
  - 5 まとめ
- 第6 結論
- 別紙1 控訴人目録
- 別紙2 代理人目録

別紙3 略語一覧表

別紙4の1 責任論に関する控訴人らの主張の要点

別紙4の2 損害論に関する控訴人らの主張の要点

別紙5 被控訴人東電の主張の要旨

別紙6 被控訴人国の主張の要旨

第1 控訴の趣旨

1 原判決を次のとおり変更する。

2 被控訴人らは、別紙1「控訴人目録」の「氏名」欄記載の各控訴人に対し、連帯して、同目録の「控訴の趣旨（控訴審請求額）」欄記載の各金員及びこれに対する平成23年3月11日から支払済みまでいずれも年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要等

1 事案の概要

本件は、本件訴訟提起時の原告ら（原判決がされる以前に死亡し、別紙1「控訴人目録」の控訴人番号が空欄の原告らを含む。）が、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震（本件地震）に伴い、被控訴人東京電力ホールディングス株式会社（被控訴人東電）が運営していた本件原発（福島第一原子力発電所）から放射性物質が外部に放出された事故（本件事故）の発生によって精神的損害を被ったとして、1 被控訴人東電に対して、主位的に不法行為による損害賠償請求権に基づき、予備的に原賠法（原子力損害の賠償に関する法律）3条1項に基づき、2 被控訴人国に対して、経済産業大臣が本件事故を防ぐために電気事業法（平成24年法律第47号による改正前のもの。以下同じ）に基づく規制権限を行使しなかったことが違法であるとして、国賠法1条1項に基づき、連帯して、慰謝料2000万円のうち1000万円及び弁護士費用100万円の合計1100万円並びにこれに対する本件事故日である平成23年3月11日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の各支払を求める事案である。

2 原判決の要旨

原判決は、要旨次のとおり判断し、これに対し、控訴人らのみが控訴し、当審において、請求額を、別紙1「控訴人目録」の「控訴の趣旨（控訴審請求額）」欄各記載の金額に減縮した。

（1）被控訴人東電に対する請求について、

ア 原子力損害の賠償に関しては、民法709条等の適用が排除されるとして、主位的請求を棄却し、

イ 予備的請求について、被控訴人東電に本件事故の発生について故意又は重過失等の慰謝料の算定に当たり考慮の対象となり得る特別な事情があったということはず、財産的被害については別途賠償されることに照らし、控訴人らが本件事故により負った精神的損害は、被控訴人東電が公表している精神的損害に対する賠償基準の額を超えることはなく、その弁済により慰謝料請求権は消滅しており、本件事故時の住所が自主的避難等対象区域にも含まれない控訴人は何らかの権利利益を侵害されたといえないとして、原判決別紙1-2「原告目録」の「認容額」欄に数字の記載された各控訴人の予備的請求を、同欄記載の金額及びこれに対する遅延損害金の限度で認容し、その余の控訴人らの予備的請求をいずれも棄却し、

（2）被控訴人国に対する請求について、経済産業大臣には、電気事業法に基づき、地震及び津波対策に係る措置を実施するよう技術基準に関する省令を変更し、技術基準適合命令を発出する権限があったとし、

ア 被控訴人国は、本件長期評価が公表された平成14年の時点で、O.P.+10mを超える津波の到来を予見することは可能であったが、その程度には限界があり、

イ 防潮堤の設置による対策を行っても本件事故の発生を回避できなかった可能性が否定

できず、非常用電源設備等の水密化を実施していた場合に、本件事故の発生を防止できた可能性を否定することはできないが、非常用電源設備等の高所配置による本件事故発生の回避可能性は極めて低いとし、本件長期評価の公表後、重大事故が発生する危険性が切迫したものであったとはいえず、被控訴人東電が本件長期評価の見解について確率論的ハザード解析で対応するとしていたから、本件長期評価について放置していたことにはならず、被控訴人国の対応が不合理ということできないし、予見可能性の程度に限界があり、控訴人らが主張する措置をとったとしても事故の発生を防止できなかった可能性も相応に残ることから、経済産業大臣が規制権限を行使しなかったことが、許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くとまではいえないとして、控訴人らの請求をいずれも棄却した。

### 3 前提事実（関係法令等を含む。）並びに争点及びこれに対する当事者の主張

前提事実（関係法令等を含む。）並びに争点及びこれに対する当事者の主張は、次のとおり補正し、次項のとおり当審における当事者の主張を付加するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第2部 事案の概要等」の第2節及び第3節に記載のとおりであるから、これを引用する。なお、原判決は、個別の原告を摘示する際、原告目録の世帯番号及び原告番号の前に、第1事件から第3事件の訴え提起の年号を付して「原告25-1-1」などと表示していたが、控訴人目録は、年号ではなく、第1事件から第3事件につき、それぞれ1から3を冒頭に付して「控訴人1-1-1」などと表示することとしたため、その旨読み替える。

（原判決の補正）

原判決23頁16行目末尾に改行して次のとおり加える。

「(6) 控訴人1-4-2は、令和4年12月26日に死亡し、控訴人1-4-1が2分の1、控訴人1-4-3及び控訴人1-57-1がそれぞれ4分の1の割合で相続し、訴訟を承継した。

(7) 控訴人1-10-5は、令和元年9月5日に死亡し、控訴人1-10-1が相続し、訴訟を承継した。

(8) 控訴人2-33-1は、令和3年7月11日に死亡し、控訴人2-33-2及び控訴人2-33-3がそれぞれ2分の1の割合で相続し、訴訟を承継した。

(9) 控訴人2-34-2は、令和4年10月14日に死亡し、控訴人2-34-1、控訴人2-34-3及び控訴人2-34-4がそれぞれ3分の1の割合で相続し、訴訟を承継した。

(10) 控訴人3-16-5は、令和元年11月16日に死亡し、控訴人3-16-2が相続し、訴訟を承継した。」

### 4 当審における当事者の主張

当審における当事者の主張の要旨は控訴人らについて別紙4の1「責任論に関する控訴人らの主張の要点」及び別紙4の2「損害論に関する控訴人らの主張の要点」、被控訴人東電について別紙5「被控訴人東電の主張の要旨」、被控訴人国について別紙6「被控訴人国の主張の要旨」に各記載のとおりである。

### 第3 争点に対する判断の要旨

当裁判所も、控訴人らの被控訴人東電に対する主位的請求及び被控訴人国に対する請求はいずれも理由がないと判断するが、被控訴人東電に対する予備的請求は、別紙1「控訴人目録」の「認容額」欄に金額の記載された各控訴人について、同欄記載の金額及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で理由があると判断する。その理由は、第4及び第5で説示するとおりである。

### 第4 争点第1ないし第5に対する判断

#### 1 認定事実

争点第1ないし第5に関する認定事実は原判決の「事実及び理由」欄の「第3部 当裁判

所の判断」の第1節に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 争点第1(被控訴人東電は、原賠法上の責任と別に民法上の不法行為責任を負うか。)及び争点第2(被控訴人東電は、民法上の不法行為責任を負うか。)について

争点第1(被控訴人東電は、原賠法上の責任と別に民法上の不法行為責任を負うか。)及び争点第2(被控訴人東電は、民法上の不法行為責任を負うか。)についての判断は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第3部 当裁判所の判断」の第2節及び第3節にそれぞれ記載のとおりであるから、これを引用する。

(原判決の補正)

(1) 原判決207頁21行目の「いべきであり、」を「いべきである。」と改め、「故意又は」から25行目までを削る。

(2) 原判決208頁1行目から24行目までを次のとおり改める。

「第2 被控訴人東電に、慰謝料の算定において考慮すべき特段の事情があるか

後記認定のとおり、本件長期評価は、防災上の目的のために最新の科学的知見に基づいて策定されたものであるが、発生領域及び発生確率の評価がいずれもやや低いとされるものであって、三陸沖北部から房総沖の日本海溝寄りの領域のどこでも慶長三陸地震等のマグニチュード8クラスのプレート間大地震が発生する可能性があることを前提として、防災対策をすべきであるという以上に、具体的な検討の契機となる震源域の想定や断層モデルの作成に直ちに利用できるようなデータを含むものではなかったものの、上記目的にかかる知見として、相応の科学的信頼性を有するものであり、原子力規制において検討すべき知見であったものというべきである。そして、本件長期評価で示された見解を前提とすれば、平成20年試算による最大O.P.+15.7m程度の津波が到達することを予見する可能性があったものと認めるのが相当であるが、平成20年試算で試算された津波そのものが、本件長期評価で示された見解から当然にこれを想定すべきであるというほどの確実性を有しておらず、本件長期評価が、これを裏付けるデータに乏しく、発生確率及び発生領域の信頼がやや低いとされていたから、その予見可能性の程度も相応に低いものといわざるを得ず、平成20年試算に対応して行われた蓋然性が高い措置によっては、本件事故の発生を回避できるものとはならなかった可能性が高いといわざるを得ないことも後記のとおりである。

他方で、被控訴人東電が、本件長期評価に対する対応を全く怠っていたものではなく、確率論的津波ハザード解析で検討することとしてその開発に取り組み、平成20年試算に至ったこと、本件事故の時点で確率論に基づいた津波評価の手法を確立させた国は存在しなかったことは認定事実のとおりであり、これらの事情も考慮すると、被控訴人東電に、本件事故の発生について、控訴人らの慰謝料の算定に当たり考慮すべき特段の事情があるということとはできない。」

3 争点第3(被控訴人国が規制権限を行使しなかったことは違法か)について

争点第3(被控訴人国が規制権限を行使しなかったことは違法か)についての判断は、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第3部 当裁判所の判断」の第4節に記載のとおりであるから、これを引用する。

(原判決の補正)

(1) 原判決213頁11行目の「あり得るのであって、」の次に次のとおり加える。

「そもそも、実用発電用原子炉施設については、施設定期検査の際に用いる技術上の基準に適合しないことを根拠として原子炉施設の保安のために必要な措置を執るよう命令を出すことは電気事業法40条の規定に委ねられていると解されていることは上記のとおりであるから、後にSBOないしSA対策として認識される措置であるとしても、原子炉施設の保安のために必要な措置であって、施設定期検査の際に用いる技術上の基準に適合しないものがあるときには、電気事業法40条に基づく技術基準適合命令を発出することは、同法が予定していた

ことというべきである。そして、」

(2) 原判決216頁2行目の「及び切迫性」を削り、3行目を削り、10行目から217頁13行目までを削る。

(3) 原判決222頁14行目から23行目までを次のとおり改める。

「(ウ) これに対し、被控訴人国は、ある科学的知見に基づいて予見可能性が認められるためには、専門家間で、当該科学的知見が原子力規制に取り入れるべき精度及び確度を備えた正当な見解として是認される知見でなければならず、単に国の機関が発表した見解や意見であるというだけでは原子力規制に取り入れることはできないのであり、津波評価技術が、地震・津波の専門家間で原子力規制に取り入れるべき精度及び確度を備えた正当な見解として是認される知見であったのに対し、本件長期評価はそのような知見であったとはいえないと主張する。

本件長期評価は、三陸沖北部から房総沖の日本海溝寄りの領域では、過去400年間に、マグニチュード8クラスのプレート間大地震が、1611年に三陸沖(慶長三陸地震)で、1677年に房総沖(延宝房総沖地震)で、1896年に三陸沖(明治三陸地震)で発生しているから、同様の地震が上記領域内のどこでも発生する可能性があるというものであるが、発生領域及び発生確率の信頼性はやや低いとされていることは上記のとおりであり、長期評価について議論がされていた海溝型分科会において、慶長三陸地震及び延宝房総沖地震については、上記領域において発生したことに異論が述べられており、震源域についてのデータがないことも指摘されていた(丙B353の3)。

そもそも、推進本部が、地震の調査・研究の成果が国民や防災組織に十分伝わっていなかったという反省から設置されたものであり、上記海溝型分科会における審議においても、「確率が小さくなって警告の意がなくなって、正しく反映しないのではないかという恐れがある」ことが考慮されている(丙B353の3)ことに照らせば、本件長期評価は、国民の防災意識の向上や防災組織等における防災対策への活用を目的として、上記領域において400年間に3回のマグニチュード8クラスのプレート間大地震が発生しているとして、今後同様の地震が発生する確率を示し、警鐘を鳴らすために策定されたものといえ、その不確実性を示すために、冒頭で策定時点までに得られている最新の知見を用いて最善と思われる手法により評価を行ったが、データとして用いる過去地震に関する資料が十分でないこと等による限界があるとして、防災対策の検討などで利用する際にはこの点に十分留意する必要があると記載されている(甲B4)。

上記のとおり、本件長期評価は、防災上の目的のために最新の科学的知見に基づいて策定されたものであるが、本件原発の地震ないし津波対策のためのシミュレーションに必要な震源域の想定や断層モデルの作成に直ちに利用できるようなデータを含むものではなく、発生領域及び発生確率の評価がいずれもやや低いとされるものであって、三陸沖北部から房総沖の日本海溝寄りの領域のどこでもマグニチュード8クラスのプレート間大地震が発生する可能性があることを前提として防災対策をすべきであるという以上に、具体的な検討の契機となる指摘を含むものではなかったものである。

そして、上記のとおり、本件長期評価が公表された後、地震学等の専門家らが、地震は同じ場所で同じような規模で繰り返す性質を有するという地震学の基本的な考え方と異質であり、海溝寄りの領域を一つにまとめることの科学的正当性を論じた論文は本件地震以前には見たことがなく、三陸沖と福島沖は海底地形が大きく異なっていることなどから、津波地震の発生についても宮城県沖を境に南北で異なると考えていたなどの意見を述べており、津波工学の専門家も、日本海溝付近のどこでも津波地震が起きる可能性があるということについて、メカニズム的に否定できないという以上の理学的根拠を示していなかったから、日本海溝沿いのどの領域でも津波地震が発生すると取り扱うべきとは考えられなかったとしていた。また、工学

の専門家は、津波被害を伴うような既往地震の発生が知られていない領域で、そのような地震が起きるといえるのであれば、理学の側から確からしい断層モデルを構築するために必要な理学的情報が出されないと、工学側の検討のみでは決定論的な評価の前提に取り込むべきであるといえないとの意見も述べられていた。

これに対し、津波評価技術は、原子力施設における設計津波の設定に関する標準的な方法を取りまとめたものであり、既往津波からその断層モデルを設定して設計想定津波を選定し、これに適切な潮位条件を足し合わせて設計津波水位を求めるもので、策定当時において、確立しており実用として使用するのに疑点のないものが取りまとめられているとし、津波学は日進月歩の発展をしつつあるとして将来の課題も例示したもの（丙B13の1～3）とされている。

したがって、津波評価技術は、地震は同じ場所で同じような規模で繰り返す性質を有するという地震学の基本的な考え方に従い、本件原発などの特定の施設の地理的条件を考慮して、設計想定津波を選定し、具体的な地震・津波に対する防災措置を可能とするものであったといえることができる。他方で、その後も津波学の発展に伴い、その内容を取り込む必要があるとされており、津波評価技術自体、地震ないし津波発生メカニズムを完全に説明できるものではなく、既往地震ないし既往津波のデータの存在しない部分について、地震ないし津波が発生しないことを説明することはできず、発生する可能性のある地震ないし津波を想定できるものでもなかった。

これに対し、本件長期評価は、策定当時の専門的知見を総合して、今後の防災対策等に活用するため、過去の大地震の規模や震源域をそれぞれの領域ごとに割り付け、同様の大地震発生の可能性を確率的に示したもので、そのように使用されることを目的とする知見として、相応の科学的信頼性を有するものというべきであり、原子力施設における設計津波の設定に関する標準的な方法を取りまとめたものとして、策定当時の専門的知見の到達点として策定された津波評価技術とはその目的を異にするものであって、上記のとおり、本件長期評価で示された見解に対する異論や消極的な評価が示されているとしても、地震ないし津波の発生機序や発生領域等についての研究が尽くされているわけではないことからはやむを得ないことというべきであり、津波評価技術が、その信頼性を否定する根拠となり得るものでもない。

そして、原子炉施設が、事故等により放射性物質の大量放出という事態が生じれば、深刻な被害が広範囲かつ長期間にわたって生じる危険性を有するものであることを考慮すれば、本件長期評価は、策定の目的にかかる知見として、相応の科学的信頼性を有するものであることは上記のとおりであるから、原子力規制において検討すべき知見であったものというべきであり、被控訴人国の主張は採用できない。

(エ) 本件長期評価は、上記のとおり、防災上の目的のために最新の科学的知見に基づいて策定され、発生領域及び発生確率の評価がいずれもやや低いとされるものであり、三陸沖北部から房総沖の日本海溝寄りの領域のどこでもマグニチュード8クラスのプレート間大地震が発生する可能性があることを前提として防災対策をすべきであるという以上に、具体的な検討の契機となる震源域の想定や断層モデルの作成に直ちに利用できるようなデータを含むものではなかった。

そして、本件長期評価で示された見解を前提とし、津波評価技術の手法を利用して被控訴人東電が行った平成20年試算は、明治三陸地震の波源モデルを福島県沖の海溝沿いに移動して試算されたものであり、その精度を別とすれば、平成14年の時点においても試算することは可能であったことは上記のとおりであるものの、他方で、福島県沖において明治三陸地震と同程度の地震が発生することについて異論もあり、その裏付けとなるデータも乏しいものであったことから、k o が、明治三陸地震の波源モデルを用いて、機械的にその震源域を福島県沖に移動させてシミュレーションしても、実際の震源域の断層や地盤の状況等が異なる以上、

その津波推計に信頼性があるとはいえないとの意見を述べており、平成20年試算の結果を受けて、被控訴人東電も、津波評価のための具体的な波源モデルの策定について、土木学会に審議を依頼することとした(乙B29)とされている。

したがって、平成20年試算からは、本件長期評価で示された見解を前提とすれば、本件原発の敷地南側においてO.P.+15.7mの津波が生じるとの計算もあり得るとのデータが示されたというにとどまり、本件長期評価で示された見解によると、平成20年試算で試算された津波が発生する蓋然性があることまでが示されたものということとはできない。

しかしながら、本件長期評価が公表されてから、被控訴人東電が上記試算をするまでに約6年が経過しているところ、保安院が、本件長期評価の公表後、被控訴人東電に対し、本件長期評価を踏まえたシミュレーションをするよう指導したのに対し、被控訴人東電がその必要はないと主張し、確率論的津波ハザード解析で対応するとした回答を了承して、試算の実施に至らなかったことは上記のとおりであるが、本件長期評価が、過去の地震データが不足し、その震源域についての信頼性が低いことを推進本部も認めているとはいえ、少なくとも、平成14年時点における科学的知見により、三陸沖北部から房総沖の日本海溝寄りの領域において、マグニチュード8クラスのプレート間大地震が発生する可能性があることが示されており、これを防災対策において検討すべきことを提言していたのであるから、提言を受けた防災組織等の側で想定される危険性やこれに対する対応策を検討することが期待されていたものというべきである。そして、原子炉施設が、事故等により放射性物質の大量放出という事態が生じれば、極めて深刻な被害を広範囲かつ長期間に渡ってもたらす危険性があり、万が一にも事故を起こしてはならない施設であることに鑑みれば、保安院は、被控訴人東電に本件長期評価で示された見解を前提とするシミュレーションを実施させるべきであったのであり、シミュレーションが実施されていれば、これについて土木学会等で審議することができ、約6年間の間には相応の検討がされ、想定される危険に対して何らかの対応策を検討することもできたものと推測される。本件訴訟においては、土木学会等での審議において、具体的にどのような観点から検討がされ、実際に想定すべき津波として、平成20年試算についてどのような点について修正が加えられた可能性があるのかなどの具体的な指摘やこれを裏付ける知見が示されておらず、想定される地震やこれに伴う津波の程度を推測し得る資料がないが、平成14年においても平成20年試算と同様の試算結果を得ることが可能であったこと及び約6年間の間には相応の検討がされたものと推測されることを考慮し、本件長期評価で示された見解を前提とすれば、遅くとも平成20年試算がされた時点までには、平成20年試算による最大O.P.+15.7m程度の津波が到達することを予見する可能性があったものと認めるのが相当である。

また、溢水勉強会において、平成18年5月以降、本件原発の5号機について、敷地高さ(O.P.+13m)+1mの水位の津波を仮定し、継続時間を無限時間として、その影響を調査し、浸水による電源喪失に伴い、原子炉安全停止に関わる電動機、弁等の動的機器が機能を喪失することなどの結果が得られたことを考慮すると、敷地高さを超える津波が到来することにより、電源喪失に至る可能性があることは認識可能であったというべきである。

他方で、本件長期評価が、防災上の目的のために、三陸沖北部から房総沖の日本海溝寄りの領域のどこでもマグニチュード8クラスのプレート間大地震が発生する可能性があることを前提として防災対策をすべきであるとするものであって、警鐘を鳴らすという観点からも過去の地震ないし津波をそれぞれの領域に割り付けているもので、専門家からも異論が述べられていることに加え、具体的にこれを裏付けるデータに乏しく、発生領域及び発生確率の評価がいずれもやや低いとされていること、もともと本件長期評価にかかる提言が、提言を受けた側において、裏付けるデータが乏しいことを踏まえて、想定される危険性やこれに対する対応策を検討するように求めるものであったことに照らせば、例えば、地震が同じ場所で同じような規模で繰り返す性質を有するという地震学の基本的な考え方に従い、震源域の断層や地盤の状況

等に係る研究結果を踏まえて、過去の地震ないし津波と同程度の地震ないし津波が発生することの知見を示す場合に比べ、その切迫性ないし想定される事態の具体性の点で劣るものであったというべきである。

したがって、平成20年試算で試算された津波そのものが、本件長期評価で示された見解から当然にこれを想定すべきであるというほどの確実性を有しておらず、本件長期評価が、これを裏付けるデータに乏しく、発生確率及び発生領域の信頼がやや低いとされていたから、その予見可能性の程度も相応に低いものといわざるを得ない。」

(4) 原判決224頁11行目の「これによれば、」から19行目末尾までを次のとおり改める。

「平成20年試算は、明治三陸地震の波源モデルを使用してパラメータスタディを行い、本件原発敷地南側で津波高さが高くなっているが、そのいずれにおいても敷地東側では敷地高を超えないこととなっており、朔望平均満潮位時に敷地東側でO.P.+9.244mとなる地点があること(丙B423)は控訴人ら指摘のとおりであるが、本件地震により本件原発の地盤が約66cm沈降したとしても、本件長期評価はマグニチュード8.0程度のプレート間大地震を想定しており、マグニチュード9.0であった本件地震と同程度の地盤沈降が生じることが当然に想定されるとはいえない。したがって、平成20年試算において、敷地高さを超える津波の到来が想定されたことに対する対応策として、防潮堤等の建設を検討するに際しては、本件原発敷地南側に防潮堤等を設置するのが通常であり、敷地高さを超えることが想定されていない東側にも防潮堤等の設置を計画した蓋然性があるということは困難であって、ge(丙B91)やgf(丙B92の1)なども同様の意見を述べている。

また、控訴人らは、津波評価技術の策定において、原子力施設の安全の観点からは、安全率を1以上とすることが必要であるとの認識であったのに、これが取り入れられなかったから、津波評価技術の手法を用いて行われた平成20年試算の推計結果は推計誤差を含んだものとして評価されるべきであると主張する。

しかしながら、津波評価技術が提案する方法に基づいて計算された設計想定津波は、平均的に既往津波の痕跡高の約2倍となっていることが確認されている(丙B13の2)とされており、津波評価技術の手法自体により安全裕度が確保されているものというべきであるから、控訴人らの上記主張は採用できない。

そして、本件津波は、本件原発敷地南側からだけではなく、本件原発の1号機ないし4号機の前面からも遡上しているから、仮に、本件長期評価で示された見解を踏まえた平成20年試算に対応する措置として、本件原発敷地南側に防潮堤を設置した場合であっても、本件事故当時と同程度の浸水深となった可能性が高く(乙B70、丙B86)、本件事故の発生を回避できるものとはならなかった可能性が高いといわざるを得ない。」

(5) 原判決224頁20行目から226頁13行目までを次のとおり改める。

「ウ 非常用電源設備等の水密化について

(ア) 原子炉施設の敷地について津波による浸水が予想される場合、防潮堤の設置が最も抜本的かつ実効的な回避措置として合理的であると考えられており(丙B95)、原子力工学の専門家らも、ドライサイトが基本設計での想定であり、津波想定が変わった場合には、これに応じた防潮堤・防潮壁を設置するという対策を講じるという判断に合理性がある(丙B91、39、丙B93、丙B94)としており、IAEAの平成15年12月(2003年12月)の津波を含む洪水対策に係る安全基準でも同様の考えが示され、本件事故後である平成23年11月(2011年11月)の安全基準でもその点に変わりはなく(丙B428、429)、控訴人らも、原子力発電所の安全対策の基本がドライサイトの維持にあることを否定するものではない。そして、当初の津波想定が変更された場合であっても、これに応じた防潮堤等を設置する対策を講じることに合理性があるとされていることは上記のとおりである。

(イ) これについて、控訴人らは、本件原発は、設置許可処分時点においてはドライサイトであったが、本件長期評価が公表されたことによりウェットサイトと評価されることになり、万が一にも重大事故が発生しないように防護措置を講じるべきであり、その際に講じられるべき措置が防潮堤等に限られるべき理由はなく、防潮堤等の完成を待っていては安全に関わることも危惧されるから、その他の措置を講ずるか、いったん原子炉を停止することも想定される選択肢であったと主張する。

しかしながら、本件長期評価が、防災上の目的のために策定され、発生領域及び発生確率の評価がいずれもやや低いとされ、三陸沖北部から房総沖の日本海溝寄りの領域のどこでもマグニチュード8クラスのプレート間大地震が発生する可能性があることを前提として防災対策をすべきであるという以上に、具体的な検討の契機となる震源域の想定や断層モデルの作成に直ちに利用できるようなデータを含むものではなかったことは上記のとおりであり、津波被害を伴うような既往地震の発生が知られていない領域で、そのような地震が起きることについて、確からしい断層モデルを構築するために必要な理学的情報が出されておらず、工学的な検討が困難であるとの意見も述べられ、そのようなデータないし理学的情報とともに行われる提言と比較して、その切迫性ないし想定される事態の具体性の点で劣るものであったというべきであることも上記のとおりである。

したがって、平成20年試算により、本件原発敷地について最も厳しい結果となる試算津波が本件原発敷地南側で0. P . + 15 . 7 mとなった(以下、この試算結果を「試算津波」という。)ことから、本件長期評価の提言の趣旨に照らしこれに対応する措置を検討すべきであるということではあるが、本件長期評価について発生領域及び発生確率の評価がいずれもやや低いとされ、平成20年試算が本件長期評価で示された見解から当然にこれを想定すべきであるというほどの確実性を有していないことを考慮すれば、防潮堤等の設置を検討して設置工事をする暇がないほどに津波の到来が切迫していると予測されているものとまではいえず、設置工事期間中の原子炉停止を検討すべきであったとまではいえない。

(ウ) 控訴人らは、敷地高さを超える想定津波への対策として、防潮堤等の設置以外に、検討された蓋然性が高いのが非常用電源設備等の水密化あるいはその高所配置であり、施工費用が相対的に少額で、短期間に施工が可能であって、現に、本件事故前から検討され、実施された例があり、防潮堤等が設置されるまでの間、これに先行して重要機器室及びタービン建屋等の水密化の施工がされるべきであると主張する。

本件原発においても、平成3年10月、補機冷却海水系配管からの海水漏洩を契機として、地下階に設置された重要機器が建屋内の配管破断等による内部溢水により被水・浸水して機能を失わないよう水密化対策を実施した(乙B29)ほか、平成20年、gg原子力発電所において、本件長期評価の公表を踏まえた措置として、2か所にJIS規格の気密要求に基づく防水扉(ドアセット)を設置し、6か所に防潮堰を設置するとして、建屋入口部分では、高さ1cmから15cmのRC造の堰(3か所)や取り外し可能な堰などを設置した(丙B393・右下部のページ数で205~211頁)から、水密化対策などが実施されていたものといえる。

しかし、本件原発における措置は、内部溢水対策としての局所的な水密化であり、gg原子力発電所における措置は、設置された防潮堰の高さや気密扉ではなく防水扉の設置にとどまることに照らし、想定津波を直接防水扉ないし防潮堰が受けることを想定したものではないものというべきである。

そして、控訴人らは、試算津波に対し、防潮堤等の設置が完了するまでは、防潮堤等の防護機能を前提とせず、水密化によって安全性を確保することが可能であると主張するが、防水扉や水密扉などが存在していたとしても、本件事故当時、津波に対する水密化において、構造物や設備の構造設計をするために必要な、波力や漂流物の評価についてコンセンサスが得ら

れるような評価式がなかった(丙B91)というのであるから、試算津波に対して、開口部に水密扉を設置するなどの水密化の措置を講じることが計画されたとしても、当該措置により試算津波から原子炉施設全体の安全性が確保されることを検証することはできなかったものというべきである。控訴人は、重要機器室やタービン建屋の水密化を基礎づけるだけの津波波力等の評価手法が存在すれば、これに基づいて防護措置を講じることが求められるとも主張するが、重要機器室が含まれる構造物に対する波力等を評価することができないにもかかわらず、当該構造物内部に存在する重要機器室が、浸入した津波による波力に対して安全性が確保されていることを、当該波力についての情報なく評価し得る手法が存在していることを認めるに足りる証拠はない。控訴人が指摘する浸水深から波力を推計するg h氏らの評価式(丙B466)については、浸水深の3倍の静水圧を見込んで波圧を評価すれば、動水圧にも耐性を持つとの考え方であり、動水圧についての評価式は確立しておらず、本件事故後、最大浸水深に加えて、流速を加える評価式が提案されている(丙B91)というのであるから、原子炉施設の構造物の強度について、安全性が確保されているかどうかを判断し得る計算方法は確立していなかったものというべきである。

したがって、試算津波からの安全性を確保するための措置として、防潮堤等の設置が完了するまでの間に、重要機器室ないしタービン建屋について何らかの水密化をする措置が検討されたとしても、当該措置により安全性が確保できることを検証する方法は確立されていなかったから、上記の措置が採られる蓋然性は低かったものというべきである。

なお、控訴人は、何らの防護措置も採られていなかった建屋躯体、大物搬入口や建屋の間仕切りが本件津波に対して相当の防護機能を果たしたから、配電盤が設置された部屋について水密扉の設置等の水密化措置を講じていれば、配電盤等の被水を防止することが可能であったとも主張するが、上記のように判断できるのは、本件事故による被災状況を把握し、建屋躯体や大物搬入口の損傷状況を認識していることによるものであって、本件事故による被災状況の知見がない状態で、本件事故以前において、建屋躯体や大物搬入口が、津波に対してどの程度の防護機能を有するかを評価する手法が確立していなかったことは上記のとおりであり、配電盤等の設置された部屋の扉を水密扉にすることで、試算津波に対して安全性が確保できるものと判断することはできなかったのであるから、控訴人らの上記主張は採用できない。

控訴人らは、保安院が、本件事故直後に、中長期的な具体的対策として、防潮堤の設置に加えて、水密扉の設置、その他必要な設備面での対応を指示し、これを受けて、他の原子力発電所においては強度強化扉と水密扉を併せて設置するなどの建屋の水密化が行われたことを指摘するが、同様に、本件事故による本件原発の被災状況に関する知見に基づき、具体的な対応策を検討することができたことによるものというべきであり、本件事故に係る知見にかかわらず、これらの措置が講じられたことをうかがわせる事情は見当たらない。

上記のとおり、試算津波について、防潮堤等の設置により対応することとなる蓋然性が高く、本件長期評価が、防潮堤等の設置が完了するまでの間に何らかの措置を採らなければならぬほどの切迫性ないし具体性があるものとして提言されたものといえず、防潮堤等を補完する措置として水密化等の措置の検討を要する具体的事情も指摘されていなかったから、その他の必要性により局所的ないし部分的な水密化の措置が採られることは格別、試算津波に対する安全確保のための方策として、水密化の措置が採られる蓋然性は低かったというべきである。

#### エ 非常用電源設備等の高所配置について

控訴人らは、多重防護の観点から、非常用電源設備等をできるだけ高所に配置することが求められると主張し、被控訴人東電が、本件事故後に作成した報告書(乙B29)において、本件津波のような事例への対抗策として、発電所のほとんどすべての設備機能を失った場合を前提として、原子炉への注水や冷却のための備えを別置きで配備するとの考え方を示しており、高台に電源車等を配置することを示すイメージ図を記載していることを指摘する。

確かに、上記報告書の記載に照らせば、仮に、津波等により安全対策として講じた措置や設備のほぼすべてを失った場合において、別システムの非常用電源設備等が津波の影響を受けない高所に配置されていれば、本件事故と同様の被害を生じなかった可能性が高いといえることができるが、他方で、上記報告書は、本件事故を受けて、同様の被害を発生させないための方策として検討されたものであり、試算津波に対する安全対策として当然に想定される措置であったということは困難である。

そして、試算津波について、防潮堤等の設置により対応することとなる蓋然性が高く、本件長期評価が、防潮堤等の設置が完了するまでの間に何らかの措置を採らなければならないほどの切迫性ないし具体性があるものとして提言されたものといえず、防潮堤等を補完する措置として非常用電源設備等の高所配置の措置検討を要する具体的事情も指摘されていなかったことは水密化の措置についてみたところと同様であり、その他の必要性により非常用電源設備等の高所配置の措置が採られることはあり得るとしても、試算津波に対する安全確保のための方策として、非常用電源設備等の高所配置の措置が採られる蓋然性は低かったものというべきである。」

(6) 原判決227頁12行目末尾に改行して次のとおり加え、13行目から230頁24行目までを削る。

「(5) 控訴人らは、問題は、試算津波を前提として講じられた防護措置が本件津波に対しても防護機能を果たし、本件事故を回避することができた蓋然性が高いかどうかであり、試算津波と本件津波との間に、試算津波を前提とした防護措置による結果回避可能性を左右するほどの大きな差異は認められないと主張する。

ア 断層領域、すべり量の差異について、控訴人らは地震動による損傷が本件事故の原因となったものではないから、結果回避可能性に影響を及ぼさないと主張する。

しかしながら、本件地震における断層領域やすべり量は、震源地が海底であったことから、津波の水量の差として本件津波と試算津波との差異を生じさせるものである。そして、水量の差は、概算で本件津波は、試算津波のおよそ10倍であった(丙B91)というのであるから、本件原発敷地に到達した本件津波の水量は、試算津波のおよそ10倍に達するものといえることができる。

イ 浸水深及び波圧の差異について、控訴人らは、本件津波の浸水深が、1号機付近で2m以上、2号機周囲及び3号機の海側で4～5m、4号機近くで5.5mであったところ、試算津波でも、本件原発敷地南側で5.7m、4号機原子炉建屋で2.6m、共用プール建屋付近では約5mであったから、浸水深に防護措置を左右するほどの差異はなく、波圧についても、geの意見書(丙B91)では、本件津波の1号機タービン建屋前面の波圧を浸水深と流速から概算すると $58\text{ kN/m}^2$ となるとされ、上記のgh氏らの評価式による試算津波の波圧は、浸水深が5m以上となる敷地南側や共用プール周辺では約 $150\text{ kN/m}^2$ に及び、本件津波の1号機東側タービン建屋前面の波圧を大きく上回っていると主張する。

しかしながら、動水圧についての評価式は確立しておらず、静水圧から波圧を推定するgh氏らの評価式に対して、流速を加える評価式が提案されていることは上記のとおりであり、gh氏らの評価式による波圧と、流速を加えて概算した波圧とを比較することで、本件津波と試算津波の差異を評価し得るのかについては疑問がある。仮にgh氏らの評価式による試算津波の波圧と比較するとしても、そもそも本件津波による浸水深が2m以上とされている1号機付近の波圧と試算津波による浸水深が5m以上とされている本件原発敷地南側などの波圧を比較することで、本件津波と試算津波の波圧に差異があるかを判断できるものではない。少なくとも、geの意見書(丙B91)では、gh氏らの評価式による試算津波の1号機タービン建屋前面の波圧が $30\text{ kN/m}^2$ である(丙B91[55頁])とされているから、同じ地点にお

ける本件津波の波圧は、試算津波の2倍近いものということができ、さらに、geは、本件津波が比較的ゆったりとした長周期の波と勢いのある短周期の波が重畳し、短周期の波が長周期の波に乗るといった現象が波形として観測された史上初の津波であり、短周期の波において支配的な動圧の作用により全体として巨大な波力が生み出されたと考えられている(丙B91)というのであって、波圧について本件津波と試算津波との間に差異がないとする控訴人らの主張は採用できない。

ウ 津波の流況について、控訴人らは、試算津波が本件原発敷地南側からのみ遡上するのに対し、本件津波は東側からも遡上したという違いがあるが、1～3号機付近で最大の浸水深となった時点では、東側全面においても、南側から北側への海水の流れが支配的であり、東側から遡上する流れの影響を最も受けた1号機周辺でも、その影響は限定的であることを主張する。

しかしながら、被控訴人東電作成の報告書(丙B367)によれば、本件津波は、当初は本件原発敷地南側から遡上したが、その後、東側からも遡上して南側からの津波と合流し、1号機及び2号機の各タービン建屋東側周辺並びに3号機タービン建屋北東部においては、東側からの遡上波が支配的であり、1号機、2号機及び4号機の各タービン建屋東側では浸水深が約4～5m程度に達したことが認められる。したがって、本件原発敷地東側からの遡上波の影響が限定的であったということはできず、本件津波と試算津波の流況に差異はないとはいえない。

エ 本件長期評価で示された見解は、三陸沖北部から房総沖の日本海溝寄りの領域のどこでもマグニチュード8クラスのプレート間大地震が発生する可能性があり、この領域で発生する津波地震の津波マグニチュードは8.2前後と推定していたものであるところ、本件地震はマグニチュード9.0であり、本件津波の津波マグニチュードは9.1とされているから、本件津波は、試算津波よりはるかに規模も大きく、本件地震で動いた海水量が、平成20年試算で使用された明治三陸地震による海水量の約10倍であったことは上記のとおりであるから、その規模や波力の点において、試算津波をはるかに上回るものであったということができる。

(6) 上記のとおり、試算津波に対する防護措置としては、本件原発敷地南側に防潮堤等を設置することになった蓋然性が高く、非常用電源の水密化や高所配置等の措置が試算津波からの防護を目的として取られる蓋然性は低かったものであるところ、本件津波は、本件原発敷地南側からのみならず、東側からも遡上し、試算津波からの防護措置として想定される本件原発敷地南側の防潮堤が存在していたとしても、本件事故の際の浸水を防ぐことができず、本件事故当時と同程度の浸水深に至った可能性が高いものといえる。そして、本件津波は、試算津波をはるかに上回る規模及び波力であったものといえるから、試算津波を前提とした防護措置により、本件津波による被害を回避できなかった可能性が高いものというべきである。

したがって、仮に、平成14年当時、平成20年試算と同様の試算が行われ、本件長期評価で示された見解を前提とすれば、試算津波が本件原発敷地に到来する可能性があることが予見でき、経済産業大臣が電気事業法40条に基づく規制権限を行使して、試算津波による事故を防ぐための適切な措置を講ずることを被控訴人東電に義務付け、被控訴人東電がその義務を履行していたとしても、本件津波による本件事故を回避することができなかった可能性が高いものといわざるを得ない。

5 上記のとおりであるから、経済産業大臣が、電気事業法40条に基づく規制権限を行使して、本件長期評価で示された見解を前提とした技術基準改善命令を発しなかったことが、国賠法1条1項の適用上違法であるとする控訴人らの被控訴人国に対する請求は理由がない。

#### 第4 被控訴人国のSA対策及びSBO対策に係る規制権限の不行使の違法性について

実用発電用原子炉施設について、施設定期検査の際に用いる技術上の基準に適合しないことを根拠として原子炉施設の保安のために必要な措置を執るよう命令を出すことは電気事業法

40条の規定に委ねられていると解されており、後にSBOないしSA対策と位置付けられる措置であるとしても、求められる技術水準として備えるべきものが、原子炉施設の保安のために必要な措置であれば、電気事業法40条に基づく技術基準適合命令を発出することができるものと解されることは上記のとおりである。

しかしながら、控訴人らは、SA対策の基礎となる予見の対象を、設計基準事象を超える事象により、設計段階で想定する手段では炉心の冷却等を行うことができなくなる状態あるいは全交流電源喪失状態が発生することであり、これを予見することができたと主張するが、SAとしては、原子炉施設の運営や周辺環境等様々な要因により発生する種々の事態が想定され、上記のような抽象的なSAを予見可能性の対象として、これに対する対策を講じるよう規制権限を行使すべき具体的な作為義務の存在を判断することはできないから、控訴人らの主張は失当である。

また、控訴人らは、本件事故による損害の賠償を求めているから、経済産業大臣の作為義務の不行使により、控訴人らが損害を被ったことを主張するものと解されるところ、試算津波に対する防護措置により本件津波による本件事故が回避できなかった可能性が高いことは上記のとおりであるから、SA対策及びSBO対策に係る規制権限の不行使が国賠法1条1項の適用上違法であるとする控訴人らの請求は理由がない。」

4 争点第4（被控訴人国の本件事故発生後の対応によって、控訴人らの被控訴人国に対する損害賠償請求権が発生したか）及び争点第5（被控訴人東電と被控訴人国は、共同不法行為責任を負うか）について

争点第4（被控訴人国の本件事故発生後の対応によって、控訴人らの被控訴人国に対する損害賠償請求権が発生したか）及び争点第5（被控訴人東電と被控訴人国は、共同不法行為責任を負うか）についての判断は、原判決の「事実及び理由」欄の「第3部 当裁判所の判断」の第5節及び第6節に記載のとおりであるから、これを引用する。

第5 争点第6についての判断

#### 1 認定事実

争点第6（損害）に関する認定事実は、次のとおり補正ないし付加するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第3部 当裁判所の判断」の第7節に記載のとおりであるから、これを引用する。

（原判決の補正ないし付加）

（1） 原判決238頁22行目から239頁3行目末尾までを次のとおり改める。

「1 控訴人ら（原判決がされる以前に死亡し、別紙1「控訴人目録」の控訴人番号が空欄の原告らを含む。ただし、本件地震発生時に出生していなかった別紙5「被控訴人東電の主張の要旨」の別紙5「被控訴人東京電力が控訴人らに対して実施した賠償の状況について（令和5年6月30日時点）」（以下「被控訴人東電の賠償状況一覧表」という。）の「事故時の住所」欄に「（事故後の平成 年 月 日出生）」と記載された者及び控訴人1-1-3を除く。）は、本件地震発生時、被控訴人東電の賠償状況一覧表の「事故時の住所」欄各記載の場所に居住していたことが別紙1「控訴人目録」の「発生時住所地（証拠：甲D等）」欄掲記の各証拠により認められる。

そして、控訴人1-1-3は、本件地震発生時、被控訴人東電の賠償状況一覧表の「事故時の住所」欄記載の場所に滞在していた（甲D1の1の2）。」

（2） 原判決243頁14行目及び246頁13行目の各「25-2」をいずれも削る。

（3） 原判決252頁19行目末尾に改行して次のとおり加える。

「エ 令和2年の年次報告書（乙B102）

UNSCLEARは、本件事故による放射線被ばくのレベルと影響及びその情報がもたらす

影響に関して、平成25年の年次報告書及びその後の白書の刊行後、概ね令和元年末までに入手可能なすべての科学的情報を取りまとめ、平成25年の報告書に掲載された知見と結論に及ぼす影響を評価し、公衆が受けた被ばく線量の推定値を検証、修正し、健康被害についての見解を更新することなどを目的として、令和2年の年次報告書を令和4年3月に公表した。

同報告書では、自治体と都道府県の平均線量の推定範囲の上限値が平成25年の年次報告書で提示した推定範囲の上限値と比較すると、事故直後1年間における実効線量では最大数十%低く、事故直後1年間の甲状腺線量では最大で約2分の1に低減されると更新されているとし(70頁181項)、一般的に、ほとんどの個人が平均被ばく線量より約10分の1から数倍の範囲内の線量を受けており、より多くの人々が平均値を上回るよりむしろ平均未満であると推定されたことを示している(71頁182項)とした。

また、統計的検出力の分析では、考慮したいかなる年齢層においても、放射線被ばくから推測が可能な甲状腺がんの過剰リスクはおそらく識別できる可能性がないだろうと示唆されている(91頁245項)とし、被ばくした小児の間で相当数の甲状腺がんが検出されているが、増加が放射線被ばくと関係しているようには見えず、むしろ、高感度の超音波検診法の適用の結果のように見えるとし、甲状腺がん発生の他の特徴が、チェルノブイリ事故の場合と異なり、以下の放射線病因性によく合致していないとして、5歳未満までに被ばくした人々には甲状腺がんの過剰が観察されず、1fや他の放射線調査のように被ばく後4年から5年に始まるというより、本件事故に伴う被ばく後の1年から3年以内に甲状腺がんが観察されていることを指摘している。(91頁246項)

そして、大規模な放射能事故後の放射線被ばくに引き続き高感度の超音波甲状腺検診の結果を解釈するには注意が必要であり、高感度の超音波検診は、臨床症状が発現した後に検出されるだろう症例よりもずっと多くの甲状腺がんの症例を検出するという有力なエビデンスがある(92頁250項)としている。

日本放射線影響学会放射線災害対応委員会は、令和2年報告書が、福島県での甲状腺がんの検出割合は過去の研究で報告されていた頻度よりも明らかに高いが、甲状腺被ばく線量が最大でも100ミリグレイ(100ミリシーベルト)よりもかなり低いこと、本件事故時に幼児であった子供らに経年的に明確な増加はみられないこと、韓国等の他国で報告されている集団超音波検査による甲状腺がん検出頻度の大幅な上昇と矛盾しないことなどの理由から、福島県の調査で診断されている甲状腺がん(あるいはその疑い)の症例は、放射線被ばくの影響によるものではなく、感度が向上した超音波検査によって生涯発症しないがん(潜在がん)を診断した過剰診断の可能性が高いと指摘されているとの取りまとめを発表した(乙B103)。」

(4) 原判決306頁3行目末尾に改行して次のとおり加える。

「6 中間指針第五次追補について(乙C295。以下では頁番号のみ記載する。)

原陪審は、中間指針第四次追補の決定・公表以降の被控訴人東電による直接賠償や、ADRセンターによる和解の仲介による賠償が進展したこと、令和4年3月の最高裁判所決定により被控訴人東電の損害賠償額に係る部分が確定した高等裁判所の7件の判決において認定された精神的損害に対する慰謝料の考え方や金額が、中間指針が示す目安と異なる部分があることや、判決間でも相違が認められることから、法律の学識経験者から任命した専門委員による調査・分析を行い、同年11月10日に提出された最終報告を踏まえ、指針の見直し等に当たり、同年12月20日に中間指針第五次追補を策定した。

中間指針第五次追補では、本件事故に特有の事情を十分に考慮し、過酷避難状況による精神的損害、生活基盤の喪失・変容による精神的損害、相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害及び自主的避難等に係る損害等について、これまでの指針に加えて損害の範囲等を示すとともに、総括基準のうち、精神的損害の増額事由について示すこととしたとされている(3頁)。

(1) 政府による避難指示等に係る損害について(4頁)

ア 過酷避難状況による精神的損害(4~9頁)

本件事故発生時に避難区域(政府が原子力災害対策特別措置法に基づいて各地方公共団体の長に対して住民の避難を指示した区域。本件原発から半径20km圏内又は福島第二原発から半径10km圏内。)におり、同区域外への避難のための立退き及びこれに引き続く同区域外の滞在を余儀なくされた者について、放射線に関する情報が不足する中で、被ばくの不安と今後の展開に関する見通しも示されない不安を抱きつつ、着の身着のまま取るものも取り敢えずの過酷な状況の中で避難を強いられたこと(過酷避難状況)による精神的苦痛の賠償として、第1期(本件事故発生から6か月間)の精神的損害額に、本件原発から半径20km圏内又は福島第二原発から半径8km圏内については一人30万円、福島第二原発から半径8~10km圏内で、かつ本件原発から半径20km圏外については、一人15万円を加算する。

イ 避難費用、日常生活阻害慰謝料及び生活基盤喪失・変容による精神的損害(9~18頁)

(ア) 避難費用及び日常生活阻害慰謝料

1 帰還困難区域又はf1町若しくはfj町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域内に住居があった避難者については、特段の事情がある場合を除き、平成30年3月末まで(85か月間)を賠償の対象となる期間の目安とし、日常生活阻害慰謝料は一人月額10万円を目安とする。

2 1を除く居住制限区域及び避難指示解除準備区域については、特段の事情がある場合を除き、平成30年3月末まで(85か月間)を賠償の対象となる期間の目安とし、日常生活阻害慰謝料は一人月額10万円を目安とする。

3 緊急時避難準備区域については、特段の事情がある場合を除き、平成24年8月末まで(gi町の区域については平成30年3月末まで)を賠償の対象となる期間の目安とし、日常生活阻害慰謝料は一人月額10万円を目安とする。

(イ) 生活基盤喪失・変容による精神的損害

1 (ア) 1の区域については、生活基盤喪失による精神的損害として、一人700万円を目安とする。

2 (ア) 2の区域については、生活基盤変容による精神的損害として、一人250万円を目安とする。

3 (ア) 3の区域については、生活基盤変容による精神的損害として、一人50万円を目安とする。

ウ 相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害(18~23頁)

本件事故発生時に計画的避難区域又は特定避難勧奨地点に住居があった者は、安心できる生活空間を享受する利益を一定期間にわたり侵害されたものと認められ、その侵害により生ずる健康不安を基礎とする精神的損害の賠償として、本件事故発生から平成23年12月末までを賠償の対象となる期間として、1 子供及び妊婦については60万円(一人月額6万円)を、2 その他の者については30万円(一人月額3万円)を目安とする。

エ 精神的損害の増額事由(23~31頁)

(ア) 日常生活阻害慰謝料(一人月額10万円)について、避難等対象者において以下の事由があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいと認められる場合には、目安とされた額よりも増額する。

1 要介護状態にあること

2 身体又は精神の障害があること

3 1又は2の者の介護を恒常的に行ったこと

- 4 乳幼児の世話を恒常的に行ったこと
- 5 妊娠中であること
- 6 重度又は中等度の持病があること
- 7 6の者の介護を恒常的に行ったこと
- 8 家族の別離、二重生活等が生じたこと
- 9 避難所の移動回数が多かったこと
- 10 避難生活に適応が困難な客観的事情であって、上記の事情と同程度以上の困難さがあるものであったこと

(イ) 1 から 3 までの事由があると認められる場合における具体的な損害額の算定方法は、一人月額3万円の増額を目安とする。

3の事由が認められる場合において複数の介護者がいるときは、主たる介護者を賠償の対象とする。

(ウ) 4の事由があると認められる場合における具体的な損害額の算定方法は以下のとおりとし、同じ乳幼児について複数の者が世話をしていた場合には、主として世話をしていた者を賠償の対象とする。

満3歳に満たない者の世話を恒常的に行っていた者

一人月額3万円の増額を目安とする。

満3歳以上小学校就学前の幼児の世話を恒常的に行っていた者

一人月額1万円の増額を目安とする。

(エ) 5の事由があると認められる場合における具体的な損害額の算定方法は、本件事故発生時に妊娠していた者については、その妊娠月齢にかかわらず一時金として30万円の増額を目安とし、本件事故発生後に妊娠した者については、妊娠期間中月額3万円の増額を目安とする。

(オ) 6 から 10 までの事由があり、かつ、通常の避難者と比べてその精神的苦痛が大きいと認められる場合における具体的な損害額の算定方法は、個別具体的な事情に応じて、ADRセンターの賠償実務を踏まえ、増額する。

(2) 自主的避難等に係る損害について(31頁)

ア 対象区域、対象者及び損害項目は、中間指針追補(乙C1の2)と同じ

イ 上記具体的な損害額(35~40頁)

(ア) 本件事故発生から平成23年12月末日までの損害として 1 子供及び妊婦については一人40万円、 2 その他の自主的避難等対象者については一人20万円を目安とし、 2 についてアの損害項目で賠償されたものがあれば、第一次追補で示した目安の8万円を含め、控除することができる。

(イ) 平成24年1月以降に関しては、子供及び妊婦については、個別の事例又は類型毎に、放射線量に関する客観的情報、避難指示区域との近接性等を勘案して、放射線被爆への相当程度の恐怖や不安を抱き、また、その危険を回避するために自主的避難を行うような心理が、平均的・一般的な人を基準としつつ、合理性を有していると認められる場合には賠償の対象となる。賠償の対象となる場合、損害項目は原則として上記のとおりとし、具体的な損害額については、本指針の趣旨を踏まえ、かつ、当該損害の内容に応じて、合理的に算定するものとする。」

(5) 原判決308頁3行目末尾に改行して、次のとおり加える。

「4 被控訴人東電の追加の賠償基準(中間指針第五次追補を踏まえたもの)(甲C213の1~3、乙C303)

被控訴人東電が中間指針第五次追補等を踏まえ策定し、令和5年3月27日までに公表した追加の賠償基準の内容は、次のとおりである。

(1) 過酷避難状況による精神的損害

本件事故発生時に生活の本拠が、本件原発から半径20kmの区域にあり、避難した者について、本件事故発生から6か月間(第1期)を対象期間として、一人30万円、福島第二原発から半径8~10km圏内で本件原発から半径20km圏外の区域にあり、避難した者について、避難指示が出ていた期間(本件事故発生から2か月間)を対象期間として、一人15万円をそれぞれ追加賠償する。

(2) 避難費用、日常生活阻害慰謝料及び生活基盤喪失・変容による精神的損害

ア 本件事故時点の生活の本拠が、帰還困難区域又はf1町若しくはfj町の居住制限区域若しくは避難指示解除準備区域内にあった者については、1 日常生活阻害慰謝料として、平成23年3月から平成30年3月末までを対象期間とし、一人月額10万円を損害額とするため、従前の対象期間が平成29年5月まで(75か月間)であったのを、平成30年3月末まで(10か月間)延伸し(合計85か月間)、100万円を追加賠償する。2 生活基盤喪失・変容による精神的損害については、すでに同様の損害を賠償しているため、追加賠償はない。

イ 本件事故時点の生活の本拠が、居住制限区域及び避難指示解除準備区域(f1町もしくはfj町を除く)にあった者については、1 日常生活阻害慰謝料として、一人850万円とされていたことについては変更はなく、2 生活基盤喪失・変容による精神的損害として、一人250万円を追加賠償する。

ウ 本件事故時点の生活の本拠が緊急時避難準備区域(gi町を除く)にあった者については、生活基盤喪失・変容による精神的損害として、一人50万円を追加賠償する。

エ 生活基盤変容に準じる精神的損害として、本件事故前に親が構築した生活基盤による養育を受けることができなかったことを踏まえ、本件事故後に出生した者について、次の賠償を行う。

(ア) 本件事故時点の生活の本拠が居住制限区域又は避難指示解除準備区域(f1町若しくはfj町を除く)にあった者を親とし、本件事故から平成29年3月末までに出生し、かつ、その親と避難生活を共にした者について、出生月から平成29年3月末までを対象期間として月額3万円

(イ) 本件事故時点の生活の本拠が緊急時避難準備区域(gi町を除く)にあった者を親とし、本件事故から平成23年9月末までに出生し、かつ、その親と避難生活を共にした者について、出生月から平成23年9月末までを対象期間として 月額3万円

(3) 健康不安に基礎を置く精神的損害

本件事故時点の生活の本拠が、計画的避難区域もしくは特定避難勧奨地点にあった者又は本件原発から20km圏内にあった者のうち、避難等で計画的避難区域に一定期間滞在した者に対し、本件事故発生から平成23年12月末までの間の損害として、1 子供(上記期間に18歳以下であった者)及び妊婦(上記期間に妊娠していた期間がある者)については60万円(ただし、40万円を支払い済みの場合はその差額)を、2 その他の者については30万円(ただし、8万円を支払い済みの場合はその差額)をそれぞれ追加賠償する。

(4) 精神的損害の増額事由

避難等対象者において次の事情により通常の避難者よりも大きく受けた日常生活阻害の精神的損害について、各記載の金額を追加賠償する。なお、1 2 6 の事由に重複して該当する場合は、いずれか一つについて賠償し、3 4 7 について、同一の対象者に対し複数人で介護・世話をした場合は、介護・世話をした者の人数で按分した額を支払う。1人で複数人の介護又は乳幼児の世話をを行った場合は、人数に応じて加算し、1人で3人以上の介護・世話をした場合は、3人目以降の損害額は、対象となる増額事由の金額の低い順から半額にして加算する。

1 要介護状態にあることにつき、介護保険被保険者証により介護等級5～1の認定を受けていることが確認できる者について、日常生活阻害慰謝料の賠償対象期間のうち増額事由に該当する期間につき月額3万円

2 身体又は精神の障害があることにつき、身体障害等級1～6級の認定又は精神障害等級1～3級の認定を受けていることが確認できる者について、日常生活阻害慰謝料の賠償対象期間のうち増額事由に該当する期間につき、月額3万円

3 1又は2の者の介護を恒常的に行ったことにつき、1又は2の対象となる者の介護者について、日常生活阻害慰謝料の賠償対象期間のうち増額事由に該当する期間につき、月額3万円

4 乳幼児の世話を恒常的に行ったことにつき、日常生活阻害慰謝料の賠償対象期間のうち増額事由に該当する期間について、満3歳未満の乳幼児の世話をしていた者は月額3万円、満3歳以上小学校就学前の幼児の世話をしていた者は月額1万円

5 妊娠中であることにつき、本件事故時点で妊娠していた者は一時金として30万円、本件事故以降に妊娠した者は、日常生活阻害慰謝料の賠償対象期間のうち増額事由に該当する期間につき月額3万円

6 重度又は中等度の持病があることにつき、厚生労働省の定める特定疾病、特発性血小板減少性紫斑病、ベーチェット病、透析治療を要する慢性腎不全のいずれかを有する者で、1及び2に該当しない者については日常生活阻害慰謝料の賠償対象期間のうち増額事由に該当する期間につき、月額3万円

7 6の者の介護を恒常的に行ったことにつき、6の対象となる者の介護者については、日常生活阻害慰謝料の賠償対象期間のうち増額事由に該当する期間につき、月額3万円

8 家族の別離、二重生活等が生じたことにつき、避難生活に伴い、18歳以下の者が親との別離を余儀なくされた場合、日常生活阻害慰謝料の賠償対象期間のうち増額事由に該当する期間につき、0歳から12歳の者については月額3万円、13歳から15歳の者については月額2万円、16歳から18歳の者については月額1万円

9 避難所の移動回数が多かったことにつき、本件事故時点の生活の本拠が本件原発から半径20kmの区域にあり、平成23年5月以降6回以上避難所に移動した者及び福島第二原発から半径8～10kmまでの区域のうち、本件原発から半径20kmの区域外にあり、上記同月以降6回以上避難所に移動した者については、対象期間を同月以降日常生活阻害慰謝料の賠償対象期間として、上記以外で本件事故以降6回以上避難所に移動した者については、対象期間を日常生活阻害慰謝料の賠償対象期間として、いずれも一時金として5万円

10 避難生活に適応が困難な客観的事情であって、上記の事情と同程度以上の困難さがあるものがあつたことにつき、これに該当する者については、個別事情に応じて対応。

(5) 自主的避難等に係る損害

以下の金額を追加賠償する。

ア 本件事故時点における生活の本拠が自主的避難等対象区域にあり、自主的避難等対象区域外に自主的に避難し、又は自主的避難等対象区域に滞在した者のうち、子供及び妊婦以外の者について、20万円(ただし、既に賠償額8万円、追加的費用の賠償額4万円を支払済みの場合は、これを控除した残額)

イ 本件事故時点における生活の本拠が避難等対象区域(計画的避難区域・特定避難勧奨地点を除く)にあつた者のうち、同区域または自主的避難等対象区域に避難又は滞在した者について、20万円(ただし、既に賠償額4万円を支払済みの場合は、これを控除した残額)

ウ 子供及び妊婦については、変更はない。

(6) まとめ

追加した賠償基準を含めた被控訴人東電の賠償基準による賠償額は、精神的損害の増額事由を考慮しない場合、次のとおりとなる。

ア 本件事故時点の生活の本拠が、帰還困難区域又は f l 町・ f j 町の居住制限区域もしくは避難指示解除準備区域にあった者 1 5 8 0 万円

イ 本件事故時点の生活の本拠が、居住制限区域又は避難指示解除準備区域 ( f l 町・ f j 町を除く ) にあった者 1 1 3 0 万円

ウ 本件事故時点の生活の本拠が、特定避難勧奨地点にあった者  
( 子供・妊婦以外の者 )

(ア) f o 市 5 2 0 万円

(イ) g j 村 2 8 0 万円

(ウ) f m 市 2 8 0 万円

(子供・妊婦)

(ア) f o 市 5 5 0 万円

(イ) g j 村 3 1 0 万円

(ウ) f m 市 3 1 0 万円

エ 本件事故時点の生活の本拠が、緊急時避難準備区域にあった者福島第二原発から 8 ~ 1 0 k m 圏内を除く区域 2 3 0 万円

オ 本件事故時点の生活の本拠が、屋内退避区域及び f o 市の一部地域内にあった者

(ア) 子供・妊婦以外の者 9 0 万円

(イ) 子供・妊婦 1 2 2 万円

カ 本件事故時点の生活の本拠が、自主的避難等対象区域にあった者

(ア) 子供・妊婦以外の者 2 0 万円

(イ) 子供・妊婦 4 8 万円 (平成 2 4 年 8 月 3 1 日までの精神的損害等に対する賠償額のみ) 」

( 6 ) 原判決 3 0 8 頁 4 行目末尾に改行して「 1 平成 3 1 年 3 月 4 日時点までの受領額について」と加え、 1 5 行目末尾に改行して次のとおり加える。

「 2 平成 3 1 年 3 月 5 日以降の受領額について

被控訴人東電が、令和 3 年 4 月 1 日以降に賠償金の支払をした控訴人らのうち、世帯番号 1 - 1、 1 - 1 0、 1 - 2 9、 1 - 4 3、 1 - 5 7、 1 - 6 0、 2 - 9、 2 - 1 7、 2 - 3 6、 2 - 4 4、 2 - 4 8、 2 - 4 9、 2 - 5 5、 3 - 2、 3 - 2 5、 3 - 6 8、 3 - 7 2 の各世帯に属する控訴人らが、令和 3 年 4 月 1 日以降被控訴人東電の主張に係る賠償額を受領したことは被控訴人東電との間で争いがない。

また、証拠 (乙 C 3 0 4、乙 E 2 の 5 0 の 1・2、 3 の 4 1 の 1、 3 の 5 7 の 1 ) 及び弁論の全趣旨によれば、上記を除く控訴人ら及び被控訴人東電の賠償状況一覧表に記載された訴外の者に対し、平成 3 1 年 3 月 5 日以降令和 5 年 6 月 3 0 日までの間に、被控訴人東電がそれぞれ賠償金の支払をしたことが認められるから、被控訴人東電の賠償状況一覧表に記載された控訴人ら ( 原判決がされる以前に死亡し、別紙 1 「控訴人目録」の控訴人番号が空欄の原告らを含む。 ) 及び訴外の者に対する被控訴人東電の支払額は、同「賠償額合計」欄記載のとおりであると認めるのが相当である。 」

2 争点第 6 ( 損害 ) について

( 1 ) 基本的な考え方

ア 控訴人らは、原賠法に基づき、本件事故による放射線に起因する原子力損害のうち、精神的損害に対する賠償を求めているところ、上記認定事実のとおり、本件事故後、翌 1 2 日までは、内閣総理大臣が原災本部長として、本件原発の半径 2 0 k m 圏内の住民などに順次

避難を指示し、同月21日以降、1年以内に積算線量が年20mSvに達するおそれの有無などを勘案して警戒区域や計画的避難区域等を指定したものである。したがって、避難指示の対象となった住民は、本件事故直後で情報も十分ではない状態で、被ばくの不安やその後の見通しが明らかではない不安を抱えながら、取るものも取り敢えず避難を強いられたもので、その避難状況は過酷なものであったといえる。また、その後、警戒区域や避難指示区域等の指定がされたから、当該区域内の住民は、それまで平穏な生活を営んでいた生活の本拠を離れて避難した後、戻ることができず、あるいは、戻ることができるまでに相当期間を要するなど、居住・移転の自由を侵害されたものであり、平穏な日常生活が阻害され、それまでに築いた地域社会におけるつながりを含む生活基盤を喪失し、あるいは地域社会との関係が変容することとなったものといえる。さらに、相当量の放射線量が計測された地域に一定期間滞在した住民もあり、放射線被ばくの健康への影響は必ずしもすべてが解明されているものではないから、その程度には差があるものとはいえ、健康への不安が生じ、これが直ちに解消されない場合も相応に存在していたものといえる。

本件原発周辺の住民は、これら様々な理由による精神的な苦痛を被ったものといえ、その内容は、それぞれが置かれた状況に加え、家族の状況などにより違いがあるものの、それぞれの地域における放射線量や積算線量の見通し等により、避難指示や警戒区域・避難指示区域等の指定が地域ごとにされたことから、各住民が生活の本拠を置いていた地域ごとに、上記のような様々な原因による精神的苦痛のうち、実際に被った精神的苦痛の内容ないし程度には違いがあるものというべきであり、他方で、同じ地域内に居住していた住民にはある程度の共通性があるものといえることができる。

イ 控訴人らは、被侵害利益として、放射線汚染のない環境下で生命・身体を脅かされずに生活する権利、居住・移転の自由、人格発達権、「包括的生活利益としての平穏生活権」を主張しており、その内容は上記(1)で精神的苦痛の理由として認められる事情と概ね同様であるものと解されるが、控訴人らは、政府による避難区域の区割りが合理的なものではなく、避難に伴う生活実態は同一であり、低線量被ばくによる健康被害のメカニズムは解明されておらず、放射線量の多寡にかかわらず、健康被害が生じるリスクはあり、いずれの控訴人も健康被害に対する不安を背負い続けることになることから、全ての控訴人に対し、同額の慰謝料が認められるべきであると主張する。

しかしながら、同様に避難し、生活の本拠とは別の場所に居住することになったとしても、避難指示により避難を余儀なくされ、その後も帰還することを制限されている場合とそうでない場合とで被った精神的苦痛が同等であるということは困難である。また、避難指示や警戒区域・避難指示区域等の区割りが、当該地域の放射線量や年間積算線量20mSvを基準とするものであることは上記認定のとおりであるところ、ICRPが、緊急時被ばく状況における線量の参考レベルを、予測線量20mSvから100mSvのバンドの中にあるとしており、100mSvを下回る放射線量において、確率的影響の発生の増加は低い確率であり、バックグラウンド線量を超えた放射線量の増加に比例すると仮定するLNTモデルが放射線被ばくのリスクを管理する最もよい実用的なアプローチであり、予防原則にふさわしいと考えるとする一方、このモデルの根拠となっている仮説を明確に実証する生物学的、疫学的知見がすぐには得られそうにないとしていること、低線量被ばくWGが、国際的な合意では、放射線による発がんのリスクは、100mSv以下の被ばく線量では、他の要因による発がんの影響によって隠れてしまうほど小さいため、放射線による発がんリスクの明らかな増加を証明することは難しいとされており、年間20mSvの被ばくを前提とした場合の健康リスクは、喫煙、肥満、野菜不足等の他の発がん要因によるリスクより低いとしていることも上記認定のとおりであり、年間積算線量20mSvを基準としてなされた上記避難指示や警戒区域・避難指示区域等の区割りが不合理なものであるということとはできない。

したがって、避難指示の有無、警戒区域や避難指示区域等の指定の存否及び放射線量の多寡に関わらず、すべての控訴人が被った精神的損害に対する慰謝料が同一額であるということとはできないから、控訴人らの主張は採用できない。

ウ 中間指針等について、平成23年4月に、原賠法に基づき、文部科学省に原賠審が設置され、原賠審が、原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的指針（原賠法18条2項2号）として中間指針と第五次までの追補を公表していることは上記のとおりである。原賠審は、法学者及び放射線医学等の専門家により構成されており（乙C2）、中間指針等は、最も平均的な、共通している部分を賠償額として示すという考え方に基づき（乙C298[10頁]）、「裁判をすれば・・・どのくらいの額が認容されるであろうか・・・つまり最も合理的に算定した場合に共通して認容されるであろう額を示して、それを賠償の指針にするという趣旨で当初はつくられて」いた（乙C299[44・45頁]）とされ、その議事録は公開されているほか、中間指針等においても策定の理由や具体的な考え方を説明しているものであって、その内容も特に不合理なものとは認められない。そして、避難区域等の見直しや自主的避難の実態、避難指示の長期化などを踏まえ、損害類型や損害の範囲等に加え、自主的避難に対する考え方、避難区域等の見直しや避難指示の長期化に伴う具体的損害の期間や損害額の目安を中間指針等として公表したものであり（乙C1の1～4）、特に、第五次追補（乙C295）は、本件事故による集団訴訟について確定した7件の控訴審判決について、法律の学識経験者から任命した専門委員による調査・分析を行い、その最終報告を踏まえて作成されたものであることは上記のとおりである。中間指針等の考え方は、不法行為による損害賠償請求の一般的な考え方であって合理性を有するものであり、第五次追補までに示された精神的損害の原因には、（1）において、本件原発周辺の住民が本件事故により被ったものといえる精神的な苦痛の原因となる事情が含まれており、控訴人らが被った精神的損害が同一であるとはいい難いとしても、本件事故による精神的損害に対する賠償額を認定するにあたり、中間指針等に示された考え方を参考として検討し、判断するのが相当である。

エ 以上のとおりであるから、本件原発周辺の住民は、生活の本拠を置いていた地域ごとに実際に被った精神的苦痛の内容ないし程度には違いがあるものというべきであり、他方で、同じ地域内に居住していた住民にはある程度の共通性があるものということができ、生活の本拠の周辺コミュニティとして考慮すべき地域の範囲は、通常は、市町村単位を超えることはないものというべきであるから、控訴人らが被った精神的損害については、中間指針等に示された考え方も参考として、本件事故発生時における生活の本拠である市町村ごとに判断するのが相当である。

（2）発生時住所地等が福島県f j 郡f k 町及びf l 町にある控訴人ら（別紙1「控訴人目録」の「控訴人区分」欄の記載が1の者）について

#### ア 損害の発生

本件事故発生当時、控訴人1-50-1及び2はf k 町に、控訴人3-8-1及び2はf l 町にそれぞれ居住していたことは上記認定のとおりであるところ、f k 町及びf l 町はいずれも、本件事故に際し、避難指示区域となり、後に帰還困難区域に指定されたから、上記控訴人らは、本件事故直後で情報も十分ではない状態で、被ばくの不安やその後の見通しが明らかではない不安を抱えながら、着の身着のまま取るものも取り敢えず避難を強いられ、その避難状況は過酷なものであった上、その後、平穏な生活を営んでいた生活の本拠に戻ることができず、新たな場所で生活を再建することを余儀なくされたから、居住・移転の自由を侵害されたものであり、平穏な日常生活が阻害され、それまでに築いた地域社会とのつながりを含む生活基盤を喪失したものといえる。

#### イ 慰謝料の額

本件事故発生から既に10年以上が経過しており、現時点においても、生活の本拠であった発生時住所地等に帰還することができず、移転先での生活を余儀なくされていることに照らせば、上記の精神的な損害を含め、その精神的負担は大きいものというべきである。他方で、移転に伴う費用を含め移転先での生活の再建のために被った財産的損害については別途賠償が行われることから、上記の避難ないしその後の住居の移転等に伴い被った精神的損害のみを考慮して慰謝料を算定すべきである。

そして、本件事故後の状況を含む上記認定の事情を総合すると、上記控訴人らが被った様々な精神的損害を慰藉するためには、上記各控訴人それぞれについて、1580万円をもってするのが相当である。

#### ウ 被控訴人東電による弁済について

被控訴人東電は、被控訴人東電の賠償状況一覧表の「弁済の抗弁として主張する額の内訳」欄の「精神的損害」欄記載のとおり、精神的損害に対する賠償として、控訴人1-50-1及び2に対して各1450万円を、控訴人3-8-1及び2に対しては各1454万円を支払った。

(3) 発生時住所地等が福島県f m郡f n町にある控訴人ら(別紙1「控訴人目録」の「控訴人区分」欄の記載が2の者)について

#### ア 損害の発生

本件事故発生当時、控訴人1-42-1及び2、控訴人2-14-1から3、控訴人2-19-1から5はいずれもf n町に居住していたことは上記認定のとおりであるところ、上記控訴人らが避難指示等により避難を余儀なくされたわけではなく、通常人であればその場に留まることを選択することはなかったともいえないことについては、原判決311頁8行目から312頁4行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

したがって、上記控訴人らは、本件事故により居住・移転の自由を侵害されたということとはできない。

しかしながら、町の一部が計画的避難区域に指定され、その後、避難指示解除準備区域又は居住制限区域に変更されており、自主的避難等対象区域に生活の本拠があったとしても、本件事故直後には十分な情報がなかったことなどから、本件事故による放射線被ばくへの恐怖や不安を抱いたことには相当の理由があり、その危険を回避するため、避難を検討し、実行することはやむを得ないといえるし、避難しなかったとしても、上記恐怖や不安を抱いたものといえるから、上記控訴人らは、その程度は別として、平穏な生活を送る利益を侵害されたといえることができる。

なお、本件事故以前の自然界の放射線量と比較して高濃度の放射線量が観測されていることのみをもって、平穏な生活を送る利益を侵害され続けているといえないことは、原判決314頁14行目から315頁7行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

#### イ 慰謝料の額

(ア) 上記控訴人らの精神的損害を算定するに当たり参照すべき事情は、上記控訴人らについて居住・移転の自由が侵害されたということができないことのほか、原判決312頁20行目から313頁9行目までに記載のとおりであるからこれを引用する。

(イ) 上記事情に加え、平成23年9月30日には緊急時避難準備区域の指定が解除され、同年12月26日、原災本部が、同月16日には原子炉が安定状態を達成し、本件事故そのものが収束に至ったことが確認され、「放射性物質の放出が管理され、放射線量が大幅に抑えられている」というステップ2の目標達成と完了が確認されたと公表したこと、各自治体の空間放射線量が公表され、内部被ばく検査等も行われ、放射線被ばくによる健康影響についての様々な情報が提供されていたことなど上記認定の事情を考慮すると、本件事故により平穏な生活を送る利益を侵害された期間は平成23年12月末までというべきであり、上記控訴人ら

が、上記期間に平穏な生活を送る利益を侵害されたことによる精神的損害を慰藉するためには、子供・妊婦以外の者については、20万円をもってするのが相当である。

他方で、子供や妊婦は、放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識されており、それ以外の者に比べ、より大きな放射線被ばくに対する恐怖や不安を抱くものと推測されるから、特に考慮すべきであり、控訴人2-19-3から5は、本件事故後平成24年8月末までの間、18歳未満であったことが認められる(甲D2-19-1)から、その精神的損害を慰藉するためには48万円をもってするのが相当である。

#### ウ 慰謝料の増額事由について

控訴人らは、控訴人らそれぞれの個別事情を基にして慰謝料額を算定すべきであると主張しており、控訴人2-19-2は、中間指針第五次追補が、避難指示等対象区域の者の精神的損害の増額事由として掲げている事由について、自主的避難等対象区域においてもその根拠は妥当するから、その趣旨は尊重されるべきであるとしていることから、乳幼児の世話を恒常的に行ったことを増額事由として考慮すべきであると主張する。

なお、被控訴人東電は、控訴人らが、中間指針第五次追補へのあてはめをして慰謝料の増額に係る主張をしたことについて、当審の弁論終結の直前にされた新たな主張であり、中間指針第五次追補が令和4年12月20日に公表されているから、控訴人ごとのあてはめによる具体的主張が令和5年9月7日になったのは控訴人らの故意又は重過失に基づくもので、被控訴人東電の防御権の行使機会を一方的に奪うものであり、時機に後れた攻撃防御方法として、民事訴訟法157条1項に基づき却下されるべきであると主張する。しかしながら、控訴人らは、控訴人らの具体的な個別事情を指摘して、これを慰謝料の算定において考慮すべきであると原審や当審(控訴理由補充書(3))において主張しており、被控訴人東電が指摘する控訴審第16準備書面は、これを中間指針第五次追補が示した増額事由と関連づけて主張したにとどまるから、新たな主張をしたということはできず、時機に後れたものとはいえない。したがって、被控訴人東電の上記主張は採用できない。

そこで、控訴人2-19-4(平成17年(以下略)生)は、本件事故時点で5歳であり、控訴人2-19-5(平成23年(以下略)生)は、本件事故時点で0歳児であった(甲D2-19-1)から、その年齢に照らし、控訴人2-19-2は、本件事故当時、乳幼児の世話を恒常的に行っていたということが出来る。他方で、自主的避難等対象区域内に居住していた上記控訴人らについて、避難を余儀なくされたものではなく、居住・移転の自由が侵害されたということはいえないが、本件事故直後には十分な情報がなく、本件事故による放射線被ばくへの恐怖や不安を抱いたことには相当の理由があり、避難した者も避難しなかった者も同様に上記恐怖や不安を抱いたものといえ、平穏な生活を送る利益を侵害されたものというべきことは上記のとおりであり、避難者と避難しなかった者との間で慰謝料額に差異を生じさせることが合理的とはいえない。そして、本件事故により平穏な生活を送る利益を侵害された期間が平成23年12月末までというべきであることは上記のとおりであり、上記において考慮すべき事情によれば、子供や妊婦については別途考慮して慰謝料額を定めたことに鑑み、控訴人らが主張する個別の事情が存在することを考慮したとしても、上記恐怖や不安を抱き、平穏な生活を送る利益を侵害されたことによる精神的損害を慰藉するために必要な慰謝料額は、上記が相当であるというべきである。被控訴人東電の賠償基準(乙C13)によれば、平成23年12月末日までの避難について、18歳以下の者又は妊娠していた者を含む世帯について、特別に負担した費用に対する賠償をするとされていることに照らせば、控訴人2-19-2についても、上記子の年齢を理由として慰謝料額を増額すべきであるとはいえない。

#### エ 被控訴人東電による弁済について

被控訴人東電は、被控訴人東電の賠償状況一覧表の「弁済の抗弁として主張する額の内訳」欄の「精神的損害」欄記載のとおり、精神的損害に対する賠償として、控訴人1-42-

1及び2、控訴人2-14-1から3及び控訴人2-19-1及び2に対し、それぞれ8万円を控訴人2-19-3から5に対し、それぞれ48万円を支払った。

(4) 発生時住所地等が福島県f市にある控訴人らのうち、別紙1「控訴人目録」の「控訴人区分」欄に3(1)又は3(2)と記載されている者について

#### ア 損害の発生

本件事故発生当時、控訴人1-1-1及び2、控訴人1-13-1から4、控訴人1-28-1、控訴人1-29-1から5、控訴人1-31-1から6、控訴人1-51-1から3、控訴人2-4-1から4、控訴人2-15-1から3、控訴人2-44-1から4、控訴人2-46-1から5、控訴人3-10-1から4及び控訴人3-60-1がいずれもf市に居住していたが、控訴人1-1-3は茨城県gk市に自宅があり、f市に滞在していただけであったことは上記認定のとおりであり、f市が平成23年3月16日に避難を要請し、控訴人1-51-1から3の住所地等が特定避難勧奨地点に指定され、その余の控訴人らの住所地等が緊急時避難準備区域内にあったから、控訴人1-1-3を除く上記控訴人らが本件事故により、過酷な避難を余儀なくされ、居住・移転の自由を侵害されるとともに、平穏な生活を送る利益を侵害されたといえるが、控訴人1-1-3についてはこれを認めることができないことは、次のとおり補正するほかは、原判決の「事実及び理由」欄の「第3部 当裁判所の判断」の第8節の第4の1に記載のとおりであるから、これを引用する。

(原判決の補正)

(ア) 原判決317頁13行目の「上記原告らは、」の次に「本件事故直後で情報も十分ではない状態で、被ばくの不安やその後の見通しが明らかではない不安を抱えながら、着の身着のまま取るものも取り敢えず避難をすることになり、その避難状況は過酷なものであったというべきであって、f市が同年4月22日には自宅での生活が可能な者の帰宅を許容する見解を示したとしても、」を加える。

(イ) 原判決317頁18行目の「25-2、」を削る。

#### イ 慰謝料の額

(ア) 住所地等が緊急時避難準備区域にあった控訴人ら(別紙1「控訴人目録」の「控訴人区分」欄に3(1)と記載されている者。控訴人1-1-3を除く。)について

1 上記控訴人らの精神的損害を算定するに当たり参照すべき事情は、原判決の「事実及び理由」欄の「第3部 当裁判所の判断」の第8節の第4の2(1)アに記載のとおりであるからこれを引用する。

上記事情に加え、平成23年12月26日には原災本部が、同月16日に原子炉が安定状態を達成し、本件事故そのものが収束に至ったことが確認されたことを公表したほか、各自治体の空間放射線量が公表され、放射線被ばくによる健康影響についての様々な情報が提供されており、日常生活が阻害されていた期間はそれほど長期間ではないものの、本件事故後約6か月間、緊急時に避難を可能とする準備をすることが求められ、実際に避難した住民もあり、生活基盤の回復に一定の期間を要したものと推測されることを考慮すると、日常生活が阻害されていた期間は平成24年8月末までと認めるのが相当であり、この期間の上記控訴人らが本件事故によって被った精神的苦痛を慰藉するためには230万円をもってするのが相当である。

2 控訴人らは、個別事情を基に慰謝料を算定すべきであると主張し、特に、控訴人1-13-2、控訴人1-29-1から5、控訴人1-31-1から6、控訴人2-4-1、控訴人2-15-1から3、控訴人2-44-2、控訴人2-46-1から5及び控訴人3-10-2には、中間指針第五次追補が避難指示等対象区域の者の精神的損害(日常生活阻害慰謝料)の増額事由として掲げている事由が存在するから、慰謝料額の算定において考慮されるべきであると主張しているところ、被控訴人東電の時機に後れた攻撃防御方法として却下すべきであるとの主張が認められないことは(3)ウのとおりである。

控訴人らにはそれぞれ様々な個別事情があるとしても、その居住地の帰還困難区域等の指定や避難指示の有無、当該地域に想定される放射線量等により被る精神的苦痛は共通するものといえ、これに対する慰謝料の額を変更することを要するものではないと解される。

他方で、緊急時避難準備区域に指定され、子供や妊婦は、放射線への感受性が高い可能性があるとして一般に認識されていることから、避難を選択した世帯の中には、乳幼児や妊婦のいる世帯が多かったものと推測されるところ、乳幼児と共にする避難は、通常の避難者に比べ精神的苦痛が大きいものといえ、上記の放射線の感受性に関する認識に照らし、妊婦の精神的負担も相応に大きいものといえることができる。また、世帯全体で避難することが、様々な事情でできなかった場合に、子供は、両親とともに生活することができなくなり、これに伴う日常生活の阻害も相応に大きいものといえるから、中間指針第五次追補における指摘も踏まえ、控訴人らの個別事情の中でも上記の各事情については、慰謝料額の算定に当たり、別途考慮するのが相当である。そして、中間指針第五次追補を踏まえた被控訴人東電の賠償基準は、上記の事情により被る精神的苦痛に対する賠償額として相当であるものと認められるから、乳幼児の世話を恒常的に行った者に対し、満3歳未満の子につき一人月額3万円を、満3歳以上の未就学児につき一人月額1万円を加算し、本件事故発生時に妊娠していた場合に30万円を、本件事故発生後に妊娠した場合には妊娠期間中月額3万円をそれぞれ加算し、家族の別離、二重生活等が生じた世帯の子供に対し、0歳から12歳までの場合には月額3万円を、13歳から15歳までの場合は月額2万円を、16歳から18歳までの場合は月額1万円をそれぞれ加算するのが相当である。

3 後掲証拠及び弁論の全趣旨によると、以下の控訴人について、上記の事情を考慮した慰謝料額は以下のとおりである。なお、特に断らない限り、家族との別離、二重生活等が生じた世帯の子供については、平成24年8月末までかかる状態が続いていたものと認める。

a 控訴人1-13-2 342万円(甲D1-13-2)

控訴人1-13-2は、夫である控訴人1-13-1及び子である控訴人1-13-3と共に避難したものであるが、本件事故当時、妊娠しており、控訴人1-13-3(平成21年(以下略)生)は2歳であり、平成23年(以下略)に控訴人1-13-4が生まれたから、乳幼児の世話を恒常的に行っていたものといえる。したがって、本件事故当時妊娠中であつたことにより30万円、控訴人1-13-3の3歳までの期間につき33万円、3歳以上の期間につき7万円、控訴人1-13-4につき42万円の合計112万円を加算するのが相当である。

b 控訴人1-29-4 248万円(甲D1-29-1、弁論の全趣旨)

控訴人1-29-4(平成5年(以下略)生)は、本件事故当時17歳であり、父である控訴人1-29-2とは別に避難していたから、18万円を加算するのが相当である。

c 控訴人1-29-5 260万円(甲D1-29-1、弁論の全趣旨)

控訴人1-29-5(平成8年(以下略)生)は、本件事故当時15歳であり、控訴人1-29-4と同様に父である控訴人1-29-2とは別に避難していたから、15歳の間につき24万円、16歳以降について6万円の合計30万円を加算するのが相当である。

d 控訴人1-31-2 289万円(甲D1-31-1)

控訴人1-31-2は、子である控訴人1-31-3から5及び母である控訴人1-31-6と共に避難し、本件事故当時5歳の控訴人1-31-4(平成17年(以下略)生)及び1歳の控訴人1-31-5(平成21年(以下略)生)の世話を恒常的に行っていたものといえる。したがって、控訴人1-31-4の就学前までの期間につき13万円、控訴人1-31-5の3歳までの期間につき42万円、3歳以降の期間につき4万円の合計59万円を加算するのが相当である。

e 控訴人1-31-3 284万円(甲D1-31-1)

控訴人1-31-3(平成12年(以下略)生)は、本件事故当時10歳であり、父である控訴人1-31-1とは別に避難していたから、54万円を加算するのが相当である。

f 控訴人1-31-4及び5 各284万円(甲D1-31-1)

控訴人1-31-4及び5は、いずれも控訴人1-31-3と同様父である控訴人1-31-1とは別に避難していたから、それぞれ54万円を加算するのが相当である。

g 控訴人2-4-1 251万円(甲D2-4-1、弁論の全趣旨)

控訴人2-4-1は、本件事故当時6歳である控訴人2-4-3(平成16年(以下略)生)及び2歳である控訴人2-4-4(平成20年(以下略)生)と共に避難し、その世話を恒常的に行っていたものといえる。したがって、控訴人2-4-3の就学前までの期間につき1万円、控訴人2-4-4の3歳までの期間につき3万円、3歳以降の期間につき17万円の合計21万円を加算するのが相当である。

h 控訴人2-15-2 248万円(甲D2-15-1)

控訴人2-15-2は、本件事故当時3歳の控訴人2-15-3(平成20年(以下略)生)と共に避難し、その世話を恒常的に行っていたものといえるから、18万円を加算するのが相当である。

i 控訴人2-15-3 248万円(甲D2-15-1)

控訴人2-15-3は、両親と共に避難したが、平成23年5月から同年10月までの間、父である控訴人2-15-1が本件事故当時の自宅に戻り、別に生活していたから、その期間につき18万円を加算するのが相当である。

j 控訴人2-44-2 257万円(甲D2-44-1)

控訴人2-44-2は、夫である控訴人2-44-1、本件事故当時6歳の控訴人2-44-3(平成16年(以下略)生)及び2歳の控訴人2-44-4(平成20年(以下略)生)と共に避難し、控訴人2-44-3及び4の世話を恒常的に行っていたものといえる。したがって、控訴人2-44-3の就学前までの期間につき1万円、控訴人2-44-4の3歳までの期間につき12万円、3歳以降の期間につき14万円の合計27万円を加算するのが相当である。

k 控訴人2-46-2 303万円(甲D2-46-1)

控訴人2-46-2は、本件事故当時6歳の控訴人2-46-3(平成16年(以下略)生)、4歳の控訴人2-46-4(平成18年(以下略)生)及び0歳の控訴人2-46-5(平成22年(以下略)生)と避難していたから、その世話を恒常的に行っていたものといえる。したがって、控訴人2-46-3の就学前までの期間につき1万円、控訴人2-46-4につき18万円、控訴人2-46-5につき54万円の合計73万円となり、3人の子の世話を行っていたものであるが、控訴人2-46-3にかかる加算部分が1万円であることに鑑み、その全額を加算するのが相当である。

l 控訴人2-46-3から5 各284万円(甲D2-46-1)

控訴人2-46-3から5は、いずれも、父である控訴人2-46-1とは別に避難していたから、それぞれ54万円加算することが相当である。

m 控訴人3-10-2 302万円(甲D3-10-1)

控訴人3-10-2は、夫である控訴人3-10-1及び子である控訴人3-10-3及び4と共に避難したが、控訴人3-10-3(平成19年(以下略)生)は本件事故当時3歳であり、控訴人3-10-4(平成22年(以下略)生)は0歳であったから、その世話を恒常的に行っていたものといえる。したがって、控訴人3-10-3につき18万円、控訴人3-10-4につき54万円の合計72万円を加算するのが相当である。

4 控訴人1-1-3の精神的苦痛に対する慰謝料が31万2000円を超えることのないことは、原判決の「事実及び理由」欄の「第3部 当裁判所の判断」の第8節の第4の

2(1)ウに記載のとおりであるから、これを引用する。

(イ) 住所地等が特定避難勧奨地点に指定された控訴人1-51-1から3(別紙1「控訴人目録」の「控訴人区分」欄に3(2)と記載されている者)について

1 前記(ア) 1 で挙げた考慮事情に加え、特定避難勧奨地点が、事故発生後1年間の積算線量が20mSvを超えると推定される地点であって、住民らの避難を支援し、促進することとされた地点であり、上記控訴人らの発生時住所地等に対する特定避難勧奨地点の指定が解除されたのは平成26年12月28日であったから、本件事故後、一定期間滞在していた場合に抱く健康不安も深刻なものであったといえるし、また、実際に避難した者も多かったものと推測され、本件事故の発生から約3年9か月経過する時点まで、日常生活が阻害され、平穏な生活を送る利益を侵害されたものであり、居住・移転の自由にも制約があったものといえる。したがって、これらの事情を考慮すると、特定避難勧奨地点の指定が解除されてから3か月経過後である平成27年3月までの期間について、放射線への感受性が高い可能性があるとしてされる控訴人1-51-3を除く控訴人らが本件事故によって被った精神的苦痛を慰藉するためには520万円をもってするのが相当であり、控訴人1-51-3については550万円をもってするのが相当である。

2 控訴人1-51-1及び3は、中間指針第五次追補において、避難指示等対象区域の者の精神的損害(日常生活阻害慰謝料)の増額事由として掲げている事由が存在するから考慮すべきであると主張しているところ、被控訴人東電の時機に後れた攻撃防御方法として却下すべきであるとの主張が認められないことは(3)ウのとおりである。

特定避難勧奨地点に一定期間滞在していた場合の放射線被ばくによる健康不安が深刻なものであったといえることは上記のとおりであり、乳幼児と共にする避難が、通常の避難者に比べ精神的苦痛が大きいものといえること、世帯全体で避難することができなかった場合に、子供が両親と共に生活できなくなったことに伴う日常生活の阻害が相応に大きいものといえること及び上記の事情による精神的苦痛に対しては賠償額を加算すべきであり、加算すべき賠償額については、(ア) 2 のとおりである。

3 後掲証拠及び弁論の全趣旨によると、控訴人1-51-1及び3の、上記の事情を考慮した慰謝料額は以下のとおりである。

a 控訴人1-51-1 613万円(甲D1-51-1)

控訴人1-51-1は、本件事故当時1歳の控訴人1-51-3(平成21年(以下略)生)と共に避難し、そめ世話を恒常的に行っていたものといえるから、控訴人1-51-3の3歳までの期間につき66万円、3歳以降平成27年3月までの期間につき27万円の合計93万円を加算するのが相当である。

b 控訴人1-51-3 685万円(甲D1-51-1)

控訴人1-51-3は、本件事故発生後、父である控訴人1-51-2及び母である控訴人1-51-1と共に避難したが、4か月後に父とは別に避難することとなったから、平成23年7月以降の45か月間につき135万円を加算することが相当である。

ウ 被控訴人東電による弁済について

被控訴人東電は、上記控訴人らに対し、被控訴人東電の賠償状況一覧表の「弁済の抗弁として主張する額の内訳」欄の「精神的損害」欄記載のとおり、精神的損害に対する賠償として、別紙1「控訴人目録」の「弁済額」欄に記載の金額を支払った。

(5) 発生時住所地等が福島県f m市にある控訴人ら(別紙1「控訴人目録」の「控訴人区分」欄に4と記載された者)について

ア 損害の発生

本件事故発生当時、控訴人1-16-1から4、控訴人1-25-1から4、控訴人1-33-1から3、控訴人1-34-1、控訴人2-1-1から4(原判決がされる以前に死亡

し、別紙1「控訴人目録」の控訴人番号が空欄の原告を含む。)、控訴人2-10-1、控訴人2-18-1から4、控訴人2-50-1から4、控訴人2-55-1、控訴人3-2-1から5、控訴人3-16-1から8(控訴人3-16-5は死亡し承継された)、控訴人3-51-1から5、控訴人3-53-1から4、控訴人3-69-1から4及び控訴人3-83-2がいずれもf m市に居住していたことは上記認定のとおりであるところ、上記控訴人らが避難指示等により避難を余儀なくされたわけではなく、通常人であればその場に留まることを選択することはなかったともいえないことについては、原判決321頁16行目から322頁9行目までに記載のとおりであるから、これを引用する。

したがって、上記控訴人らは、本件事故により居住・移転の自由を侵害されたということとはできない。

しかしながら、f m市の一部に特定避難勧奨地点に指定された区域があり、本件事故直後には十分な情報がなかったことなどから、本件事故による放射線被ばくへの恐怖や不安を抱いたことには相当の理由があり、その危険を回避するため、避難を検討し、実行することはやむを得ないといえるし、避難しなかったとしても、上記恐怖や不安を抱いたものといえることはf n町に住所等があった控訴人ら((3)ア)と同様であるから、上記控訴人らは、その程度は別として、平穏な生活を送る利益を侵害されたといえることができる。

なお、控訴人らが主張する本件事故以前の自然界の放射線量と比較して高濃度の放射線量が観測されていることから、平穏な生活を送る利益を侵害され続けているといえないことは、(3)アのとおりである。

#### イ 慰謝料の額

(ア) 上記控訴人らの精神的損害を算定するに当たり参照すべき事情は、上記控訴人らについて居住・移転の自由が侵害されたということができないことのほか、原判決322頁24行目から323頁13行目までに記載のとおりであるからこれを引用する。

(イ) 上記事情に加え、平成23年12月26日、原災本部が、同月16日には原子炉が安定状態を達成し、本件事故そのものが収束に至ったことが確認されたことなどを公表し、各自治体の空間放射線量が公表され、内部被ばく検査等も行われ、放射線被ばくによる健康影響についての様々な情報が提供されていたことなど上記認定の事情を考慮すると、本件事故により平穏な生活を送る利益を侵害された期間は平成23年12月末までというべきであることは、(3)イと同様であり、上記控訴人ら(原判決がされる以前に死亡し、世帯番号2-1の控訴人番号が空欄の原告を含む。)が、上記期間に平穏な生活を送る利益を侵害されたことによる精神的損害を慰藉するためには、子供・妊婦以外の者については、20万円をもってするのが相当である。

他方で、子供や妊婦について特に考慮すべきであることは、(3)イと同様であり、上記控訴人らのうち、別紙1「控訴人目録」の「年齢等」欄に「1」と記載された者は、「年齢証拠」欄の証拠によると、本件事故後平成24年8月末までの間18歳以下であったことが認められるから、その精神的損害を慰藉するためには48万円をもってするのが相当である。また、控訴人1-25-3(別紙1「控訴人目録」の「年齢等」欄に「5」と記載された者)は、本件事故後平成23年12月末までの間に18歳以下であったことが認められるから、その精神的損害を慰藉するためには40万円をもってするのが相当である。

#### (ウ) 慰謝料の増額事由について

控訴人らは、控訴人らそれぞれの個別事情を基にして慰謝料額を算定すべきであると主張しており、中間指針第五次追補が、避難指示等対象区域の者の精神的損害の増額事由として掲げている事由について、自主的避難等対象区域においても根拠は妥当するから、その趣旨は尊重されるべきであるとしており、上記控訴人らの中には増額事由として掲げている事由が存在するから、慰謝料額の算定において考慮されるべきであると主張しているところ、被控訴人東

電の時機に後れた攻撃防御方法として却下すべきであるとの主張が認められないことは(3)ウのとおりである。

また、自主的避難等対象区域内に居住していた上記控訴人らについて、控訴人らが主張する個別の事情が存在することを考慮したとしても、上記慰謝料額が相当であることについては、(3)ウに説示したとおりである。

#### ウ 被控訴人東電による弁済について

被控訴人東電は、上記控訴人ら(原判決がされる以前に死亡した世帯番号2-1の控訴人番号が空欄の原告を含む。)に対し、被控訴人東電の賠償状況一覧表の「弁済の抗弁として主張する額の内訳」欄の「精神的損害」欄記載のとおり、精神的損害に対する賠償として、別紙1「控訴人目録」の「弁済額」欄に記載の金額を支払っている

(6) 発生時住所等が福島県fp市、fq市、fr市、fs市、ft市、ga市、gb市又はgc町にある控訴人ら(別紙1「控訴人目録」の「控訴人区分」欄に5と記載された者。原判決がされる以前に死亡し、別紙1「控訴人目録」の控訴人番号が空欄の原告らを含む。)について

#### ア 損害の発生

上記控訴人らが被控訴人東電の賠償状況一覧表の事故時の住所欄記載の住所に生活の本拠があったことは上記認定のとおりであるところ、上記控訴人らが避難指示等により避難を余儀なくされたわけではなく、通常人であればその場に留まることを選択することはなかったともいえないことについては、原判決326頁12行目から、25行目から26行目にかけての「いうこともできない。」までに記載のとおりであるから、これを引用する。

したがって、上記控訴人らは、本件事故により居住・移転の自由を侵害されたということとはできない。

しかしながら、本件原発との距離や本件事故直後には十分な情報がなかったことなどから、本件事故による放射線被ばくへの恐怖や不安を抱いたことには相当の理由があり、その危険を回避するため、避難を検討し、実行することはやむを得ないといえるし、避難しなかったとしても、上記恐怖や不安を抱いたものといえるから、上記控訴人らは、その程度は別として、平穏な生活を送る利益を侵害されたといえることができる。

なお、控訴人らが主張する本件事故以前の自然界の放射線量と比較して高濃度の放射線量が観測されていることのみをもって、平穏な生活を送る利益を侵害され続けているといえないことは、(3)アのとおりである。

#### イ 慰謝料の額

(ア) 上記控訴人らの精神的損害を算定するに当たり参照すべき事情は、上記控訴人らについて居住・移転の自由が侵害されたということができないことのほか、原判決327頁15行目から328頁3行目までに記載のとおりであるからこれを引用する。

(イ) 上記事情に加え、平成23年12月26日、原災本部が、同月16日には原子炉が安定状態を達成し、本件事故そのものが収束に至ったことが確認されたことなどを公表し、各自治体の空間放射線量が公表され、内部被ばく検査等も行われ、放射線被ばくによる健康影響についての様々な情報が提供されていたことなど上記認定の事情を考慮すると、本件事故により平穏な生活を送る利益を侵害された期間は平成23年12月末までというべきであることは、(3)イと同様であり、上記控訴人ら(原判決がされる以前に死亡し、別紙1「控訴人目録」の控訴人番号が空欄の原告らを含む。)が、上記期間に平穏な生活を送る利益を侵害されたことによる精神的損害を慰藉するためには、子供・妊婦以外の者については、20万円をもってするのが相当である。

他方で、子供や妊婦について特に考慮すべきであることは、(3)イと同様である。上記控訴人らのうち、別紙1「控訴人目録」の「年齢証拠」欄記載の証拠によると、「年齢等」欄

に「 1 」と記載された者は本件事故後平成24年8月末までの間18歳以下であったことが認められるから、その精神的損害を慰藉するためには48万円をもってするのが相当であり、「年齢等」欄に「 6 」と記載された者は平成24年1月1日から同年8月末までの間に出生したことが認められるから、その精神的損害を慰藉するためには8万円をもってするのが相当である。他方、「年齢等」欄に「 7 」と記載された者は平成24年9月1日以降に出生したことが認められ、その出生時期に照らし、本件事故による放射線被ばくへの恐怖や不安を抱いたとしても、慰謝料の支払をもって慰謝すべき精神的損害があったと認めることはできない。

別紙1「控訴人目録」の「年齢証拠」欄の証拠によると、「年齢等」欄に「 2 」と記載された者は本件事故後平成23年12月末日まで及び平成24年1月1日から同年8月末までの間に妊娠していたことがあった者と認められるから、その精神的損害を慰藉するためには48万円をもってするのが相当であり、「年齢等」欄に「 3 」と記載された者は本件事故後平成23年12月末日までの間に妊娠していたことがある者と認められるから、その精神的損害を慰藉するためには40万円をもってするのが相当であり、「年齢等」欄に「 4 」と記載された者は平成24年1月1日から同年8月末までの間に妊娠していたことがある者と認められるから、その精神的損害を慰藉するためには28万円をもってするのが相当である。

#### ウ 慰謝料の増額事由について

控訴人らは、慰謝料額の算定において、個別事情を考慮すべきであると主張するが、中間指針第五次追補の増額事由に関する主張が時期に後れたものといえないこと及び自主的避難等対象区域内に居住していた上記控訴人らについて、控訴人らが主張する個別の事情が存在することを考慮したとしても、上記慰謝料額が相当であることについては、(3)ウに説示したとおりである。

#### エ 被控訴人東電による弁済について

被控訴人東電は、上記控訴人ら(原判決がされる以前に死亡し、別紙1「控訴人目録」の控訴人番号が空欄の原告らを含む。)に対し、被控訴人東電の賠償状況一覧表の「弁済の抗弁として主張する額の内訳」欄の「精神的損害」欄記載のとおり、精神的損害に対する賠償として、別紙1「控訴人目録」の「弁済額」欄に記載の金額を支払っている。

(7) 発生時住所地等が福島県g d市にある控訴人ら(別紙1「控訴人目録」の「控訴人区分」欄に6と記載された者)について

本件事故発生当時、控訴人1-41-1から4がg d市に居住していたことは上記認定のとおりであるところ、g d市が避難指示の対象となったことはなく、g d市は自主的避難等対象区域にも含まれていない。

上記事情に加え、g d市が、平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法に係る汚染状況重点調査地域の指定を受けておらず、除染計画は策定されていないこと、県内ないし県外に避難した者がg d市の18歳未満の者の0.25パーセントにとどまっていたこと、むしろ、g d市は、f l町、f o市及びg l町といった地域からの避難者を受け入れていたことなど上記認定の事実によると、上記控訴人らが本件事故により何らかの権利ないし利益を侵害されたということとはできない。

したがって、上記控訴人らの請求は、その余の点について検討するまでもなく理由がない。

### 3 弁済の抗弁について

#### (1) 被控訴人東電による賠償金の支払

被控訴人東電が、控訴人らに対し、被控訴人東電の賠償状況一覧表の「賠償額合計(令和5年6月30日時点)」欄記載のとおり賠償金の支払をしたことは上記認定のとおりである。

(2) 既払金全額(費目間融通)の弁済の抗弁について

ア 被控訴人東電は、当審において、本件事故による損害は、精神的損害と財産的損害を問わず、実体法上の請求権としては、原賠法3条1項に基づく損害賠償請求権1個であり、控訴人らが被った財産的損害及び精神的損害を含む全損害額を認定した上で、その全額から既払金額を控除すべきであり、令和5年6月30日(一部は同年8月24日)までに各控訴人に財産的損害を含め賠償しているところ、控訴人らの財産的損害の主張立証はされていないから、慰謝料額を上回る弁済がされている旨主張している。

これに対し、控訴人らは、被控訴人東電の上記主張は、時機に後れた攻撃防御方法であり、民訴法157条1項に基づき却下されるべきであり、賠償の経過に照らし、禁反言、信義則違反に当たると主張する。

イ 本件事故における損害賠償請求権の訴訟物が、財産的損害を含め、控訴人各自につき1個であることは、被控訴人東電の指摘するとおりであり、控訴人らは、そのうち精神的損害及びこれに係る弁護士費用のみを請求しているから、一部請求に当たる。

控訴人らの本件訴えは、第1事件が平成25年7月23日に、第2事件が平成26年3月10日に、第3事件が平成27年3月11日に、それぞれ山形地方裁判所に提起され、原審第11回口頭弁論期日(平成28年3月15日)に第3事件が第1事件及び第2事件と併合された後は、第31回口頭弁論期日(令和元年5月21日)に弁論を終結するまでの間、損害について、控訴人らは、本件事故による精神的損害について主張し、個別の精神的損害について陳述書の提出や本人尋問等の立証を行い、被控訴人東電も、原審においては、賠償額のうち、精神的損害に対する支払額について弁済の抗弁を主張してきたものである。したがって、原審において、控訴人らは本件事故により被った財産的損害についての主張立証をしていない。本件事故により被った精神的損害以外の損害は、避難に伴う費用のほか、住居の確保、職業や教育に関する費用など様々な費用が想定され、控訴人らがこれらについて主張立証するためには、原審において本人尋問がされた控訴人についても、再度の本人尋問を要する可能性もあり、相応の期間を要することになるから、仮にこれを控訴審において審理することになれば、訴訟の完結が遅延することは明らかである。

他方で、被控訴人東電は、控訴人らに対する賠償の額及びその内訳について、賠償の都度、認識し、管理していたから、本件訴訟の当初の段階において、賠償金として支払った全額を精神的損害の賠償請求権に充当すべきであると主張することは容易であったというべきであるから、原審において控訴人らの精神的損害にかかる立証が行われた後に、控訴審において、上記主張をしたことには故意又は重大な過失があるものといわざるを得ない。

したがって、被控訴人東電が、控訴答弁書において上記主張をしており、控訴審においても相応の期間審理を行ってきたことを考慮しても、原審における審理期間やその審理の経過を考慮すると、被控訴人東電の上記主張は時機に後れたものとして却下するのが相当である。

(3) 世帯内の構成員に対する支払が当該構成員の損害賠償請求権を上回る場合には、超過分を他の構成員の損害賠償請求権に充当すべきであるとの主張について

ア 被控訴人東電は、当審において、請求・合意及び受領の権限のある世帯代表者による請求及び合意を経て、世帯分の賠償金を、賠償の名宛人に限らず世帯全員の損害に対する填補として支払ってきたから、控訴人らが所属している世帯に対する賠償金を受領した世帯構成員が控訴人であるか否かを問わず、その損害の認定額が弁済の抗弁として主張する額を下回る場合は、当該超過分は他の世帯構成員の未受領の損害賠償請求権に充当されるべきであると主張する。

これに対し、控訴人らは、(2)と同様、時機に後れた攻撃防御方法として民訴法157条1項により却下されるべきであり、また、世帯の代表者が一括して全員分の賠償金を受領したとしても、損害額は個人ごとに算定され、個人に対する賠償として支払われているから、個

人賠償の原則にも反すると主張する。

イ 確かに、賠償金の請求書(乙C285-1-1など)は世帯代表者及び構成員全員が賠償金額の合意や受領について世帯代表者に委任することを同意したうえ、世帯代表者への支払を請求するとの記載があり、世帯全員の署名押印を要するものとなっているほか、「委任書」(乙C285-2-1など)や「同意書」(乙C285-7-1など)も同様に世帯の構成員全員が署名して、世帯代表者への支払に同意ないし委任することで、被控訴人東電に対して世帯の構成員全員に支払われるべき賠償金を一括請求できるものとされ、被控訴人東電が世帯代表者に対して世帯の構成員全員分の賠償金をまとめて支払うこととされている。

しかしながら、上記取扱いは、迅速な賠償金支払のため、賠償金の請求者や受領者を世帯ごとに一人と定めていたものにすぎず、支払った賠償金は、世帯内の各被害者の賠償金の合計額であり、仮に世帯全員に共通する費用があったとしても、その出捐者は個人であって、世帯の損害となるものではない。そして、上記の取扱いに従って支払われた賠償金を、世帯構成員の各損害額を認定した上で、超過部分がある場合に他の構成員に対する賠償として充当するためには、世帯構成員の各損害額を主張立証することを要し、その受領者が控訴人となっていない場合には、訴外の構成員の損害額について新たな主張立証を要するものであり、上記主張は訴訟の完結を遅延させるものであるといわざるを得ない。そして、被控訴人東電は、上記の取扱いに従って賠償金の支払を行っていたのであるから、原審において上記の主張をすることは容易であったものといえ、その主張に特段の支障があったことはうかがわれないのであって、原審における証拠調べ等が終了した控訴審において、上記主張をすることは故意又は重大な過失があるものというべきであり、時機に後れた攻撃防御方法として却下するのが相当である。

また、精神的損害に対する慰謝料請求権は、各控訴人に一身専属的に帰属するものであって、同一世帯であるからといって、他人に支払われた慰謝料によって、その精神的損害が慰謝されるものということも困難である。

被控訴人東電は、世帯内で超過分を充当できないとすれば、世帯の構成員のうち、既払金を超える損害が認定された者については請求が認容され、過払の生じている者に対しては別途不当利得返還請求訴訟を提起する可能性があるが、こうした処理は煩瑣であるから、世帯構成員間で充当を認めることは被害者にとっても利点があると主張するが、手続が煩瑣であり、過払となっている世帯構成員は別訴を提起されない利益があるとしても、損害賠償請求権がある控訴人が、その支払を受けていないにもかかわらず、その請求が認容されない不利益を甘受すべき理由はないから、被控訴人東電の上記主張は理由がない。

#### (4) 精神的損害に対する弁済として充当すべき金額について

ア 被控訴人東電が、控訴人らに対し、精神的損害に対する賠償として、被控訴人東電の賠償状況一覧表の「弁済の抗弁として主張する額の内訳」欄の「精神的損害」欄記載のとおり、別紙1「控訴人目録」の「弁済額」欄に記載の金額を支払っていることは上記のとおりである。

イ これに対し、自主的避難対象区域の控訴人らは、上記金額は、被控訴人東電から慰謝料等として支払われたもので、全額が慰謝料ではなく、ADRセンターの和解手続でも支払額の半額だけを慰謝料に充て、他は財産的損害に充てるものとして合意されてきた経緯があり、その全額を慰謝料額から控除するのは和解時における当事者の合意に反するから、その半額のみを慰謝料の既払金とすべきであると主張する。

確かに、自主的避難等対象区域からの避難者及び避難しなかった者に対して、目安を示した中間指針追補(甲C1の2)では、一定の範囲で賠償すべき損害として、避難者について、生活費の増加費用、日常生活が阻害されたことによる精神的苦痛、避難及び帰宅に要した費用とし、避難しなかった者について、放射線被ばくへの恐怖や不安等により日常生活が阻害されたことによる精神的苦痛、上記不安等により生活費が増加した分があればその増加分としてい

るが、その具体的な目安につき、避難者と避難しなかった者との精神的苦痛の内容や程度、現実負担した費用の内容や額に差があることは否定できないものの、いずれも放射線被ばくへの恐怖や不安に起因して発生したものであることなどから、避難者と避難しなかった者との差を設けず、精神的損害と生活費の増加費用等を一括して一定額を算定するのが妥当であるとしており、被控訴人東電は、これに基づいて上記の賠償を行ったものである。そして、避難者及び避難しなかった者が、生活費の増加分を具体的に主張立証するのは困難な場合が多く、また、生活費の増加は避難ないし避難しなかったことによる精神的苦痛と密接不可分の関係にあることから、精神的損害として一括して賠償することには合理性があるといえる。被控訴人東電が自主的避難対象区域の控訴人らに対し支払った慰謝料等は、その具体的損害の発生について主張立証がされず、当該区域に居住していた避難者及び避難しなかった者に対して同額が支払われていることを考慮すれば、その全額が精神的損害に対する賠償であると解するのが相当である。

控訴人らは、1 ADRセンターにおいて、精神的損害(額)として、大人一人当たり4万円、妊婦・子供一人当たり20万円と明示して和解契約が成立した場合には、当事者間に弁済に関する充都合意が生じており、2 ADRセンターの提示した和解案や和解契約書において精神的損害の弁済額を明示していない世帯については、精神的損害の明示的な充都合意は存在しないが、ADRセンターの標準的取扱(甲C32[9頁])において、自主的避難等対象区域の者のうち、避難を実行した者に対し被控訴人東電が支払った平成23年分の定額賠償金について、大人一人4万円、子供一人20万円を慰謝料相当額部分として扱うとされており、被控訴人東電はこれを尊重して和解合意に至っているから、黙示的に充都合意が成立しているというべきであり、3 ADRセンターの仲介による和解契約を締結していない者についても、黙示の充都合意が存在するものと認められるべきであると主張する。しかしながら、自主的避難等対象区域の避難者及び避難しなかった者について同額の支払をしており、生活費の増加分等が具体的に主張立証することが困難であって、避難したことないし避難しなかったことによる精神的苦痛と密接不可分の関係にあることから、精神的損害として一括して賠償することには合理性があるといえることは上記のとおりであり、ADRセンターにおける和解契約が清算条項を含んでおらず、控訴人らが精神的損害に対する賠償のみを求めて本件訴訟を提起しており、財産的損害に対する賠償については別途請求することが想定されていることを考慮すると、控訴人らが主張する上記の事情を考慮しても、被控訴人東電の支払額の一部のみを既払金とすべきであるということとはできない。

したがって、控訴人ら(原判決がされる以前に死亡し、別紙1「控訴人目録」の控訴人番号が空欄の原告らを含む。)の請求は、別紙1「控訴人目録」の「慰謝料額」欄記載の金額が「弁済額」欄記載の金額を上回っている控訴人について、これを控除した金額について理由がある。

#### 4 弁護士費用相当損害金

別紙1「控訴人目録」の「弁済後残額」欄に金額が記載された控訴人(原判決がされる以前に死亡し、別紙1「控訴人目録」の控訴人番号が空欄の原告らを含む。)については、本件の訴訟遂行に当たり弁護士に委任することを余儀なくされたと認められるから、上記額に加え、「弁護士費用」欄記載の各金額を弁護士費用相当額の損害と認めるのが相当である。

#### 5 まとめ

以上によれば、被控訴人東電は、別紙1「控訴人目録」の「認容額」欄に金額の記載のある控訴人ら(本件訴え提起後に死亡した原告ないし控訴人についてはこれを相続した控訴人に記載ないし加算)に対し、同額及びこれに対する本件事故日である平成23年3月11日から支払済みまで年5分の割合の金員を支払うべきである。

#### 第6 結論

以上のとおり、控訴人らの被控訴人国に対する請求は理由がないから、これを棄却した原判決は相当であり、控訴人らの控訴を棄却することとし、被控訴人東電に対する請求のうち、主位的請求は理由がなく、予備的請求のうち、別紙1「控訴人目録」の「認容額」欄に記載のない控訴人らの請求は理由がないから、上記控訴人らの請求を棄却した原判決は相当であり、その控訴を棄却することとし、同欄に金額の記載がある控訴人らの請求は、記載の金額及びこれに対する遅延損害金の支払を求める限度で理由があるところ、控訴人2-6-2、控訴人2-6-3、控訴人2-6-4、控訴人2-48-3及び控訴人2-48-4については、上記の限度で請求を認容した原判決は相当であるから、上記控訴人らの控訴を棄却することとし、その余の控訴人らについては、原判決を変更することとして、主文のとおり判決する。なお、仮執行宣言は、相当でないからこれを付さないこととする。

第1民事部

(裁判長裁判官 石栗正子 裁判官 吉岡あゆみ 裁判官 竹下慶)

(別紙1)

(別紙2)

代理人目録

<控訴人ら訴訟代理人弁護士>

(控訴人ら(控訴人2-16-1から4を除く)訴訟代理人弁護士)

L

N

R

T

a a

a b

a c

a d

a e

a f

a g

a h

a i

a j

a k

a l

a m

a n

a o

a p

a q

a r

a s

a t

b a  
b b  
b c  
b d  
b e  
b f  
b g  
b h  
b i  
b j  
b k  
b l  
b m  
b n  
b o  
b p  
b q  
b r  
b s  
b t  
c a  
c b  
c c  
c d  
c e  
c f  
c g  
c h  
c i  
c j  
c k  
c l  
c n  
c p  
c q  
c r  
(控訴人ら(控訴人2 - 1 6 - 1 から 4 を除く) 訴訟複代理人弁護士)  
c s  
c t  
d a  
d b  
d c  
d d  
d e

(控訴人 2 - 3 3 - 2 及び 3 訴訟代理人弁護士)

L

N

d f

R

T

a a

a c

a d

a e

a f

a g

a h

a i

a j

a k

a l

a m

a n

a o

a p

a q

a r

a s

a t

b a

b b

b c

b d

b e

b f

b g

b h

b i

b j

b k

b l

b m

b n

b o

b p

b q

b r

b s

b t  
c a  
c b  
c c  
c d  
c e  
c f  
c g  
c h  
c i  
d g  
c j  
c k  
c l  
c n  
c p  
c q  
c r

(控訴人2 - 16の1から4訴訟代理人弁護士)

L

N

R

T

a a

a b

a c

a d

a e

a f

a g

a h

a i

a j

a k

a l

a m

a n

a o

a p

a q

a r

a s

a t

b a

b b  
b c  
b d  
b e  
b f  
b g  
b h  
b i  
b j  
b k  
b p  
b q  
b r  
b s  
b t  
c a  
c b  
c c  
d h  
c d  
c e  
c f  
c g  
c h  
c q  
c i  
c j  
c k  
c l  
c n  
c p  
c r  
d i  
(控訴人2 - 1 6 の 1 から 4 訴訟複代理人弁護士)  
d j  
d k  
b n  
b o  
d l  
d m  
d n  
d o  
d p  
d q

d r  
d s  
d t  
e a  
e b  
d c  
e c  
e d  
d b  
e e  
e f  
d a  
c s  
c t  
d d  
d e

以上

< 被控訴人東電訴訟代理人弁護士 >

e g  
e h  
e i  
e j  
e k  
e l  
e m  
e n  
e o  
e p  
e q  
e r  
e s  
e t  
f a  
f b  
f c  
f d  
f e  
f f  
f g

以上

< 被控訴人国指定代理人 > (省略)

(別紙3)

(別紙4の1)

(責任論に関する控訴人らの主張の要点)

- 1 はじめに
- 2 原子力安全法制の趣旨・目的
  - (1) 規制権限不行使の違法性の判断枠組み
  - (2) 本件規制権限を定めた法令の趣旨、目的
  - (3) 本件規制権限の性質
  - (4) 違法判断の考慮要素
- 3 長期評価の信頼性
  - (1) 原発安全規制に取り入れるべき新たな知見
  - (2) 新たな知見に対する規制行政庁の調査検討の在り方
  - (3) 予見可能性
- 4 技術基準適合命令を発出しなかった経緯
- 5 想定された防護措置
  - (1) 防潮堤等唯一論について
  - (2) 水密化の技術について
  - (3) 技術基準適合命令の内容
- 6 想定津波と本件津波との差異
  - (1) 水密化について
  - (2) 電源設備の高所配置について
  - (3) 防潮堤等の設置について
  - (4) 工事期間
  - (5) 結果回避可能性に関する立証責任
- 7 同種訴訟の判例
  - (1) 「防潮堤唯一論」について
  - (2) 長期評価による試算に基づく防潮堤等の防護効果について
  - (3) 「本件津波が余りに大きかった」とする考え方について
  - (4) 本最高裁判決の拘束力
- 8 結語
  - 1 はじめに

平成23年3月11日、東日本大震災に際して発生した大津波により東京電力福島第一原子力発電所(以下「本件原発」という。)は全電源を喪失し、冷却機能の停止、爆発、大量の放射性物質の放出という、未曾有の過酷事故が発生した。控訴人らは、それにより多大の被害を受けた者たちであり、本件事故に対する被控訴人国(以下「国」という。)及び被控訴人東京電力ホールディング株式会社(以下「東電」という。)の責任を明らかにするとともに、東電に対しては民法及び原賠法に基づき、国に対しては国家賠償法に基づき、控訴人らがそれぞれにこうむった多大の精神的損害の賠償を求めて本訴に及んだ。

これに対し東電は、原審以来、原賠法に基づく賠償責任があることについては認めているが、国は、経済産業大臣が規制権限を行使しなかったことについて、国賠法上の違法はないとして争っており、原判決もまた、国賠法上の違法性は認められないとしている。そこで、控訴人らは、本控訴審において、ことに国の責任に関して、主として事故の予見可能性及び結果回避可能性の2つの観点から種々、主張立証を行ってきた。

本書面は、本控訴審の結審にあたり、控訴人らの責任論に関する主張についてその要点を述べて、まとめとするものである。

## 2 原子力安全法制の趣旨・目的

本件で問題となっているのは電気事業法40条に基づく経済産業大臣の規制権限の不行使の違法性である。国の公務員の規制権限不行使の違法性に関しては、それを定めた法令の趣旨・目的や、その権限の性質等に照らし、具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときに限り違法となるというのが確立した判例である。

我が国の原子力の安全規制に関する法体系は、原子力基本法の下に、炉規法、電気事業法、同法に基づく技術基準を定めた省令62号があるが、その趣旨・目的とするところは原子炉施設における安全の確保である。

原子力発電所には、放射性物質が外部に放出された場合に顕現する巨大な危険性が潜在しており、もし事故が発生したときは、被害が広範かつ長期に及び、住民や国土に多大の被害を与えることが想定される。多くの危険を内包する現代社会においても、原子力発電所に潜在的に存するこの危険の類を見ないことは、本件事故が如実にこれを物語っている。我が国における原子力発電所の設置は、そうした高次の危険を内に抱えながら、それを技術的に制御して、絶対にこれを顕現させないことを前提として、国策として推進されてきたのであり、原子力発電所の安全規制も、それに対応してなされることが求められていた。

最高裁も、原子炉設置許可基準の定めについて「原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射線によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることにかんがみ、右災害が万が一にも起こらないようにするため」のものであると判示していることはよく知られている（最高裁平成4年10月29日判決・gm原発訴訟）。

東電の『福島原子力事故の総括および原子力安全改革プラン』には、「原子力の安全設計において一般に無視して良い事象の発生頻度は100万年に1回以下である」と記されている（甲B9・18頁）。これは本件事故後に作成されたものであるが、考え方は本件事故前にあっても同じである。

そうした極めて高度の安全性が求められる原子力発電所の安全規制においては、事前警戒（予防）の考え方を基礎として、最新の科学技術の水準に即応して、適時にかつ適切に、先取りの規制権限を行使することが法制度の趣旨・目的にかなっており、規制権限を行使するにあたって、具体的で切迫した危険がなければならぬとするのは制度の趣旨・目的に反するというべきである。そして、その場合に参照されるべき科学的知見は、科学的に信頼性のある適切な方法により導かれた知見を意味し、それに基づく仮説など不確定あるいは不確実な知見を含むものとしなければならず、そうでなければ、上記のような高度の安全性のレベルに即した原子力規制を行うことは不可能である。

（控訴理由補充書（1）第2（P3）、控訴人第1準備書面の第2、同第8準備書面の第2。gnの意見書（甲B150））

### （1） 規制権限不行使の違法性の判断枠組み

規制権限の不行使に関する違法性の判断が前記の最高裁の判断定式によりなされるべきことについては争いが無い。本件では電気事業法40条に基づく経済産業大臣の規制権限（以下「本件規制権限」という。）について、これを定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠く否かが問われている。

### （2） 本件規制権限を定めた法令の趣旨、目的

原子力発電所の設置は、上記のとおり高次の危険を内に抱えながら、それを技術的に制御

して絶対に顕現させないことを前提として、国策として推進されてきたものであって、原子力発電所の安全規制は、それに対応するためにある。原子炉施設に求められる高度の安全性を確保し、住民等の生命、身体さらには安全な環境での平穏な生活（それは憲法13条により国政のうえで最大の尊重を必要とするとされているものである。）を危険にさらし、これを侵害しないため、「万が一にも」原子炉施設で事故が起こらないようにしようとするところに原子力安全法制の中心目的がある。

電気事業法40条により経済産業大臣に技術基準適合命令を発する権限を定めた趣旨もそれ以外にはあり得ず、限りなく絶対に近く、原発事故が発生することのないようにするためである。いったん安全性が審査されて設置許可処分が行われ稼働を開始した原子炉施設も、時の経過によりその安全性に関する調査研究が進み、新たな科学的・技術的知見が現れる可能性が大である。そのような最新の知見に即応して原子炉施設の安全性を確保するため、経済産業大臣に技術基準を策定する権限を与えるとともに、当該原子炉施設がその技術基準に適合しないかどうかを、最新の知見を基礎に継続的に審査させ、もし技術基準に適合しないと認められるときは、技術基準適合命令を発することによって、原子炉施設に事故が発生し住民等に重大な危害が及ぶことのないように措置することにしたものであると解される。

### （３） 本件規制権限の性質

本件規制権限は、上記趣旨、目的に従って行使される必要があり、「万が一にも」事故が起こらないようにするため、事前警戒（予防）の観点に立って、最新の科学的・技術的知見の収集・調査に努めるとともに、その知見に照らして規制権限を行使する要件が充足されていると判断されるならば、適時にかつ適切にこれを行行使することが求められる。すなわち、原子力発電所の原子炉施設が、最新の科学的・技術的知見に照らして、省令62号に定める技術基準に適合していないと認めるときは、技術基準適合命令の発動要件が充足されるとともに、経済産業大臣は、法律を誠実に執行するべく、電気事業法40条に基づき、当該原子炉施設の修理・改造、使用の一時停止等を適時にかつ適切に命じることが義務づけられると解すべきである。

なお、原判決も、本件規制権限が「原子炉施設における深刻な災害の発生を防止し、その周辺住民等の危害を防止することをその主要な目的として、適時にかつ適切に行使されるべきものである」（215～216頁）と判示し、その目的に従って「適時にかつ適切に」行使されるべき性質のものであることを認めている。

### （４） 違法判断の考慮要素

上記の最高裁の判断定式による違法性の判断に関して、規制権限の不行使の違法性が問題となった訴訟において、 1 規制権限を定めた法が保護する利益の内容及び性質、 2 被害の重大性及び切迫性、 3 予見可能性、 4 結果回避可能性、 5 現実に実施された措置の合理性、 6 規制権限行使以外の手段による結果回避困難性（被害者による被害回避可能性）、 7 規制権限行使における専門性、裁量性などの諸事情の全部ないし一部が考慮されていることは国の主張するとおりであるが、共通して作為義務導出の中心的要素となっているのは被害法益、予見可能性、回避可能性、期待可能性の各要素である（「条解国家賠償法」406～409頁）。

本件において、被侵害利益の格段の重要性、そして期待可能性の極めて大なること、すなわち住民自身では損害を回避し得ず、行政庁が当該規制権限を行使しなければ損害を回避できなかったことは明白である。したがって中心となる考慮要素は予見可能性と結果回避可能性に絞られる。

原判決は、被害の切迫性の要素を重視しているが、前記の本件規制権限を定めた法令の趣旨、目的やその権限の性質に照らして不当である。

### 3 長期評価の信頼性

本件では、原発敷地を越える津波が到来する予見可能性があったか否かが、平成14年7月に公表された「長期評価の見解」の信頼性との関係で大きな争点となって、原審以来争われてきた。

(1) 原発安全規制に取り入れるべき新たな知見

ア 原発安全規制と新たな知見

まず留意されるべきは原発安全規制における事前警戒(予防)の考え方である。これは原発事故被害の重大性に鑑み、伝統的な警察権限の行使の判断の際に用いられる、本当は危険ないし危険性がないのにそれがあって誤って判断する「第一種の過誤」ではなく、本当は危険ないし危険性があるのに、そのような危険性はないと誤って判断してしまう「第二種の過誤」を避けることを狙いとする。この考え方からは、具体的で確実な危険ないし危険性が認められる前段階での先取りの規制が許容されるとともに、それが義務づけられ、最新の科学技術水準に即応して、原子炉施設に「損傷を受けるおそれ」がないという状態に対する合理的な疑いがあると認められるときは、技術基準適合命令の発動要件を満たすことになると解される。(甲B150・gn意見書8~9頁)

地震や津波については十分な経験的データがないことなどから、不確定・不確実な科学的知見が多いことを前提として、そのときどきの時点における専門的知見に基づいて将来予測を行い、必要に応じて適時に見直し、原発の安全確保、安全性の向上を積極的に進めることが原発安全規制制度の趣旨であり、「最新の科学・技術水準に即応するための知見は、科学的に信頼性のある適切な方法等により導かれた知見であって、明らかに不合理でないものであることを意味し、科学的・理学的に否定されない仮説など、不確定・不確実な知見を含む」ものと解される。(同・9~11頁)

これに反して、最新の科学的・技術的知見への即応をうたいながら、通説的見解として確立した知見しか取り入れないとすれば、当該知見が後に通説となったとしても、それまでには一定の時間がかかり、上記の、本当は危険ないし危険性があるのに、そのような危険性はないと誤って判断してしまう「第二種の過誤」を回避できなくなるおそれがある。したがって、原子炉施設の津波に対する安全規制において、当該知見を取り入れるかどうかを判断するに当たり、その形成過程やそれに対する専門家の評価が参照されるのは当然のこととして、通説として確立した科学的知見でなくても、客観的かつ合理性のある科学的知見として相応の信頼性が認められるものであれば、速やかに取り入れるべきであり、それに基づき、津波により「損傷を受けるおそれ」がないという状態に対する合理的な疑いがないかどうかを判断すべきである。

イ 従来の知見と新たな知見との関係

国は、原子力安全規制に取り入れるべき知見は「専門家間で、当該知見が原子力規制に取り入れるべき精度及び確度を備えた正当な見解として是認される知見」でなければならないとしたうえで、津波評価技術こそが、そのような知見であったとして、新たな知見を原子力規制に取り入れるに当たっては、この津波評価技術の存在を踏まえた判断が必要と主張しているが、津波技術評価が、それまで正当な見解として専門家間で是認される知見であったとしても、新たな知見を安全規制に取り入れるか否かの判断を、津波評価技術の考え方を基準として行い、それと整合しないとの理由だけで退けられるようなことがあってはならない。これは、「万が一にも」原発事故を起こさないための事前警戒(予防)の考え方とは相いれないものである。

同種訴訟の東京高裁令和3年2月19日判決(原審・千葉地裁)や高松高裁令和3年9月29日判決(原審・松山地裁)も、従来判断の基礎としてきた知見と整合しないとの理由で新たな知見を退けるべきではないとするもので、国が援用する東京高裁令和3年1月21日判決(原審・前橋地裁)とは異なり、原子力安全法制の上記の考え方に沿うものといえる。

## (2) 新たな知見に対する規制行政庁の調査検討の在り方

### ア 新たな知見に対する調査研究の在り方

原子力の安全規制を最新の科学的知見等に即応して行うためには、常に新たな知見に関する情報収集を怠ることなく、もしそれまで原子力規制に取り入れていた科学的知見と異なる新たな知見が公表された場合、これを原子力規制に取り入れるべきか否かの調査検討を速やかに行うことが求められる。そうした調査検討を行うに際しては、多方面にわたる科学的、専門技術的知見を備える専門家ないし専門家集団の意見・判断を尊重して科学的、専門技術的知見に基づく合理的な規制判断を行うことが求められていたというのは、一般論としては国も主張するとおりである。

問題は、当該知見が原子力規制に取り入れるべきか否かの判断の基準とその判断の方法である。前記のとおり、それまで原子力規制に取り入れていた科学的知見と異なる新たな知見が公表された場合、当該知見を新たに原子力規制に取り入れるべきか否かは、あくまでも原子力安全規制にかかる法の趣旨・目的に忠実に従って判断されるべきであり、その中核にある「万が一にも」原発事故は起こしてはならないという考え方から導かれる事前警戒（予防）の観点からすれば、当該知見は、専門家間で通説的見解として確立した知見であると否とを問わず、少なくとも原発の安全性に合理的疑いを生じさせる程度の客観的かつ合理性のある地震学上の知見であれば、それらはすべて取り入れられて然るべきである。

### イ 「長期評価の見解」の信頼性

「長期評価の見解」を公表した地震調査研究推進本部（地震本部）は、平成7年の阪神淡路大震災を契機に、それまで研究機関や研究者によってばらばらに進められていた地震の調査研究を政府としてとりまとめ、これを防災行政に反映させるべく創設されたもので、国の地震調査の要ともいべき組織である。長期評価は、そのような組織の海溝型分科会に参集した地震学の第一級の専門家たちが、それぞれの最新の専門的知見を踏まえ、多数回の分科会で濃密な議論・検討を行ったうえで、最大公約数的に取りまとめ、防災行政の基礎に据えるに足りるものとして策定したものである。したがって、個々の学者の論文や知見とは、その持つ意味が異なっており、地震学の最新の知見についての集団的な調査・審議を踏まえた高度の専門的判断、すなわち「科学的アセスメント（科学的評価）」というべき性格を有する。

これに対し津波評価技術は、電力業界と関係の深い団体が電力業界の委託により、想定津波の技術的な推計手法の確立を主たる目的として策定されたもので、その推計手法自体は別としても、原発への津波対策に直ちに影響する波源の設定に関しては、その考え方において地震学上、無視し得ない問題を孕んでおり、それにくわえて安全裕度の点でも大きな問題がある。専門家が関与しているとはいっても津波評価技術の策定に当たった津波評価部会の地震学者は2名（いずれも長期評価を策定した地震本部海溝分科会の委員でもある）だけで、「長期評価の見解」を審議した地震学者の数とは比較にならない。

長期評価と津波評価技術には、その策定者、策定の趣旨や目的、策定の経過等に上記のとおり大きな違いがあり、「長期評価の見解」を原子力規制に取り入れるか否かの判断を、津波評価技術あるいはこれと同様の考え方を基として行い、それと整合しないことを理由に「長期評価の見解」を退けるのは明らかに不合理である。

## (3) 予見可能性

このように位置づけられる長期評価の見解について、地震や津波に対して最高度の安全対策が求められる原子力発電所、ましてや津波に対する脆弱性が際立っていた本件原発に対する安全規制において、これを無視するようなことが許されないのは当然である。国は、公益社団法人である土木学会の津波評価部会が平成14年2月に公表した津波評価技術を拠り所として長期評価の信頼性を否定しているが当を得ない。

そして、もし保安院が、長期評価の公表直後に、それに基づくシミュレーションを東電に

行わせるか、あるいは自ら実施しておれば、のちに東電が行ったシミュレーションの結果と同様、本件原発の敷地高を超える津波の到来を容易に、遅くとも平成14年末までには知り得たであろうことも明らかである。

また、原発の敷地高を超える津波が到来した場合は、非常用電源設備等が被水し、全交流電源喪失による重大事故を発生させるおそれがあることは、長期評価が公表された当時、国も東電も十分認識していた。

したがって、長期評価の見解により被控訴人らに本件原発の敷地高を超える津波が到来することの予見可能性が生じたことは、とりもなおさず被控訴人らにおいて本件原発の電源設備が旧通商産業省令62号4条1項に定められた「津波（中略）により損傷を受けるおそれがある場合」（平成14年当時）に当たることを認識し得るようになったことを意味する。これにより本件原発の設置者である東電における、防護措置、基礎地盤の改良その他の適切な措置を講ずる義務の存在が明確になるとともに、経済産業大臣が東電に対し、本件原発について、それが技術基準に適合するように修理、改造、移転し、もしくはその使用を一時停止することを命ずる技術基準適合命令を発出する要件も備わったことになる（電事法39、40条）。

（原告第10・第11・第35準備書面、控訴理由補充書（1）の第2（P8）、控訴人第1準備書面の第4、同第3準備書面、同第8準備書面の第3・第4）

#### 4 技術基準適合命令を発出しなかった経緯

保安院は、長期評価が公表されたことを受け、その直後に東電に対するヒアリングを実施し、その際、長期評価の見解を踏まえたシミュレーションを実施するよう指導した。ところが、東電の担当者から、その必要がないとして強く抵抗されると、長期評価の見解の根拠を確認するよう指示を変えた。そして、この指示に対しても東電は、同社が抵抗の根拠とした論文の共著者である委員に問い合わせただけで、その報告内容も長期評価の見解の根拠を確認するという指示に的確に応えたものではなかったのに、保安院はこれをそのまま受け入れてしまったのである。規制者である保安院が、国の地震本部が公表した長期評価への対応を被規制者である東電に委ね、自らは実質的に何もせずに放置していたのも同然であり、もし保安院が、当初考えたように「長期評価の見解」に基づくシミュレーションを東電に行わせておれば、平成14年のうちは、その結果が判明し、保安院としても、それを放置しておくようなことはできなかったはずで、その重要な機会を保安院は逸したのである。このときの保安院の原子力規制の姿勢は、その後も正されずに、長期評価の見解が福島第一原発の安全規制に取り込まれることなく、史上最悪レベルの原発事故を迎えるに至った。

原子力発電所の安全確保に関して電気事業法に基づく規制権限を有する経済産業大臣は、技術基準適合命令を発すべき要件が備わっており、かつ東電が消極的姿勢にある以上、同命令を発すべき義務があった。しかし、それを果たさなかったのである。

国会事故調査報告書（甲B1・17頁）が指摘するとおり、「規制当局は原子力の安全に対する監視・監督機能を果たせなかった。専門性の欠如等の理由から規制当局が事業者の虜になり、規制の先送りや事業者の自主対応を許すことで、事業者の利益を図り、同時に自らは直接的責任を回避してきた。規制庁局の、推進官庁、事業者からの独立性は形骸化しており、その能力においても専門性においても、また安全への徹底的なこだわりという点においても、国民の安全を守るには程遠いレベルだった」といわなければならない。

（控訴人第1準備書面の第3、同第8準備書面の第5）

#### 5 想定された防護措置

それでは、この技術基準適合命令を発出する場合、長期評価の見解に基づいて本件原発に襲来することが想定される程度の津波全般（具体的には平成20年試算により示された程度の津波全般。以下「想定津波」という。）に対して、当時、如何なる防護措置を講ずることが想定されたか、そして、この防護措置によって本件津波により現に発生した全交流電源の喪失に

よる重大事故の発生が回避できたか。

これについて控訴人らは、本件原発の敷地を超える高さの津波が到来し、非常用電源設備等が被水し、全交流電源喪失による重大事故が発生することを避けるための対策として講ずることが想定されたのは、一つにはそのような規模の津波が到来してもそれが敷地を超えることのないように 1 防潮堤・防波堤を設置する措置であり、もう一つは津波が敷地を超えたとしても非常用電源設備等の重要機器が存する建屋に浸水することを防ぎ、あるいは建屋に浸水しても重要機器等が被水するのを防止するための 2 非常用電源設備等の設備そのもの及びそれらが設置された建屋の水密化（以下併せて「水密化」という。）の措置であり、さらには 3 非常用電源設備等の高所配置（以下「電源設備の高所配置」という。）であると主張するものである。これらの防護措置の全部または一部が実施されていたならば、全電源喪失による重大事故の発生は回避することができたと考えられる。

#### （１） 防潮堤等唯一論について

国は、設計規準津波が敷地に侵入することが想定された場合には、防潮堤・防波堤等の設置による津波の敷地への侵入を防止してドライサイトを維持するのが津波対策の基本的な考え方であったとし、「津波が敷地に侵入することを容認した上で建屋等の全部の水密化を行う」という対策を規制機関が是認することはあり得ず、本件事故前の時点では建屋等の全部の水密化は技術的にも確立していなかったと主張する。

しかし、防潮堤等が想定された唯一の防護措置であるとの主張は、想定津波への対策を考えることが求められた際の状況、津波対策の代表例が防潮堤の設置と建屋の水密化であったこと、防潮堤等の設置と他の防護措置との目的や工事期間、工事費用等に違いがあること、水密化措置については本件事故前から存した知見であることを示す多くの事実があること、本件事故後の東電の調査報告書にも防潮堤等の設置以外にも防護措置を必要とするとの考え方が示されていること、本件事故後の国の新規制基準も建屋の水密化による「内郭」防護の措置を求めていること等に照らせば、上記主張の誤りは明らかである。

#### ア 想定津波への対策を講ずることが求められた際の状況

原発の安全対策の基本はドライサイトの維持にあるとする考え方については、控訴人らもこれを否定するものではないが、想定津波への対策を検討することが求められる場面が設置段階ではなく、設置後、原発が稼働中、そこに O.P. + 10 m の敷地を超える津波の到来の予見可能性が生じた場面であることをまずもって留意する必要がある。

本件原発は昭和 41 年に設置許可申請がなされ、その際に想定された津波の水位は O.P. + 3.122 m（昭和 35.5.24 チリ地震津波）で、この評価により設置が許可され、O.P. + 35 m の丘陵を O.P. + 10 m に切り下げて主要建屋が設置された。わずか 6 年前の津波を最高潮位として評価し申請したものが国の審査でも通ったのであり、その津波想定が余りに甘かったことは現在では明白であるが、当時の評価では、本件原発の敷地は想定された津波よりもかなり高位に位置し、国のいわゆるドライサイトが維持されていたことになる。ところが、設置後、数十年を経て長期評価の見解が公表され、これにより本件原発はドライサイトではなく実は「ウエットサイト」とであると評価されるべきこととなったものである。本件原発のように当初は「ドライサイト」と考えられていた原発が実は「ウエットサイト」とであると評価されるに至った事例は、それまでわが国には存在しない。そのような状況下において、万が一にも重大な事故を防ぐために何を措いてもなされるべきは、想定される危険に対する速やかな防護措置の実施であり、その際に取りられるべき措置がドライサイトの維持を目的とした防潮堤や防波堤の設置に限られるべき理由はない。防潮堤等の設置の完成を待っては原発の安全に大きく関わるることとなることも危惧され、それが完成するまでの間、防潮堤等以外の措置を講ずるか、それさえも速やかに実施できないのであれば、いったん原子炉を停めることさえも想定される選択肢であったといわなければならない。

#### イ 津波対策の代表例が防潮堤の設置と建屋の水密化であったこと

以上の見地に立って考えるならば、当時の具体的状況下において、敷地高さを越える想定津波への対策として、防潮堤等の設置以外に考えられた蓋然性が高いのが非常用電源設備等の水密化であり、あるいはその高所配置である。

ことに水密化については、津波工学者の g e 氏においても、原子炉施設における津波対策を工学的に検討する場合のハード面の代表例として防潮堤の設置と建屋の水密化を挙げているのであって（丙 B 9 1・同氏の意見書 4 頁）、それは何ら特異な防護方法ではなく、防潮堤等の設置と並ぶ代表的な防護措置であった。

#### ウ 防潮堤等の設置と他の防護措置との目的や施工期間・費用等に違いがあること

そもそも防潮堤等の設置と他の防護措置とでは、その目的（防護対象）や施工期間、施工費用、技術面の問題に大きな違いがあり、それぞれ長所、短所があるのであって、防護措置が講じられるべき状況に応じて、これらの違いを考慮のうえ実施されることになる。

しかるところ、防潮堤等の設置は、原子力発電所全体を津波から防護することを目的とし、施工にも長期間を要する。施工費用も多額であり、原子炉設置後の事後的施工には技術的に克服すべき課題も多くある。他方、非常用電源設備等の水密化やその高所配置は、非常用電源設備等の重要機器を防護して重大事故を回避することを直接目的とし、短期間に施工可能である。施工費用も相対的に少額であり、技術的にも完成されたもので施工が容易である。また、多重防護の観点からは、これらの措置の一つを取ればそれで足りるものでもない。

#### エ 現に本件事故前から水密化措置が検討され、あるいは実施された例があること

##### （ア） 溢水勉強会における検討

平成 1 8 年 5 月 1 日に開催された第 3 回「内部溢水、外部溢水勉強会」（保安院、独立行政法人原子力安全機構、電力事業者ら 1 0 数名が出席）で、敷地を越える津波が来た場合には電源や冷却機能の喪失を通じて炉心溶融に至る危険性のあることが東電の担当者から報告されて出席者がそれを認識した。

この会議の議事次第に、原子力安全機構（JNES）の g o 部長（当時）の発言をメモしたと思われるものが残されており、それには「4 水密性」「大物搬入口」「水密扉」「対策」などあり、上記の危険への対策として大物搬入口に水密扉を設置してはどうかとの趣旨のものであったことが認められる。（甲 B 1 4 6・9 頁、添付資料 4）。

##### （イ） 東電における検討

東電は平成 2 0 年 3 月、耐震バックチェックの過程において、津波による施設への影響が無視できない場合の対策として、建屋等の水密化を一つの選択肢として考えていた。同月、本件原発の耐震バックチェック中間報告書を保安院に提出した際の記者発表用の「Q & A」では、「津波に対する評価の結果、施設への影響が無視できない場合どのような対策が考えられるか」という質問に対する回答として「建屋の水密化等が考えられる」との案を用意していた。

また、平成 2 2 年 8 月に開かれた東電の福島地点津波対策ワーキングにおいて、防潮堤については周辺の一般家屋に影響があるので好ましくないとの観点から設備面での対応が必要とされ、非常用海水系電動機の水密化や建屋扉の水密化等の提案、議論がなされた。

##### （ウ） g g 原発及び g p 原発における水密化措置

日本原子力発電株式会社は平成 2 0 年 3 月、g g 原子力発電所において長期評価の見解による想定津波を前提に防護措置を講ずることを決定し、押し波対策として排泥を利用した盛り土工事（浸水の程度を低減することを目的とする）を実施するとともに、建屋水密化対策として防水扉、防潮シャッター、防潮堰工事を実施した。盛り土工事は平成 2 1 年 5 月 2 9 日に工事完了し、建屋水密化のための、防水扉 2 ヶ所、防潮シャッター 1 ヶ所、防潮堰 6 ヶ所の工事は平成 2 1 年 9 月 3 0 日に工事完了した。また、海水ポンプ室の側壁を H . P . + 6 . 6 1 m に

嵩上げする工事も実施され、平成21年10月30日に工事完了し、想定津波における引き波対策である海水ポンプ吸い込み管延長工事も、平成22年4月5日に工事完了した。(丙B393)

また、中部電力g p原子力発電所においても、本件事故前に、津波対策として原子炉建屋等の出入口への防水構造の防護扉等の設置がなされた。

オ 本件事故後の東電の調査報告書にも防潮堤等の設置以外の防護措置を必要とするとの考え方が示されていること

東電の平成24年6月30日付け「福島原子力事故調査報告書」(乙B29)において、本件津波のような事例に対抗するための基本的な考え方として、1 津波に対して遡上を未然に防止する対策を講じる(防潮堤)、2 津波の遡上があったとしても建屋内に侵入することを防止する(防潮壁、防潮板、扉水密化)、3 万一、建屋内に津波が侵入しても、その影響範囲を限定するため建屋内の水密化や機器の設置位置の見直し等を実施する(重要機器水密化)、4 発電所のほとんど全ての設備機能を失った場合を前提として、原子炉への注水や冷却のための備えを本設設備とは別置きで配備する(別置き代替注水冷却設備等)という考え方に沿って対策を実施していくとしている(325~326頁、そこに掲げられている別紙1の図を参照)。

また、本件事故当時、東電の原子力設備管理部の部長代理であったg sも、今回の事故を前提に、あらかじめどのような対策を講じておくことが考えられたかと尋ねられて、「自然災害においては、対策を講じて、それを上回ることが起き得るということで、前段を否定して更なる手を打つということが、大きな反省点と考えております」としたうえで、上記の考え方について説明している(甲B145・32頁以下)。

カ 本件事故後の国の新規規制基準も建屋の水密化による「内郭」防護の措置を求めていること

本件事故後における国の新規規制基準も、防潮堤等の「外郭防護」とともに、防護の多重化の観点から建屋の水密化による「内郭防護」の措置を求めている。すなわち新規規制基準は「敷地への浸水防止(外郭防護1)」、「漏水による重要な安全機能への影響防止(外郭防護2)」とともに、「重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護)」として、「重要な安全機能を有する設備等を内包する建屋及び区画については浸水防護重点化範囲として明確化」したうえで、これらの建屋等の浸水防護重点化範囲への「浸水の可能性のある経路、浸水口(扉、開口部、貫通口等)を特定し、それらに対して浸水対策を施すこと」を求めている(丙A19・31頁)。

「審査ガイド」(同)によれば、「敷地への浸水防止(外郭防護1)」、「漏水による重要な安全機能への影響防止(外郭防護2)」は「津波の敷地への浸水を基本的に防止するものである」とし、これらと並ぶ防護措置として「重要な安全機能を有する施設の隔離(内郭防護)」を位置づけ、かつ「内郭防護」は「外郭防護1・2」に対して「津波に対する防護を多重化するものである」としている。また、この「内郭防護」は「設計を超える事象(津波が防潮堤を越え敷地に侵入する事象等)に対して一定の耐性を付与するものである」と明記されている。(同18頁)

このように新規規制基準も、防潮堤の設置等の「外郭防護」が敷地への浸水を基本的に防止するにとどまる限界があることを踏まえて、その防護機能の限界を補う措置として、「津波が防潮堤を越え敷地に侵入する事象等」に対しても相当の防護機能を果たすべきものとして「内郭防護」を求めている。

キ 小括

敷地高を超える津波による重大事故発生を防ぐための対策として、平成14年当時であっても、防潮堤等以外の措置が想定されなかったとは到底考えられず、それらを防潮堤等による

対策と併せて講ずることが十分想定されたものである。

なお、水密化等の措置が実施されるまでは、本件原発は敷地高を超える津波に対して全く無防備な状態にあり、津波が敷地上に遡上すれば直ちに全交流電源喪失による重大事故に至ることが想定される状況にあったといえる。原子炉施設においては「万が一にも深刻な災害が起こらないようにする」ことが求められる（g m原発最判）以上、少なくとも水密化等の措置が実施されるまでは、原子炉の稼働は一時停止されて然るべきである。原子炉内の核燃料が発する崩壊熱は、稼働の停止によって急速に減衰することからすれば、技術基準適合命令の発出に合わせて、東電において原子炉の稼働を一時停止しておれば、たとえ非常用電源設備等の被水が生じたとしても本件事故のような重大事項に発展することは回避できた蓋然性が高い。

## （２） 水密化の技術について

国は、本件事故前の時点では建屋等の全部の水密化は技術的にも確立していなかったとして、防潮堤唯一論を支えるべく、水密化による防護措置が一切想定されなかったかのような主張をしているが、これも、水密化の技術については工学者の見解や波力・漂流物の定量的な評価方法が未確立でも安全上の余裕を考慮すれば対処できること、現に本件事故前及び事故後に原子力発電所で水密化対策を講じた例が多々存すること等に照らして失当である。

### ア 学者らの見解

水密化の技術に関しては、工学者・技術者らも、それに関する知見が本件事故前から存した旨の意見を述べている。

津波工学者であるg q氏は、本件事故後、政府事故調査委員会からの事情聴取に対して「最終的に守らなければならないのは非常用冷却系であり、それを守るのはある程度の頑丈な建物と取水口の砂対策があればうまくいくと思われる。」と述べ（甲B 161・4枚目の8項）、原子力工学者のg f氏は、その「意見書（２）」（丙B 193）で、水密扉自体は従来から船舶の部屋の扉用などに用いられており「ドアとドア枠に取り付けられたパッキンを密着させることによって、ドアからの漏水を防止する技術であり、従来から製品化されていますので、特段新しい技術ではありません。」と述べている（同書2頁）。また、津波工学者のg e氏は、その意見書（丙B 91・4頁）において、津波に対する防護措置のハード面の代表例として、防潮堤等の設置と並んで建屋の水密化を挙げており、これは建屋の水密化による津波防護が技術的に実現可能であることを当然の前提としている。原子力技術者であったg r氏も「電気設備を高所に設置したり、電気設備の設置されている建屋や部屋を水密化したりといった津波対策は、一般の電気設備の対策として、当たり前に行われていた。」（甲B 147・10頁）としている。

### イ 波力や漂流物の定量的な評価方法が未確立でも水密化は実施可能であること

水密化の技術に関しては、津波波力の評価手法や漂流物の衝突力については、現時点においても、いまだ確立した評価手法が存在しないと国は主張しているが、仮にそうであるとしても、それをもって水密化の実施が困難であったとするのは相当ではない。

（ア） 波力・漂流物の定量的評価方法の未確立を理由とする防護措置の先送り合理性を有しないこと

本件原発のように、現に稼働している原子力発電所において敷地高を超える津波が想定され、これに対する防護措置が求められる状況においては、地上構造物を考慮した津波波力や漂流物の衝突力について定量的な評価手法が確立していないという理由をもって防護措置を先送りすることは合理的ではない。重要機器室及びタービン建屋等の水密化を基礎づけるだけの津波波力等の評価手法が存在すれば、これに基づいて防護措置を講じることが求められる。

定量的な評価手法が未確立で、その評価の不確実性が否定できず、推計値に一定の誤差が生じ得るのであれば、想定される推計上の誤差に対応して、安全上の余裕を考慮することによって対処すればよいことである。防護措置の施工を基礎づける評価手法が存在するにもかか

ならず、定量的な評価手法が未確立であることを理由に防護措置の実施自体を否定するのは、安全対策の施工を定量的な評価手法がいつか確立するまで先送りすることとなるのであり、それが合理的な対応として許されないことは明らかである。

(イ) 浸水深を基に波力を推計することができたこと

g e氏の意見書(丙B91)においても、地上構造物に対する津波の波力の評価については、平成12年に公表された、浸水深から最大波力を推計するg h氏ら提案にかかる評価式(同書50頁)が存在し、本件事故以前も、多くの工作物において使用され、本件事故以後も、国においてこのg h氏らの評価式が「準用」されており、実際の工作物の波力評価に用いられていることが示されている。

したがって、津波シミュレーションに際して、地上構造物を考慮して浸水深を推計する技術が存在する以上、その浸水深をもとに波力を推計することが技術的には可能であったということになる。仮にg h氏らの評価式による推計値に過少評価の可能性があるとすれば、想定される推計値を踏まえた安全上の余裕を確保することによって、水密化の施工に必要な波力を評価することは十分に可能であったと考えられる。

(ウ) 津波による漂流物の影響については、安全上の余裕の考慮によって対処可能であったこと

津波工学の第一人者であるg q氏が「漂流物は自動車程度であり、津波の力は原子炉本体にかかる地震力に比べれば小さい。」と述べているのであり、水密化措置を講じるには、漂流物の影響についての定量的な評価手法の確立が必須の条件にならないこと、衝突の影響評価の不確実性は安全上の余裕の考慮によって対処可能であることは、上記のg q氏の言によっても裏付けられる。

ウ 本件事故前に原子力発電所で水密化対策が講じられた例

現に、本件事故前に原子力発電所で水密化が講じられた例は幾つもあり、それらはいずれも津波の原子炉施設への侵入に対して安全性を確保する防護機能が期待できるものであった。

(ア) 東電の平成3年溢水事故対応

東電では平成3年に内部溢水事故が発生しているが、その際、内部溢水によって重要機器が損傷しないように必要な箇所に対して溢水対策を講じており、その中で「原子炉最地下階の残留熱除去系機器室等の入り口扉の水密化」、「原子炉建屋1階電線貫通部トレンハッチの水密化」、「非常用D/G室入り口扉の水密化」等の重要機器室の水密化が講じられている(乙B29・38頁)。

これらの水密化は、外部溢水によって建屋内部に海水の侵入があったとしても、その海水がさらに重要機器室内部へ浸水することを防ぎ、非常用電源設備等の被水を回避する防護機能が期待できるものであったと考えられる。

(イ) g g原発の防護措置

g g原子力発電所における津波対策工事は、技術検討書(丙B393・右下205~207)によれば、建屋津波対策として 1 防水扉対策、 2 防潮シャッター対策、 3 防潮堰対策、 4 防潮壁対策、 5 漏水試験、 6 上記の作業に伴う付帯作業を工事内容としており、工事の目的を示す実施概要において、「将来想定し得る最大の敷地内浸水により原子炉の停止、冷却、或いは閉じ込めに係わる機能設備(以下、安全機能設備)が喪失することのないよう、安全機能設備を収納する建屋の防潮対策を実施する。」とされている。具体的な対策内容は、防水扉2箇所、防潮シャッター1箇所、防潮堰6箇所などにわたる。また、「既存の特殊扉(気密扉等)については、ゴムパッキンが入っている気密扉であり、ある程度水密性があると考えられることから今回の津波対策は実施しないものの、漏水試験により浸水量を把握し津波による影響を受けないことを確認するとされている。

そして、「技術検討書」によれば、「既存の扉(片開き、両開き)及び今回取り替える防

水扉（片開き、両開き）の4種類について、漏水時間、遡上高などをパラメータとして試験を実施し、時間当たりの浸水量を測定する。」とされており、上記工事の目的を充たす性能が確保されていることを確認しながら工事が施工されている。（乙B84）

このようにして行われたg g原子力発電所の建屋の水密化は、敷地に津波が浸水した場合でも、建屋内への浸水を防ぐことができるものであった。

エ 本件事故直後の保安院の指示にも水密化が含まれていること

保安院は、本件事故直後の平成23年3月30日に「福島第一・第二原子力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策について」と題する指示を各事業者に対して行い、本件事故を踏まえた中長期的な具体的対策として「防潮堤の設置」、「水密扉の設置」、「その他必要な設備面での対応」が並べて例示されている。

また、これを受け、本件事故後、多くの原子力発電所において実際に建屋の水密化が行われた。例えばg p原子力発電所では、漂流物の衝突力をも考慮した「強度強化扉と水密扉の二重式扉」が短期間のうちに設置され（甲B160）、このように短期間で工事が行われている事実は、本件事故前であっても、漂流物を想定し安全上の余裕を確保した強度強化扉と水密扉を併せて設置することができ、それをもって津波の波圧や漂流物による破壊を回避することが十分に可能であったことを示すものである。

オ 小括

以上によれば、本件事故前の時点では建屋等の全部の水密化は技術的にも確立していなかったとして、防潮堤等の設置のほか水密化の措置が一切できなかつたかのようにいう国の主張が実情に反するものであり、当を得ないことが明らかである。

「政府事故調技術解説」（甲B3）も、炉心損傷回避の可能性について、あり得た現実的な対応策（設備面）の一つとして「建物の水密化」を挙げ、「建物の水密化によるコストはそれほど大きいわけではなく、電源盤が設置されているタービン建屋を水密化しておけば全電源喪失を防げたはずである。もし、建屋全体が難しい場合でも、重要設備が設置されている部屋だけでも水密化すべきであり、そのコストはさらに低くなるはずである。非常用発電機など重要設備が設置されている建物や部屋の水密化については、（中略）海外では多くのプラントで実施されている」（134頁）と端的に指摘している。

### （3） 技術基準適合命令の内容

技術基準適合命令を発するにあたって想定された津波への防護措置は以上のとおりであるが、防護措置を検討するにあたっては、最新の知見を基にこれを行うべきであり、規制権限を有する国も、安全保持義務を負う東電も、世界的にも最先端の知識や技術について調査研究を行う義務があった。

以上を踏まえて考えるならば、当時の具体的状況下において、敷地高さを越える想定津波への対策として考えられたのが唯一、防潮堤等の設置だけであつたわけがないのであり、それ以外に非常用電源設備等の水密化等やその高所配置の措置がなされ、それらの防護措置によって、本件事故の発生は避けられた蓋然性が高いといえる。

経産大臣が実際に命令を発出するにあたっては、事業者が当該施設を技術基準に適合させるために講じるべき措置をある程度想定している必要があるが、講じるべき措置が具体的に特定されていることまでも要するものではない。すなわち、この場合の技術基準適合命令の内容は、経産大臣が炉規法24条1項4号所定の基準適合性が失われていると判断した理由を具体的に記載することが必要であり、その結果、命令を受けた者においていかなる点を改善すべきであるかが明示されることになると解されるが、更に進んで、その改善のためにいかなる具体的措置をとるべきかまでも技術基準適合命令中において特定する必要はなく、その点は命令を受けた者である東電において具体的措置を検討し適宜の方法を選択すべきこととなると解される（東京高裁令和3年2月19日判決）。

gn氏がその「意見書」(甲B150・17頁)で述べているように最新の科学・技術水準への即応が求められている原発安全規制では、具体的な結果回避措置を特定するのは東電であって、経産大臣がそれを具体化しなければ命令を発することができないとするのは、原子力法体系のもとにおける電事法39条・40条の趣旨に反する。

なお、本件事故後、技術基準適合命令ではなく「指示」ではあるが、「平成23年福島第一・第二原子力発電所事故を踏まえた他の発電所の緊急安全対策の実施について(指示)」において、目標(要求水準)として「今回の災害をもたらした津波を踏まえて設定される『想定すべき津波高さ』を考慮した災害の防止」とした上で、「具体的な対策の例」として防潮堤の設置や水密扉の設置が挙げられているにすぎず、目標を達成する具体的措置内容を示しておらず、また他の対策による要求水準達成を否定していないことなどが参考例として同氏の「意見書」に注記されている(17頁・注19)。

(原告第22・第23・第34準備書面、控訴理由補充書(1)の第4、控訴人第1準備書面の第5、同第5・第10準備書面)

#### 6 想定津波と本件津波との差異

国は、長期評価の見解を基に平成20年に東電が試算した想定津波と本件津波とは大きな違いがあるとして、想定津波を前提とした防護措置によっては結果回避ができなかったと主張するが、問題は想定津波と本件津波との差異自体ではなく、想定津波を前提として講じられたであろう防護措置が本件津波に対しても防護機能を果たし、重大事故を回避することができた蓋然性が高いかどうかである。その観点からは、想定津波と本件津波との間に、想定津波を前提とした防護措置による結果回避可能性を左右するほどの大きな差異は認められない。

なお、これらの防護措置は、前記のような目的、工事期間、工事費用等の違いを考慮のうえ、多重防護として、それらを組み合わせて実施され、その場合、水密化や電源設備の高所配置が防潮堤等の設置よりも先に施工が完了し、実施されることが想定されるので、その順序で述べる。

##### (1) 水密化について

###### ア 水密化の措置の具体的内容

これらの水密化は、防潮堤等の防護機能を前提とせず安全性を確保することを目的としてなされるものである。すなわち、防潮堤等の設置には長期の期間を要することから、その設置に先行して重要機器室及びタービン建屋等の水密化の施工がなされる必要があり、そして、この場合の水密化は、当然のことながら防潮堤による防護機能を前提とすることなく原子炉の安全性を確保し得るものであることが求められる。

###### (ア) タービン建屋等の自体の防護措置

本件原発において非常用ディーゼル発電機等が設置されていた1～4号機の各タービン建屋、コントロール建屋及び共用プール建屋(以下「タービン建屋等」という。)を防護の対象とするもので、タービン建屋等の大物搬入口、入退去口などへ強化扉と水密扉の二重扉の設置、タービン建屋等の換気空調系ルーバなどの外壁開口部の水密化対策、タービン建屋等の貫通部からの浸水防止等の対策からなる。

###### (イ) タービン建屋等内の重要機器設置室の防護措置

非常用ディーゼル発電機及び配電盤等の重要機器が設置されている機械室への浸水防止等の対策からなる。

###### イ 本件津波と想定津波の差異

本件津波と想定津波とは、断層領域やすべり量、津波の方向、浸水深等が異なることは事実であるが、想定津波を前提とした防護措置による結果回避可能性を左右するほどの大きな差異は認められない。

###### (ア) 断層領域、すべり量の差異について

本件事故については地震動による損傷がその原因となったことを示す確実な証拠はなく、結果回避可能性に関して検討されるべきは津波の方向や浸水深等であり、地震の断層領域やすべり量の差異はそれに影響を及ぼさない。

(イ) 浸水深の差異について

本件津波及び想定津波の浸水深は以下のとおりである。(なお、本件原発の敷地は本件地震によって沈降し、本件津波の到来時にはO.P.+9.34mになったが、以下の本件津波の高さは、敷地に対する浸水深を単純にO.P.+10mに加えたものであるため実際よりも66cm水増しされた数字になっている。)

a 本件津波の浸水深

1号機付近(F地点)では2m以上、2号機周囲(H・J・K地点)及び3号機の海側(I地点)ではいずれも4~5mとされ、4号機の近く(地点8)では浸水深5.5mが記録されている。(乙B29の添付資料の一部である甲B156(別紙4)を参照)

b 想定津波について推計される浸水深

東電の平成20年試算によれば、敷地南側で5.707mの浸水深(O.P.+15.707m)となり、4号機原子炉建屋で2.604m(O.P.+12.604m)、同タービン建屋位置付近で2.026m(O.P.+12.026m)の浸水深となることが示されている。さらに共用プール建屋付近(4号機の建屋の西側奥の赤色部分あたり)では、敷地南側と同じ色の表示がなされており、約5mの浸水深(O.P.+約15m)となることが推計されている。(甲B57・15頁の図2-5・最大浸水分布図を参照)

なお、この推計は地上構造物がない更地状態を前提としており、4号機のタービン建屋・原子炉建屋の存在を前提とすれば、敷地南側からの津波の流れがこの建屋によって堰き止められることとなり、浸水深が増幅することが十分に考えられる。

c 以上のとおり、想定津波による浸水深は、敷地南側で約5.7m、共用プール建屋付近で約5m、堰き止め効果による増幅前の推計として4号機付近で約2.6mに達しており、最大値で比較すれば本件津波の浸水深5m程度(地盤の沈降を考慮すると4.34m程度)と大きく異なっておらず、両者の間には防護措置の機能を左右するほどの大きな差異は認められない。これは、想定津波を前提に水密化を実施する場合、本件津波の最大浸水深と同程度の浸水深を規準に行われたことが想定されることを示すものといえる。

(ウ) 波圧の差異について

本件津波に対して最大の浸水をもたらした1号機東側前面の波圧の推定値は、想定津波によって想定可能であった波圧を下回る。

g e氏は、その「意見書」(丙B91)において、最新の波圧算定式を使って、1号機タービン建屋前面での波圧を概算してみると $58\text{ kN/m}^2$ になるとしているところ(54~55頁)、想定津波の浸水深を前提として、津波波圧の評価式(g h氏ら評価式:水深1mで最大の波圧は $30\text{ kN/m}^2$ であり、これは浸水深に比例する。)を使って算定すると、想定津波から推計される波圧は、敷地南側(5.7mの浸水深)及び共用プール周辺(5m以上の浸水深)では約 $150\text{ kN/m}^2$ 以上、4号機原子炉建屋付近(2.604mの浸水深)でも約 $78.12\text{ kN/m}^2$ 、4号機タービン建屋付近(2.026mの浸水深)で約 $60.78\text{ kN/m}^2$ となる。したがって、想定津波に基づいて推定可能であった波圧は、本件事故の大きな原因となった1号機タービン建屋東側前面における波圧を大きく上回る。

なお、この理は松山地方裁判所平成31年2月26日判決においても認められ、想定津波を前提とする水密化対策によって設置等された水密扉等の関係設備が本件津波等にも耐えられたと推認される根拠の一つとされている(甲B143・107~108頁)。

(エ) 津波の流況について

本件津波も想定津波も敷地南側からの津波の流れの影響が大きく、浸水深が大きくなったことについてそれが大きく影響している。

想定津波は敷地南側からのみ遡上するのに対し、本件津波は敷地南側だけではなく東側からも遡上したという違いがある。しかし、本件津波を東電が解析した結果によれば、1～3号機周辺で最大の浸水深となった時点すなわち建屋に最大の波圧がかかったと想定される時点の浸水深と海水の流れの方向・強さ(甲B155・4-9頁・図(7))を見ると、1号機から3号機の東側全面においても、いずれも南側から北側への海水の流れが支配的である。東側から遡上する流れの影響を最も受けた1号機周辺においても、その影響は限定的であることが示されている。

ウ 本件津波に対して建屋等が果たした防護機能

(ア) 何ら防護措置が講じられていなかった建屋躯体、大物搬入口等及び建屋内の間仕切り等が本件津波に対しても相当程度の防護機能を果たしたこと

本件津波の波圧や漂流物の衝突力が現実に建屋等に与えた影響を見ると、実際には何らの防護措置も講じられていなかったタービン建屋躯体、大物搬入口等、さらには建屋内の間仕切り等も、本件津波に対して相当程度の防護機能を果たしていたことが確認できる。

a タービン建屋内部への浸水経路

タービン建屋における浸水経路(甲B155・4-38頁の下の表(別紙5の下の表))は、いずれの建屋も1階の大物搬入口が最初に掲げられ、他に入退域ゲート、D/G給気ルーバ、機器ハッチが浸水経路とされているが、大物搬入口が主要な浸水経路となったものと認められる。

b 大物搬入口の構造

大物搬入口は工事用の大きな開口部であり、巻き上げ(ロールアップ)式のシャッター構造(丙B347の別紙15の3～4枚目は5号機のものであるが、1～4号機も同様の構造と考えられる。)で、4号機は定期検査中であつたため、本件津波時には開放されていた。

c 入退域ゲートの構造

入退域ゲートは人の出入り用の開口部である(丙B347の別紙15の3枚目の「SB入口」とある写真は5号機のものである)。

d 給気ルーバの構造

給気ルーバ(甲B145・通し129頁の下の写真は3号機タービン建屋北側の給気ルーバ)は、建屋の外壁に組み込まれており、津波に対してむき出し状態であつたが、「損傷は見られないが浸水したと考えられる」とされており、ここからの浸水は波圧が大きいことや漂流物の衝突によるものでないことが分かる。

e タービン建屋周囲に浸水深と内部における浸水状況の対比

1号機から4号機までのタービン建屋ごとに、建屋周囲の浸水深、そこから建屋内への浸水経路、各建屋の1階内部の浸水深を見ると次のとおりである。

(a) 1号機のタービン建屋周囲の浸水深と建屋1階の浸水深の対比

甲B155・4-43の図(1)及び甲B145・資料18の上の図によれば、1号機周辺では2m以上の浸水深となっているのに対して、建屋1階の浸水深は、大物搬入口の前方(西側)で約93cm、その前方の行き止まりになっている建屋西側(大物搬入口の反対側)で約110cm程度である。右上の入退域ゲートからの浸水は、入口付近で約60cm、奥で約45cmである。普通の壁とドアなどで仕切られていた中央の広い部屋への浸水はなかった。

(b) 2号機のタービン建屋周囲の浸水深と建屋1階の浸水深の対比

甲B155・4-44の図(3)及び甲B145・資料19の上の図によれば、2号機周

囲の浸水深は4～5mであったのに対し、建屋1階の大物搬入口からの浸水は狭い範囲にとどまっている。また建屋西側の浸水は約3cmである。「1号機との連絡通路」からの浸水については、流入元となった1号機の浸水深が約45cmであるので同程度にとどまるといえる。全体として、浸水があったのは1階の一部に限られ、中心部の広い部屋をはじめ殆どの領域で浸水が認められない。

(c) 3号機のタービン建屋周囲の浸水深と建屋1階の浸水深との対比

甲B155・4-45の図(5)及び甲B145・資料20の上の図によれば、3号機周囲の浸水深は4～5mであったのに対して、入退域ゲート付近で局所的に約96cmの浸水深となったが、大物搬入口からの浸水による浸水深は約3cmにすぎない。全体としても、中心部の広い部屋を含めて広い範囲において浸水がなかった。なお、1～3号機のタービン建屋のいずれについても、内部に漂流物が入り込むことはなかった。

(d) 4号機のタービン建屋周囲の浸水深と建屋1階の浸水深の対比

4号機は定期検査中で大物搬入口が開放されており、津波が流入し、4号機の2階の床は、1階の床面から約7mの高さがある(甲B155の4-38頁の下の表)が、甲B155・4-46の図(8)及び甲B145・資料21の下の図の写真によれば、搬入口エリアの2階手すりの変形や浸水痕が確認できる。建屋周辺の浸水深は約5.5mだったので、流入した津波はそれより高く駆け上がったことになる。また、大物搬入口が開放されていたため、建屋内部に大量の漂流物が流入し堆積することとなった。

他方、中心部の部屋を含め、1階のかなり広い領域が浸水していない。

f 小括

第1に、建屋の躯体部分(外壁)は本件津波に耐えたことである。

第2に、建屋の外部と内部の浸水深の違いを見ると、主要な浸水経路となった大物搬入口と入退域ゲートは、津波対策が特段講じられていなかったにもかかわらず相当程度の防護機能を果たしていたことである。したがって、仮に水密化による防護措置が講じられていれば、十分な防護機能が期待でき1階への浸水を防ぐことができたと考えられる。

第3に、地下階への直接の浸水経路となったと想定される給気ルーバについては、「津波による損傷は見られない」とされており、水密化措置を講じていれば、全体として建屋内部への浸水を防ぐことが十分に期待できたことである。

第4に、建屋内部の間仕切り壁がかなりの防護機能を果たしていることから、仮に一部において建屋内部への浸水が生じたとしても、配電盤が設置された部屋について水密扉の設置等の水密化措置を講じていれば、配電盤等の被水を防止することが十分に可能であったといえることである。

(イ) 津波の波圧及び漂流物の衝突による作用について

タービン建屋等の水密化を行うにあたっては、津波の波圧及び漂流物の衝突による作用を考慮する必要があり、国が主張しているように、波圧の推定の不確実性や漂流物の影響の不確実性が問題となる余地もあり得る。

しかし実際には、敷地に津波が遡上する事態にあっても、タービン建屋等の水密化による防護機能が完全に破壊されることは想定困難である。現に本件津波の襲来を受けた建屋の躯体に有意な損傷は認められず、シャッター構造で津波に対する防護機能を果たすことを全く想定していなかった大物搬入口も、本件津波に対して相当程度の防護機能を果たしている。

また、重要機器室の水密化については、タービン建屋等の内部において非常用電源設備等の重要機器が設置されていた部屋の水密化が問題となるのであり、仮にタービン建屋等の水密化の防護機能が一部で破綻し、建屋内部への海水の浸入を許す事態となったとしても、その海水が建屋内の重要機器室に到達する時点では、タービン建屋等の水密化によって海水の流れの勢いは大幅に減殺されていることが想定される。このことは漂流物についても同様である。し

たがって、仮に、防潮堤の完成前の状態において、タービン建屋等の水密化による防護機能が部分的に損傷を受け、建屋内に海水が入り込むことがあったとしても、その水圧は大幅に低減したものになると推認され、重要機器室の水密化が講じられておれば、水密扉等の防護機能によって重要機器室内に設置されている非常用電源設備等を被水から防護することが十分に期待できるといえる。

#### エ 学者らの見解

g e氏は、水密化措置により建屋内への浸水を相当程度妨げたこと、重要機器の機能喪失を回避できた可能性が高い旨の証言をしており（丙B352の1・通し38～39頁）、東電のg s氏も、水密化していれば事故の程度は軽くなる、どの程度の軽さになるかはわからないが、対応の程度によっては水素爆発・炉心損傷に至らない可能性もあり得る旨の証言している。（丙B145・90頁）

#### オ 小括

以上によれば、想定津波を前提として、十分な安全上の裕度をもって重要機器室及びタービン建屋等の水密化が講じられていれば、仮にその時点までに他の防護措置が実施されていないとしても、本件津波に対しても防護機能を果たし重大事故を回避することができた蓋然性が高い、すなわち結果回避の可能性が存したということが十分可能である。

#### （2） 電源設備の高所配置について

多重防護の観点からは、上記の水密化の措置が破られることをも仮定し、非常用ディーゼル発電機や配電盤等の非常用電源設備等をできるだけ高所に配置することが求められる。

原子力技術者であったg rも、その「意見書」（甲B162）において、本件原発において行っておくべきであった防潮堤の設置以外の工事として、建屋への浸水防止対策、建屋内の重要機器の設置された部屋への浸水防止対策とともに、非常用電池、非常用電源設備などの上層階ないし高台への設置を挙げ、重要機器類の高所配置の対策については、万が一、タービン建屋内の非常用電源設備及びその附属設備が設置された機器室内に浸水があることに備えて、計器類のための非常用電池、非常用電源設備としての配電盤を、タービン建屋内の高所または、福島第一原子力発電所敷地内の高所（別建屋）に配置することが適切であり、敷地内にO.P.+32m以上の高台がある（9頁）と指摘している。

また、前記のとおり東電も、本件津波のような事例に対抗するための基本的な考え方として、建屋内の水密化や機器の設置位置の見直し等の実施とともに発電所のほとんど全ての設備機能を失った場合を前提として、原子炉への注水や冷却のための備えを本設備とは別に配備するという対策を示しており、対応設備例として可動式熱交換器設備、消防車、電源車、ガスタービン発電機車等の高台への設置なども図示している（乙B29）。

そして東電は、実際に本件事故後、g t原子力発電所の高台電源等の設置に係る電源対策として、空冷方式の非常用交流電源を津波の影響を受けない高台に設置するとともに、緊急用M/C（金属閉鎖配電盤）を近くに設置し、そこから原子炉建屋内にある非常用高圧母線に電源を供給してRHR（残留熱除去系）を稼働させることとし、それに加えて空冷式ガスタービン発電機車やそのバックアップとして機動性のある多数の電源車を配備するなどした。

そのような非常用電源設備等の高所への配置にかかる措置が、本件事故前に行われておれば、本件津波に対しても重大事故を回避できた蓋然性が高いことは水密化と同様である。

#### （3） 防潮堤等の設置について

ア 推計計算に誤差があり得る場合には、それを踏まえた幅のある想定が求められること

防潮堤は一定の津波を想定し、垂直方向の高さと水平方向の海岸線沿いの横幅をもって施工されるものであることから、想定していない範囲の海岸線に津波が到来すると当該部分から敷地への遡上が生ずることになる。したがって、想定津波によって敷地への遡上が想定される範囲に限定した「部分的防潮堤」を設置した場合には、敷地への遡上が起こる海岸線の範囲に

わずかでも誤差が生じた場合には、防潮堤が設置されていない部分から津波が敷地に遡上し、さらには設置された部分的防潮堤の内側にも流れ込み、結果として防潮堤の防護機能は全く失われてしまうこととなる。

そして、津波が敷地へ遡上することは直ちに重大事故の発生につながるものであることからすれば、防潮堤等の設置に際しては津波推計計算（シミュレーション）に推計誤差が生じ得ることも考慮して、津波が遡上する態様（敷地への遡上範囲）についても一定の幅のある想定を行う必要があり、津波推計計算の上で想定津波が遡上するとされる部分にだけ限定して防潮堤を設置することは、原子炉に求められる安全性の程度の観点からも到底許されないものである。

#### イ 想定津波は敷地東側前面から広範囲で遡上する危険性が相当程度あったこと

想定津波は、南防潮堤を大きく乗り越え、主要建屋敷地の東側前面に設置されているポンプ位置における津波高さは $O.P. + 9.244$  cmに達しており（甲B57・15頁）、主要建屋敷地（ $O.P. + 10$  m）との高低差は、わずか75 cmである。

また、本件地震によって本件原発の地盤は津波が到来する前に約66 cm沈降しているように、津波をもたらすようなプレート間大地震が発生した場合には、陸側プレートが海側プレートの上を海側に向かって延びることによって、逆に海岸面に立地する原発の地盤が沈降することは十分に想定される事態といえる。この点は、新規制基準においても「津波に対する設計指針」として「地震による敷地の隆起・沈降、・・・を考慮すること」（丙B373・17頁の「基本的要求事項」の六）を求めており、津波をもたらすような規模の地震において海岸部で地盤の沈降等が生じることは、特に本件地震によって得られた知見ではない。

このように、想定津波は、敷地東側においても敷地との高低差が75 cmにとどまり、しかもこの推定値自体にも誤差があり得るうえ、地震による地盤の沈降もあり得ることを考慮すれば、想定津波が東側前面から主要建屋敷地に広範囲に遡上する危険性は否定できないものであったといえる。

#### ウ 「津波評価技術」の手法には安全裕度の問題があること

「津波評価技術」の作成にあたった土木学会津波評価部会の委員の間でも、想定する津波について安全率を掛けることが審議され、g q主査やg e委員も、原子力安全の観点に基づけば少なくとも1以上の安全率を掛けることが必要であるとの認識であったが、結局、これを決めきれず、「津波評価技術」に取り入れられなかった経緯がある。したがって、「津波評価技術」の手法を用いて行われた想定津波（ $O.P. + 15.7$  m津波）の推計結果は、その観点からも、一定の範囲の推計誤差を含んだものとして評価される必要がある。

#### エ 小括

想定津波を前提とする防護措置について、実際にそれが講じられるにあたっては、万が一にも深刻な災害が起こらないようにするため、一定の裕度を考えてなされるのが理の当然である。その観点からは、想定津波は敷地の東側からは遡上しないから東側には防潮堤を設置しないといった対応はむしろ不合理というべきであって、実際的にも、そのような裕度のない防護措置が講じられたとは考え難い。津波という自然現象は予測が困難で、津波工学者のg q氏も「津波は倍半分」という言葉どおり不確実性が極めて大きいとしている（控訴審第3準備書面20頁以下）。「津波は倍半分」というのは2倍の誤差があるということであり、津波に対する防護措置はそれぐらいの裕度をもって設置する必要があるのである。

想定津波を前提とする水密化等の防護措置に加えて、防潮堤等の設置がなされれば、本件津波に対しても重大事故を回避することができた蓋然性が一層高度なものになったことは論をまたない。

#### （4） 工事期間

技術基準適合命令を契機とすれば、津波を想定した水密化や重要機器等の高所配置の工事

は比較的短期間で完了することが可能であった。

本件事故前に津波による浸水に対する水密化の措置等が広く普及していたとはいえないが、それは敷地を越える津波が想定されること自体がなかったことによるもので、技術基準適合命令を契機とすれば、津波を想定した水密化の措置等の施工は短期間でも可能であった。

grの「意見書」(甲B162)によれば、各号機について「強度強化扉及び水密扉」の設置の工期が3年、「自動ルーバ閉止装置」の設置の工期が2年、「建屋貫通部からの浸水防止対策工事」が2年、「建屋内の隔壁及び床等の配管貫通部の浸水防止及び出入り口への水密扉」の設置工事が2年、「計器類のための非常用電池、非常用電源設備としての配電盤」の高所設置工事が2年と工期が見積もられている。(5~10頁)

経産大臣から技術基準適合命令が発出されるならば、それを契機として、東電において本気になって防護措置を検討し、わが国の科学技術水準を踏まえて可能な工夫を尽くせば、津波を想定した水密化等の措置の施工が技術的に困難であったということとはあり得ない。

現に本件事故後、gp原子力発電所においては、敷地に遡上する津波の波圧とその津波によってもたらされる漂流物の衝突力をも考慮した「強度強化扉と水密扉の二重式扉」が、短期間のうちに設置・完成されているが、上記「強度強化扉と水密扉の二重式扉」が本件事故の経験を経て初めて技術的に施工可能となったものでないことは、本件事故後短期間で設計・施工が完了していることが示している。

非常用電源設備等の高所配置についても、本件事故後における東電のgt発電所の例を見れば同様のことがいえる。

また、防潮堤等の設置についても、想定津波の到来に対する予見可能性が生じた平成14年から本件事故の発生まで8年以上あったのであるから、その間、工事の施工・完成ができなかったとは考えがたい。

#### (5) 結果回避可能性に関する立証責任

国や東電は、本件原発の安全について重い責任を持つ者であるのに、いずれも長期評価の公表後においても、敷地高を超える津波に対する防護措置についての具体的な検討を行っていない。そのため、仮に経済産業大臣が技術基準適合命令を発して規制権限を行使した場合における具体的措置や経過を推認する資料が極めて乏しく、しかも、これまで本件津波と類似の事象が発生したこともないため、当該措置によって結果回避が可能であったかということについての実証的検討も困難な状況の中で、仮定的な因果関係の検討をせざるを得ないという事情がある。したがって、この因果関係の主張・立証責任に関しては、当事者間の衡平の観点から上記の事情が十分考慮されるべきである。そうでなければ、結局、なすべきことをしなかった国や東電の方がかえって有利になる。控訴人らが不合理ではないと認められる東電が講ずべき回避措置をある程度特定していれば、不能ないし著しく不合理・過度な負担であること、たとえば、回避不能ないし比例原則に反する著しい過剰負担になること等の主張・立証が国や東電からなされていない本件においては、結果回避可能性があったことが事実上推認されると判断されるのが相当である。

(原告第34準備書面、控訴人第5・第8準備書面、同第10準備書面の第3)

#### 7 同種訴訟の判例

本件と同種の集団訴訟においても、上記のような観点から国の規制権限の不行使を違法とするものが少なくなく、高裁レベルでも、令和2年9月30日の仙台高裁判決(生業訴訟)、令和3年2月19日の東京高裁判決(千葉訴訟)及び同年9月29日の高松高裁判決(松山訴訟)が国の責任を肯定している。

しかるに最高裁第二小法廷は、令和4年6月17日、上記訴訟等の判決を破棄し、自判することによって国の責任を否定した。この判決は、長期評価の信頼性やそれに基づく予見可能性を否定することはしなかったものの、本件事故以前における我が国の原子炉施設の津波対策

は防潮堤や防波堤等の設置を基本とするものと断じ、長期評価を前提として規制権限を行使した場合、防潮堤等の措置が講じられた蓋然性が高いこと、その場合、長期評価に基づき試算された津波と同規模の津波による本件敷地への浸水を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置する措置が講じられた蓋然性が高いとした。そして、本件地震は長期評価に基づいて想定された地震よりもはるかに規模が大きかったので、本件津波に伴って大量の海水が本件敷地に進入することを防ぐことはできなかつた可能性が高いとして結果回避可能性を認めず、経済産業大臣が規制権限を行使しなかつたことの国家賠償法の責任を否定した。

しかし、この判決には1名の裁判官(ha判事)の反対意見が付されており、この反対意見は、本件長期評価を前提に技術基準適合命令を発していれば本件事故またはこれと同様の事故が発生しなかつたという高度の蓋然性があったとして経済産業大臣の規制権限不行使の違法性を明確に認め、国の責任を明確に認めている。その論旨は、関係法令の趣旨・目的、予見可能性や結果回避可能性といった主要な論点について逐一検討を加え、原子力発電所に求められる安全性のレベルや、原発事故を万が一にも起こさないための国や事業者の姿勢、長期評価により予見可能性が生じたことの意味などについての検討結果に基づいた判断を行っており、当該訴訟の一審原告らや本訴の控訴人らの主張に沿うものである。控訴人らは、この反対意見こそが、最高裁において本来なされて然るべきであった判決内容であると思料する。

もとより本最高裁判決は本訴訟とは別事件についてのものであり、事例判断であつて、本訴訟を拘束するものではない。また、本最高裁判決は、本件事故以前における我が国の原子炉施設の津波対策は防潮堤や防波堤等の設置を基本とし、それで不十分であつたと解すべき事情はないとの事実認定をその判断の基礎に置いているが、そもそも判決が破棄された原審においては、このような事実の認定がなされておらず、むしろ水密化という敷地への浸水を想定した津波対策が十分あり得たこと、あるいはそれを前提とする判示がなされているのである。

#### (1) 「防潮堤唯一論」について

多数意見による本最高裁判決は、これを要するに、本件事故前に考えられた津波対策は防潮堤等を基本とし、それで不十分なものであつたと解すべき事情はうかがわれなかつたとして、いわゆる「防潮堤唯一論」を大前提に置き、そのうえで、長期評価を前提に技術基準適合命令が発せられた場合、長期評価による試算に基づいて防潮堤等の設計がなされたはずであるが、そのような防潮堤等の措置によっては本件津波による敷地への浸水を止められず、本件事故と同様の事故が起こっていた可能性があるとして、経済産業大臣が技術基準命令を発したとしても、本件事故の発生を防ぎようがなかつたとするものである。

しかし、本件のように、それまで想定されなかつた津波による浸水を防止するために、事後的に防潮堤等を設置して津波対策を実施せざるを得なくなつたことは、まさに前例のない事態であつた。そもそも我が国の原子炉施設は想定津波よりも十分に高い地盤に設置されることになっていたものであり、原子炉施設への敷地への浸水が想定されるような津波に対する防護措置の在り方が公的に検討されることはほとんどなかつたのである。したがって、防潮堤等の設置を基本にするとか、浸水を前提とした防護措置をどうするかといったことは、もとより法令で定められておらず、そのような指針も存してはなかつたのである。また、東電は、長期評価に基づく試算結果を国に対しても隠していたのであり、敷地を浸水させるような想定津波に対する防護のあり方が、公的に議論されたこともほとんどなかつた。

他方、まさに前例のない事態への対処を迫られることになつた東電は、それに即応すべく、反対意見も指摘するとおり「極めてまれな災害も未然に防止するために適切な措置を講ずる法的義務を負っていた」ものである。したがって、本件技術基準に従つて講ずべき防護措置については、「本件長期評価を前提とする具体的な事情の下で、そのような災害を確実に防止するために必要かつ適切な措置として合理的に認められるものを対象とすべき」であつたのであり、そして、それが防潮堤等に限られたとする理由は何もない。

その場合、防潮堤等による津波対策は、もとより考えられて当然であり、何ら排斥されるものではないが、その津波対策にも不確実な要素があり、深刻な災害を万が一にも引き起こしてはならない原子炉施設における、津波という未だ十分に解明されているとはいえない自然現象への対策として、他の対策を必要としないほどの確実性を備えてはいない。さらに防潮堤等の設置は、水密化等の他の津波対策と比較して完成までに長期間を要し、その間の原子炉施設の安全性が問題になることが避けられない。したがって、多重防護の考え方にに基づき、速やかに水密化等の津波対策を実施して、より万全を期すこととなったのは、これも当然というべきなのである。

この点について反対意見は、「このような状況下で示された浸水の危険性は、いかにまれとはいえ、数多くの人の生命、身体等に重大な危害を及ぼすという現実の問題であり、取返しのつかない深刻な災害を確実に防止するという法令の趣旨に照らすと、津波による浸水を前提としない設計をそのまま維持することは、もはや合理性を認め難いものであった。本件技術基準に従って講ずべき措置としては、単に、想定される津波を前提とした防潮堤等の設置で足りるということではできず、極めてまれな可能性であっても、本件敷地が津波により浸水する危険にも備えた多重的な防護について検討すべき状況にあったというべきである。そして、非常用電源設備は、主要建屋の1階又は地下1階に設置されており、本件敷地を浸水させる津波の襲来という単一の要因によって、その機能を全て喪失する危険性が高いことは明らかであり、その多重的な防護の必要性が特に高いものであった。これらの事情を総合すると、本件技術基準の適用に関し、上記水密化等の措置は、防潮堤等の設置が完了するまでの間において、本件非常用電源設備の機能を維持するために必要かつ適切な措置であったといえることができる。したがって、経済産業大臣が技術基準適合命令を発した場合、東京電力としては、速やかに、上記水密化等の措置を講ずる必要があったものであり、その実施を妨げる事情もうかがわれず、それが実施された蓋然性が高いといえることができる。」(48頁)

「多数意見は、このような状況下における認識や知見に基づき、上記法令の趣旨や解釈に何ら触れないまま、上記水密化等の措置の必要性や蓋然性を否定している。これは、長年にわたり重大な危険を看過してきた安全性評価の下で、関係者による適切な検討もなされなかった考え方をそのまま前提にするものであり、上記法令の解釈適用を踏まえた合理的な認識等についての考慮を欠くものといわざるを得ない。」(49頁)と述べており、正論というべきである。

## (2) 長期評価による試算に基づく防潮堤等の防護効果について

本最高裁判決のもう一つの大きな誤りは、長期評価による試算に基づいて設計された防潮堤等による事故発生の防止策としての効果について、それによっては本件敷地への浸水を防ぐことができなかったとしている点にある。

長期評価の見解は「三陸沖から房総沖にかけての日本海溝沿いの領域」において、1896(明治29)年の明治三陸地震と同様の地震が領域内のどこでも発生する可能性があるとしている。しかしこれは、1611年(慶長三陸地震)・1677年(延宝房総沖地震)・1896年(明治三陸地震)に発生したものと「同様の地震」が「三陸沖から房総沖にかけての日本海溝沿いの領域」のどこでも発生するとしているのであり、当該領域において、明治三陸津波地震よりも大規模な津波地震が発生しないといっているわけではないのである。

また、津波推計計算には誤差が避けられないという問題もある。東電が実施した平成20年試算は、長期評価の見解に基づいて福島県沖から房総沖の日本海溝寄りの領域に明治三陸地震の断層モデルを設定したうえで、津波評価技術が示す設計津波水位の評価方法に従い、上記断層モデルの諸条件を合理的と考えられる範囲内で変化させた数値計算(パラメータスタディ)を多数実施し、福島第一原発敷地の海に面した東側・南東側の前面における波の高さが最も高くなる津波を試算したものである。本最高裁判決は、この手法について、安全性に十分

配慮して余裕を持たせ、当時考えられる最悪の事態に対応したものとして、合理性を有する試算であったといえると評価しているが、津波の推計計算は原理上誤差が生じることを避けられない。そのため、「津波評価技術」を策定した土木学会・津波評価部会の当初の議論においては、波源の不確定性については多数のパラメータスタディを行うことにより対処し、数値解析上の誤差や海底地形の違いによる誤差については一定の安全率を掛けるという二段構えで安全側に立った基準を作成する方針であった。ところが、最終的なとりまとめの段階になって、一転して安全係数の採用が先送りされてしまったという経緯がある。それにも見て取れるように、津波評価技術による津波水位の推計方法、ひいてはそれに基づく本件試算に誤差が生じることは当然にあり得るのである。

したがって、長期評価に基づき津波評価技術の示す評価方法によってなされた平成20年試算が「安全性に十分配慮して余裕を持たせ、当時考えられる最悪の事態に対応したものとして、合理性を有する試算であった」というのは、いわば過大評価であり、防護措置が設計されるにあたっては、安全側の観点から平成20年試算の結果に相当の裕度を加えたものをもって行われた蓋然性が高い。

反対意見は「本件試算における断層モデルのパラメータは、明治三陸地震の断層モデルを前提にしているが、それは一つのモデルにとどまり、実際に発生する津波地震における断層の数値がこれらに必ず一致するものでもない。パラメータスタディによりその不確定性が一定程度緩和されるにしても、評価対象地点の各数値が科学的に正確なものと確認することは、原理的に不可能といつてよい。地震及び津波が諸条件によって複雑に変化し、予測が困難な自然現象であって、これらに関する研究や予測の技術も発展過程にあることを考え併せれば、本件長期評価に基づく津波の想定においては、本件試算の各数値を絶対のものともみべきではなく、これを基本として、相応の幅を持つものとも考えるのが相当である。

また、津波による遡上波が本件敷地に到達すれば、主要建屋の1階又は地下1階に設置された本件非常用電源設備が浸水して機能を停止し、原子炉の冷却機能が失われて、深刻な事態が生ずることは明らかであるから、安全上の余裕を考慮した想定が必要である。

そうすると、本件試算において、上記防潮堤の湾内において、海拔10m前後の津波が迫り、その一部が本件敷地に遡上する可能性がうかがわれること等に鑑みれば、本件技術基準の適用に当たり、本件敷地の南東側からだけでなく、東側からも津波が遡上する可能性を想定することは、むしろ当然というべきである。

したがって、本件長期評価を前提に、経済産業大臣が技術基準適合命令を発した場合、東京電力としては、速やかに、本件敷地からも津波が遡上しないよう、適正な防潮堤等を設置する措置を講じ、想定される遡上波が本件敷地に到達することを防止する必要があるものであり、その実施を妨げる事情もうかがわれず、それが実施された蓋然性が高いといえることができる。」と述べており、多数意見に対する当を得た反論である。

### (3) 「本件津波が余りに大きかった」とする考え方について

規制権限を行使したとしても本件事故又はそれと同様の事故を防ぐことはできなかったとする多数意見の根底には、本件津波と長期評価に基づく想定津波とでは規模が異なるとの考えがある。

しかし、本件津波と長期評価に基づいて想定される津波の違いは、長期評価を前提としてなされる防潮堤や水密化等の防護措置を無効とするほどのものではなく、反対意見も次のように述べている。

「本件各原子炉に係るタービン建屋及び運用補助共用施設(共用プール)の内部への津波の浸水によるものと認められ、その浸水経路は、建屋の出入り口、開口部等と考えられるから、本件非常用電源設備に係る重要な区画及びその建屋について水密化等の措置が適切に講じられていれば、本件非常用電源設備が浸水によりその機能を失うことを防止する上で重要な効

果をもたらしたものと考えられる。」(49頁)

「本件津波による主要建屋付近の浸水深は、1.5mないし5.5mであったが、本件試算津波による主要建屋付近の浸水深も、4号機の原子炉建屋及びタービン建屋付近で約2.0mないし2.6mとされた上、4号機の原子炉建屋の南西側に設置された運用補助共用施設(共用プール)付近では5mに近かったことがうかがわれる。

また、本件津波は、本件敷地の東側からも遡上するなどしたが、主要建屋について、外壁や柱等の構造躯体には津波による有意な損傷が確認されなかった上、本件各原子炉のタービン建屋においては、本件事故当時、水密化等の措置がほとんど講じられておらず、東側に面する大物搬入口も極めて脆弱な構造であったが、それでも、津波の浸水に対する一定の防護機能を果たしたことがうかがわれる。さらに、非常用ディーゼル発電機の給気ルーバは、地上に開口しており、そこからの浸入によって非常用ディーゼル発電機が被水したことは、本件津波の波力等が左右したものと考え難い。

そして、経済産業大臣の技術基準適合命令に基づき、前記のような水密化等の措置を講ずる場合、本件試算津波による最大浸水深等の諸条件を前提にした上で、安全上の余裕を考慮して、適切な設計を行うことは当然であるから、そのような水密化等の措置が講じられていれば、本件津波に対しても、本件非常用電源設備を防護する効果を十分にあげることができたと考えられる。

さらに、防潮堤等の設置が完了していれば、本件津波の一部が防潮堤等を超えて本件敷地に侵入したとしても、その浸水量は、防潮堤等が設置されていなかった本件事故の場合と比較して相当程度減少していたものと考えられる。」

「これらの事情を総合的に考慮すると、本件長期評価を前提に、経済産業大臣が、電気事業法40条に基づき、東京電力に対し、技術基準適合命令を発していれば、本件事故又はこれと同様の事故が発生しなかったという高度の蓋然性があったといえることができる。」(以上50～51頁)

#### (4) 本最高裁判決の拘束力

##### ア 別事件・事例判決であること

本訴訟は別事件であるから、裁判官は、本最高裁判決にかかわらず、憲法の原則に従って、証拠に基づき自由に事実を認定し、自由に法的判断を下すことができる。

本最高裁判決はまた、いわゆる「法理判決」ではなく、個別具体的な事実を前提としてなされた「事例判決」であり、他の事件における異なる主張・証拠関係の下では、異なる判断が下される可能性があるのは当然である。

##### イ 原審が認定した事実から逸脱していること

###### (ア) 民訴法321条について

本最高裁判決は、原判決において適法に確定した事実について、上告裁判所を拘束する旨を定めた民訴法321条に違反した事実認定を行っている。したがって、その影響力はなおさら排除されなければならない。

###### (イ) 多重防護の必要性に関する事実認定

本最高裁判決は「本件事故以前において、津波により安全設備等が設置された原子炉施設の敷地が浸水することが想定される場合に、想定される津波による上記敷地の浸水を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置を講ずるだけでは対策として不十分であるとの考え方が有力であったことはうかがわれず、その他、本件事故以前の知見の下において、上記措置が原子炉施設の津波対策として不十分なものであったと解すべき事情はうかがわれぬ。したがって、本件事故以前に経済産業大臣が上記の規制権限を行使していた場合に、本件試算津波と同じ規模の津波による本件敷地の浸水を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置に加えて他の対策が講じられた蓋然性があるとか、そのよう

な対策が講じられなければならなかったということとはできない。」(9～10頁)としているが、原審における判決は、防潮堤等による対策のみでは不十分であったと判断した蓋然性があると明確に認定しており、明らかに上記の原審の事実認定に反する事実認定を行っている。

防潮堤等の設置の他に対策が検討されたかどうかという点は、証拠や事実に基づき判断されるべき事実認定の問題である。本最高裁判決は原審の事実認定を否定しており、明らかに民法321条に違反する事実認定を行っている。

そして、本最高裁判決は、多重防護の必要性を否定し、それによって他の防護措置の効果を検討することなく、ただちに「本件津波の到来に伴って大量の海水が本件敷地に浸入することは避けられなかった可能性が高く、その大量の海水が主要建屋の中に浸入し、本件非常用電源設備が浸水によりその機能を失うなどして本件各原子炉施設が電源喪失の事態に陥り、本件事故と同様の事故が発生するに至っていた可能性が相当にあるといわざるを得ない。」との結論を導いており、判決の結論に直接的な影響を与えたという意味でも、民法321条違反はまことに重大といわなければならない。

#### (ウ) 防潮堤等による対策の効果について

本最高裁判決は、「設計される防潮堤等は、本件敷地の南東側からの海水の浸入を防ぐことに主眼を置いたものとなる可能性が高い」と判断しているが、少なくとも、原審では、敷地前面全体に防潮堤を設置することを前提に、その上で、仮に、南側に重点的に防潮堤を設置していたとしても、本件津波によるような程度の浸水には至らなかったと判断している。

防潮堤による防護措置としてどのような範囲で防潮堤が設置されるか、そして、その防潮堤によりどれだけ津波の浸入を防ぐことができるかは事実認定の問題であり、本最高裁判決は、この点においても、原審と矛盾する事実認定を行っており、民法321条に違反している。

本最高裁判決は、防潮堤等による防護によっても「本件敷地に浸入することを防ぐことができるものにはならなかった可能性が高いといわざるを得ない」として、結果回避可能性を否定し、国賠違法を否定した。防潮堤による効果についての事実認定が国賠違法を否定する重要な根拠となったのであり、この点においても、民法321条違反の結果は重大である。

#### (控訴人第14準備書面)

### 8 結語

平成14年7月、国の地震本部の長期評価の見解が公表されたことにより、福島第一原子力発電所の敷地高を超える津波が到来し、原子炉施設が損傷することによって炉心溶融などの重大事故が発生する具体的な危険の存在が明らかとなった。しかし、適切な防護措置を講ずべき事業者の東電は対策を先送りし、国民から原発の安全規制を付託され、最新の知見に基づき適時に規制権限を行使すべき経済産業大臣も何もせず、その結果、みすみす未曾有の原発事故を生じさせてしまった、それが本件事故であることは既に明白である。

国会事故調査報告書(甲B1・5頁)を再度引用するならば、「この事故が『人災』であったことは明らかで、歴代及び当時の政府、規制当局、そして事業者である東京電力による、人々の命と社会を守るという責任感の欠如があった」のである。

しかるに上記最高裁判決は、万が一にも重大事故を発生させないようにするという規制権限の趣旨・目的や、長期評価により津波到来による重大事故発生の予見可能性が生じたこと、それに保安院や東電がどのように対応したのかという重大な論点については判断しないまま、結果回避可能性の問題のみを切り取り、上記のような理由をもって結果回避可能性がなかったと判断し、規制権限を行使すべき義務があったのに何もせずに本件原発事故を迎えた者を免責しているのである。これでは控訴人ら事故の被害者は到底納得できない。

本訴訟においては上記最高裁判決に拘束されることなく、本件原発事故に関して明らかとなっている諸事実に正面から向き合った正当な司法判断が下されるよう求める。 以上

(別紙4の2)

(損害論に関する控訴人らの主張の要点)

- 1 はじめに
- 2 本件事故の特性
  - (1) 被害の実情
  - (2) 精神的損害の内容
  - (3) 区域内避難の損害と区域外避難の損害
- 3 被侵害利益
  - (1) 本件事故により侵害された権利・利益
  - (2) 包括的生活利益としての平穏生活権
- 4 避難の合理性
  - (1) 避難の合理性
  - (2) 避難の期間
  - (3) 子ども・妊婦
  - (4) 滞在者
  - (5) 自主的避難等対象区域外の避難者
- 5 慰謝料額の算定と中間指針
- 6 区域外避難者の慰謝料額
- 7 加害者の非難性
- 8 既払額の充当
  - (1) 慰謝料等の支払額の充当について
  - (2) 新相殺の抗弁について
  - (3) 世帯間融通の主張について

9 結語

別紙1

別紙2

1 はじめに

平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所事故(以下「本件事故」という。)は、あらためて述べるまでもなく世界の原子力の歴史にも残る大事故である。それによって莫大な量の放射性物質が外部環境に放出され、それが広範囲の地域に拡散して自然を汚染し、住民の生活環境を丸ごと汚染した。本件事故により居住地から避難した人々の数は約16万人にも達するといわれ、事故から12年半が経過した現在もなお、多数の避難者が故郷を離れて暮らしている。事故を起こした原子力発電所の廃炉作業も遅々として進まず、いつ完了するとも知れない状況にある。

控訴人らは、そのような重大な原子力発電所の事故により、それまで平穏に生活していた福島県から山形県に避難を余儀なくされた避難者及びその家族であり、本件事故の発生について責任を負うべき被控訴人国(以下「国」という。)及び被控訴人東京電力ホールディングス株式会社(以下「東電」という。)に対し、避難に伴って被った多大の精神的苦痛に対する慰謝料の支払いを求めて本訴に及んだものである。

これらの控訴人らが本件事故によって、どのような精神的苦痛をどれだけ被ったのか、いかなる法的利益が侵害されたのか、またそうした権利利益の侵害に対する慰謝料額の算定はいかにあるべきかについて、控訴人らは、提訴以来、主張立証を重ねてきた。

本書面は、控訴審の結審にあたり、裁判所の適正な判断に資するべく、控訴人らの損害論

に関する主張の要点を整理・補充して述べるものである。

## 2 本件事故の特性

本件事故は、上記のとおり、原子力発電所から大量の放射性物質が外部に放出され、広範囲の地域を長期にわたって汚染し、多数の住民が避難を余儀なくされるという、わが国において過去に類例のない巨大な規模の苛酷事故であり、それによって人々が受けた被害もまた、その土地で暮らす生活上の様々な利益すなわち生活基盤にかかわる類例のないものである。控訴人らの精神的損害を考えるにあたっては、先ず何よりも、そうした本件事故の被害の実情、被害の特性が事実即して正確に捉えられる必要がある。控訴人らは、本件事故が発生する前までは、誰もが自然豊かな福島県内の、放射線被ばくによる健康被害の危険や不安などのない平和な地域社会の中で、平穏な生活を送っていた。しかるに、本件事故によって、それまでの平穏な生活を突然に奪われ、大量に放出された放射性物質による被ばく、それによる健康被害の危険や不安にさらされることとなった。この被ばくによる健康被害を回避するため、政府等の指示に従って、あるいは自己の判断によって、多くの者たちがまことに不本意ながら、それまで居住していた地域社会から離れ、慣れない土地で不自由な住環境の中で避難生活を送ることを余儀なくされた。その中には、夫婦別離、家族別離の二重生活を送ることとなった者も多数存在する。他方、種々の事情により避難しなかった者すなわち滞在者もまた、放射線被ばくの危険の増大により大きく変容した地域社会の中で、その危険にさらされながら生活し、あるいは避難した家族と離れ離れの極めて不本意な生活を送ることを余儀なくされた。まさに控訴人らは、それまでの平穏な生活を根こそぎ奪われ、またその生活基盤の総体に変容したのである。

そうした、わが国において未曾有の原発の過酷事故の被害の実相を直視し、それを正しく捉えるのが本件の損害論の出発点であり、何にもまして裁判所に強く求めたいことである。

### (1) 被害の実情

控訴人らは、避難及びその後の避難継続により、職業面、経済面、健康面、子どもの生活面、その他生活全般にわたり、多種多様な問題を抱えるに至ったものであり、具体的には、例えば次のとおりである。

- 1 職業面 避難のための退職・転職や廃業、長距離通勤など
- 2 経済面 退職・転職に伴う減収、母子避難世帯等における二重生活による生活費の負担増、避難しながら自宅の住宅ローンの支払いを続けなければならないことなど
- 3 健康面 ストレスによる種々の症状の発生、入通院など
- 4 子の生活面 転園・転校、学校でのいじめ問題、予定していた進路の変更など
- 5 生活全般 避難先の住居が狭いこと、二重生活の世帯では毎週のように長距離の往復運転による家族面会が行われたこと、元の住居地での人間関係が壊れたこと、避難先でも疎まれたことなど

これらは、避難した多くの世帯が共通して抱えることになった問題でもあった。

### (2) 精神的損害の内容

本件事故により避難を余儀なくされた控訴人らの被害は、上記のとおり生活全般にわたっており、それによる精神的損害は多方面に及び、かつ相互に絡み合っているが、その内容を大きく分ければ、次のようにとらえることができる。

- 1 被ばくに関するもの  
放射線に対する恐怖や不安による精神的苦痛
- 2 避難に関するもの  
ア 居住地から自分または家族が避難を余儀なくされたことによる精神的苦痛  
イ 避難生活の継続に伴う精神的苦痛（将来の見通しに対する不安、避難から居住地への帰還に伴う精神的苦痛を含む）
- 3 地域社会が破壊されたことに関するもの

それまで居住していた地域社会が破壊されて生活の基盤が奪われ、またはそれが変容したことによる精神的苦痛（「ふるさと喪失」）

### （３） 区域内避難の損害と区域外避難の損害

上記の精神的苦痛は、政府等によって避難指示を受けた者（以下「区域内避難者」という。）と自らの判断により避難をした者（以下「区域外避難者」という。）とにかかわらず、基本的には共通する。ただし、 2 及び 3 については、次の点が留意されるべきである。

2 に関しては、区域内避難は政府等の指示等があったのに対し、区域外避難は避難者自身の判断によりそれが行われたことからくる相違点がある。区域内避難者が強制的なかたちで避難させられたことにより甚大な精神的苦痛を味わったのは明白であるが、他方、区域外避難者については、政府の指示等がない状態において、避難をするか否かの判断を最終的には自分で行わざるを得なかったことから、区域内避難者とはまた別の意味で大きな精神的苦痛を味わうことになった。くわえて、区域外避難は区域内避難とは異なり、家族の全員ではなく母子だけが避難するという選択がなされたケースも多く、その場合は家族の別離、二重生活による様々な苦難も伴っている。

このことに関して、母子避難について調査したh b氏（h c大学人間社会学部准教授・当時）は、その意見書（甲C 16・13頁）において、「自分が正しい選択をしたか」をめぐる自責感、区域外の避難者を「自主避難者」にとどめ、避難を「自己選択・自己責任」に委ねられたことに起因する苦痛であり、政府の指示のもとで避難した避難者とは異なる質の苦痛といえる」と分析している。

また、 3 は、いわゆる「ふるさと喪失」による精神的苦痛であり、それは事故前に居住していた地域の自然や生活環境だけではなく、地域の人々との関係の変化をも含んだものとしてとらえられる必要がある。その観点からは、内容や程度の差はあっても、区域内避難者と区域外避難者のどちらにも共通する精神的苦痛といえる。

この「ふるさと喪失」について、控訴人らの避難に関する量的調査を行ったh d氏（h e大学国際学部准教授・当時）は、その意見書（甲C 19・31頁）の中で、「ふるさとを失ったことへの悲しみ、葛藤」の割合は、区域の内外で高さに大きな差がなく、一見何も変わらない、大好きなふるさとから自らを引き離さなくてはならず、またそれから疎外されていく苦しみである、との確に表現しており、初期避難を行ったきっかけ、初期避難の場所、初期避難を行うまでの困難、初期避難中の苦勞、本避難を行ったきっかけ、本避難をするにあたっての葛藤、本避難の場所、本避難直後の生活の困難、避難生活中の苦惱、避難に伴う喪失感や苦痛、母子避難中の父親の苦惱や困難、避難生活中の経済的困難、退職による影響、夫婦関係の悪化、福島における人間関係、山形における人間関係、健康状態の悪化、転校に伴う子どもへの影響、子どもたちの社会的関係への影響、帰還した理由、帰還しない理由等の各事項について詳細に量的な分析を行っており、それにより避難及び避難生活の実情を浮き彫りにしている。

（原告第32・第33・第37準備書面、最終準備書面（2）、控訴理由補充書（3）。原告らの陳述書（D1）、原告本人・証人尋問調書、h bの意見書（甲C 16）・同証人尋問調書、h dほかの意見書（甲C 19・20））

## 3 被侵害利益

### （１） 本件事故により侵害された権利・利益

控訴人らが受けた被害は、これを法益侵害という観点から見ても、まことに重大である。

控訴人らは、本件事故による被侵害利益を、 1 放射線汚染のない環境下で生命・身体を脅かされずに生活する権利、 2 人格発達権、 3 居住・移転の自由、 4 「包括的生活利益としての平穩生活権」と捉えるものである。

すなわち、控訴人らは、本件事故により、かつて経験したことのない放射線被ばくへの恐

怖や不安にさらされ（放射線汚染のない環境下で生命・身体を脅かされずに生活する権利の侵害）、それまで居住していた地域を離れることを余儀なくされ、あるいは避難したいのに事情により、そうすることができないという苦痛を強いられ（居住・移転の自由の侵害）、また避難した者も地域にとどまった者も、元の地域コミュニティの中で人格を形成・発達させる機会を奪われた（人格発達権の侵害）。そして、本件事故によって侵害され破壊されたのは、控訴人らの元の日常生活そのものであることに鑑みれば、それまで居住していた地域で平穏な日常生活を送ることができる種々の生活利益の総体を侵害されたといえることができる（「包括的生活利益としての平穏生活権」の侵害）。本件事故により、控訴人は、それまでの日々の生活を、地域社会における生活基盤を、ある日突然奪われたのであり、それは、その地域において平穏な日常生活を送ることができる生活利益そのものが侵害されたことを意味する。上記の権利・利益とも重なり合うところのあるそうした多様な生活利益は、総体的・包括的に「包括的生活利益としての平穏生活権」としてとらえられるべきであり、それが侵害されたのが本件事故における被害の本質である。

これらの被侵害利益は、憲法13条（幸福追求の権利）や同22条1項（居住・移転の自由）等にも裏付けられるのであって、それが保護されるべき価値は極めて高い。

## （2） 包括的生活利益としての平穏生活権

この「包括的生活利益としての平穏生活権」の核となる考え方について、その提唱者であるhf氏（hg大学名誉教授）は、次のように述べている。

「未曾有の本件原発事故によって侵害された被害者のもっとも基本的な権利法益はなんだろうか。この点を避難中の被害者に問えば、躊躇なく『地域での元の生活を根底からまるごと奪われたこと』、『家族離散による生活の破壊』、『故郷を失ったこと』などと答えられるであろう。」

（上記の被害の実態を法的に表現すれば）「損害事実説によれば、『地域での元の生活を根底からまるごと奪われたこと』、すなわち、平穏な日常生活（家庭生活、地域生活、職業生活など）を奪われたことが、損害である。差額説をとっても、法益の差としてとらえる考え方によれば、侵害行為がなかったならば惹起されなかったであろう状態から侵害行為によって惹起されている現実の状態の差（無形の損害）であり、それは平穏な日常生活の喪失である。平穏な日常を営む権利は、原賠法によって保護されるべき権利法益（自由権、生存権、居住権、人格権、財産権を含む）であり、『包括的生活利益としての平穏生活権』（包括的平穏生活権）と呼ぶことができる。」

「本件原子力事故によって侵害された法益は、地域において平穏な日常生活をおくることができる生活利益そのものであることから、生存権、身体的・精神的人格権 - そこには身体権に接続した平穏生活権も含まれる - および財産権を包摂した『包括的生活利益としての平穏生活権』が侵害されたケースとして考えることにしたい」（甲C6『福島原発事故賠償の研究』P20～23）。

本件事故により侵害されたのは、単なる精神的平穏ではなく、身体権に接続した平穏生活権をも含む、多様な生活利益を包摂するところの平穏生活権である。したがって、上記の「放射線被ばくの危険や不安のない安全な環境下で、生命・身体を脅かされずに生活する権利」や「居住・移転の自由」（移転を強制されない権利）、地域社会における「人格発達権」も、この意味での生活平穏権と重なり合うところがある。

なお、原判決も「誰であっても、自己の選択した生活の本拠及びその周辺地域コミュニティにおける日常生活の中で人格を形成、発展しつつ、平穏な生活を送る利益を有している」（308～309頁）としているが、区域外の避難者やその家族の慰謝料の算定にあたっては、「平穏な生活を送る利益の損害に対する慰謝料とは、生活の本拠の周辺環境を害されたことによる精神的苦痛に対する慰謝料である」（315頁）として、「放射線による影響への恐

怖や不安」しか賠償の対象にしていけないのは、本件事故による被害を「包括的生活利益としての平穩生活権」の侵害と見る上記の考え方とは掛け離れたものである。

(原告第7・第31準備書面、控訴理由補充書(3)。hkの意見書(甲B149))

#### 4 避難の合理性

本件事故により避難を余儀なくされたのは、政府等によって避難指示を受けた者(区域内避難者)だけではない。自らの判断により避難をした者(区域外避難者)が多数存する。それら区域外避難者が被ばくを避けるために行った避難は、通常人ないし一般人の見地に立つならば、社会通念上、相当というべきであり、社会的合理性がある。

##### (1) 避難の合理性

原子力損害賠償審査会(原賠審)の中間指針も、第一次追補の時点から、「その危険を回避するために自主的避難を行ったことについてもやむを得ない面がある」として、少なくとも自主的避難等対象区域からの自主的避難については相当因果関係があるものと捉えていた。昨年12月に公表された第五次追補においては、「少なくとも平成23年12月末までは、本指針の対象となる自主的避難等対象区域においては、住民が放射線被曝への相当程度の恐怖や不安を抱いたことには相当の理由があり、また、その危険を回避するために自主的避難を行ったことについてもやむを得ない面がある」(33頁)としている。

また、本件と同種集団訴訟の判決も、そのほとんどが区域外避難者の避難についても、その避難の相当性、合理性を認めている。原判決のように、区域外避難者が行った避難により生じた精神的損害を賠償の対象として認めず、実質的にその避難には合理性がないかのような判断を下しているのは例外的である。

低線量被ばくの健康への影響については、国際放射線防護委員会(ICRP)も採用している、しきい値なし直線(LNT)モデルがよく知られている。「放射線が人の健康に及ぼす危険について科学的に十分に解明されていない」ことは、原発事故子ども・被災者支援法の第1条にも明記されている。

そして、区域外避難者の避難は、自身や家族の生命・健康という法益に対する深刻かつ不可逆的な侵害というリスクに対する回避行動なのであるから、「予防原則」すなわち科学的に因果関係を証明することができない場合であっても、人の健康や環境において重大かつ不可逆的な損害が発生するおそれがあるときは予防的な措置をとることが正当化されるという、近時、環境法の分野で注目を集めている考え方からすれば、疑いの余地なくその合理性が肯定される。この理は、自主的避難等対象区域に入らないgd市からの区域外避難者にも同じくあてはまる。

##### (2) 避難の期間

なお、避難の継続の合理性、すなわちいつの時期までの避難を社会的に合理性があるものと認められるかという問題も、避難の合理性と同じ観点から考えられるべきであるが、避難の終期を検討するにあたっては、一度避難し、避難先での生活が安定しつつある世帯の帰還が必ずしも容易ではないという現実のあることも踏まえらるる必要がある。

本件事故による放射性物質による環境汚染は、その性質上、簡単には解消されない。また、避難は、放射性物質による被ばくの回避を目的とするもので、ある程度長期間にわたることを想定して行われ、退職や転職、転園や転校をも伴うので、そう簡単には帰還できるものではない。

区域外避難者の避難継続の期間の合理性を判断する際に留意されるべき出来事として、中間指針の第二次追補が出されたすぐあとの平成24年6月、「原発事故子ども・被災者生活支援法」(東京電力原子力事故により被災した子どもをはじめとする住民等の生活を守り支えるための被災者の生活支援等の推進に関する法律)が、衆参両議院の全会一致で成立していることがあげられる。

この法律は、本件事故により「放出された放射性物質が広く拡散している」との認識、及び「放射性物質による放射線が人の健康に及ぼす危険については科学的に十分に解明されていない」との認識に立っていることが特徴で、区域外の被災者をも対象としている。基本理念として「被災者生活支援等施策は、被災者一人一人が第8条第1項の支援対象地域（引用者注：その地域の放射線量が政府による避難指示基準を下回っているが一定の基準以上である地域。後に福島県内のh h及びh iの33市町村とされた。）における居住、他の地域への移動及び移動前の地域への帰還についての選択を自らの意思によって行うことができるよう、被災者がそのいずれを選択した場合であっても適切に支援するものでなければならない。」ということが明記されている。すなわち、区域の内外を問わず、被災者に避難する選択肢を認め、それに対する支援を行うべきことを宣明したものである。

このような法律が衆参両議院の全会一致で成立したということは、政府による避難指示基準である年間線量年間20mSvの避難指示基準を下回る避難指示区域外の地域であっても、避難することが正当なものであるという感覚ないし認識がこの法律成立の時点で社会内に広範に存在していたことを意味するものといわなければならない。したがって、避難継続の合理性を平均的・一般的な人を基準として判断するとすれば、この法律が成立した平成24年6月の時点及びその後一定の期間については当然にそれが肯定されて然るべきである。

さらに、平成24年11月、国連人権理事会の特別報告者h j氏が来日して本件事故による健康問題に関して現地調査を行った。平成25年5月、同理事会に調査報告書を提出し、その中で、原発事故により避難した人も避難しなかった人も同様に健康に生きる権利が侵されること、特に、妊婦、高齢者、子どもの身体及び心の健康が損なわれる、低放射線被ばくによる長期的な健康への影響は研究途上でまだ不明であるとし、避難者は、年間放射線量が1mSv未満で可能な限り低くなったときにのみ帰還が推奨されるべきであるとして、日本政府に対応を求めている（甲B33、34）ことも、この問題に対する国際的なレベルでの見方を示すものである。

### （3） 子ども・妊婦

区域外避難は子どもや妊婦を守るために行われることが多く、子どもや妊婦が高い割合で存する。母子だけが家族と別れて避難する母子避難のかたちをとるケースも多い。子どもや胎児は放射線に対する感受性が強いとされ、健康への影響がとくに懸念されるからで、慰謝料の算定にあたっては、そうした属性が考慮されるべきは当然である。

中間指針でも、子どもや妊婦は、その他の者と区別して扱われており、上記の「原発事故子ども・被災者生活支援法」も、「被災者生活支援等施策を講ずるに当たっては、子ども（胎児を含む。）が放射線による健康への影響を受けやすいことを踏まえ、その健康被害を未然に防止する観点から放射線量の低減及び健康管理に万全を期することを含め、子ども及び妊婦に対して特別の配慮がなされなければならない。」と定めている。

同種訴訟の判示を見ても、子どもや妊婦については特別に考慮しているのが一般である。

### （4） 滞在者

本件訴訟の控訴人らは、福島県内から山形県等へ避難した者及びその家族であり、実際に避難を行った者だけではなく、事情により自身は避難せずに居住地に残った者もいる。

これらの「滞在者」も、家族の避難により二重生活を強いられ、週末は長距離運転をして家族に面会に行くなどし、避難者と苦労を共にしたのであり、他方、居住地における被ばくへの不安や恐怖は継続したのであるから、その精神的苦痛は、実際に避難を行った他の家族のそれを下回るとはいえず、少なくとも同等と評価されるべきである。

なお、本件訴訟の滞在者は、その家族が実際に避難をしている者のみである。

### （5） 自主的避難等対象区域外の避難者

区域外避難の控訴人の中には、事故時の居住地が、中間指針において決定された「自主的

避難等対象区域」に入らない世帯（控訴人番号・1-41、事故時住所地・gd市）もある。

この世帯も、本件事故により避難を余儀なくされたものであり、避難や避難継続の合理性があるとともに、多大の精神的損害を被っており（陳述書・甲1の41の1）、他の区域外避難者と同様に、その損害は事故と相当因果関係があるものとして賠償されるべきである。

原紛センターでも、総括基準（平成24年2月15日付）において「本件事故発生時に避難指示等対象区域及び自主的避難等対象区域のいずれにも属さない場所に住居があった者が自主的避難を実行した場合において、当該住居の所在場所が、発電所からの距離、避難指示等対象区域との近接性、放射線量に関する情報、当該住居の属する市町村の自主的避難の状況などの要素を総合的に考慮して、自主的避難等対象区域と同等の状況にあると評価されるときには、中間指針追補及び前記1から5までの基準を準用する。」（基準3・総括基準6）と定められている。

（原告第5・第6・第27準備書面、控訴理由補充書（2）・（5）、控訴人第4・第7・第11準備書面、hkの意見書（甲B149））

#### 5 慰謝料額の算定と中間指針

本訴の慰謝料は、控訴人らの上記法益が侵害されたことによって生じた精神的損害を填補することを目的とするものであり、その額は当然のことながら、精神的損害の大きさに見合うものでなければならない。

原判決が算定した控訴人らの慰謝料額は、東電の賠償表明額すなわち原賠審の中間指針の第一次追補に定められた基準にそのまま従っただけのものである。その額に東電からの慰謝料「等」として支払われた金額の全額を充てることによって、控訴人らのほとんどについて、既に慰謝料は支払い済みであるとの結論を導いているのであって、東電の主張と結論的には全く同じである。

しかし、原賠審の中間指針は本件事故の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針であって、裁判所の司法判断を拘束するものではない。実際にも中間指針の基準を上回る額の慰謝料を相当と認める判断が各地の裁判所で行われている。

そして、原賠審においても、各地の裁判所の判断を無視することができず、それらを踏まえて、令和4年12月20日、中間指針第五次追補を公表し、それまでの基準を変更するに至った。あらたに「1 過酷避難状況による精神的損害」、「2 生活基盤の喪失・変容による精神的損害」、「3 相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害」に対する賠償の必要性を認めるとともに、「4 自主的避難等に係る損害」についても一部見直しを行い、損害の範囲を広げるとともに目安となる賠償額を示した。

中間指針第五次追補の内容については控訴人らが控訴審第13準備書面で述べたとおりであり、本訴の控訴人らについてみれば

1 帰還困難区域などの避難区域（政府が原子力災害対策特別措置法に基づいて各地方公共団体の長に対して住民の避難を指示した区域）に居り、同区域外への避難のための立退き及びこれに引き続く同区域外滞在を余儀なくされた者について、ア 「放射線に関する情報が不足する中で、被曝の不安と、今後の展開に関する見通しも示されない不安を抱きつつ、着の身着のまま取るものも取り敢えずの過酷な状況の中で避難を強いられたこと（過酷避難状況）による精神的苦痛」に対して、帰還困難区域など福島第一原発から半径20km圏内の区域については一人30万円を、本件事故発生から6か月間（中間指針でいう第1期）において賠償すべき精神的損害の合計額に加算し、イ 日常生活阻害慰謝料として、特段の事情がある場合を除き平成30年3月末までを賠償の対象となる期間の目安として一人月額10万円を目安とする（85か月、計850万円）ほか、「生活基盤喪失による精神的損害」として帰還困難区域については一人700万円を目安とするとした。

これにより、帰還困難区域からの避難者（控訴人番号1-50、3-8の世帯）については、従来の1450万円から130万円（過酷避難状況による精神的損害30万円、避難費用及び日常生活阻害慰謝料100万円）増の1580万円が精神的損害等の目安として示されている。

2 旧緊急時避難準備区域からの避難者に対する賠償に関しては、日常生活阻害慰謝料として、特段の事情がある場合を除き平成24年8月末までを賠償の対象期間として一人月額10万円を目安とする（18か月、計180万円）ほか、「生活基盤変容による精神的損害」として一人50万円を目安とするとの見直しが行われた。合計すると230万円となる。

これにより、旧緊急時避難準備区域からの避難者（同1-1、1-13、1-28、1-29、1-31、2-4、2-15、2-44、2-46、3-10、3-60の世帯）については、従来の180万円から50万円（生活基盤変容による精神的損害）増の230万円が精神的損害等の目安として示されている。

3 特定避難勧奨地点からの避難者に対する賠償に関して、放射線に対する恐怖や不安による精神的苦痛について、「対象者は、安心できる生活空間を享受する利益を一定期間にわたり侵害されたものと認められ、その侵害による健康不安を基礎とする精神的損害は、賠償すべき損害として認められる」との考えを示して、本件事故発生から平成23年12月までの間を賠償の対象となる期間として、子ども・妊婦については60万円（一人月額6万円）を、その他の対象者については30万円（一人月額3万円）を目安とするとの見直しを行っている。したがって、平成27年3月末までを賠償の対象となる期間として一人月額10万円を目安とする日常生活阻害慰謝料（49か月、計490万円）のほか、「相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害」に対する慰藉料として、子ども・妊婦には60万円、それ以外の大人に対しては30万円を目安とする額の賠償金が支払われるべきことになる。

これにより、特定避難勧奨地点（f o市）からの避難者（同1-51の世帯）については、従来の490万円から大人は30万円（相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害）増の520万円、子どもは60万円（同）増の550万円が、精神的損害等の目安として示されている。

4 自主的避難対象区域からの避難者について、子ども・妊婦を除いた大人に対する賠償額を、「本件事故発生当初の時期の損害」として一人8万円を目安とする」としていたものを「本件事故発生から平成23年12月末までの損害」として一人20万円を目安とする旨の、賠償期間及び賠償額の見直しを行った。賠償の対象とする損害の内容は、従前どおり、実際に避難を行った者については、「 ）自主的避難によって生じた生活費の増加費用、 ）自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛、 ）避難費及び帰宅に要した移動費用」に対する賠償として、滞在者については、「 ）放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛、 ）放射線被曝への恐怖や不安、これに伴う行動の自由の制限等により生活費が増加した分があれば、その増加費用」に対する賠償として支払われるべきものとされ、実際に避難を行った者も滞在者も同額とされている。したがって、一人20万円というのは、従来どおり精神的苦痛と生活費の増加費用等を合わせた損害に対するものであり、また、実際に避難した者もそうでない者も、金額的には同じように扱われる。

また、子ども・妊婦の損害について、従前の中間指針追補がその目安として示していた額（精神的損害賠償等として48万円及び平成24年の精神賠償として8万円）の見直しを全く行っていないことには大きな問題がある。

このように従前の基準の見直しが行われたのであるが、しかし、その目安とされる金額

は、被害者らの被害、被侵害利益の大きさに比して未だ十分とはいえない。ことに自主的避難等対象区域からの避難者に対する慰謝料額は、その被害の実情に照らして、依然として余りに低額である。自主的避難等対象区域外の区域外避難者に対しては、個別具体的な事情に応じて賠償の対象と認められ得るとしてあるだけで目安の金額すら示されていない。結果的には、それまでも指摘されていた区域内避難者と区域外避難者との間のいわゆる賠償格差を、さらに広げたといわなければならない。

ただ、この第五次追補の指針については、原陪審自身が、「本審査会の指針が示す損害額の目安が賠償の上限ではないことはもとより、本審査会の指針において示されなかったものや賠償の対象地域として明示されなかった地域が直ちに賠償の対象とならないというものではなく、個別具体的な事情に応じて相当因果関係のある損害と認められるものは、全て賠償の対象となる。」(第五次追補・3頁)として、この指針が決して賠償額の上限を示したり、賠償対象や賠償対象地域を限定したりするものではないとわざわざ断っているほか、とくに東電に対して、「被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、本審査会の指針が示す損害額はあくまで目安であり、賠償の上限ではないことに改めて留意するとともに、本審査会の指針で賠償の対象と明記されていない損害についても個別の事例又は類型毎に、指針の趣旨やADRセンターにおける賠償実務も踏まえ、かつ、当該損害の内容に応じて賠償の対象とする等、合理的かつ柔軟な対応と同時に被害者の心情にも配慮した誠実な対応が求められる。」(同)として、被害者からの賠償請求を真摯に受け止め、本指針が賠償の上限でないことに留意するとともに、合理的かつ柔軟な対応と被害者の心情にも配慮した誠実な対応を求めており、指針の示す基準が上限ではないと強調していることが見落とされてはならない。

また、区域内避難者については、あらたに精神的損害の増額事由が明記されており、区域内避難者である控訴人らの中には、増額事由とされるところの、乳幼児の世話を恒常的に行った者や妊娠中であつた者、家族の別離・二重生活等が生じた者が存しており、慰謝料額の算定のうえで留意される必要がある。(該当者は別紙1に記載のとおり。記載した金額は、東電が令和5年1月31日及び同年3月27日に公表している追加賠償基準(甲C204の1~3)に基づき、控訴人らにおいて算定した増額分で、参考までに記載するものである。)

さらに、第五次追補は、上記の精神的損害の増額事由について、これは「避難指示等対象区域(略)についてのものであるが、自主的避難等対象区域において避難を行った者についてもその根拠は妥当するというべきであるから、自主的避難等対象区域についての個別具体的な事情を踏まえた賠償においては、その趣旨が尊重されるべきである」(26頁)としている。この観点から本訴の区域外避難者を見ると、第五次追補が掲げる増額事由中、当該事由の内容が明確で、その認定が比較的容易であるとして追補に増額の目安が示されているところの、乳幼児の子の世話を恒常的に行った者や妊娠中であつた者、及び本件事故後に妊娠した者に該当する者だけでも多数存在する(該当者は別紙2に記載のとおり。)。くわえて、本訴の区域外避難者の場合、その世帯の多くが家族の別離、二重生活等が生じたという増額事由に該当する。

区域外避難者である控訴人らの精神的損害を認定するにあたっては、以上のことも十分考慮されて然るべきである。なお、別紙2に記載の控訴人らの属する世帯の構成員やその年齢等状況については、控訴理由補充書(3)の別紙及び原告第33準備書面添付の個別事情一覧表を参照されたい。

(原告第14・第19準備書面、控訴人第6・第9・第12・第13準備書面)

## 6 区域外避難者の慰謝料額

中間指針が示す慰謝料の賠償額の目安は、上記のとおり、第五次追補においても区域内避難者と区域外避難者とでは大きな開きがある。

慰謝料額の算定にあたって原判決が拠り所としている中間指針の第一次追補は、区域外避難者のうち自主的避難対象区域の大人に対する賠償すべき損害額を一人8万円とするものであ

る。しかも、この額は「自主的避難によって生じた生活費の増加費用、自主的避難により、正常な日常生活の維持・継続が相当程度阻害されたために生じた精神的苦痛、避難及び帰宅に要した移動費用」の合算額で、純然たる慰謝料額ではない。第五次追補で見直されたというものの、その額が8万円から20万円となったにすぎない。

この20万円という額は、交通事故の損害賠償の実務において使用されている『民事交通事故訴訟損害賠償額算定基準』（赤い本）が定める、通院期間1か月の通院慰謝料28万円にも及ばないのであり、しかもこの20万円は上記のとおり純然たる慰謝料額ではない。区域外避難者及びその家族が本件事故によって被った多大の被害、あるいは重大な法益侵害による精神的苦痛を填補するには余りにも低額にすぎる。

本訴と同種訴訟の判決で認められている区域外避難者の大人1人の慰謝料額と比べても、高松高裁令和3年9月29日判決（一審松山地裁）が70万円（1 自主避難慰謝料として原則10万円、2 避難継続慰謝料として、平成23年3月から平成24年2月までの賠償期間について原則月額5万円、計60万円）としているのと掛け離れていることはもとより、東京高裁令和3年1月21日判決（一審前橋地裁）が30万円～40万円、仙台高裁令和3年1月26日判決（一審福島地裁・hi訴訟）が30万円としているのに比べても、第五次追補が掲げる目安となる金額の低さは歴然としている。

また、子ども・妊婦の損害についても、同種訴訟において、上記高松高裁判決のように1人146万円（1 自主避難慰謝料として20万円、2 避難継続慰謝料として、平成23年3月から平成24年8月までの賠償期間について月額7万円、計126万円）という慰謝料額を認定しているものもあるのに、第五次追補では、従前の中間指針追補がその目安として示していた額（当初の精神的損害等40万円、平成24年の精神的損害等8万円）の見直しが全く行われていないことも大きな問題である。

なお、中間指針第五次追補が出された後の本年3月10日、仙台高裁で本訴と同種訴訟の判決（甲B170）が言い渡された。この訴訟（一審福島地裁いわき支部）は、f q市等に居住していた区域外避難者を原告とする集団訴訟であるが、仙台高裁はこの判決の中で、自主的避難等対象区域の住民であった者の精神的苦痛により生じた慰謝料額として、第五次追補の基準によることなく、次の区分ごとに、それぞれ末尾に掲げる金額をもって妥当と判示している。

- 1 一般大人
  - ・ 平成23年3月11日から同年12月31日までの精神的損害に対する慰謝料 30万円
- 2 平成23年3月11日から同年12月31日までの間に18歳以下の子供又は妊婦であり、平成24年1月1日から同年8月31日までの間にも18歳以下の子供又は妊婦であった者
  - ・ 平成23年3月11日から平成24年8月31日までの精神的損害に対する慰謝料 68万円
- 3 平成23年3月11日から同年12月31日までの間に18歳以下の子供又は妊婦であった者（2を除く）
  - ・ 平成23年3月11日から同年12月31日までの精神的損害に対する慰謝料 60万円
- 4 平成24年1月1日から同年8月31日までの間に妊婦であった者（2を除く。）
  - ・ 平成24年1月1日から同年8月31日までの精神的損害に対する慰謝料 38万円
- 5 平成24年1月1日から同年8月31日までの間に生まれた子供
  - ・ 8万円

本件控訴人らの慰謝料について、少なくともこれらの同種訴訟で判示された金額を下回るものが相当とされる理由は存しないものと思料する。

(控訴人第9・第12・第13準備書面)

#### 7 加害者の非難性

控訴人らの慰謝料の算定にあたっては、加害者の非難性も考慮されて然るべきである。

責任論において控訴人らが主張しているとおり、本件原発の敷地高を超える津波が到来することが平成14年7月に公表された国の地震本部の長期評価によって十分に予見できたにもかかわらず、国も東電も結局何ら具体的な対策をとることなく、本件事故を迎えるに至った。東電においては、平成20年4月に長期評価により想定される試算を行い、それによって本件原発の敷地高を超える津波が到来する危険を具体的に予見できたのに、それへの対策を先送りした事実がある。

原発は国策民営の事業として行われ、本件事故までは、国も東電も絶対に安全だと言い続けて推進していたのに、重大事故発生の危険が予見できたにもかかわらず、事業者である東電も、国民に代わってこれを監督すべき国も、事故を回避するための措置を何も講じなかったものであり、その一方で、何の落ち度のない控訴人ら住民の平穏な暮らしが、本件事故により瞬時に奪われたのである。

このように本件事故の発生について国や東電に非難されるべき点があることは明らかであって、控訴人らの精神的損害の評価にあたっては、公平の観点からそれが考慮されて然るべきである。

(責任論に関する原告・控訴人の準備書面)

#### 8 既払額の充当

##### (1) 慰謝料等の支払額の充当について

本件事故に関して区域外の自主的避難対象区域の控訴人らに対して慰謝料等として東電から支払われた大人1人8万円、子ども・妊婦1人計48万円は、上記のとおり、慰謝料「等」として支払われたのであり、その全額が純然たる慰謝料ではない。そのため原子力損害賠償紛争解決センターの和解手続でも、このうち半額の4万円、24万円だけを慰謝料に充て、他は財産的損害に充てるものとして合意されてきた経緯がある。既払金として8万円の弁済の抗弁を主張するというのは、和解の段階でいったん財産的損害に対する既払金として控除された4万円について、あらためて慰謝料額から控除することを意味するのであって(控訴理由書で「二重控除」と表現したのはこの趣旨である。)、和解時における当事者間の合意に反することが明白である。

したがって、大人に対して支払われた8万円は内4万円だけが、子ども・妊婦に対して支払われた48万円は内24万円だけが慰謝料の既払金として取り扱われるべきで、本件と同様に区域外避難者が多数を占める新潟地裁の同種訴訟では、この点につき正当な判示がなされている。

##### (2) 新相殺の抗弁について

東電は、原発事故による原子力損害は、その損害の内容が精神的損害と財産的損害の別を問わず、実体法上の請求権としては、原賠法3条1項に基づく損害賠償請求権1個であり、各控訴人が被った全損害を控訴人らの主張立証責任のもとに認定し、そこから全既払金を控除して請求の当否の判断がなされるべきで、賠償額の総額が弁済の抗弁として認められるべきである(費目間の融通が認められるべきである。)とする「新相殺の抗弁」を主張する。

ア 時機に後れた攻撃防御の方法(却下の申立て)

上記の主張は、後記の世帯間融通の主張とともに、原審において早くから行うことができたのに、故意または重大な過失により時機に後れて提出した攻撃防御の方法である。

もし、このような主張が認められるとすれば、控訴人らは、各自が被った全損害をあらた

めて主張立証する必要が生じ、これからお数年単位で審理を継続しなければならなくなり、それにより訴訟の完結が著しく遅延することは明白である。また、本訴訟は、原審において第1次提訴から弁論終結まで約6年、第3次提訴からでも弁論終結まで約4年の年月が経過しており、この間、東電において、このような抗弁を主張しようと思えばできたのであり、故意又は重過失により提出が後れたものであることも明らかである。

よって、民事訴訟法157条1項に基づき、本抗弁は却下の決定がなされるべきである。

#### イ 訴訟物の観点からの反論

本訴訟は、本件事故により控訴人らが被った損害のうち精神的損害についての明示的一部請求であるが、民事訴訟における処分権主義のもと、一部請求訴訟が適法であることは異論をみないところ、控訴人らが、このようなかたちで訴訟物を精神的損害に限定して訴訟を提起したのは、それに至る過程で東電が提示した額に強い不満があるとともに、交渉で解決することが困難であったことから、訴訟の遅延・複雑化を回避し、迅速な救済を求めてそのようにしたのである。したがって、そこで明示された損害項目だけが訴訟物となり、既判力も当該部分だけにしか発生しないと解されて然るべきである。原判決も、控訴人が別に財産的損害を請求することができることを前提とした判断を示している。

上記抗弁の提出が容認され、控訴人において精神的損害のみならず、全財産的損害を主張立証しなければならないことになれば、処分権主義のもとに控訴人らがあえて一部請求を行った趣旨や目的に反して、その利益を著しく損なうものであり、控訴人らの意思にそった合理的な紛争解決に逆行することになる。

また、東電は、原審において精神的損害の賠償に限定した弁済の抗弁を主張し、控訴人らは大変な手数をかけて認否し、そのうえで原判決に至ったところ、控訴審において、にわかに費目間融通を内容とする弁済の抗弁を主張したのは、訴訟上の禁反言にも当たり、処分権主義のもとに精神的損害のみ的一部請求を行った控訴人らの利益を著しく損なうもので、信義則に反するものとして許されない。

#### ウ 賠償に関する経緯からの反論

東電による費目相互間融通を内容とする弁済の抗弁が認められないことは、これまでなされてきた賠償の経緯からもいうことができる。

東電による賠償は、東電が作成した損害項目ごとの賠償基準と請求様式に従った控訴人ら被害者の請求行為により、損害項目ごとに金額が合意され、その旨の合意書を取り交わしたうえでなされている。すなわち、当事者間において、どの損害項目の弁済に充当するかということについての合意が存するものである。

充当に関する合意がある場合には、その合意を優先させるべきであることは、改正前の民法下でもそのように解されていたが、改正後の民法490条で明文化され、さらに同491条においては「1個の債務の弁済として数個の給付をすべき場合において、弁済をなす者がその債務の全部を消滅させるに足りない給付をしたときは、前3条の規定を準用する。」との規定が設けられ、同一の債務の中であっても、充当に関する合意が優先されることが明らかにされた。

したがって、東電が主張するように、財産的損害の各項目の弁済として支払った金額を控訴人らの本訴請求に係る精神的損害の賠償に流用することは、以前のADRにおける種々の損害項目に関する合意を巻き戻そうとするものであって、それが不当であることは明らかである。

なお、上記の合意に関していえば、合意書を取り交わした当事者としては、その損害項目については、それをもって賠償が完了し、当該損害項目の賠償については終局的に解決したと考えるのが当然である。控訴人らにとっては、後日東電から、当該弁済額を他の損害項目の弁済額に流用するなどの主張がなされるとは全く予想できないことであり、また東電において

も、損害項目ごとの弁済の制度運用は、政府の方針及び原賠審の中間指針に基づくものであり、それぞれ個別の立証資料の提示を受けて合意書を取り交わして弁済を行うものである以上、費目間流用の主張を後日行うことなど、当時は全く念頭になかったと考えられる。

#### エ 禁反言、信義則違反

控訴人らの殆どは、直接請求やADRの手続を経て、精神的損害の賠償のみを求めて本訴を提起したところ、東電においても、これに疑義を呈することなく審理に応じ、数年を経過した後、原判決が下されたこと、しかるに控訴審に至って、全く新たな弁済の抗弁を提出してきたものであり、これは、控訴人らが避難生活の中、懸命に立証資料を提出して自らの損害を立証し、損害項目ごとの賠償を積み重ねてきた経緯を白紙にして、もう一度立証のやり直しを求めるに等しいものである。損害項目ごとに賠償基準と請求様式を作成して損害項目ごとの賠償を自ら行ってきた態度とも矛盾し、政府から多額の公的資金援助を受けて賠償を行う立場にありながら、政府が方針とした損害項目ごとの賠償とも矛盾する主張であって、被害者に対する関係のみならず、政府や国民に対する関係でも背信的な主張といわざるを得ない。

したがって、東電の新たな弁済の抗弁の主張は、禁反言、信義則に反するものとしても到底許されないというべきである。

#### オ まとめ

以上述べたとおり、仮に、控訴人らの本訴請求に係る精神的損害と東電が流用を主張する財産的損害の全部または一部とが、訴訟物において同一であったとしても、そのことによつて、東電による財産的損害としての弁済額を精神的損害の弁済に流用する旨の主張が認められるべきではない。

また、東電の新弁済の抗弁の主張は、本件の賠償の経緯に照らせば、当事者間の充当に関する合意に反し、また信義則に反するものであって、その見地からも許されない。

#### (3) 世帯間融通の主張について

東電は、原子力損害の賠償は各世帯単位でなされており、控訴人らが所属する世帯に対してなされた賠償に関し、当該賠償金を受け取った世帯構成員の受けた損害の認定額が実際の受領額を下回る場合には、当該超過分は他の世帯構成員の未受領の損害賠償請求権に充当されるべきである、すなわち世帯間融通が認められるべきであると主張する。

#### ア 時機に後れた攻撃防御の方法（却下の申立て）

上記(2)アと同様の理由から、本抗弁についても、民事訴訟法157条1項に基づき、却下の決定がなされるべきである。

#### イ 個人賠償の原則の観点からの反論

本件事故による損害は控訴人ら個人に発生しているもので、それぞれに賠償されるべきものである。

本件事故後、控訴人らの世帯の代表者が、東電から一括して世帯全員分の賠償金を受領することがあったとしても、これは手続の便宜上、行われたのにすぎず、損害額はあくまでも各個人ごとに算定され、当該個人に対する賠償としてなされているのである。

また、同一世帯＝財布共通という観念は、法理念的に通用しないのみならず、控訴人らの実際の生活とも必ずしも符合しない。

したがって、東電の本主張は、個人賠償の原則に反することが明らかであって、到底許されないものである。

#### ウ 訴訟手続の観点からの反論

控訴人らの世帯の中には、全員が訴訟当事者になっていないケースもあり、もし世帯間の融通を許せば、訴訟当事者以外の者の利害にも関わることから、訴訟手続の混乱を招くことが避けられない。

もし過払金があるというのであれば、その者に対し個別の請求をすることができるのであ

るから、本訴訟のような集団訴訟で、あえてそのような煩雑な事態を招来する主張を認めるべきでない。

#### エ まとめ

以上によれば、東電の過払金の世帯内での融通・充当に関する主張は、認められる余地のないことが明らかである。

(控訴理由補充書(4)・控訴人第2準備書面)

#### 9 結語

事故後約12年半が経過する。本件事故が発生した当時の大きな衝撃は社会から薄れつつあるように見えるが、現在もなお多くの避難者が不本意な避難生活を余儀なくされていることを忘れられてはならない。原発事故により大きく変容した控訴人らのふるさと福島が元に戻ったわけでは決していないのである。

せめて本件原発事故によって住民がどれだけの被害を受け、それぞれの人格権やそれまでの平穏な生活がいかに侵害されたのかが正しく認定され、その損害を補填するに足りる賠償額が司法の場で正しく認定されることが求められる。それが途方もない被害を受けた者たちを多少なりとも慰謝し、これからの生活を幾らかでも後押しするものとなるであろう。

裁判所が認定するところの慰謝料は、国家が人格に対していかなる価値を認めるかを示すバロメーターであるといわれる。本件事故により日常生活を丸ごと奪われた控訴人らの精神的損害に対する慰謝料額の算定は、まさにその人格や平穏な生活の価値に対する判断にほかならない。控訴人らに支払われて然るべき慰謝料を適正に認定していただくことを強く希望するものである。

以上

#### 別紙 1

##### 1 乳幼児の世話を恒常的に行った者(末尾の注を参照)

(1) 1-13-2 X1 82万円

子 X2 (H21.(以下略)生)

H23.3~H24.1(3歳未満) 11月×3万円=33万円

H24.2~H24.8(3歳~就学前) 7月×1万円=7万円

子 X3 (H23.(以下略)生)

H23.7~H24.8(3歳未満) 14月×3万円=42万円

合計 82万円

(2) 1-31-2 X4 59万円

子 X5 (H17.(以下略)生)

H23.3~H24.3(3歳~就学前) 13月×1万円=13万円

子 X6 (H21.(以下略)生)

H23.3~H24.4(3歳未満) 14月×3万円=42万円

H24.5~H24.8(3歳~就学前) 4月×1万円=4万円

合計 59万円

(3) 1-51-1 X7 93万円

子 X8 (H21.(以下略)生)

H23.3~H24.12(3歳未満) 22月×3万円=66万円

H25.1~H27.3(3歳~就学前) 27月×1万円=27万円

合計 93万円

(4) 2-4-1 X9 21万円

- 子 X10 (H16.(以下略)生)  
H23.3(3歳~就学前) 1月×1万円=1万円  
子 X11 (H20.(以下略)生)  
H23.3(3歳未満) 1月×3万円=3万円  
H23.4~H24.8(3歳~就学前) 17月×1万円=17万円  
合計 21万円
- (5) 2-15-2 X12 18万円  
子 X13 (H20.(以下略)生)  
H23.3~H24.8(3歳~就学前) 18月×1万円=18万円
- (6) 2-44-2 X14 27万円  
子 X15 (H16.(以下略)生)  
H23.3(3歳~就学前) 1月×1万円=1万円  
子 X16 (H20.(以下略)生)  
H23.3~H23.6(3歳未満) 4月×3万円=12万円  
H23.7~H24.8(3歳~就学前) 14月×1万円=14万円  
合計 27万円
- (7) 2-46-2 X17 73万円  
子 X18 (H16.(以下略)生)  
H23.3(3歳~就学前) 1月×1万円=1万円  
子 X19 (H18.(以下略)生)  
H23.3~H24.8(3歳~就学前) 18月×1万円=18万円  
子 X20 (H22.(以下略)生)  
H23.3~H24.8(3歳未満) 18月×3万円=54万円  
合計 73万円
- (8) 3-10-2 X21 72万円  
子 X22 (H19.(以下略)生)  
H23.3~H24.8(3歳~就学前) 18月×1万円=18万円  
子 X23 (H22.(以下略)生)  
H23.3~H24.8(3歳未満) 18月×3万円=54万円  
合計 72万円
- 2 妊娠中であつた者  
1-13-2 X1 30万円
- 3 家族の別離、二重生活等が生じた者(家庭) (末尾の注を参照)
- (1) 1-29-1 X24、1-29-2 X25、1-29-3 X26  
1-29-4 X27、1-29-5 X28  
子 X27 (H5.(以下略)生)  
H23.3~H24.8(16歳~18歳) 18月×1万円=18万円  
子 X28 (H8.(以下略)生)  
H23.3~H24.2(13歳~15歳) 12月×2万円=24万円  
H24.3~H24.8(16歳~18歳) 6月×1万円=6万円  
合計 48万円
- (2) 1-31-1 X29、1-31-2 X4、1-31-3 X30  
1-31-4 X5、1-31-5 X6、1-31-6 X31  
子 X30 (H12.(以下略)生)

- H23.3~H24.8(0歳~12歳) 18月×3万円=54万円  
子 X5(H17.(以下略)生)
- H23.3~H24.8(0歳~12歳) 18月×3万円=54万円  
子 X6(H21.(以下略)生)
- H23.3~H24.8(0歳~12歳) 18月×3万円=54万円  
合計162万円
- (3) 1-51-1 X7、1-51-2 X32、1-51-3 X8  
子 X8(H21.(以下略)生) 147万円  
H23.3~H27.3(0歳~12歳) 49月×3万円=147万円
- (4) 2-15-1 X33、2-15-2 X12  
2-15-3 X13  
子 X13(H20.(以下略)生)  
H23.5(別居開始)~H23.10(別居終了)(0歳~12歳)  
6月×3万円=18万円
- (5) 2-46-1 X34、2-46-2 X17、2-46-3 X18  
2-46-4 X19、2-46-5 X20  
子 X18(H16.(以下略)生)  
H23.3~H24.8(0歳~12歳) 18月×3万円=54万円  
子 X19(H18.(以下略)生)  
H23.3~H24.8(0歳~12歳) 18月×3万円=54万円  
子 X20(H22.(以下略)生)  
H23.3~H24.8(0歳~12歳) 18月×3万円=54万円  
合計 162万円

(注) 1-(3)、3-(3)は特定避難勧奨地点(f o市)からの避難者、他は全て旧緊急時避難準備区域からからの避難者である。中間指針(追補を含む。)では、旧特定避難勧奨地点(同市)からの避難者に対する賠償対象期間の目安を本件事故発生日から平成27年3月31日まで、旧緊急時避難準備区域からの避難者に対する賠償対象期間の目安を本件事故発生日から平成24年8月31日までとしている。

## 別紙2

### 1 乳幼児(事故日現在、小学校未就学の子)の世話を恒常的に行った者

1-3-2 X35、1-5-1 X36、1-6-1 X37、1-8-2 X38、  
1-9-2 X39、1-12-2 X40、1-14-2 X41、1-15-2 X4  
2、1-19-2 X43、1-20-2 X44、1-21-2 X45、1-22-2  
X46、1-24-2 X47、1-27-4 X48、1-33-2 X49、1-35-  
2 X50、1-38-2 X51、1-39-2 X52、1-41-1 X53、1-4  
3-1 X54、1-46-2 X55、1-47-1 X56、1-48-2 X57、1  
-49-2 X58、1-52-2 X59、1-54-1 X60、1-56-1 X6  
1、1-58-2 X62、1-59-2 X63、1-60-2 X64、1-61-1  
X65、1-62-1 X66

2-1-1~3 被相続人h1(末尾の注を参照)、2-2-2 X67、2-3-2  
X68、2-5-2 X69、2-6-2 X70、2-7-2 X71、2-8-1 X7  
2、2-9-2 X73、2-10-2 X74、2-11-1 X75、2-12-2 X  
76、2-16-2 X77、2-18-1 X78、2-19-2 X79、2-21-

2 X80、2-26-2 X81、2-27-2 X82、2-28-1 X83、2-29-2 X84、2-30-2 X85、2-32-1 X86、2-33-1 X87、2-34-1 X88、2-35-1 X89、2-37-2 X90、2-38-1 X91、2-41-2 X92、2-43-2 X93、2-45-1 X94、2-48-1 X95、2-50-2 X96、2-52-1 X97、2-56-1 X98、2-57-2 X99  
3-2-1 X100、3-7-2 X101、3-13-2 X102、3-14-2 X103、3-16-1 X104、3-17-1 X105、3-19-2 X106、3-20-2 X107、3-21-2 X108、3-22-2 X109、3-23-2 X110、3-24-1 X111、3-28-1 X112、3-30-1 X113、3-31-2 X114、3-33-1 X115、3-34-2 X116、3-37-2 X117、3-39-2 X118、3-41-1 X119、3-43-2 X120、3-44-2 X121、3-46-2 X122、3-47-1 X123、3-48-2 X124、3-51-1 X125、3-52-1 X126、3-53-1 X127、3-54-1 X128、3-55-2 X129、3-58-1 X130、3-59-2 X131、3-61-1 X132、3-63-2 X133、3-65-2 X134、3-66-1 X135、3-69-1 X136、3-72-1 X137、3-73-1 X138、3-74-2 X139、3-75-2 X140、3-76-1 X141、3-77-2 X142、3-79-2 X143、3-80-1 X144

## 2 妊娠中であつた者

1-14-2 X41、1-61-1 X65  
2-10-2 X145、2-11-1 X75、2-29-2 X84  
3-14-2 X103、3-28-1 X112、3-55-2 X129、3-65-2 X134、3-75-2 X140、3-80-1 X144

## 3 本件事故後に妊娠した者

1-5-1 X36、1-19-2 X43、1-30-2 X146、1-35-2 X50、1-58-2 X62  
2-3-2 X68、2-6-2 X70、2-16-2 X77、2-41-2 X92

3-22-2 X109、3-23-2 X110、3-30-1 X113、3-41-1 X119、3-61-2 X132、3-68-2 X147、3-75-2 X140、3-77-2 X142、3-83-2 X148

(注) h1は原告であつたが平成29年10月29日に死亡し、2-1-1~3がその相続人となり訴訟を承継した(原判決23頁・第1(4))。

以上

(別紙5)

(被控訴人東電の主張の要旨)

### 第1 はじめに

#### 1 請求の概要等

#### 2 原判決の概要等及び本書の構成

(1) 原判決の概要等

(2) 原判決後の本件訴訟に関する状況

(3) 本書の構成

### 第2 本件事故に起因する法益侵害の有無やその程度・内容は区域によって大きく異なること

- 1 自主的避難等対象区域
  - 2 区域外
  - 3 避難等対象区域
    - (1) 旧緊急時避難準備区域
    - (2) 旧特定避難勧奨地点
    - (3) 帰還困難区域
- 第3 中間指針等(第五次追補を含む。)を踏まえた自主賠償基準に基づく賠償の充分性
- 1 中間指針等(第五次追補を含む。)が想定していないような損害の主張・立証がなされない限り、自主賠償基準による額を超える損害が認められないこと
    - (1) 中間指針等の機能・位置付け
    - (2) 第五次追補による改定後の指針が示す損害額の目安は、本件事故に関する確定判決の詳細な調査・分析等を経て示されたものであること
    - (3) 中間指針等が示す賠償額の目安額は、一般的に生じた被害として典型的に把握される要素について評価して定められたものであること
    - (4) 小括
  - 2 被控訴人東京電力による裁判外での賠償(既払金)の内容及び考え方、被控訴人東京電力による賠償金額の水準が控訴人らの精神的損害を填補するに足りるものであること
    - (1) 帰還困難区域
    - (2) 旧特定避難勧奨地点
    - (3) 旧緊急時避難準備区域
    - (4) 自主的避難等対象区域
    - (5) 小括
  - 3 控訴人らから第五次追補を踏まえた自主賠償基準を超える損害が主張・立証されていないこと
    - (1) 帰還困難区域
    - (2) 旧特定避難勧奨地点
    - (3) 旧緊急時避難準備区域
    - (4) 自主的避難等対象区域
    - (5) 区域外
  - 4 小括
- 第4 慰謝料増額を基礎付けるような悪質性がないこと
- 1 令和4年6月17日付け最高裁判決について
  - 2 最高裁判決の評価
- 第5 弁済の抗弁
- 1 令和5年6月30日時点の弁済の抗弁
  - 2 本件事故に基づく損害の賠償請求権である以上、費目を問わず請求権として1個であること(費目間融通について)
  - 3 一部請求における弁済の抗弁の判断方法について
  - 4 請求権1個説及び外側説からの帰結
  - 5 財産的損害も含めた全損害に対する賠償状況を踏まえた上で未払いの損害があるか否かが判断されなければならないこと
    - (1) 確定効・不可争効のある合意が成立しているものではないこと
    - (2) 被控訴人東京電力による訴訟外での賠償は、損害の発生・数額を必ずしも個別に確認の上で行われているものではなく、賠償金支払の事実からこれに対応する損害が事実上推

定されることもないこと

(3) 小括

6 世帯構成員間で弁済の充当が認められるべきであること(世帯内融通について)

(1) 請求・合意及び受領の権限のある世帯代表者による請求及び合意を経て世帯分の賠償金が一括して支払われること

(2) 賠償の名宛人に限らず世帯全員の損害に対する填補として賠償がなされていること

(3) 費目・世帯構成員間で通算して充当が認められなければ妥当性を欠くこと

(4) 裁判例

第6 結語

別紙1 本件事故後に自主的避難をしていない控訴人ら

別紙2 本件事故後に一旦自主的に避難したものの速やかに帰宅した控訴人ら

別紙3 本件事故発生後、自主的避難等対象区域内で居住を継続した上で、平成24年以降に転居した控訴人ら

別紙4 本件事故発生後も、本件事故前と同じ職場や学校に通っており、生活の変化が大きい控訴人ら

別紙5 被控訴人東京電力が控訴人らに対して実施した賠償の状況について(令和5年6月30日時点)

第1 はじめに

1 請求の概要等

本件訴訟は、本件事故当時、福島県内に居住していたとする控訴人らが、東北地方太平洋沖地震及びそれに伴う津波によってその後発生した福島第一原子力発電所(以下「本件原発」という。)の事故(以下「本件事故」という。)により損害を受け、訴訟外において被控訴人東京電力から支払われた賠償金によってもいまだ填補されていない損害があるとして、被控訴人東京電力に対し、原子力損害の賠償に関する法律(以下「原賠法」という。)3条1項に基づき、避難区分を問わず少なくとも2000万円を下らない精神的損害が発生したと主張して、その一部請求として各控訴人について一律に300万円の賠償を求めるものである。

控訴人らの本件事故当時の居住地を本件事故後の区域分けに基づき整理すると以下のとおりとなる。

事故時居住地の避難指示区分 <sup>1</sup>	世帯数・人数 <sup>2</sup>
帰還困難区域	2世帯・4人
旧特定避難勧奨地点	1世帯・3人
旧緊急時避難準備区域	11世帯・40人
自主的避難等対象区域	170世帯・631人
区域外(■■■■市)	1世帯・4人

2 原判決の概要等及び本書の構成

(1) 原判決の概要等

原判決は、原告らの被侵害利益を「居住・移転の自由」及び「平穏な生活を送る利益」とした上で、帰還困難区域、旧特定避難勧奨地点及び旧緊急時避難準備区域内の原告らについては、これらの権利・利益の侵害を認めた。また、自主的避難等対象区域の原告らについては、

「居住・移転の自由」の侵害を認めなかったが、「平穏な生活を送る利益」の侵害を認めた。

その上で、各区域の客観的状況や財産的損害等が別途賠償されること、また自主的避難等対象区域の原告らについても区域の客観的状況や避難及びその後の帰宅のために支出した費用等については別途賠償されるものであることなどに照らすと、精神的苦痛に対する慰謝料は、各原告らの個別事情を考慮しても、原則として東電公表賠償額（中間指針第四次追補までを踏まえた自主賠償基準）を超えることはないとして原告らの請求を棄却した<sup>3</sup>（原判決308～330頁）。なお、区域外（g d市）の原告らについては、本件事故によって権利・利益が侵害されたということではできず、賠償されるべき損害が発生したとはいえないことを理由として、原告らの請求を棄却した（原判決330頁）。

原判決が以上のような棄却の判断を導いた理由等は以下のとおりである。

#### ア 帰還困難区域

原判決は、帰還困難区域の原告らについて、本件事故の発生時住所地等は帰還困難区域に指定されており、基本的に立入りが禁止されているから、居住・移転の自由及び平穏な生活を送る利益を侵害されたと認定した。その上で、慰謝料額について、原審の口頭弁論終結時においても生活の本拠に帰還することができておらず、社会通念上、生活の本拠での暮らしや近隣住民とのつながり等生活基盤の全てを喪失したものと評価することができ、避難生活に伴う苦勞や自宅での生活の見通しが立たないことによる不安を感じるとして被った精神的苦痛の程度は相当に大きいといえると認定した。

そして、以上のような認定を前提としつつも、「住居や家財を喪失したこと、就労できなかったことなどに伴う財産的な損害については別途賠償されるものであることなどを考慮すると、原告らが個別事情として考慮すべきであると主張する各事実を考慮しても、上記原告らに支払われるべき慰謝料の額は、基本的には被告東電が公表している賠償基準の額である1450万円を超えることはないといえ」として、原告らの請求を棄却した。（以上、原判決309～310頁）

#### イ 旧特定避難勧奨地点

原判決は、本件事故の発生時住所地等がf o市にある原告らについて、f o市が本件事故直後の平成23年3月16日に避難を要請していたこと、また特定避難勧奨地点は事故発生後1年間の積算放射線量が20ミリシーベルトを超えると推定される地点であり計画的避難区域の指定と同じ水準であること等から、特定避難勧奨地点の原告らについて、通常人であればその場に留まる選択をすることはなかったといえ、居住・移転の自由及び平穏な生活を送る利益を侵害されたと認定した。

その上で、慰謝料額について、「本件事故の発生から時間が経過するにつれて、放射線の影響等に関する知見が一般に知られるようになり、本件事故による放射性物質の飛散状況等も明らかになっていく中で、放射線による影響への恐怖や不安も和らいでいったといえ……、また、これらの原告が被った財産的被害については別途賠償されるものであることなどに照らすと、上記各原告が本件事故によって被った精神的苦痛に対する慰謝料は、各原告らの本件事故後の個別事情を考慮しても被告東電から弁済を受けた490万円を超えることはないといえる」と認定し、原告らの請求を棄却した。（以上、原判決317～321頁）

#### ウ 旧緊急時避難準備区域

原判決は、本件事故の発生時住所地等がf o市の旧緊急時避難準備区域にある原告らについて、f o市が本件事故直後の平成23年3月16日に避難を要請していたこと、またf o市が同年4月22日に自宅での生活が可能者の帰宅を許可する見解を示した後も、緊急時避難準備区域内の通常人はその場に留まることを選択することはなかったといえ、旧緊急時避難準備区域の原告らについて居住・移転の自由及び平穏な生活を送る利益の侵害を認めた。

その上で、慰謝料額について、緊急時避難準備区域の指定が平成23年9月30日に解除

されたこと、本件事故による放射線被ばくの影響に関する国際的知見、f o市の空間放射線量、内部被ばく検査及び外部被ばく検査の状況、f o市内の社会的活動の状況の各事情に加えて、「本件事故の発生から時間が経過するにつれて、放射線の影響等に関する知見が一般に知られるようになり、本件事故による放射性物質の飛散状況等も明らかになっていく中で、放射線による影響への恐怖や不安も和らいでいったといえること、上記各原告が被った財産的な損害については別途賠償されるものであることなどに照らすと、上記各原告が本件事故によって被った精神的苦痛に対する慰謝料は、各原告らの本件事故後の個別事情を考慮しても原則として被告東電が公表している賠償基準の額である180万円（平成24年8月末まで1月当たり10万円）を超えることはないといえ、これ以上の額を既に受領している者については、その受領した額を超えることはないといえる。これは、一般的に放射線に対する感受性が高いといわれている子どもとの関係でも変わりはない。」と認定し、原告らの請求を棄却した。（以上、原判決317～321頁）

#### エ 自主的避難等対象区域

原判決は、自主的避難等対象区域について、政府の指示等によって避難を余儀なくされたわけではないこと、原告らの本件事故の発生時住所地等の各市町村の避難者数や避難者の割合に照らすと、通常人であればその場に留まることを選択することはなかったということもできず、居住・移転の自由の侵害は認められないと認定した。他方、自主的避難等対象区域は、中間指針追補において、本件原発からの距離、避難指示等対象区域との近接性、政府や地方公共団体から公表された放射線量に関する情報、自主的避難者の多寡等を考慮して設定されていることに照らすと、自主的避難等対象区域に居住していた者が感じた本件事故や放射線による影響に対する恐怖や不安と、本件事故との間には相当因果関係が認められるとして、自主的避難等対象区域の原告らは、その程度は別として、本件事故により平穏な生活を送る利益を侵害されたといえると認定した。

その上で、慰謝料額について、居住・移転の自由の侵害が認められないこと、本件事故による放射線被ばくの影響に関する国際的知見、内部被ばく検査及び外部被ばく検査の状況、自主的避難等対象区域の市町村の本件事故後の状況、除染状況、観光客入込数・製造品出荷額・自動車保有台数・新築住宅着工戸数等に照らした社会的活動の状況、避難者数や避難者の割合の各事情に加えて、「本件事故の発生から時間が経過するにつれて、放射線の影響等に関する知見が一般に知られるようになり、本件事故による放射性物質の飛散状況等も明らかになっていく中で、自主的避難等対象区域で生活することに伴う放射線による影響への恐怖や不安も和らいでいったといえること、上記原告らが避難及びその後の帰宅のために支出した費用等については別途損害賠償の対象になり得ることなどに照らすと」、自主的避難等対象区域の「原告らが本件事故によって平穏な生活を送る利益を侵害されたことによる精神的苦痛に対する慰謝料は、各原告らの本件事故後の個別事情を考慮しても原則として被告東電が公表している賠償基準の額である8万円を超えることはなく、「そのうえで、一般的に妊婦・子どもは放射線に対する感受性が強いといわれており、中間指針追補でもこのことが考慮されていること……に鑑みて、本件事故発生時から平成24年8月31日までの間に妊娠していたことがあった者、平成4年4月2日から平成24年8月31日までの間に出生した者については、別途の考慮を要するといえるものの、それでも被告東電が公表している賠償基準の額である一人当たり最大で48万円……を超えることはないといえる。そして、平成24年9月1日以降に出生した者……については、賠償されるべき精神的苦痛を被ったと認めることはできない。」と認定し、原告らの請求を棄却した。（以上、原判決311～317、321～330頁）

#### オ 区域外（gd市）

原判決は、区域外（gd市）の原告らについて、自主的避難等対象区域にも含まれていないから、政府の指示等によって避難を余儀なくされたわけではないこと、gd市の状況からす

れば、本件事故によって、g d市における生活に何らかの支障を感じる事が社会通念上相当であると認めることはできないこと等を理由として、「上記原告らが本件事故によって何らかの権利利益を侵害されたということとはできないから、賠償されるべき損害が発生したと認めることはでき」ないと認定し、原告らの請求を棄却した（原判決330頁）。

## （２） 原判決後の本件訴訟に関する状況

### ア 第五次追補の公表について

原判決の言渡し後、令和4年3月の最高裁の不受理決定により本件事故に係る7件の集団訴訟に関する控訴審判決が確定したことを契機として原陪審において中間指針等の見直し等の検討がなされ、同年12月20日、中間指針第五次追補（以下「第五次追補」という。）が公表された。

これを踏まえ、被控訴人東京電力は、第五次追補の内容を踏まえた訴外での賠償について、令和5年1月31日に「中間指針第五次追補決定を踏まえた避難等に係る精神的損害等に対する追加の賠償基準の概要について」（乙C303）、同年3月27日にプレスリリース「中間指針第五次追補を踏まえた追加の賠償基準に係る具体的なお取り扱い等について」<sup>4</sup>を公表した。

被控訴人東京電力は、すでに第五次追補の内容を踏まえた訴外での賠償手続を進めているが、弁済の抗弁の基準日である令和5年6月末時点で第五次追補の内容を踏まえた賠償金を受領した控訴人はいない。

イ 控訴人らから原判決の判断を覆すに足りる新たな事実の主張・立証が何らなされていないこと

上記のとおり、原判決はいずれの区域の原告らについても（直接請求手続による賠償金を受領していなかった原告らを除き）棄却判決を下したが、そのような状況にもかかわらず、控訴審において控訴人らは個々の原告について新たな事実の主張・立証を行っていない。

すなわち、控訴人らが控訴審において行った主張の多くは、原審において主張済みの内容を超えない限度の総論的な主張や、あるいは原判決の慰謝料額に関する認定を論難するもの（控訴人「控訴審第9準備書面」）にとどまっている。控訴人らの個別事情への言及がみられる控訴人「控訴理由補充書（3）」の別紙の内容についても、控訴人らが「控訴理由補充書（3）」3頁において自ら述べるとおり、原審で提出された各控訴人の陳述書の内容及び原審で実施された原告本人尋問の結果を整理したにすぎず、実際には新たな事実を特段含むものではない。

以上のように、控訴人らからは、原判決が示した判断を覆すに足りる主張・立証は控訴審において何ら行われていないのであって、この点からも、控訴審において原判決が示した請求棄却の判断が維持されるべきこととなる。

## （３） 本書の構成

本書では、まず「第2」において、本件事故に起因する法益侵害の有無やその程度・内容は区域によって大きく異なることを述べる。次に、「第3」において、中間指針等（第五次追補を含む。）を踏まえた自主賠償基準に基づく賠償の十分性を述べる。そして、「第4」において、被控訴人東京電力に慰謝料増額を基礎付けるような悪質性がないことを述べる。

その上で、最後に、「第5」において、弁済の抗弁について、本件事故による損害に対する賠償金として支払済みの賠償金の全額が認定額に充当される必要があること、世帯内融通が認められるべきことを述べる。

## 第2 本件事故に起因する法益侵害の有無やその程度・内容は区域によって大きく異なること

本件訴訟において控訴人らは、避難区分を問わず一律に2000万円の精神的損害が発生したと主張し、控訴審では各控訴人について一部請求として300万円を請求する。しかしながら、本件事故に起因する法益侵害の有無やその内容・程度は区域ごとに大きく異なるので

あって、その点を前提として控訴人らの請求の当否が判断される必要がある。

被控訴人東京電力の主張の概要は、控訴答弁書7頁以下、被控訴人東京電力準備書面(1)3頁以下、被控訴人東京電力準備書面(10)8頁以下、原審被告東京電力最終準備書面(2)282頁以下等に記載のとおりであるが、下記において改めてその概略を述べる。

#### 1 自主的避難等対象区域

控訴人ら682名(185世帯)のうち、自主的避難等対象区域に居住していた控訴人らは631名(170世帯)に上る。

福島県内の自主的避難等対象区域の概況、空間放射線量の状況、新聞報道等による住民への情報提供の実情、自主的避難の実情、社会的活動の状況等については、原審被告東京電力最終準備書面(2)(損害論)第2部、第2、4で主張したとおりである。原判決においては、本件事故の影響に関し、国際機関の声明等、被ばく状況の調査結果等、自主的避難者の数、自主的避難等対象区域に属する各自治体の本件事故後の状況等について原判決247~286頁に、一般的に知り得た情報等について原判決286~294頁に整理されている。

すなわち、自主的避難等対象区域においては、本件事故後、健康影響が懸念されるような状況にはなかったことに加え、そのことについて十分な情報提供がなされ、本件地震や本件津波による被害は別として本件事故前と同等の平穏な生活を送ることができる客観的状況にあった。

こうした状況から、避難指示区域外の地域においては、大半の住民が本件事故後も特に避難をすることなく元居住地にとどまっており、本件事故発生直後の平成23年3月15日時点における各市町村の避難者数が人口に占める割合は、f t市、f q市、h m町を除いて、概ね0.4パーセントから2.0パーセント程度となっているほか<sup>5</sup>(乙C124・4頁)、幼稚園や学校における教育活動や経済活動をはじめとする各種の社会的活動も、本件事故直後から行われていた。

このように、控訴人らが居住していた自主的避難等対象区域においては、客観的な健康被害のおそれは生じておらず、それゆえ避難指示等がなされたこともなく、本件事故直後から社会的活動が再開されていた。

以上のような本件事故後の一般的状況を踏まえて検討すると、自主的避難等対象区域においては、避難指示等対象区域からの近接性等により、放射線被ばくへの恐怖や不安、あるいは後続事故の可能性に対する不安を抱かざるを得ないという状況に一定期間置かれたことにより正常な日常生活が相当程度阻害されたこと(平穏生活利益の侵害)については、法律上保護される利益の侵害に当たり得る。ただし、当該区域内において放射線による健康被害のおそれが客観的に生じているものではない旨は繰り返し周知され、専門家の意見がメディアや国・地方自治体の広報等でも繰り返し提供されており、社会的活動も早期に再開される実情にあったことからすれば、法益侵害の程度としては軽微であった。

また、法益侵害が生じたと考え得る期間としても、本件原発の状況や空間放射線量率に関する情報が徐々に公表され、そうした情報を基に平成23年4月22日には避難区域の見直しが行われたことによって政府による避難指示等の対象区域が概ね確定したとみることができること、同年9月30日には緊急時避難準備区域が解除されたこと、同年12月16日には原子炉の冷温停止状態が確認されたとして発電所の事故そのものの収束が政府により宣言されたこと等を踏まえれば、少なくとも子供・妊婦以外の者においては、どれほど遅くとも平成23年12月末を越えて法益侵害が生じていたとは評価し得ない。

慰謝料額の認定に当たっては、以上のような点を前提として、法益侵害の内容・程度等に相応する金額の認定とされるべきである。

#### 2 区域外

控訴人らのうち、本件事故当時に区域外(g d市)に居住していたとされる控訴人らは4

名(1世帯)<sup>6</sup>である。

区域外(g d市)の概況、空間放射線量の状況、新聞報道等による住民への情報提供の実情、自主的避難の実情、社会的活動の状況等については、原審被告東京電力準備書面(17)第4、11で主張したとおりである。原判決においては、区域外(g d市)の本件事故後の状況等について原判決284～286頁に整理されている。

すなわち、避難指示等対象区域ではなく、かつ自主的避難等対象区域にも該当しない区域外(g d市)は、本件原発や避難指示等対象区域から相応に遠く、その空間放射線量率も低く、自主的避難等対象区域と同様又はそれ以上に、放射線被ばくによる健康被害のリスクについては問題がない水準であり、それゆえに避難指示等対象区域外では政府によっても避難等の指示の対象となっていないものであり、本件原発の状況や放射線被ばくに対する不安感に基づく避難が平均的・一般的な人を基準として相当であるとは解し難い。したがって、区域外(g d市)については、本件事故の放射線の影響によって、当該区域外の控訴人らに法益侵害が生じていたとは評価し得ない。

この点については、原判決も、本件事故によって権利・利益が侵害されたということではなく、賠償されるべき損害が発生したとはいえないとして控訴人らの請求を棄却した(原判決330頁)。

### 3 避難等対象区域

#### (1) 旧緊急時避難準備区域

控訴人らのうち、本件事故当時に旧緊急時避難準備区域に居住していたとされる控訴人らは40名(11世帯)<sup>7</sup>である。

政府による緊急時避難準備区域の指定に関する事実関係及びf o市の旧緊急時避難準備区域内の空間放射線量の状況並びに本件事故後の社会的活動の再開状況等については、原審被告東京電力最終準備書面(2)(損害論)の第2部、第2、1及び3(2)、原判決245～246頁のとおりである。

すなわち、旧緊急時避難準備区域は、本件事故直後の1か月強の期間に限り屋内退避の指示対象となり、当該指示が解除されてからは緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な「準備」を行うことが求められた区域であって、そのような指示のもとで生活することにより日常生活上の行動に事実上一定の制約が生じたとみられるものの、従前の居住地における生活基盤からの隔絶を強制されたものではなく、居住や立入りについても制約が課されておらず、また、健康被害を及ぼす程度の放射性物質の飛来はない。緊急時避難準備区域の指定がなされた期間自体も平成23年9月30日までと、本件事故後約6か月半の期間にとどまっており、政府により避難指示がなされた区域のように長期化したものではない。

旧緊急時避難準備区域においては、本件事故直後から市民生活を営むために必要な基本的な機能が維持されており、また、本件事故後一時停止していた教育機関、行政機関、公共交通網、商業施設、医療機関も区域の指定解除の前後を通じて順次再開し、そのような実情は新聞や広報誌、インターネット等を通じて周知されていたことから、旧緊急時避難準備区域においては現に相当数の住民が自主的な避難を選択することなく居住を継続していた上、区域の指定解除後はその多くが元の居住地に帰還している。

このように、同区域においてはそもそも健康被害を及ぼす程度の放射性物質の飛来がなかったことに加え、区域の指定解除後は、緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な準備を行うことすらも求められなくなった。このような経緯を踏まえると、遅くとも平成23年9月末を越えて、同区域での平穏な生活が阻害された状況が継続したとは評価できず、また、同区域からの避難の実施を選択した者が帰還のために必要な期間を考慮したとしても、遅くとも平成24年8月末を越えて損害の発生を認めることはできない。

慰謝料額の認定に当たっては、以上のような点を前提として、法益侵害の内容・程度等に相応する金額の認定とされるべきである。

### (2) 旧特定避難勧奨地点

控訴人らのうち、本件事故当時に旧特定避難勧奨地点に居住していたとされる控訴人らは3名(1世帯)<sup>8</sup>である。

政府による特定避難勧奨地点の指定に関する事実関係及びf o市h n区の特定避難勧奨地点周辺の空間放射線量の状況並びに本件事故後の社会的活動の再開状況等については、原審被告東京電力最終準備書面(2)(損害論)の第2部、第2、1及び3(5)、原判決245～246頁のとおりである。

すなわち、旧特定避難勧奨地点は、政府により、一律に避難や産業活動の規制が指示されているわけではないものの、当該地点の空間放射線量率に鑑み、該当する住民に対して注意喚起や自主避難の支援・促進を行うためにかかる指定がなされたものであり(乙C1の1・7～8頁、乙C23)、強制的な避難指示の対象となったものではないが、本件事故後の一定期間においては同地点からの避難を選択することが考えられ、これにより、平穏な生活を送る利益が害され、精神的苦痛が生じ得るものと解される。

この点、旧特定避難勧奨地点では、強制的な避難を余儀なくされた区域とは異なり、同地点内での生活基盤から強制的に隔絶されたものではなく、居住や立入りについても制約が課されていなかった。これに対して、警戒区域においては、緊急事態応急対策に従事する者以外の者に対して、原則として立入りが禁じられ、又は当該区域から退去しなければならないとされ、これに反した場合の罰則も定められており(原子力災害対策特別措置法28条2項、災害対策基本法63条1項、116条2号)、実際にゲート・バリケードが設けられて入域管理が行われた。

このように、特定避難勧奨地点の住民と強制的な避難を余儀なくされた住民との間には、本件事故後に政府がした指示の内容に大きな相違があり、それゆえ、政府指示に起因する生活の阻害の内容、程度においても大きな相違があると考えられる。

また、指示対象期間はf o市の特定避難勧奨地点については平成26年12月28日までであり、強制的な避難指示区域と比較すると限定されていた。

以上の状況を踏まえると、本件事故以前に享受していた生活基盤への侵襲の程度や隔絶の程度は、強制的な避難指示の対象区域の住民と比較すれば相対的に低いものであった。

したがって、f o市の特定避難勧奨地点の設定が解除された遅くとも平成26年12月28日を越えて、同地点での平穏な生活が阻害された状況が継続したとは評価できない。

慰謝料額の認定に当たっては、以上のような点を前提として、法益侵害の内容・程度等に相応する金額の認定とされるべきである。

### (3) 帰還困難区域

控訴人らのうち、本件事故当時に帰還困難区域に居住していたとされる控訴人らは4名(2世帯)<sup>9</sup>である。

政府による避難指示の経緯、帰還困難区域の指定に関する事実関係等については、原審被告東京電力最終準備書面(2)(損害論)の第2部、第2、1及び2、原判決の238～244頁のとおりである。

すなわち、帰還困難区域については、本件事故によって長期間にわたり平穏な生活が侵害されたと考えられる。ただし、移住先の確保等により本件事故に起因する避難生活を終えたと評価される控訴人もいるほか、(原審で提出済みの「被告東京電力個別準備書面(20)(原告番号3の8世帯について)」等)、同区域の居住者に対してはそのような本件事故後の状況を踏まえた上で、損害を十分に填補するよう自主賠償基準を定めており(下記「第3」参

照)、損害の評価・算定にあたってはそれらの点が十分に考慮される必要がある。

第3 中間指針等(第五次追補を含む。)を踏まえた自主賠償基準に基づく賠償の充分性

原判決は、避難等対象区域に関しては各種の財産的損害等が別途賠償されること、また自主的避難等対象区域に関しても避難及びその後の帰宅のために支出した費用等については別途賠償されるものであることなどを理由として、精神的苦痛に対する慰謝料は東電公表賠償額(中間指針第四次追補までを踏まえた自主賠償基準)を超えることはないと判断し、控訴人らの請求を棄却した(原判決308~330頁)。このような原判決の判断は至当であるところ、上述のとおり、控訴審においてそのような原判決の判断を覆すに足りる主張・立証は控訴人らから何らなされていない。したがって、控訴審においても請求棄却の判断が維持されるべきである。

下記においては、中間指針等(控訴審係属中に策定・公表された第五次追補を含む。)を踏まえた被控訴人東京電力の自主賠償基準に基づく賠償額の充分性について、改めて述べることとする。

1 中間指針等(第五次追補を含む。)が想定していないような損害の主張・立証がなされない限り、自主賠償基準による額を超える損害が認められないこと

被控訴人東京電力は中間指針等(第五次追補を含む。)を踏まえた自主賠償基準による賠償を実施し、あるいはその実施を予定しているが、中間指針等が示す賠償の目安額は本件事故から一般的に生じた被害として典型的に把握される要素を網羅的に評価の上で定められたものである。特に、下記「(2)」「(3)」において述べるように、第五次追補による改定後の指針が示す損害額の目安は、本件事故に関する確定判決の詳細な調査・分析等を経て示されたものである。したがって、改定後の指針が想定していないような個別事情に基づきその損害が主張・立証された場合は格別、そうでない限り、中間指針等を踏まえた自主賠償基準による額を超える損害が認められるべきでない。

(1) 中間指針等の機能・位置付け

原子力発電所等において万一原子力事故が発生した場合、損害の発生が極めて広範囲に及び、その損害の性質としても多種多様なものにわたり、原子力損害の賠償をめぐる紛争が多数生ずることが予想される。そして、多数の紛争が裁判所に係属した結果、事件処理に長時間を要し、多数の被害者の実体法上・手続法上の権利が害されることとなる上、原子力事故とは無関係の一般の事件処理も遅滞することは必至である。そのような事態が生じれば、原子力事故の被害者のみならず、国民一般の裁判を受ける権利が害されることにもなり得る。

そこで、原賠法は、「文部科学省に、原子力損害の賠償に関して紛争が生じた場合における和解の仲介及び当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針の策定に係る事務を行わせるため、政令の定めるところにより、原子力損害賠償紛争審査会(以下この章において「審査会」という。)を置くことができる」(18条1項)と定め、迅速な賠償実施が可能となるよう、審査会の設置について規定するとともに、審査会の所掌事務として、「原子力損害の賠償に関する紛争について和解の仲介を行うこと」(同条2項1号)と並び、「原子力損害の賠償に関する紛争について原子力損害の範囲の判定の指針その他の当該紛争の当事者による自主的な解決に資する一般的な指針を定めること」(同項2号)を掲げている。

そして、同法は、かかる指針策定のために「必要な原子力損害の調査及び評価を行うこと」(同項3号)をも審査会の所掌事務とし、審査会に原子力損害の調査及び評価を行わせるための専門委員を置くことを認めている(原子力損害賠償紛争審査会の組織等に関する政令4条)。

こうした法令上の定めにより、審査会は、原子力事故が発生した際には、必要かつ十分な事実関係の調査・分析を行って審議・検討をし、原子力損害の賠償に関する紛争についての「原子力損害の範囲の判定の指針」等を示すことによって、広範囲に及び得る原子力損害の賠

償に関する紛争の適正・迅速な解決を促進することが法令上予定されている。

このように、中間指針等は、原賠法18条に基づいて設置された審査会により「一般的な指針」として定められた、被害回復のための自主的紛争処理基準であり、裁判によらずとも迅速かつ適切な被害回復を図ることを目的として策定されたものである。

本件事故に関しても、上記のような原賠法の規定に基づき、本件事故後の平成23年4月11日付にて第一線の法学者及び放射線の専門家等の委員からなる審査会が設置され、その後原子力損害の賠償に関する紛争の解決基準である原子力損害の範囲の判定の指針等が順次策定されている。そして、審査会が最も新しく策定・公表した指針が、下記「(2)」に述べる第五次追補である。

(2) 第五次追補による改定後の指針が示す損害額の目安は、本件事故に関する確定判決の詳細な調査・分析等を経て示されたものであること

令和4年12月20日、審査会は「東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する中間指針第五次追補(集団訴訟の確定判決等を踏まえた指針の見直しについて)」(乙C295)を公表した。

第五次追補の策定は、本件事故に係る7件の集団訴訟に関する控訴審判決<sup>10</sup>が確定したことを契機として、中間指針等の見直しの要否の検討を経てなされたものである。

第五次追補の策定に当たり、審査会は、「法律の学識経験者から専門委員を任命し、確定判決における本審査会の指針の内容についての評価、本審査会の指針には示されていない類型化が可能な損害項目や損害額の算定方法等の新しい考え方が抽出可能か等について、必要に応じ、ADRセンターにおける事例(和解・打切り)の情報提供も受け、詳細に調査・分析を行うこと」を第56回審査会において確認した(乙C295・2頁)。その後、任命された専門委員<sup>11</sup>は第58回審査会において中間報告、第59回審査会において最終報告をそれぞれ提出しており、最終報告を踏まえて原子力損害賠償紛争審査会における検討がさらに数度なされた上で、第63回審査会における最終的な第五次追補(案)の審議を経て第五次追補が策定・公表された<sup>12</sup>。

このような策定経緯に鑑みると、第五次追補は、本件事故に関する7件の確定済み高裁判決の分析結果を反映させたものであって、本件事故による被害の実態に即し、本件事故から一般的に生じた被害として典型的に把握される要素を網羅的に評価した結果として示されたものである。したがって、第五次追補による改定後の指針が示す損害額の目安は、典型的に把握することのできない個別の被害事実が明らかになっているような場合を除き、本件事故による損害の評価として十分な水準にあるものというべきである。

(3) 中間指針等が示す賠償額の目安額は、一般的に生じた被害として典型的に把握される要素について評価して定められたものであること

このように、中間指針等は、「当事者による自主的な解決に資する一般的な指針」(原賠法18条2項2号)であって、そのような「一般的な指針」としての位置付け・性質に鑑みれば、中間指針等が示す賠償額の目安は、一般的に生じた被害として典型的に把握される要素については網羅的に評価の上で定められたものである。

この点、以下に引用する第60回審査会におけるh o会長の補足説明(乙C298・10頁、下線は引用者による。)から、中間指針等が示す賠償の目安額は本件事故から一般的に生じた被害として典型的に把握される要素を網羅的に評価の上で定められたものであることは明らかである。

h p委員：h pでございます。私は専門家ではないので、1点お伺いしたいんですが、人によってかなり差があるということで、何を目安としてということがあるんですが、こういう場合は、一般的に、あまり過酷状況がひどくない人、それから、最もひどい人の、例えば平均

値とか中間を取るんでしょうか。それとも、決めることができない場合は、一番ひどい場合、いわゆる我々の放射線の分野で言うと、保守的にと安全側にとという言葉で大きい数字を取ることがあるんですが、この場合はどういう考え方をするのか御教示いただけたらと思います。

h o会長：ここでの考え方は恐らく、最大公約数的といいますか、人によって様々な違いがあるわけですが、全員に共通して定型的に認められるのはこのくらいであるという額を出すという趣旨であろうと思います。ただ、例外的にもちろん、それよりも少ないという方がいるかもしれませんが、その場合に、少ない方に合わせるというのではなく、最も平均的な、共通している部分を賠償額として示すというのがこれまでの指針の考え方であったと思います。ですから、最大公約数という言い方がいいのかどうか分かりませんが、最も共通して生じていると思われるレンジの額を提示する。それよりも、個別事情によって多い方については、ADRで個別の証明をして、加算するということもあり得るという趣旨であろうと思います。

h p委員：分かりました。ありがとうございます。

h o会長：はい。これまでの中間指針の考え方そのものは変わっていないという趣旨であろうと思います。

また、その後開催された第61回審査会においても、h o会長は以下のとおり中間指針等に定める賠償額が最低限の水準ではないことを明示的に述べている（乙C299・44～45頁、下線は引用者による。）。

h o会長：もともと、指針というのは必ずしも最低限という趣旨ではなくて、あるカテゴリーの被害者に共通に生じている損害について、もし裁判をすれば大体どのくらいの額が認容されるであろうかというところ、つまり最も合理的に算定した場合に共通して認容されるであろう額を示して、それを賠償の指針にするという趣旨で当初はつくられておりました。そうすると、その額よりも多い方、個別事情によって多い方もいれば少ない方も現実にはいるわけですが、しかし、少ない方について額を減らすということはしませんので、そうすると結果的には、あたかも最低限であるかのように機能する。個別事情に応じて増やす方向でのみ修正がされるということになりますけど、しかし、必ずしも生じている損害の中で最低の部分を取っているというわけではなくて、共通して生じている損害を合理的に算定すればどうなるかというところの基準を示そうとしたものであると理解しております。

#### （４） 小括

以上のとおり、中間指針等（第五次追補を含む。）の位置付け・機能、第五次追補の策定経緯、第五次追補による改定後の損害額の目安が一般的に生じた被害として典型的に把握される要素について評価して定められたものであることからすれば、改定後の指針が想定していないような個別事情に基づきその損害が主張・立証された場合は格別、そうでない限り、中間指針等を踏まえた自主賠償基準による額を超える損害が認められるべきでない。

２ 被控訴人東京電力による裁判外での賠償（既払金）の内容及び考え方、被控訴人東京電力による賠償金額の水準が控訴人らの精神的損害を填補するに足りるものであること

被控訴人東京電力による裁判外での賠償（既払金）の内容及び考え方、被控訴人東京電力による賠償金額の水準が控訴人らの精神的損害を填補するに足りるものであることに関する被控訴人東京電力の主張の概要は、被控訴人東京電力準備書面（４）、同（１０）、同（１１）で述べたとおりである。以下では、区域毎に、控訴人らに対する精神的損害の賠償額及び財産的損害の賠償の状況について述べ、被控訴人東京電力による精神的損害の賠償水準が控訴人らの精神的損害を填補するのに十分であり、しかも被控訴人東京電力による財産的損害の賠償状況も斟酌すれば、控訴人らの精神的損害を填補するのに十分すぎるほどであることを述べる。

まず、被控訴人東京電力の精神的損害の自主賠償基準は、本件事故に起因する法益侵害の有無やその程度・内容が区域毎に異なることを前提として（上記「第２」）、第五次追補によ

る中間指針等の改定（上記「1」）を踏まえて区域毎に定めたものとなっており、その賠償額は十分なものである。しかも、直接請求手続ではなく、ADR手続を通じて、控訴人682人のうち、旧緊急時避難準備区域の控訴人ら27人、自主的避難等対象区域の控訴人ら10人が精神的損害について追加賠償を受けており、その金額は、旧緊急時避難準備区域の控訴人らについては平均約122万円、自主的避難等対象区域の控訴人らについては平均約62万円であって、十分、精神的損害が賠償されている。

次に、精神的損害の額を認定するに際しては、財産的損害の名目による支払も含め、既になされた賠償の状況を勘案の上、被害者に生じた損害の填補として不足が生じているか否かが検討される必要がある。

すなわち、我が国における不法行為に基づく損害賠償制度は、「不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とするもの」（最判平成5年3月24日民集47巻4号3039頁）とされ、「損害」とは、不法行為がなかったならば存在したであろう財産状態（利益状態）と当該不法行為がされた現在の財産状態（利益状態）との差を金銭評価した差額と捉えられている。そうである以上、精神的損害を含めた「損害」は、被害者に生じた被害の回復の観点、すなわち侵害行為前の状態と侵害行為後の状態との「差」をいかに埋めるかという観点で認定されるものでなくてはならない。

この点について、一般に慰謝料には補完的機能又は調整的機能と呼ばれる機能があることが指摘されており（h q 編『新注釈民法（15）債権（8）』（有斐閣、2017年）880頁〔h q 執筆部分〕）、最判平成6年2月22日民集48巻2号441頁は、「ここで留意を要するのは、上告人らによる本訴請求は慰謝料を対象とするものであるが、物質的損害の賠償は別途請求するというのではなく、かえって他に財産上の請求をしない旨を上告人らにおいて訴訟上明確に宣明し、上告人ら自身これに拘束されているのが本件であることである。」とした上で、「本訴請求の対象が慰謝料であるとはいえ、他に財産上の請求権の留保のないものとして、原審が慰謝料額を認定するに当たっても、その裁量にはおのずから限界があり、その裁量権の行使は社会通念により相当として容認され得る範囲にとどまることを要するのは当然である。」と判示し、「他に財産上の請求」があるか否かが慰謝料額の認定に当たって考慮されるべき重要な要素とされている上、かかる考慮を欠くとして原判決を破棄している。その上で、当該事案の差戻審では、不可逆性の身体的被害が生じているじん肺患者に対する財産的損害を含めた包括慰謝料としての慰謝料額が、死亡者以外には1000万円と認定されている。

他方で、生活妨害に関する慰謝料が請求された場合、判例実務上、一般に、身体傷害等といった被害が生じておらず単なる生活妨害が生じたにとどまる事案における慰謝料の額は、月額数千円から高くても月額1、2万円といった水準にとどまっている<sup>13</sup>。

このように、一般に、財産的損害があるにもかかわらずその賠償が行われていない場合には、包括慰謝料が多額になることはあるが、財産的損害の賠償が十分になされていて、請求内容が純粋に精神的苦痛の慰謝料のみの慰謝料の場合は、特に単なる生活妨害を超えた身体傷害等の被害を伴わない類型のケースでは、相対的に低額にとどまっていることが指摘できる。その意味で、財産的損害の賠償の有無は、慰謝料額の認定に大きく影響するのであり、慰謝料は財産的損害に対する賠償との関係では補完的・調整的な機能を有するものであるといえる<sup>14</sup>。交通事故の事案においても、損害賠償金の弁済とまでは明確に位置付けられない見舞金や香典といった金銭の支払を慰謝料の算定に当たり考慮することが通常行われている（交通事故に関して見舞金等として金銭が支払われた事実を慰謝料の算定に当たり考慮とした大阪地判平成10年1月27日交民31巻1号87頁、被告（運行供用者責任を負う者）から香典の支払があることを慰謝料の算定に当たり斟酌したとする東京地判平成7年6月20日交民28巻3号902頁等）。

本件事故に関する慰謝料認定についても、hr「損害算定の考え方」(hf監修『原発事故被害回復の法と政策』(日本評論社、2018年)46頁)は、「福島原発事故賠償訴訟における近時の判決では、損害論のレベルでは慰謝料に主たる争点が集約される傾向がある反面、財産的損害も含めた損害論全体を再構築する視点が後退しているような印象を受ける」、「平穩生活権という枠組みは、理論的には、平穩生活権侵害を理由とする財産的損害とは何かという方向での議論へと展開し、財産的損害の在り方を再検討する契機にもなりうる」、「原発事故による従前の生活環境の破壊、自己の生活関係を決定することのできる権利・自由に対する侵害を財産的損害のレベルも含めてどのように損害論に反映させるか(損害論全体の理論的検証)は、実務上での展開の限界・困難さを踏まえたならば、学説に与えられた課題である。」と論じており、精神的損害と財産的損害とを全体として考慮し検討することの重要性が指摘されている。これらは、いずれも財産的損害について十分な填補がなされているか否かという事情は精神的損害の賠償に当たって考慮されるべき重要な事情であることを指摘するものである。

以上により、本件において控訴人らが請求する精神的損害の評価・算定に当たっては、財産的損害について十分な填補がなされているとの事情が十分に考慮されなければならない。

この点、被控訴人東京電力が自主賠償基準に基づき実施している財産的損害の賠償においては、極めて多数に及ぶ被害者に対し迅速に賠償を行う観点から、個別に損害の有無・数額を確認することなく、損害が大きい被害者の場合にも十分な填補となるような水準の賠償額となるよう賠償額が設定されている。

控訴人らに対しても、慰謝料とは別にそうした各種の賠償を累次にわたり行ってきており、慰謝料を除く財産的損害に係る直接請求手続における世帯単位の既払金総額は、帰還困難区域に居住していた控訴人らについては世帯で5999万6452円(世帯番号3-8)、804万4000円(世帯番号1-50)、旧特定避難勧奨地点に居住していた控訴人らについては世帯で3520万8495円(世帯番号1-51)、旧緊急時避難準備区域に居住していた控訴人らについては世帯平均で約1243万円、多い世帯では3762万4475円(世帯番号2-44)、自主的避難等対象区域に居住していた控訴人らについては世帯平均で約162万円、多い世帯では5918万2788円(世帯番号3-12)にのぼる(乙C304)。

さらに、直接請求手続に加えて、ADR手続を通じても財産的損害について賠償を行ってきており、控訴人ら682人中、484人(自主的避難等対象区域の控訴人らについてみて、全体の約73パーセントに相当する、631人中462人)がADR手続を通じて個別事情を踏まえた十分な賠償を受けている。そして、財産的損害に係るADR手続における世帯単位の既払金総額は、帰還困難区域に居住していた控訴人らについては世帯で645万3137円(世帯番号1-50)、旧特定避難勧奨地点に居住していた控訴人らについては世帯で356万9390円(世帯番号1-51)、旧緊急時避難準備区域に居住していた控訴人らについては世帯平均で約363万円、多い世帯では1252万1493円(世帯番号1-31)、自主的避難等対象区域に居住していた控訴人らについては世帯平均で約358万円、多い世帯では976万3029円にのぼる(世帯番号1-52)(乙C304)。

こうした各種の項目による手厚い賠償が控訴人らの精神的苦痛を慰謝するものとして機能していることは疑いを容れないのであって、損害の填補状況に関する事情は慰謝料の評価・算定において十分に考慮されなければならない。この点、被控訴人東京電力による以上のような賠償実態も踏まえて、精神的苦痛に対する慰謝料は原則として東電公表賠償額(中間指針第四次追補までを踏まえた自主賠償基準)を超えることはない判断したものであり、このような原判決の判断は正当である。

#### (1) 帰還困難区域

##### ア 精神的損害の賠償額の充分性

(ア) 精神的損害の賠償額

帰還困難区域の居住者である控訴人らに対する裁判外での精神的損害の賠償の考え方、また中間指針等の策定経緯及びその考え方については、原審被告東京電力準備書面(3)の第3において、中間指針等に基づく損害賠償の性質については、原審被告東京電力最終準備書面(2)(損害論)181~202頁において、帰還困難区域の旧居住者に対する賠償の考え方については、同202~218頁において、第五次追補を踏まえた自主賠償基準については被控訴人東京電力準備書面(11)の第3、第4において整理したとおりである。以下では、その主張を整理して述べる。

被控訴人東京電力は、本件事故時の住所地が帰還困難区域に指定されている控訴人らに対し、1 平成23年3月11日(平成23年3月分は1か月分として10万円)から平成24年5月末までの15か月について中間指針及び被控訴人東京電力の賠償基準に基づき一人当たり月額10万円の計算方法を逡減させずに継続して合計150万円(避難所等での避難がある月については月額12万円)、2 中間指針第二次追補に基づく600万円(平成24年6月から平成29年5月までの5年間)の各支払を行い、3 さらに中間指針第四次追補を踏まえた、当該地区については移住を余儀なくされる状態にあるとの評価に基づき、1000万円の慰謝料が認定されるが、そのうち2 の賠償額との重複分を将来に向けてのみ控除することとして、700万円の追加賠償を実施することとし、この結果として、避難等に係る慰謝料の賠償総額は、一人当たり1450万円となり、かかる慰謝料額を賠償している。4 そして、上記「1」で述べた第五次追補策定後の中間指針等を踏まえた被控訴人東京電力の自主賠償基準においては、以下のような精神的損害の賠償を実施することとしている。

一人1580万円(第五次追補前公表賠償額 1450万円)<sup>15</sup>

(内訳)日常生活阻害慰謝料850万円、過酷避難慰謝料30万円、生活基盤喪失慰謝料700万円

(イ) 中間指針等に基づき被控訴人東京電力が賠償する精神的損害の考え方

中間指針においては、「避難等による長期間の精神的苦痛」を賠償すべき精神的損害として位置付けており、避難に伴う多様な精神的苦痛を個々に区分して論ずるのではなく、これらを包括的に考慮した上で、同指針に基づく精神的損害の賠償額の指針を定めている(乙C1の1・19~20頁)。

そして、原子力損害賠償紛争審査会においては、より具体的には、精神的損害の内容として、1 平穏な日常生活の喪失、2 自宅に帰れない苦痛、3 避難生活の不便さ、4 先の見通しがつかない不安などの諸要素が含まれ、これら各要素は避難生活の長期化に伴ってそれぞれその程度に変化が生じ得るという考え方が示されている(乙C32・2頁)。

その上で、中間指針は、第1期(本件事故発生から6か月間)について、「地域コミュニティ等が広範囲にわたって突然喪失し、これまでの平穏な日常生活とその基盤を奪われ、自宅から離れ不便な避難生活を余儀なくされた上、帰宅の見通しもつかない不安を感じるなど、最も精神的苦痛の大きい期間といえる。したがって、本期間の損害額の算定に当たっては、・・・上記のように大きな精神的苦痛を被ったことや生活費の増加分も考慮し、一人当たり月額10万円を目安とするのが合理的である」(乙C1の1・21頁)との指針を示したものであり、避難生活中の日常生活の不便さだけでなく、本件事故以前の生活やその基盤を喪失したことに対する精神的苦痛や避難を余儀なくされたことに伴う帰宅の見通しのつかない不安等、本件事故後に避難を余儀なくされたことに伴う、本件事故と相当因果関係の認められる精神的損害については、包括的に、中間指針に基づく「避難等に係る慰謝料」の対象とされているものである。

そして、被控訴人東京電力においては、このような内容の精神的損害の賠償(一人当たり月額10万円の慰謝料額)を第2期以降も継続した上で、帰還困難区域の旧居住者に対して

は、中間指針第四次追補において「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」についても賠償の対象として整理されたことを受けて、賠償を行っているものである。

また、第五次追補が定めた過酷避難慰謝料（一人当たり30万円）は、本件事故直後に、着の身着のまま取るものも取り敢えずの過酷な避難を強いられたこと、放射線関連の情報が不足している中で被ばくの不安を抱きながら避難をしたこと、避難後早くても2か月間は一時立入りも認められなかったこと等により避難の過酷さが増したと考えられること等が勘案されている<sup>16</sup>。

加えて、第五次追補が定めた生活基盤喪失慰謝料<sup>17</sup>（一人当たり700万円）は、帰還困難区域等に関しては、第五次追補に先立って中間指針第四次追補が「長年住み慣れた住居及び地域が見通しのつかない長期間にわたって帰還不能となり、そこでの生活の断念を余儀なくされた精神的苦痛等」に対する一括賠償として1000万円を定めているところ<sup>18</sup>、第五次追補は、そのうち700万円が「生活基盤喪失による精神的損害」であると位置付けている<sup>19</sup>。

被控訴人東京電力においては、帰還困難区域の旧居住者に対し、以上のような中間指針等（第五次追補を含む。）を踏まえた自主賠償基準に基づき、上記「（ア）」のとおり賠償を実施することとしており、その精神的損害の賠償額は十分なものである。

イ 各種の財産的損害や住居確保費用の賠償が精神的損害の賠償と別途に実施されること  
被控訴人東京電力は、帰還困難区域の旧居住者については移住を余儀なくされる状況にあるとの認識からこのような精神的損害の賠償を行っているほか、これとは別に、被控訴人東京電力準備書面（4）、同（10）で述べた各種の賠償項目について賠償を行っている。

具体的には、農業・商工業に係る営業損害の賠償、就労不能損害の賠償（特別の努力分を含む）、生命身体的損害、物品購入費用、簡易請求方式・包括請求方式による定型的な賠償、不動産（土地、建物、構築物・庭木）・家財・事業上使用する償却資産等の財物価値の喪失に係る賠償、住居確保費用等の賠償を行っている。このうち、住居確保費用の支払は、本件事故当時に被害者が保有していた財物価値の時価が減少・喪失した損害（財物損害）の賠償を超えて賠償がなされるものであり、生活基盤の財産的側面の損害を回復することによって、避難指示による精神的苦痛を慰謝する性質をも有している。

このように、帰還困難区域の旧居住者に対しては、避難指示の長期化に伴い移住を余儀なくされる状況にあるとの認識に基づいて、移住後の生活を再建することができるような財産的損害の賠償が行われている。

ウ 実損害を超える賠償がなされている事実が訴訟上明らかになっていること

被控訴人東京電力は、精神的損害のみならず、各種の財産的損害を含めて被害者側に有利になるよう賠償を行っているところ、その中には下記のとおり実損害を超えて賠償しているものも含まれる。

例えば、世帯番号3-8の控訴人らは、本件事故後にf k町の住居を取得し居住している一方で、居住の実態も所有の事実も確認することができないh s市の住居の取得費用について、見積書に基づき住居確保費用の賠償を請求し、住居確保費用として2131万2254円の支払を受けた（被控訴人東京電力準備書面（4）57～62頁、乙C304・155頁）。また、世帯番号3-8の控訴人らは、本件事故時に実際には控訴人ら2名で同居していたにもかかわらず、単身世帯としての申告を踏まえて、2世帯分の家財賠償を請求し、家財賠償として単身世帯2世帯分合計650万円（仮に2名で同居していたとして正しく申告・請求がなされていた場合の家財賠償の額は535万円<sup>20</sup>）の支払を受けた（被控訴人東京電力準備書面（4）63～65頁、乙C304・155頁）。

このような実損害を超える賠償がなされているという既払金の全体像に照らしても、既払金を超えて未払いの精神的損害があるとは評価できない。少なくとも、個別の事情によることなく、帰還困難区域の全ての控訴人に一律に中間指針等を踏まえた自主賠償基準による額を超える損害が認められるべきでない。

(2) 旧特定避難勧奨地点

ア 精神的損害の賠償の十分性

(ア) 精神的損害の賠償額

特定避難勧奨地点の居住者である控訴人らに対する裁判外での精神的損害の賠償の考え方、また中間指針等の策定経緯及びその考え方については、原審被告東京電力準備書面(3)の第3において、中間指針等に基づく損害賠償の性質については、原審被告東京電力最終準備書面(2)(損害論)181~202頁において、特定避難勧奨地点の旧居住者に対する賠償の考え方については、同230~239頁において、第五次追補を踏まえた自主賠償基準については被控訴人東京電力準備書面(11)の第3、第4において整理したとおりである。以下では、特定避難勧奨地点の住民に対する被控訴人東京電力による精神的損害の賠償の考え方を整理して述べる。

被控訴人東京電力は、f o市の特定避難勧奨地点の住民に対して、特定避難勧奨地点の指示内容や同地点の放射線の作用による客観的な状況や社会的な活動の再開状況等から、中間指針等を踏まえて、避難等に係る慰謝料額として一人当たり月額10万円を基礎として、平成23年3月11日から平成27年3月末までを賠償対象期間(49か月間)として算定される490万円を裁判外で賠償している。そして、上記「1」で述べた第五次追補策定後の中間指針等を踏まえた被控訴人東京電力の自主賠償基準においては、以下のような精神的損害の賠償を実施することとしている。

(f o市の旧特定避難勧奨地点)

・子供及び妊婦以外の者

一人520万円(第五次追補前公表賠償額 490万円)

(内訳)日常生活阻害慰謝料490万円、相当線量地域滞在慰謝料30万円

・子供及び妊婦

一人550万円(第五次追補前公表賠償額 538万円)

(内訳)日常生活阻害慰謝料490万円、相当線量地域滞在慰謝料60万円

(イ) 中間指針等に基づき被控訴人東京電力が賠償する精神的損害の考え方

上記「第2」3(2)において述べたとおり、特定避難勧奨地点は同地点内での生活基盤から隔絶されることを強制されたものではなく、居住や立入りについても制約が課されておらず、指示対象期間もf o市の特定避難勧奨地点については平成26年12月28日までに限定されている等、特定避難勧奨地点と強制的な避難指示の対象区域とでは、その住民に生ずる精神的苦痛の内容や程度については相違があると考えられる。しかしながら、中間指針等においては、政府による指示の対象区域であるという点に着目して両者を区別せず、強制的に避難を余儀なくされた住民と同額(一人当たり月額10万円)の慰謝料額を特定避難勧奨地点の住民に対しても賠償する旨の指針を定めている。被控訴人東京電力も、かかる指針に基づいて、特定避難勧奨地点の住民の避難慰謝料額を賠償している。

したがって、このように被控訴人東京電力が提示している避難慰謝料額は、本件事故後に特定避難勧奨地点の住民が置かれていた状況については、強制的な避難を余儀なくされた住民の状況とは異なる事情があり、特定避難勧奨地点の住民の精神的苦痛は強制的にかつ長期にわたって避難指示の対象となった住民に比しても相対的に大きなものではないと評価できる中で、強制的な避難指示の対象者に対する慰謝料である月額10万円と同額の算定をしているものであり、この点において、かかる慰謝料額が社会通念に照らし、低額なものであるとは評価

し得ない。

そして、このような一人当たり月額10万円の慰謝料額については、帰還困難区域の項で避難指示区域について述べた「一人当たり月額10万円の慰謝料額」の考え方がそのまま適用されており、精神的損害の内容として、1 平穏な日常生活の喪失、2 自宅に帰れない苦痛、3 避難生活の不便さ、4 先の見通しが見つからない不安などの諸要素が含まれており(乙C32・2頁)、避難指示により避難を余儀なくされた場合に準じて、避難に伴う多様な精神的苦痛を包括的に考慮の上で、精神的損害の賠償額の指針が定められているものである。

また、第五次追補が定めた相当線量地域滞在慰謝料(子供及び妊婦以外の者一人当たり30万円、子供及び妊婦一人当たり60万円)について、第五次追補は、「避難指示等の基準(本件事故発生から1年の期間内に積算線量が20ミリシーベルトに達するおそれ)の裏付けとなる線量が測定されたことにより、後に政府が避難指示等を出した場所に一定期間以上滞在した者については、その滞在期間中、生活環境が健康に及ぼす影響について安心できる生活空間を享受する利益を侵害された」と捉えた上で、「安心できる生活空間を享受する利益の侵害により生ずる健康不安は、その性質上、対象区域から避難することにより直ちに解消されるものではなく、避難実行後も引き続き存続すると考えられ」、そのような健康不安は平成23年12月に福島県「県民健康管理調査」の結果が公表されるまでの間は存続したと考えられるとして、これらの事情が上記指針の目安額の策定において勘案されている<sup>21</sup>。なお、この慰謝料については、確定判決にこれを損害項目として認めるものはないものの、本件訴訟と同種の集団訴訟における下級審裁判例(被ばく不安慰謝料として一人30万円)及びADR実務に基づくものとして指針に取り入れられたとされている(乙C301・25~26頁(ho会長発言))。

被控訴人東京電力においては、旧特定避難勧奨地点の旧居住者に対し、以上のような中間指針等(第五次追補を含む。)を踏まえた自主賠償基準に基づき、上記「(ア)」のとおり賠償を実施することとしており、その精神的損害の賠償額は十分なものである。

#### イ 各種の財産的損害の賠償が別途実施されること

被控訴人東京電力は、旧特定避難勧奨地点の旧居住者については強制的な避難指示の対象者に対する慰謝料である月額10万円と同額の算定を行う等の精神的損害の賠償を行っているほか、これとは別に、被控訴人東京電力準備書面(4)、同(10)で述べた各種の賠償項目について賠償を行っている。具体的には、避難費用、一時立入費用、就労不能損害、営業損害等のほか、本件事故と相当因果関係のある避難費用、一時立入費用、就労不能損害(給与所得者の場合)、営業損害(事業主の場合)などの財産的損害については、別途、中間指針等を踏まえた自主賠償基準に基づいて賠償される。

このように、精神的損害の賠償のみならず、財産的損害についても別途賠償することによって、避難行動をとることを選択した住民においてもそれにより生じた経済的な不利益も別途賠償されるものであり、このような賠償は避難による精神的苦痛を慰謝する性質をも有している。

### (3) 旧緊急時避難準備区域

#### ア 精神的損害の賠償の十分性

##### (ア) 精神的損害の賠償額

旧緊急時避難準備区域の居住者である控訴人らに対する裁判外での精神的損害の賠償の考え方、また中間指針等の策定経緯及びその考え方については、原審被告東京電力準備書面(3)の第3において、中間指針等に基づく損害賠償の性質については、原審被告東京電力最終準備書面(2)(損害論)181~202頁において、緊急時避難準備区域の旧居住者に対する賠償の考え方については、同218~230頁において、第五次追補を踏まえた自主賠償

基準については被控訴人東京電力準備書面(11)の第3、第4において整理したとおりである。以下では、旧緊急時避難準備区域の住民に対する被控訴人東京電力による精神的損害の賠償の考え方を整理して述べる。

旧緊急時避難準備区域の旧居住者に対しては、中間指針等においては、避難等に係る精神的損害の額として、一人当たり月額10万円(通常範囲の生活費の増加費用を含む。)を目安とし、賠償終期については、緊急時避難準備区域が平成23年9月30日をもって解除されていること等を踏まえ、平成24年8月末までを対象としている<sup>22</sup>(乙C1の3・6~8頁)。

上記の賠償終期に関しては、避難指示の解除等から相当期間経過後に生じた精神的損害は、特段の事情がある場合を除き、賠償の対象とならないとされているところ(乙C1の1・18~19頁)、この区域におけるインフラ復旧は平成24年3月末までに概ね完了する見通しであること、その後も生活環境の整備には一定の期間を要する見込みであるものの、平成24年度第2学期が始まる同年9月までには関係市町村において、当該市町村の学校に通学できる環境が整う予定であること、避難者が従前の住居に戻るための準備に一定の期間が必要であること等を考慮して、上記「相当期間」としては、平成24年8月末までとされている。

被控訴人東京電力は、本件事故発生当時に旧緊急時避難準備区域(平成23年9月30日指定解除)に住居のあった避難等対象者<sup>23</sup>に対して、中間指針第二次追補において賠償終期が平成24年8月末を目安とするとされたことから(乙C1の3・7頁)、平成24年8月末まで一人当たり月額10万円を賠償することとし(平成24年6月から同年8月までについては30万円の賠償(乙C27))、また、旧緊急時避難準備区域に早期に帰還し、又は本件事故発生当初から避難せずに滞在し続けた者に対しては、中間指針では賠償の考え方が明記されていなかったが、避難等対象者と同様に、平成24年8月末までを対象として月額10万円を賠償することとし(乙C7、乙C27・3項、乙C46参照)、避難の有無、期間を問わず、一人当たり180万円の慰謝料額を支払っている。また、これに加えて、平成24年9月1日時点で高校生以下であった者に対しては、平成24年9月から平成25年3月31日までを対象として、一人当たり月額5万円の精神的損害の賠償を行っている(乙C76)。したがって、旧緊急時避難準備区域の旧居住者については、避難の有無を問わず、東電公表賠償額は平成24年9月1日時点で高校生以下であった者については一人当たり215万円、それ以外の者については一人当たり180万円を精神的損害の賠償として支払っている。

そして、上記「1」で述べた第五次追補策定後の中間指針等を踏まえた被控訴人東京電力の自主賠償基準においては、日常生活阻害慰謝料として一人当たり180万円の賠償を実施しているほか、第五次追補を踏まえ、生活基盤変容による慰謝料として50万円を訴訟外において賠償する方針としている(以上合計で230万円)。

#### (イ) 中間指針等に基づき被控訴人東京電力が賠償する精神的損害の考え方

上記「第2」3(1)において述べたとおり、旧緊急時避難準備区域は緊急時に避難のための立退き又は屋内への退避が可能な「準備」を行うことが求められた区域であって、従前の居住地における生活基盤からの隔絶を強制されたものではなく、居住や立入りについても制約が課されておらず、区域の指定がなされた期間自体も平成23年9月30日までと本件事故後約6か月半の期間にとどまっており、政府により避難指示がなされた区域のように長期化したものではない等、緊急時避難準備区域と強制的な避難指示の対象区域とでは、その住民に生ずる精神的苦痛の内容や程度については相違があると考えられる。しかしながら、中間指針等においては、政府による指示の対象区域であるという点に着目して両者を区別せず、強制的に避難を余儀なくされた住民と同額(一人当たり月額10万円)の慰謝料額を旧緊急時避難準備区域の住民に対しても賠償する旨の指針を定めている。被控訴人東京電力も、かかる指針に基づ

いて、旧緊急時避難準備区域の住民の慰謝料額を賠償している。

したがって、このように被控訴人東京電力が提示している慰謝料額は、本件事故後に緊急時避難準備区域内の住民が置かれていた状況については、強制的な避難を余儀なくされた住民の状況とは異なる事情があり、旧緊急時避難準備区域の住民の精神的苦痛は強制的にかつ長期にわたって避難指示の対象となった住民に比しても相対的に大きなものではないと評価できる中でも、強制的な避難指示の対象者に対する慰謝料の月額10万円と同等・同額の評価・算定をしているものであり、この点において、かかる慰謝料額が低廉で社会通念上相当な範囲を逸脱しているとは評価し得ない。

そして、このような一人当たり月額10万円の慰謝料額については、帰還困難区域の項で避難指示区域について述べた「一人当たり月額10万円の慰謝料額」の考え方がそのまま適用されており、精神的損害の内容として、1 平穏な日常生活の喪失、2 自宅に帰れない苦痛、3 避難生活の不便さ、4 先の見通しが見つからない不安などの諸要素が含まれている(乙C32・2頁)。

このように、旧緊急時避難準備区域の旧居住者の精神的損害の内容としても、避難指示により避難を余儀なくされた場合に準じて、避難に伴う多様な精神的苦痛を包括的に考慮の上で、精神的損害の賠償額の指針が定められているものである。

また、第五次追補が定めた生活基盤変容慰謝料(一人当たり50万円)は、旧緊急時避難準備区域に関しては、「本件事故発生から約6ヶ月後に指示が全て解除され、避難を実施せずに滞在を続けた居住者も相当数あることから、避難指示区域とは異なり、一定の地域社会が残っていたと考えられるものの、解除後も生活基盤の回復に一定程度の期間を要し、多数の住民の帰還が相当程度の期間できなかつたことも認められる」ことを、旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域に準じて生活基盤変容慰謝料を認める理由として挙げている。

被控訴人東京電力においては、旧緊急時避難準備区域の旧居住者に対し、以上のような中間指針等(第五次追補を含む。)を踏まえた自主賠償基準に基づき、上記「(ア)」のとおり賠償を実施することとしており、その精神的損害の賠償額は十分なものである。

#### (ウ) ADR 手続を通じた精神的損害の追加賠償

上記のとおり、ADR手続を通じて、旧緊急時避難準備区域の控訴人ら27人については平均約122万円の精神的損害の追加賠償を行っている。例えば、世帯番号1-13の控訴人らについては、本件事故後に山形県に避難したこと、本件事故当時に同居していた控訴人番号1-13-1の両親との別離、同1-13-2が妊娠中であつたこと等も踏まえ、同1-13-1に対しては54万円、同1-13-2に対しては15万円の精神的損害の追加賠償をADR手続において行った(原審被告東京電力個別準備書面(3)8~9頁、乙C304・43~44頁)。また、世帯番号3-10の控訴人らについては、本件事故後に山形県に避難したこと、控訴人3-10-1が自宅で飼育していた馬と離れて生活したこと等も踏まえ、同3-10-1に対しては193万円、同3-10-2~4に対してはそれぞれ190万円の精神的損害の追加賠償をADR手続において行った(原審被告東京電力個別準備書面(21)9頁、乙C304・157~158頁)。

このように、控訴人らに対しては、直接請求手続のほか、ADR手続を通じて、個別事情を踏まえた精神的損害の追加賠償を行っており、その精神的損害の賠償額は十分なものである。

#### イ 各種の財産的損害の賠償が別途実施されること

被控訴人東京電力は、旧緊急時避難準備区域の旧居住者については強制的な避難指示の対象者に対する慰謝料である月額10万円と同額の算定を行う等の精神的損害の賠償を行っているほか、これとは別に、被控訴人東京電力準備書面(4)、同(10)で述べた各種の賠償項目について賠償を行っている。具体的には、避難費用、一時立入費用、就労不能損害、営業損

害、住宅等の補修・清掃費用等の財産的損害については、別途、中間指針等を踏まえた自主賠償基準に基づいて賠償される。

このように、精神的損害の賠償のみならず、財産的損害についても別途賠償することによって、避難行動をとることを選択した住民においてもそれにより生じた経済的な不利益も別途賠償されるものであり、このような賠償は避難による精神的苦痛を慰謝する性質をも有している。

ウ 実損害を超える賠償がなされている事実が訴訟上明らかになっていること

被控訴人東京電力は、精神的損害のみならず、各種の財産的損害を含めて被害者側に有利になるよう賠償を行っているところ、その中には下記のとおり実損害を超えて賠償しているものも含まれる。

例えば、控訴人番号1-13-1に対しては、旧緊急時避難準備区域内に所在する整骨院を退職した理由が不明である中、事故後に得た収入を控除することなく合計670万円の就労不能損害を賠償した(原審被告東京電力個別準備書面(3)6~7頁、乙C304・43~44頁、被控訴人東京電力意見陳述要旨5頁参照)。また、控訴人番号1-13-2、から同1-13-4までに対しては、本件事故後に自主的避難等対象区域に避難又は滞在したとの申告を前提に追加の慰謝料を賠償したが(控訴人番号1-13-2に対して40万円、同1-13-3及び同1-13-4に対して48万円)、実際は、同区域に避難又は滞在せず山形県に避難していたことが判明した(原審被告東京電力個別準備書面(3)7~9頁、乙C304・43~44頁)。

このような実損害を超える賠償がなされているという既払金の全体像に照らしても、少なくとも、個別の事情によることなく、旧緊急時避難準備区域の全ての控訴人に一律に中間指針等を踏まえた自主賠償基準による額を超える損害が認められるべきでない。

#### (4) 自主的避難等対象区域

##### ア 精神的損害の賠償の十分性

##### (ア) 精神的損害の賠償額

自主的避難等対象区域の居住者である控訴人らに対する裁判外での精神的損害の賠償の考え方、また中間指針等の策定経緯及びその考え方については、原審被告東京電力準備書面(3)の第4において、中間指針等に基づく損害賠償の性質については原審被告東京電力最終準備書面(2)(損害論)181~202頁において、自主的避難等対象区域の居住者に対する賠償の考え方については、控訴答弁書7~22頁において、第五次追補を踏まえた自主賠償基準については被控訴人東京電力準備書面(11)の第3、第4において整理したとおりである。以下では、自主的避難等対象区域の住民に対する被控訴人東京電力による精神的損害の賠償の考え方を整理して述べる。

自主的避難等対象区域の旧居住者に対して、被控訴人東京電力は、中間指針等を踏まえて、大人について精神的損害等の賠償として8万円(中間指針追補)、平成24年1月以降の実費として4万円の賠償を行ってきた。また、子供・妊婦について精神的損害等の賠償として40万円(中間指針追補)、実際に自主的避難をした者には避難費用実費として20万円を併せて賠償、平成24年1月から同年8月31日までの期間について精神的損害の賠償として8万円、同期間における4万円の費用の賠償を行ってきた(乙C13、乙C14)。

そして、上記「1」で述べた第五次追補策定後の中間指針等を踏まえた被控訴人東京電力の自主賠償基準においては、自主的避難等対象区域の居住者に対しては、子供・妊婦については1人当たり72万円、子供・妊婦以外については1人当たり20万円(第五次追補公表前の自主賠償額は12万円)を訴訟外において賠償する方針としている。

##### (イ) 中間指針等に基づき被控訴人東京電力が賠償する精神的損害の考え方

上記「第2」1において述べたとおり、自主的避難等対象区域において放射線による健康

被害のおそれが客観的に生じているものではない旨は繰り返し周知され、専門家の意見がメディアや国・地方自治体の広報等でも繰り返し提供されており、社会的活動も早期に再開される実情にあったことからすれば、法益侵害の程度としては軽微であった。また、法益侵害が生じたと考え得る期間としても、少なくとも子供・妊婦以外の者においては、どれほど遅くとも平成23年12月末を越えて法益侵害が生じていたとは評価し得ない。

そのような状況の下、上記「(ア)」において述べたとおり、第五次追補は、子供及び妊婦以外の者について、生活費の増加費用、精神的損害及び移動費用(自主的避難をした場合)を合算した額として、賠償されるべき損害額の目安額を一人20万円と改め、中間指針第一次追補を踏まえてかかる損害について子供及び妊婦以外の者に対して既に支払われている12万円の賠償金<sup>24</sup>については当該20万円から控除することができるものとされた(なお、子供及び妊婦の自主的避難等対象者については、第五次追補による賠償額の変更はない。)(乙C295・35~40頁)。

この第五次追補の指針の目安額の策定に当たっては、自主的避難等対象区域内の住居から自主的避難を行った者においては生活費の増加費用や移動費用が生じ、併せて一定の精神的苦痛が生じたと考えられること、滞在者においては放射線被ばくへの恐怖や不安やこれに伴う行動に自由の制限等を余儀なくされることによる精神的苦痛が生じ、併せてそれらの不安等により生活費の増加費用も生じている場合があると考えられること等が勘案されている<sup>25</sup>。

その上で、「第一次追補策定時においては、少なくとも子供及び妊婦の場合は、放射線への感受性が高い可能性があることが一般に認識されていること等から、比較的低線量とはいえ通常時より相当程度高い放射線量による放射線被曝への恐怖や不安を抱くことについては、人口移動により推測される自主的避難の実態からも、一定の合理性を認めることができるとした。しかしながら、確定判決を踏まえ、子供及び妊婦以外の者についても、放射線被曝への恐怖・不安と残存する後続事故に対する不安と相まって生ずる相当程度の複合的な恐怖や不安を抱いたことには相当な理由があり、また、その危険を回避するために自主的避難を行ったことについてもやむを得ない面があるとの判断に至った」として、「残存する後続事故に対する不安は、平成23年12月16日に政府が東京電力株式会社福島第一原子力発電所の事故そのものの収束を宣言したことにより概ね解消されたと認められることから、本件事故発生から平成23年12月末までを、自主的避難等対象者の属性を問わず、賠償の対象期間として算定することが妥当と判断した」としている(乙C295・38~39頁)。この結果として、従前は、中間指針追補に基づき、本件事故発生当初の時期(概ね平成23年4月22日頃まで)を対象として子供及び妊婦以外の者に対しては8万円とされていた損害額の目安が20万円に改められた。

被控訴人東京電力においては、自主的避難等対象区域の旧居住者に対し、以上のような中間指針等(第五次追補を含む。)を踏まえた自主賠償基準に基づき、上記「(ア)」のとおり賠償を実施することとしており、その精神的損害の賠償額は十分なものである。

#### (ウ) ADR 手続を通じた精神的損害の追加賠償

上記のとおり、ADR手続を通じて、自主的避難等対象区域の控訴人らについては平均約62万円の精神的損害の追加賠償を行っている。例えば、要介護状態であったこと等を踏まえ控訴人番号1-10-2に対しては3万円、本件事故後に発症した疾病の状況等を踏まえ控訴人番号1-59-1に対しては3万円、控訴人番号1-59-2に対しては5万円、控訴人番号2-33-1に対しては10万円の精神的損害の追加賠償をADR手続において行った(乙C304・40、87、122頁)。

このように、控訴人らに対しては、直接請求手続のほか、ADR手続を通じて、個別事情を踏まえた精神的損害の追加賠償を行っており、その精神的損害の賠償額は十分なものであ

る。

イ 控訴人の多くがADR手続を通じて個別事情を踏まえた十分な財産的損害の賠償を受けていること

上記「ア」において述べたとおり、自主的避難等対象者の大人に対しては、精神的損害等の包括的な賠償として8万円（中間指針追補）が賠償されるほか、平成24年1月以降の実費として4万円の追加的費用の賠償が行われている。また、子供・妊婦についても、精神的損害等の賠償として賠償される40万円（中間指針追補）に加えて、実際に自主的避難をした者には避難費用実費として20万円を併せて賠償するとともに、平成24年1月から同年8月31日までの期間についての精神的損害等の賠償として8万円に加え、同期間における4万円の追加的費用の賠償が行われている。

このような財産的損害の賠償に加え、上記のとおり、自主的避難等対象区域の控訴人らについても、約92パーセントの控訴人がADR手続を通じて個別事情を踏まえた十分な賠償を受けており、ADR手続における世帯単位の既払金総額は、世帯平均約356万円、多い世帯では1252万1493円にのぼる（世帯番号1-31）。

例えば、世帯番号1-59は、本件事故当時に子供を含む世帯が避難したこと等の個別事情を勘案のうえ、避難費用や生活費増加費用、避難雑費、生命・身体的損害等の財産的損害につき、ADR手続を通じて、614万6375円の賠償を受けた。また、世帯番号3-12は、本件事故当時に子供を含む世帯が避難したこと等の個別事情を勘案のうえ、避難費用や生活費増加費用、避難雑費、生命・身体的損害等の財産的損害につき、ADR手続を通じて、515万8830円の賠償を受けた。

このように、精神的損害の賠償のみならず、財産的損害についても別途賠償することによって、避難行動をとることを選択した住民においてもそれにより生じた経済的な不利益も別途賠償されるものであり、このような賠償は避難による精神的苦痛を慰謝する性質をも有している。

ウ 実損害を超える賠償がなされている事実も訴訟上明らかになっていること

自主的避難等対象区域の居住者に関しては、直接請求手続を通じて避難等対象区域のように広範な賠償項目のもとで財産的損害の賠償を実施しているものではなく、賠償の前提とされた個別事情が十分明らかでないものの、そのような中でも、同区域の控訴人らの中にも、以下のとおり、実損害を超える賠償がなされた例がみられる。

例えば、本件事故当時、自主的避難等対象区域であるf q市内に居住していた控訴人番号2-6-1に対し、直接請求手続において、避難指示の対象となったf k町所在の病院が立入禁止となったために解雇されたとの申告に基づき、平成23年3月から平成26年2月までの36か月分の就労不能損害として、本件事故当時の給与額（額面）を前提として合計1016万5158円を賠償している（乙C304・96頁）。

しかし、実際には、控訴人番号2-6-1はf k町の病院の従業員ではなく、東京都h t区に本社がある日清医療食品株式会社の正社員であって、f k町の病院は当該控訴人が同社の指示で就業していた勤務現場にすぎなかった（乙C287）。この点、本件事故の影響により勤務場所として指示されていた病院が休院や規模縮小をしたとしても、配置転換等による対応が可能であって、当然に解雇が認められるものではなく、同人の解雇による収入喪失は本件事故と相当因果関係のある損害であるとはいうことができない。

したがって、就労不能損害として賠償された1016万5158円全額について、本件事故による実損害を超える支払となっている。また、控訴人番号2-6-1は平成24年7月以降再就職しており、以後、収入を得ていたものである（控訴人番号2-6-1本人尋問調書17頁）から、このように、実際には平成24年7月以降に再就職している中でも、平成26年2月までの期間を対象として再就職後の収入額を控除することもなく就労不能を理由とする賠

償を行っている点においても、実損害を超える賠償をしている実情にあるというべきである（被控訴人東京電力意見陳述書4頁参照）。

（5）小括

このように、被控訴人東京電力による賠償水準は、控訴人の精神的損害を填補するのに十分な金額であり、しかも実損害を超える賠償すらもなされているという既払金の全体像に照らしても、少なくとも、個別の事情によることなく、自主的避難等対象区域の全ての控訴人に一律に中間指針等を踏まえた自主賠償基準による額を超える損害が認められるべきでない。

3 控訴人らから第五次追補を踏まえた自主賠償基準を超える損害が主張・立証されていないこと

上記「第1」2（2）イにおいて述べたとおり、控訴人らが控訴審において行った主張の多くは、原審において主張済みの内容を超えない限度の総論的な主張や、あるいは原判決の慰謝料額に関する認定を論難するもの（控訴人「控訴審第9準備書面」）にとどまっている。控訴人らの個別事情への言及がみられる控訴人「控訴理由補充書（3）」の別紙の内容も、控訴人らが各世帯の避難及び避難生活について主張するものであるところ、控訴人らが「控訴理由補充書（3）」3頁において自ら述べるとおり、原審で提出された各控訴人の陳述書の内容及び原審で実施された原告本人尋問の結果を整理したにすぎず、新たな事実を特段含むものではない。

例えば、世帯番号1の控訴人らに係る個別事情の主張・立証状況をみると、世帯番号1-1の個別事情について、原審における主張の状況としては、原告第33準備書面3頁記載の別表「備考欄」において「経済面」及び「生活全般」に関する簡易な主張がなされていたほか、原告最終準備書面（2）32～33頁において控訴人番号1-1-1の原審における本人尋問等の結果の要約について主張がなされていた。また、原審における立証の状況は、世帯番号1-1の陳述書（甲D1の1の1、2）が証拠として提出されたほかは、控訴人番号1-1-1の原審における本人尋問が実施されたにとどまる。これに対し、控訴審において当該世帯の個別事情の補充として提出された控訴人「控訴理由補充書（3）」別紙は、「控訴理由補充書（3）」12頁に「証拠：陳述書（甲D1の1の1、2）、1の原告本人尋問（第21回期日）」と記載があるとおり、上記の原審で提出された陳述書及び原審の控訴人番号1-1-1の本人調書の内容が記載されているものにすぎない。

すなわち、世帯番号1-1の各控訴人らの陳述書の内容に沿って、氏名、年齢、避難の実施の有無、本件事故時の住所、避難開始時期及び避難先、世帯別離の有無、本件事故前の生活状況、被ばくへの不安及び避難経過、避難後の生活状況、避難及び避難生活に伴う精神的苦痛について主張され（甲D1の1の1、2）、控訴人番号1-1-1の原審における本人尋問の内容に沿って、事故時住所に帰還したことについて主張されているものである（控訴人番号1-1-1本人調書・10頁）。そして、控訴審において、控訴人らは、世帯番号1-1の個別の損害を基礎づける証拠を新たに提出しておらず、また控訴審において本人尋問も実施されていない。

このように、控訴人らからは、控訴審において、原審判決を覆すに足りる主張・立証はなされていないのであって、原審が示した棄却の判断が控訴審においても維持されるべきである。

仮にその点を措いて、本件訴訟において当事者が主張・立証した個別事情をみても、既払金（あるいは少なくとも第五次追補を踏まえた自主賠償基準による額）を超える損害が一律に認められる余地はなく、そのことは下記に挙げるような事情を有する控訴人らが現にみられることから明白である。

なお、別紙4の2（損害論に関する控訴人らの主張の要点）の 1 別紙1及び別紙2において、中間指針第五次追補の増額事由の枠組みに沿う形で控訴人らに係る事実を新たに主張

して、各増額事由への具体的なあてはめを行い、特に別紙1では各控訴人につき具体的な増額金額の主張を行うこと、及び2 甲B第170号証(仙台高判令和5年3月10日判決正本)を踏まえて仙台高判令和5年3月10日が判断した自主的避難等対象区域の住民であった者等の類型毎の慰謝料額について言及する主張及び上記証拠の提出は、民事訴訟法157条1項に基づき、時機に後れた攻撃防御方法に当たるから、却下されるべきである。

このような主張は従前一切なされておらず、弁論終結の20日前である令和5年9月7日に至って初めてされた主張である。控訴人らは、「記載した金額は東電が公表している追加賠償基準(甲C204の1~3)に基づき、控訴人らにおいて算定した増額分で、参考までに記載するものである」と述べるが、増額事由の類型毎に事実を主張するとともに各控訴人についての増額分を個別具体的に主張していることに鑑みれば慰謝料に係る新たな主張とみるほかない。また、控訴人らは甲B第170号証(仙台高判令和5年3月10日判決正本)を踏まえて仙台高判令和5年3月10日が判断した自主的避難等対象区域の住民であった者等の類型毎の慰謝料額について言及しているが、かかる主張も従前一切なされておらず、弁論終結の20日前である令和5年9月7日に至って初めてされた主張である。

上記主張は、各当事者の最終準備書面提出期限である令和5年9月8日又はその前日付けで追加された従前になされていない新たな主張及び証拠であり、弁論終結予定日の約20日前という弁論終結直前の時期、かつ本件訴訟の進行との関係では新たな主張及び証拠の追加が想定されていない最終準備書面提出期限での追加主張及び証拠の追加である。かかる主張は、裁判所が定めた当事者の予定主張外において、結審直前の時期に新たに追加されたものであって、時機に後れた攻撃防御方法に当たることが明らかである。

そして、第五次追補は令和4年12月20日に公表されており(乙C295)、控訴人らは、令和5年2月10日付け控訴人ら控訴審第13準備書面にて第五次追補の内容を踏まえた主張を行っており、万が一、同日までに間に合わなかったとしても、その主張の準備に約7か月(第五次追補の公表からは8か月以上)も要するものではなく、控訴人ごとの具体的な主張が令和5年9月7日になったことは、控訴人らの故意又は重過失に基づくものである。また、仮に控訴人らが第五次追補の増額事由の枠組みに沿う形で控訴人らに係る事実を新たに主張して、各増額事由への具体的なあてはめを行い、各控訴人につき具体的な増額金額の主張を行うことを予定しているのであれば、その旨を予め明らかにしたうえで、それに対する被控訴人側の認否・反論の機会を考慮して結審時期を定めることが必要かつ相当であった。それにもかかわらず、控訴人らは、そのような主張予定について一切説明することなく、令和5年7月の口頭弁論期日での早期結審のみを強く求めたというものであって、その結果として同年9月27日の結審予定期日が定められているのである。したがって、このような控訴人らの対応にもかかわらず今回の新たな主張及び証拠の提出がなされたことについては、訴訟上の信義則に明らかに反し、控訴人らの故意又は重過失によってなされたものと評価するほかなく、被控訴人東京電力の防御権の行使機会を一方的に奪うものというべきである。甲B第170号証(仙台高判令和5年3月10日判決正本)を踏まえた主張についても、仙台高判令和5年3月10日は裁判所ウェブサイトに掲載された判決であり、判決内容を入手してから主張を行うまでに約6か月を要するとは考えにくく、控訴人らの主張が行われたのが令和5年9月7日になったことは、控訴人らの故意又は重過失に基づくものといえる。

控訴人らの上記主張に対する認否反論を令和5年9月27日までに行うことは不可能であり、本件訴訟の完結を遅延させるものであることは明らかであるから、時機に後れた攻撃防御方法として却下されるべきである。

(1) 帰還困難区域

ア 世帯番号1-50

世帯番号1-50の控訴人2名に対して慰謝料名目で各1450万円を支払っているほ

か、訴外当事者1名を含む世帯3名合計で総額4381万1087円の賠償金を支払済みである(被控訴人東京電力準備書面(6)121頁参照、乙C304・78頁)。控訴人番号1-50-1及び2は、本件事故当時アパートを賃借してfk町内で居住していたところ、平成23年3月11日に避難を開始し、控訴人番号1-50-2の山形県の実家で生活した後、津波で流された控訴人番号1-50-1の実家(i a市)を再建するために平成27年3月に仮設住宅に転居して、同年8月には、再建した実家に入居して、仮設住宅での避難生活を終了している(控訴人「控訴理由補充書(3)」151頁)。

当該控訴人らに対しては、家財道具の賠償(615万円)のほか、控訴人番号1-50-1に対して就労不能損害として445万4653円が支払われている。(以上、被控訴人東京電力準備書面(10)23~24頁、乙C304・78頁)

以上のような本件事故前後の生活状況や賠償金の支払状況を踏まえれば、当該控訴人らに第五次追補を踏まえた自主賠償基準を超える損害が生じたものとは到底評価し得ないところ、そのような被控訴人東京電力からの主張に対し控訴人らからは控訴審においても特段の反論はなされていない。したがって、当該控訴人らについて、第五次追補を踏まえた自主賠償基準を超える損害は認められない。

#### イ 世帯番号3-8

世帯番号3-8の控訴人2名に対して慰謝料名目で各1454万円を支払っているほか、総額で8907万6452円の賠償金を支払済みである(被控訴人東京電力準備書面(6)197頁参照、乙C304・155頁)。控訴人番号3-8-1及び2は、本件事故当時f l町で自宅を所有して居住していたところ、平成23年3月15日に避難を開始し、福島県i b市や山形県i c市の借上住宅で避難生活を送っていたが、平成29年12月に、f k町に転居することによって帰還したと主張している(避難期間は、約6年9か月、控訴人「控訴理由補充書(3)」372~374頁)。この転居先の住居は、宅地は462.81平方メートル、建物は床面積合計105.98平方メートル(平成23年1月新築)と(乙D3の8の4及び5)、当該控訴人ら家族2名が居住するのに十分な住居であり、当該控訴人らはこのような住居に移住することによって避難生活を終了し平穏な生活を回復している。

当該控訴人らに対しては、家財道具の賠償(650万円)、建物等の財物損害として1621万3553円、新居の取得費用である住居確保費用として2131万2254円、就労不能損害として1058万8032円などの賠償が行われている。このうち住居確保費用の賠償は、上記「2」(1)イにおいて述べたとおり、本件事故当時の居住用不動産の時価を超えて支払われる、実損害を超える賠償である。加えて、上記「第3」2(1)ウで述べたとおり、これは居住の実態も所有の事実も確認することができないh s市の住居の取得費用について見積書に基づき賠償請求された結果、支払われたものである。(以上、被控訴人東京電力準備書面(10)24~25頁、乙C304・155頁)

#### (2) 旧特定避難勧奨地点

##### ア 世帯番号1-51

世帯番号1-51の控訴人2名につき各490万円、控訴人1名につき498万円、訴外当事者2名については492万円、195万5000円の慰謝料を賠償しているほか、訴外当事者所有の土地・建物・立木の財物損害として1681万4665円、就労不能損害、農業損害の合計で訴外当事者を含めて1811万3799円の賠償を行っている(被控訴人東京電力準備書面(6)122~123頁、乙C304・79~80頁)。

#### (3) 旧緊急時避難準備区域

例えば、早期に帰還した控訴人(控訴人番号1-31-1<sup>26</sup>)、一時的に避難した控訴人(控訴人番号2-46-1<sup>27</sup>)、山形県内に自宅を新築して避難を終了した控訴人ら(控訴人

番号2 - 46 - 2 ~ 5<sup>28</sup>) に対しても、避難の有無を問わず慰謝料として180万円を超える金額が支払われている(被控訴人東京電力準備書面(10)37頁、乙C304・61、135~136頁)。

この点、控訴人からは、控訴審において、上記のような個別事情や既払金の支払状況にも関わらず、第五次追補を踏まえた自主賠償基準を超える損害が生じたことを認めるに足りる主張・立証はなされていない。

(4) 自主的避難等対象区域

自主的避難等対象区域の控訴人らの損害が主張・立証されていないことについては、被控訴人東京電力準備書面(10)別紙において述べたとおり、下記の点を指摘することができる。

まず、本件事故時の生活の本拠が福島県内にない以下の控訴人ら<sup>29</sup>については、本件事故による損害の発生は認められず、少なくとも既払額を超える損害の発生は認められない。

1 控訴人番号1 - 3 - 1(8万円の精神的損害を支払済み。)は本件事故当時、埼玉県id市に単身赴任中であり生活の本拠が福島県内になかった(甲D1 - 3 - 1・5頁)。

2 控訴人番号1 - 10 - 1(8万円の精神的損害を支払済み。)は本件事故当時、山形県に単身赴任中であり生活の本拠が福島県内になかった(甲D1 - 10 - 2・5頁)。

次に、本件事故発生当時に出生しておらず、平成24年1月以降に出生した以下の控訴人ら<sup>30</sup>は、各出生時期に鑑みても、本件事故の放射線的作用によって平穏な生活利益の侵害による精神的苦痛を受けて精神的損害が生じたという基本的関係を認めることができない(具体的な立証もない)というべきである。

	控訴人番号	出生日	世帯の事故時 居住地
1	1 - 5 - 4		
2	1 - 19 - 4		
3	1 - 30 - 3		
4	1 - 35 - 4		
5	1 - 58 - 4		
6	2 - 3 - 5		
7	2 - 6 - 4		
8	2 - 16 - 4		
9	2 - 41 - 5		
10	3 - 22 - 4		
11	3 - 23 - 4		
12	3 - 28 - 5		
13	3 - 30 - 5		
14	3 - 41 - 4		
15	3 - 43 - 6		
16	3 - 61 - 4		
17	3 - 68 - 3		
18	3 - 68 - 4		
19	3 - 68 - 5		
20	3 - 75 - 4		
21	3 - 77 - 4		
22	3 - 83 - 3		

さらに、控訴人らは、本件事故後の避難及び避難生活による精神的損害について主張するが(控訴人「控訴理由補充書(3)」第4参照)、実際には、別紙1(本件事故後に自主的避難をしていない控訴人ら)に記載のとおり、本件事故発生後に自主的避難を実行していない控訴人らは相当数に上っている。これらの控訴人らについては、避難生活に関する控訴人らの主張はいずれも妥当せず、慰謝料の発生根拠事実とならない。

また、別紙2（本件事故後にいったん自主的に避難したものの速やかに帰宅した控訴人ら）に記載のとおり、一旦自主的に避難をしたが、速やかに戻って自宅での生活を再開した控訴人らもいる。これらの控訴人らにおいては、そもそも本件事故による影響は極めて限定的である。

控訴人らの中には、別紙3（本件事故発生後、自主的に避難等対象区域内で居住を継続した上で、平成24年以降に転居した控訴人ら）に記載のとおり、本件事故後は自主的に避難等対象区域内での居住を継続しながら、平成24年以降に山形県等に転居した者が相当数存在する。本件事故発生直後の時期において自主的に避難を実行しておらず、自主的に避難等対象区域から避難したことをもって、本件事故と相当因果関係のある精神的損害が発生したとは評価し得ない。

さらに、控訴人らの中には、別紙4（本件事故発生後も、本件事故前と同じ職場や学校に通っており、生活の変化が大きい控訴人ら）に記載のとおり、本件事故後も本件事故時と同じ仕事を継続した者や同じ学校への通学を続けた者が相当数含まれている。本件事故後も仕事や学校の変更がない点で生活を維持する者が多数存在する事情は、福島県と隣接する山形県への自主的に避難を実行したことにより平穏生活権等が侵害されたなどと主張する控訴人らが多い本件訴訟に特徴的な点である。

#### （5）区域外

##### ア 世帯番号1 - 4 1

上記「第2」2において述べたとおり、避難指示等対象区域ではなく、かつ自主的に避難等対象区域にも該当しない区域外（gd市）については、本件事故の放射線の影響によって、当該区域外の控訴人らの法律上保護された利益が具体的に侵害されたとは評価できず、この点は原判決も「本件事故によって何らかの権利利益を侵害されたということとはできないから、賠償されるべき損害が発生したと認めることはでき」と示し、請求を棄却したものであって（原判決330頁）、かかる原判決の判断に何らの誤りはない。この点、控訴人らから控訴審において個別事情に基づく十分な主張・立証がなされておらず、当然に第五次追補を踏まえた自主賠償基準を超える損害の主張・立証もなされていない。

#### 4 小括

以上のとおり、控訴審において原判決の判断を覆すに足りる主張・立証は控訴人らからなされていないことから、控訴審においても請求棄却の判断が維持されるべきであるところ、仮にこの点を措いて本件訴訟において各訴訟当事者が主張・立証した個別事情をみても、第五次追補を踏まえた自主賠償基準を超える損害が主張・立証されていないことは明らかである。

#### 第4 慰謝料増額を基礎付けるような悪質性がないこと

本件訴訟において控訴人らは、本件事故以前における被控訴人東京電力の津波対策には故意又はそれに匹敵する重過失があり、そうした事情が控訴人らの慰謝料増額事由を構成すると主張する。

被控訴人東京電力には本件事故につき故意・重過失がないことについては繰り返し主張してきたとおりであるが（被控訴人東京電力準備書面（12）ほか）、その主張の概要を改めて簡潔に述べることにする。

##### 1 令和4年6月17日付け最高裁判決について

仙台高判令和2年9月30日、東京高判令和3年1月21日、東京高判令和3年2月19日及び高松高判令和3年9月29日に関する最高裁判所の令和4年6月17日付け判決（以下「本最高裁判決」という。）の内容は以下のとおりである。

・本件事故以前の我が国における原子炉施設の津波対策は、津波により安全設備等が設置された原子炉施設の敷地が浸水することが想定される場合、防潮堤等を設置することにより上記敷地への海水の浸入を防止することを基本とするものであった。

・したがって、経済産業大臣が、本件長期評価<sup>31</sup>を前提に、電気事業法40条に基づく規制権限を行使して、津波による本件発電所の事故を防ぐための適切な措置を講ずることを東京電力に義務付けていた場合には、本件長期評価に基づいて想定される最大の津波が本件発電所に到来しても本件敷地への海水の浸入を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置が講じられた蓋然性が高いといえることができる。

・そして、本件試算<sup>32</sup>は、本件長期評価が今後同様の地震が発生する可能性があるとする明治三陸地震の断層モデルを福島県沖等の日本海溝寄りの領域に設定した上、平成14年津波評価技術が示す設計津波水位の評価方法に従って、上記断層モデルの諸条件を合理的と考えられる範囲内で変化させた数値計算を多数実施し、本件敷地の海に面した東側及び南東側の前面における波の高さが最も高くなる津波を試算したものであり、安全性に十分配慮して余裕を持たせ、当時考えられる最悪の事態に対応したものであるとして、合理性を有する試算であったといえる。

・そうすると、経済産業大臣が上記の規制権限を行使していた場合には、本件試算津波と同じ規模の津波による本件敷地の浸水を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置が講じられた蓋然性が高いといえることができる。

・他方、本件事故以前において、津波により安全設備等が設置された原子炉施設の敷地が浸水することが想定される場合に、想定される津波による上記敷地の浸水を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置を講ずるだけでは対策として不十分であるとの考え方が有力であったこととはうかがわれず、その他、本件事故以前の知見の下において、上記措置が原子炉施設の津波対策として不十分なものであったと解すべき事情はうかがわれなない。したがって、本件事故以前に経済産業大臣が上記の規制権限を行使していた場合には、本件試算津波と同じ規模の津波による本件敷地の浸水を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置に加えて他の対策が講じられた蓋然性があるとか、そのような対策が講じられなければならなかったということとはできない。

・ところが、本件長期評価が今後発生する可能性があるとした地震の規模は、津波マグニチュード8.2前後であったのに対し、本件地震の規模は、津波マグニチュード9.1であり、本件地震は、本件長期評価に基づいて想定される地震よりもはるかに規模が大きいものであった。また、本件試算津波による主要建屋付近の浸水深は、約2.6m又はそれ以下とされたのに対し、本件津波による主要建屋付近の浸水深は、最大で約5.5mに及んでいる。そして、本件試算津波の高さは、本件敷地の南東側前面において本件敷地の高さを超えていたものの、東側前面においては本件敷地の高さを超えることはなく、本件試算津波と同じ規模の津波が本件発電所に到来しても、本件敷地の東側から海水が本件敷地に浸入することは想定されていなかったが、現実には、本件津波の到来に伴い、本件敷地の南東側のみならず東側からも大量の海水が本件敷地に浸入している。

・これらの事情に照らすと、本件試算津波と同じ規模の津波による本件敷地の浸水を防ぐことができるものとして設計される防潮堤等は、本件敷地の南東側からの海水の浸入を防ぐことに主眼を置いたものとなる可能性が高く、一定の裕度を有するように設計されるであろうことを考慮しても、本件津波の到来に伴って大量の海水が本件敷地に浸入することを防ぐことができるものにはならなかった可能性が高いといわざるを得ない。

・以上によれば、仮に、経済産業大臣が、本件長期評価を前提に、電気事業法40条に基づく規制権限を行使して、津波による本件発電所の事故を防ぐための適切な措置を講ずることを東京電力に義務付け、東京電力がその義務を履行していたとしても、本件津波の到来に伴って大量の海水が本件敷地に浸入することは避けられなかった可能性が高く、その大量の海水が主要建屋の中に浸入し、本件非常用電源設備が浸水によりその機能を失うなどして本件各原子

炉施設が電源喪失の事態に陥り、本件事故と同様の事故が発生するに至っていた可能性が相当にあるといわざるを得ない。

・そうすると、本件の事実関係の下においては、経済産業大臣が上記の規制権限を行使していれば本件事故又はこれと同様の事故が発生しなかったであろうという関係を認めることはできないことになる。

## 2 最高裁判決の評価

本最高裁判決は、その判決文からも明らかなとおり、防潮堤を設置せずに水密化のみで津波防護を図るという控訴人らの主張する結果回避措置については否定的に解した上で、「被控訴人東京電力による本件事故の結果回避可能性」を消極に解したものである。本最高裁判決は被控訴人国を名宛人とするものではあるが、被控訴人国による当該規制を受ける立場にあった被控訴人東京電力の対応によっても本件事故又はこれと同様の事故が発生しなかったであろうという関係を認めることはできないとしたものであり、被控訴人東京電力による本件事故の結果回避可能性について述べたものに他ならない。

したがって本件訴訟においても、このような最高裁判決の示した確定的な法的評価を基礎として判断される必要がある。その意味で、被控訴人東京電力に故意に匹敵する重過失が法的に存在したかのように主張して慰謝料の増額を求める控訴人らの主張はその前提を欠くものであって、失当である。

## 第5 弁済の抗弁

### 1 令和5年6月30日時点の弁済の抗弁

被控訴人東京電力は、令和5年6月30日時点を基準日<sup>33</sup>として控訴人らに対する裁判外の支払額を確定させることとしており、これに基づいて裁判外の支払額を整理すれば、被控訴人東京電力は、控訴人らに対し、別紙5「被控訴人東京電力が控訴人らに対して実施した賠償の状況について（令和5年6月30日時点）」の「弁済の抗弁として主張する額（令和5年6月30日時点）」欄に記載された金額を支払済みであるから、同額についてそれぞれ弁済の抗弁を主張する。

2 本件事故に基づく損害の賠償請求権である以上、費目を問わず請求権として1個であること（費目間融通について）

本件訴訟において控訴人らは、本件事故により被った精神的損害の賠償を求めているが、本件事故により平穏な生活が阻害されたことから生じる損害に関する損害賠償請求権は、損害の細目としていかなる名目が付されるかにかかわらず請求権としては1個であり、その履行を求める訴訟において訴訟物は1個である（最判昭和48年4月5日民集27巻3号419頁<sup>34</sup>、乙C279〔ie・if大学名誉教授意見書〕・2～5頁）。

不法行為に基づく損害賠償請求訴訟における訴訟物の個数に関する見解は、大きく分けて、侵害された損害の分類（財産的損害と精神的損害）に応じて区別する見解と、1つの侵害行為に基づく損害賠償請求権である以上は損害の内容や性質を問わず全ての損害を包括して1個の請求権のみが成立するという見解があるところ、かつては生じた損害の分類（財産的損害と精神的損害）に応じて区別する前説もあったものの、前掲・最判昭和48年4月5日民集27巻3号419頁は最高裁として初めてこの問題を正面から判断し、財産的損害と精神的損害は請求権及び訴訟物としては1個であるという立場をとることを明らかにした（同判決に関する最高裁判所判例解説（最高裁判所判例解説民事篇（昭和48年度）454頁））。

また、一般に慰謝料には補完的機能又は調整的機能と呼ばれる機能があるとされており、こうした機能は、「財産的損害の賠償が不十分であると考えられる場面において、慰謝料を認める、あるいは、それを増額することで、十分な賠償を実現するという場面で用いられてきた」（h q 編『新注釈民法（15）債権（8）』〔h q〕（有斐閣、2017年）880頁）こ

とが指摘される。このような慰謝料の補完的機能は、慰謝料の評価・算定は財産的損害と一体的になされるべきとの考え方に基づくものであり、一般的な慰謝料の補完的機能の場面とは反対に、財産的損害に対する賠償が十分である場合においても、そのことが慰謝料の算定に当たって考慮される必要がある（乙C278〔h q・i g 大学教授意見書〕・4～5頁）。

判例上も、最判平成6年2月22日民集48巻2号441頁は「上告人らは、被上告人の安全配慮義務の不履行に起因するところの、財産上のそれを含めた全損害につき、本訴において請求し、かつ、認容される以外の賠償を受けることはできないのであるから、本訴請求の対象が慰謝料であるとはいえ、他に財産上の請求権の留保のないものとして、原審が慰謝料額を認定するに当たっても、その裁量にはおのずから限界があり、その裁量権の行使は社会通念により相当として容認され得る範囲にとどまることを要するのは当然である」と判示し、かかる説示は「他に財産上の請求があるか否か」が慰謝料額の認定に当たって考慮されるべき重要な要素であるとするものであって、財産的損害と慰謝料を1つの請求権と捉えることを前提としている。

このように、財産的損害と精神的損害は同一の請求権を構成するものであって、その細目ごとにそれぞれ独立の損害として個々に損害賠償請求権が成立するものではなく、これに対応する弁済の抗弁の対象としても、精神的損害と財産的損害の別を問うことなく既払金が弁済として充当されるべきことは当然の理である。

### 3 一部請求における弁済の抗弁の判断方法について

上記「1」のとおり、不法行為に基づく損害賠償請求の訴訟物の個数に関しては、1つの侵害行為に基づく損害賠償請求権においては全ての損害を包括して1個の請求権が成立するというのが最高裁判例の立場である。

そして、一部請求に対して既払金による弁済の抗弁が主張された場合の判断方法としては、判例上、まずは各原告が被った財産的損害及び精神的損害を含む全損害額を認定した上で、その全額から既払金全額を差し引き、その残額が一部請求額を超えないときはその残額を、超える場合には請求額を認容し、残額がなければ請求を棄却するものとされており（いわゆる「外側説」。前掲・最判昭和48年4月5日民集27巻3号419頁。なお、同判決以前においても、既に外側説が実務の大勢を占めていたとの指摘がある（同判決に関する最高裁判所判例解説民事篇（昭和48年度）462頁、後注14）。）、これが裁判実務における確立した取扱いとなっている。

外側説の妥当性に関しては、最判平成6年11月22日民集48巻7号1355頁が「まず、当該債権の総額を確定し、その額から自働債権の額を控除した残存額を算定した上、原告の請求に係る一部請求の額が残存額の範囲内であるときはそのまま認容し、残存額を超えるときはその残存額の限度でこれを認容すべきである」との判示に続き、「けだし、一部請求は、特定の金銭債権について、その数量的な一部を少なくともその範囲においては請求権が現存するとして請求するものであるので、右債権の総額が何らかの理由で減少している場合に、債権の総額からではなく、一部請求の額から減少額の全額又は債権総額に対する一部請求の額の割合で案分した額を控除して認容額を決することは、一部請求を認める趣旨に反するからである」と簡潔に述べるとおりである。

### 4 請求権1個説及び外側説からの帰結

以上「1」「2」により、本件訴訟における控訴人らの請求の判断にあたっては、控訴人らの主張・立証に基づいて認定された損害の全額から弁済額の全額を控除した残存額を算定した上、一部請求の額が残存額の範囲内であるときはそのまま認容し、残存額を超えるときはその残存額の限度で請求を認容し、残存額がなければ請求を棄却することになる<sup>35</sup>。

また、自主的避難等対象区域の居住者に対しては、子供・妊婦か否か及び自主的避難を行ったか否かに応じて自主賠償額が異なるものの、包括慰謝料及び追加的費用のいずれについ

でもその賠償額は一律に設定されており<sup>36</sup>、現実の費用支出の有無や、(避難者と滞在者とは本来異なるはずの)肉体的・精神的苦痛の有無・内容を問わない内容となっている。そうである以上、包括慰謝料としての賠償金(子供・妊婦以外について8万円、子供・妊婦について48万円)であれ、追加的費用名目での賠償金(子供・妊婦以外について4万円、子供・妊婦については避難の有無により4万円又は24万円)であれ、これらの賠償金は、その性質上、本件事故から何らかの精神的損害が生じたとすればその損害を慰謝するための賠償金である。したがって、包括慰謝料名目での賠償金であると追加的費用名目での賠償金であるとを問わず、自主賠償額の上記性格に鑑み、既払金の全額について弁済の抗弁が成り立つことは一層明白である。

5 財産的損害も含めた全損害に対する賠償状況を踏まえた上で未払いの損害があるか否かが判断されなければならないこと

上記「3」のとおり、本件訴訟において外側説に基づき未払いの損害の有無が審理・判断されるとしても、(A)仮に訴訟外における賠償金の支払に際し、確定効・不可争効のある合意が成立しているのであれば、既払金について過不足が調整される余地はなく、結果として、本件において請求対象とされている慰謝料部分のみをみた上での不足の有無が争点となるに過ぎないこととなる。

あるいは、(B)仮に控訴人らに(損害項目ごとの)既払金に見合う損害が生じていたとすれば、訴訟物とされている慰謝料請求権の外側を構成する請求権部分とそれに対する弁済の額が一致することとなり、この場合にも、実質的には、慰謝料部分のみをみた上での不足の有無が争点となるに過ぎないこととなる。

しかしながら、まず上記(A)に関しては、直接請求手続においては、賠償金の支払に際し、いわゆる清算合意は結ばれない。むしろ、請求者は最終的に賠償金の総額で過不足が精算されることに同意しており、実際にも過不足を後日調整する運用がなされている。これらを踏まえると、確定効・不可争効のある合意が成立していないことは自明である(下記「(1)」)。

なお、確定効・不可争効のある合意が成立していたとすればそれは財産的損害に対する賠償に限るものではなく慰謝料についても同様であって、訴訟外において精神的損害の賠償を受けながら本件訴訟において改めて精神的損害の賠償を求めているという控訴人らの行為自体、確定効・不可争効のある合意が訴訟外において成立していないことを前提とするものである。この点についても下記「(1)」アのとおりである。

また、上記(B)に関しては、被控訴人東京電力による訴訟外での賠償は、損害の発生・数額を必ずしも個別に確認の上で行われているのではなく、既払金があるからといってそれに対応する損害が認められるものではない(下記「(2)」)。

したがって、精神的損害のみをみて未払いの損害があるか否かを判断することは誤りであり、財産的損害も含めた全損害に対する賠償状況を踏まえた上で未払いの損害があるか否かが判断されなければならない。

なお、本件においては、訴訟物とされている慰謝料請求権の外側を構成する請求権部分(訴訟物とされている精神的損害以外の財産的損害等)についての具体的な主張・立証はなされていないものの、そのような場合であっても一部請求における外側説の判例に従った処理がなされることに変わりはなく、控訴人らの主張・立証を踏まえた結果としての認定額と、1個の請求権に対して被控訴人東京電力が支払済みの全既払金とを比較し、前者が後者を超えなければ控訴人らの請求は認容されないこととなる。

#### (1) 確定効・不可争効のある合意が成立しているものではないこと

直接請求手続においては、賠償金の支払に際し、いわゆる清算合意は結ばれない。むしろ、請求者は最終的に賠償金の総額で過不足が精算されることに同意しており、実際にも、

いったん合意された損害項目であっても追加請求がなされ、逆に過剰な支払があればその後精算される。これらを踏まえると、名目が付されている賠償項目ごとにその損害を確定し不可争とする意思を当事者双方が有していないことは自明である。以下、これらの点について詳述する。

ア 賠償金の精算の余地が留保されていること

直接請求手続において、被控訴人東京電力が賠償金の請求に応じて請求者への支払に至った後、その前提となった事実関係・申告内容が事実と異なっていることが判明した場合には、賠償金の返還等による精算がなされるべきことは当然である。この点、例えば直接請求手続を通じた住居確保費用の賠償に際し、請求者は、下記画像のように「本確認事項の記載内容に同意するとともに、事実と相違ないことを確認したうえで賠償を請求します」とした上で、「事実と異なることが判明した場合には、賠償金の返還を含め精算されること」について明示的に合意をしている。

**5 確認事項**

請求者は、東京電力株式会社(以下「東京電力」という)に対し、平成23年3月11日に発生した福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故(以下「本件事故」という)による原子力損害に関する賠償のうち、下記1. に定める損害にかかる賠償(以下「本件賠償」という)について、本確認事項の記載内容に同意するとともに、事実と相違ないことを確認したうえで賠償を請求します。  
なお、事実と異なることが判明した場合には、賠償金の返還を含め精算されることについて同意します。

【本件訴訟の控訴人ら世帯による「確認事項」の例  
(乙C285の28の1・5頁)】

この点について、直接請求手続を通じた請求を行うに際し、請求者(世帯代表者、世帯構成員)は下記のような「同意書」又は「委任書」に同意をしている(当該書式に記入・押印の上返送されることが賠償金支払の条件となっている。 )。

**A1 東京電力株式会社 宛**  
**同意書(提出用)**

ご記入日 平成 23 年 12 月 14 日 本票裏面は複写式となっておりますので、ボールペンなどで強くご記入いただき、2枚目を相手もとに添付してください。

代表者及び各責任者はそれぞれ、以下の事項について同意します。

- 各責任者は、平成23年3月1日に発生した東京電力株式会社(以下「東京電力」という)福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故(以下「本件事故」という)による放射能汚染に関する損害について、東京電力との間に生じた損害、賠償金額の合意及び交渉に関する一切の事項を代表者及び各責任者に委任し、代表者はこれを受任すること。
- 代表者及び各責任者は、次の各号について同意したうえで、東京電力に対し、賠償を請求すること。
  - 貴人に対して既に支払われた仮払補償金については、東京電力が代表者及び各責任者が本票裏面に記載した東京電力が支払いする賠償金額(以下「賠償金額」という)から控除されること。
  - 賠償額に対して既に支払われた仮払補償金については、東京電力が代表者及び各責任者にお支払いする賠償金額合計から控除されること。
  - 東京電力より支払われた仮払補償金と賠償金の合計金額が最終的な賠償金額との間で差異が生じた場合は、過不足の金額について精算されること。
  - 東京電力に対し、賠償を求める損害が、地震あるいは津波による損害ではなく、本件事故による損害であること。
  - 本票裏面に提出する本件事故にかかわる損害の請求書及び証明書類の成立、内容は真実であり、東京電力からの問い合わせがあった場合にはこれに回答していただくこと。
  - 本件事故に関する損害に關して、賠償金の支払いに必要な程度で金融機関その他の第三者に東京電力が資料・開示をさせていただくこと。

以上

【本件訴訟の控訴人ら世帯による「同意書」の例  
(乙C285の7の1の1頁)】

**I 東京電力株式会社 宛**  
**委任書(重要事項のご確認) — ご提出用 —**

ご記入日 平成 24 年 6 月 日 本票裏面は複写式となっておりますので、ボールペンで強くご記入いただき、控え(2枚目)をお相手もとに添付してください。

代表者(代表者)および各責任者はそれぞれ、以下の事項について同意します。

- 各責任者は、平成23年3月1日に発生した東京電力株式会社(以下「東京電力」という)福島第一原子力発電所および福島第二原子力発電所の事故(以下「本件事故」という)による放射能汚染に関する損害について、東京電力との間に生じた損害、賠償金額の合意および交渉に関する一切の事項を代表者及び各責任者に委任し、代表者はこれを受任いたします。
- 代表者および各責任者は、次の各号について同意したうえで、東京電力に対し、賠償を請求いたします。
  - 貴人に対して既に支払われた仮払補償金については、東京電力が代表者および各責任者が本票裏面に記載した東京電力が支払いする賠償金額(以下「賠償金額」という)から控除されること。
  - 賠償額に対して既に支払われた仮払補償金と賠償金の合計金額が最終的な賠償金額との間で差異が生じた場合は、過不足の金額について精算されること。
  - 東京電力より支払われた仮払補償金と賠償金の合計金額が最終的な賠償金額との間で差異が生じた場合は、過不足の金額について精算されること。
  - 賠償を求める損害が、地震あるいは津波による損害ではなく、本件事故による損害であること。
  - 本票裏面に提出する「本件事故」にかかわる損害の請求書および証明書類の成立、内容は真実であり、東京電力からの問い合わせがあった場合にはこれに回答していただくこと。
  - 本件事故に関する損害に關して、賠償金の支払いに必要な程度で金融機関その他の第三者に東京電力が資料・開示をさせていただくこと。

以上

【本件訴訟の控訴人ら世帯による「委任書」の例  
(乙C285の2の1の1頁)】

「同意書」及び「委任書」には、「東京電力より支払われた仮払補償金と賠償金(引用者注：同意書においては「補償金」)の合計金額が最終的な賠償金額(引用者注：同意書においては「補償金額」)との間で差異が生じた場合は、過不足の金額について精算されること」との記載がある(それぞれの条項2(3))。したがって、直接請求手続を通じた賠償においては、賠償実施の便宜上、特定の賠償項目ごとに請求と支払がなされるものの、個々の賠償項目のもとでの請求と支払についてその都度損害が確定されるものではなく、過不足が調整される余地を留保の上で、確定効・不可争効のない合意に基づく支払がなされているにすぎない。

なお、仮に確定効・不可争効のある合意が成立していたとすれば、それは財産的損害に対する賠償に限るものではなく慰謝料についても同様である(精神的損害とそれ以外とで異なる内容の合意がなされているという事実はなく、控訴人らからもそのような主張はなされていない。)。控訴人らは、訴訟外において精神的損害の賠償金を受領しておきながら、本件訴訟を提起し改めて精神的損害の賠償を求めているが、そのような控訴人らの行為は、訴訟外での賠償において確定効・不可争効のある合意が成立していないことを前提とするものである。

また、上述のとおり、直接請求手続においては賠償金の「過」「不足」の調整の余地が留保されているのであって、「不足」のみの調整が予定されているものではないから、増額を前提とした最低限の賠償として(すなわち本来支払われるべき額を超える賠償金であっても精算はされず不足があった場合のみ追加の賠償がなされるものとして)支払われているものでもない。したがって、「不足」があるとして本件訴訟が提起されている以上、「過」剰な支払の有無や額についても控訴人らの請求の当否の検討に際し斟酌されるべきこととなる。これらの点からも、訴訟外での賠償に関し確定効・不可争効のある合意が成立しているものではないことは明らかである。

イ 実際にも、合意された項目であっても追加の請求は可能であるほか、過剰な支払があればその後の賠償での精算や返還がなされていること

(ア) 同じ賠償項目について追加の賠償がなされる仕組みとなっていること

直接請求手続においては、上述のように、個々の賠償項目のもとでの請求と支払について

その都度損害が確定されず、賠償金の総額にて過不足が生じた場合には調整されることに請求者が同意をしているが、実際にも、ある名目の損害に関し特定の期間を対象とする賠償金を請求・受領した後であっても、同一の名目・期間を対象とする追加請求が可能な仕組みとなっている。

また、例えば「就労不能損害」の賠償に関し、平成24年3月1日以降を対象として運用が開始された「特別の努力」の取扱いを平成24年2月末日までの期間の賠償にも遡及的に適用し、「特別の努力」を適用した場合の賠償額と実際に支払済みの賠償額との差額を後日まとめて賠償している。

以上のような請求・賠償の方式やその実情に鑑みると、訴訟外の賠償においては、名目が付されている賠償項目ごとにその損害を確定し不可争とする意思を当事者双方が有していないことは自明であり、当事者間においては、請求権の一部についての仮の弁済を行う意思とそれを受領する旨の合意がなされているにとどまる。

(イ) 過剰な支払があればその後の賠償での精算や返還がなされていること

上述のように、直接請求手続を通じた賠償においては、個々の賠償項目のもとの請求と支払についてその都度損害が確定されず、賠償金の総額にて過不足が生じた場合には調整されることに請求者が同意をしているが、実際にも、ある賠償項目に関し過剰な支払がなされたことが判明した場合、その後の別項目での賠償の段階で過剰分を精算することも行われている。

ウ 財産的損害と精神的損害の既払金の総額をもって認定額への充当を認めた裁判例

(ア) 本件事故に関する東京高判令和3年2月19日(原審：千葉地判平成29年9月22日)

本件事故に関する東京高判令和3年2月19日は、被控訴人東京電力の弁済の抗弁に関し、「同一の加害行為による財産的損害と精神的損害に係る不法行為に基づく損害賠償請求権は、実体法上の請求権としては1個であり、訴訟物としても1個であって、全損害の一部について損害賠償を請求する一部請求に対して弁済の抗弁が主張された場合、被害者に生じた財産的損害及び精神的損害の全損害額を認定した上で、その全額から弁済額を差し引き、その残額が一部請求額を超えないときはその残額を、それを超える場合には請求額を認容し、残額がなければ請求を棄却することとなる。」とした上で、「本件においても、一審原告らに生じた全損害を認定した上で、一審被告東電が支払った既払金の全額を控除し、その残額の有無や金額により認容額を判断することとなる。」と説示し、財産的損害と精神的損害の既払金の総額をもって、財産的損害と精神的損害の認容額合計に対する充当を認めている。

(イ) 本件事故に関する札幌地判令和2年3月10日

本件事故に関する札幌地判令和2年3月10日155頁は、弁済の抗弁に関し、当事者の合理的意思の解釈を根拠に、「仮に特定の項目に対するものとして支払われた場合であっても、それは他の項目には充当しないとの趣旨で弁済されたものでない限り、別の損害項目に対する弁済に充てられるものとするのが相当である。そして、本件においては、他の項目には充当しないとの趣旨であったとしようかがわからない」ことから、「各原告に生じた損害の総額から、被告東電が既に各原告に対して賠償した金額」を控除するとの判断を示し、各原告について、財産的損害と精神的損害の既払金の総額をもって、財産的損害と精神的損害の認容額合計に対する充当を認めている。

(ウ) 本件事故に関する千葉地判平成31年3月14日

本件事故に関する千葉地判平成31年3月14日においては、自主的避難等対象区域に居住していた原告らのうち、例えば世帯番号1についてみると、精神的損害のみを賠償請求していた世帯番号1の原告1-1(妊婦であった者)に対して、被告東京電力は「1 精神的損害及び追加的費用」として40万円を、「2 追加的費用」として20万円を裁判外で賠償していたところ、判決は当該原告に対する避難慰謝料として60万円を認容した上で、上記

1 と 2 の合計60万円を全額既払金として充当して控除し、認容額は0円(請求棄却)と判断している。

また、世帯番号3(原告は1名)は、避難交通費等の財産的損害と精神的損害をともに賠償請求していたところ、判決は損害額を146万0830円と認定し(うち精神的損害の認容額は30万円)、これに対して、ADR手続で賠償された金員を含めた既払金の全額である131万1990円について既払金として充当して控除し、その残額の14万8840円のみを認容したものである(なお、当該世帯については世帯構成員間での弁済の充当もされており、この点については後述する。 )。

このように、同判決も精神的損害と財産的損害の別にかかわらず、特に両者の区別を認めないで、既払金の控除を行っている。

(エ) 本件事故に関する福岡地判令和2年6月24日

さらに、同じく本件事故に関する福岡地判令和2年6月24日は、弁済の抗弁に関し、「……各原告の損害額を認定し、かかる損害額全体から、被告東電が本件事故に係る賠償金として各原告に支払った金額を控除し、なお残額が存在する場合には、その残額に相当因果関係が認められる範囲の弁護士費用(残額の1割程度)を上乗せした金額を認容額とする。」と説示し、精神的損害と財産的損害を合わせた損害額の全体から、被控訴人東京電力が直接請求手続により賠償した既払金の全額を費目にかかわらず弁済充当している。

(2) 被控訴人東京電力による訴訟外での賠償は、損害の発生・数額を必ずしも個別に確認の上で行われているものではなく、賠償金支払の事実からこれに対応する損害が事実上推定されることもないこと

被控訴人東京電力の自主賠償基準に含まれる財産的損害の賠償項目の中には、多数の被害者に対する迅速な救済という観点から、本件事故に起因する損害であることや実損害の額等を個別に確認することなく賠償がなされている賠償項目、個々の被害者に実際に生じた損害についての主張や疎明を求めることなく被害を典型的に想定し、高い水準で賠償額をあらかじめ設定する方式が採られている賠償項目も多い。

このように、賠償項目ごとにみると、賠償額に見合う損害が必ずしも実際に生じていたものではなく、賠償金を受領する側としても、定型的な算定方法が用いられている賠償項目に関しては実際に自己に生じた損害額を請求しているわけではないことや、被控訴人東京電力から支払われる賠償金の場合によっては実際に生じた損害の額を超えるものであることを当然に認識していたといえる。したがって、賠償金の支払の事実をもって、その賠償項目に対応する損害の発生を推定することは、その事実上の推定の基礎を欠く。

(3) 小括

以上述べたように、被控訴人東京電力による訴訟外での賠償は、賠償項目ごとに債権債務の額がその都度確定されるものではなく、最終的に賠償金の総額にて過不足が生じた場合には精算されることを前提に実施されているところ、訴訟外での賠償は、多くの請求者との関係においては訴訟において認められるべき損害額を超えた支払がなされている。

そして、当事者間においては、全損害との関係で生じた賠償金の「過」不足の調整が予定されている。

これらの事情を踏まえれば、精神的損害のみをみて未払いの損害があるか否かを判断することは誤りであり、財産的損害も含めた全損害に対する賠償状況を踏まえた上で未払いの損害があるか否かが判断されなければならない。

なお、仮に費目を問わない弁済充当を認めないとすれば、ある損害項目について実損害を超える賠償が訴訟外でなされていたとしても、別の損害項目で請求をすれば賠償が認められることとなる。被控訴人東京電力は迅速な被害回復の観点から、個々人に生じた実損害の額を個別に確認することなく(実損害を超える支払が生じる余地の大きい賠償方法を採用して)訴訟

外での賠償を実施してきたものであり、その結果として実損害を超える賠償がなされている場合にまで、別の損害項目のもとでのさらなる賠償が認められるとすれば、そのような結果は明らかに妥当性を欠く。この点からも、賠償金の名目を問わず全損害に対する賠償状況を踏まえた上で、未払いの損害があるか否かが判断されなければならないことは明らかである。そして、本件においては、控訴人らの主張・立証を踏まえた結果としての認定額と、1個の請求権に対して被控訴人東京電力が支払済みの全既払金とを比較し、前者が後者を超えないので、控訴人らの請求が認容される余地はない。

#### 6 世帯構成員間で弁済の充当が認められるべきであること（世帯内融通について）

被控訴人東京電力は、本件事故により発生した損害賠償請求権は1個の請求権を構成するものであること、原子力損害の賠償が各世帯単位でなされていることに鑑み、控訴人らが所属する世帯に対してなされた賠償額のうち被控訴人東京電力が弁済の抗弁として主張する額に関し、当該賠償金を受け取った世帯構成員の受けた損害の認定額が弁済の抗弁額を下回る場合には、当該過払い分は他の世帯構成員の未受領の損害賠償請求権に充当されるべきであり、このような世帯構成員間での弁済の充当は、精神的損害・財産的損害の別を問わず、かつ本件訴訟の控訴人らであるか否か（訴訟当事者であるか否か）の別を問わないものであることを主張する。

（1） 請求・合意及び受領の権限のある世帯代表者による請求及び合意を経て世帯分の賠償金が一括して支払われること

上記「5」（1）アで述べた「同意書」及び「委任書」には、「各委任者は、平成23年3月11日に発生した東京電力株式会社（以下「東京電力」という）福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の事故（以下「本件事故」という）による原子力損害に関する賠償（引用者注：「同意書」においては「補償」）について、東京電力との間における請求、賠償金額（引用者注：「同意書」においては「補償金額」）の合意及び受領に関する一切の権限を代表者（引用者注：「同意書」においては「代表請求者」）に委任し、代表者（引用者注：「同意書」においては「代表請求者」）はこれを受任すること。」との条項があり（「同意書」及び「委任書」各第1項）、代表請求者（代表受領者）と委任者がそれぞれ記名押印を行っている。

その上で、請求から支払に至る具体的なプロセスとしては、世帯単位で直接請求書式を用いた請求書が作成され、これを受領した被控訴人東京電力から世帯代表者に対し賠償額等を記載した「合意書」を含む書類一式が交付される。この「合意書」には、世帯全体分の賠償額等が記載されており、上述のように賠償金額の合意の権限を付与されている世帯代表者が賠償金額に合意をし、これを被控訴人東京電力に返送する。その後、世帯全体分の賠償金が世帯代表者に支払われる。

（2） 賠償の名宛人に限らず世帯全員の損害に対する填補として賠償がなされていること

被控訴人東京電力による賠償は、その性質上は世帯の共同生活の基礎となる生活の再建に向けられた賠償であって、実質的には、「財布は1つ」の関係にある世帯の構成員全員に対する損害の填補として支払われている。

すなわち、例えば家族で行った移動に係る費用の支出（交通費等）や、生活費の追加的な支出など、賠償の対象とされた支出の多くは、当該支出をすることによって当該世帯が全体として損害を被ることを前提とするものであり、当該支出に対する賠償がなされたからといって、世帯構成員のうち誰が、どの程度の損害の填補を受けたかを構成員ごとに分割して把握することはできない。むしろ当該支出に対する賠償によって世帯構成員全員が不可分に損害の填補を受けているというのが実態に即した正しい評価であるといえる。

このように、世帯全体での支出に対する賠償が世帯構成員全員に不可分に損害の填補という効果を生じさせるものである以上、当該支出に対する損害の填補としての賠償は、世帯構成

員全体に対して支払われたものであると解することが損害の実態に沿うものであり、当事者の合理的意思とも合致する。

(3) 費目・世帯構成員間で通算して充当が認められなければ妥当性を欠くこと

費目を問わない弁済充当を認めないとすれば、ある損害項目について実損害を超える過剰な賠償が訴訟外でなされていたとしても、別の損害項目で請求をすれば賠償が認められることとなる。被控訴人東京電力は迅速な被害回復の観点から、個々人に生じた実損害の額を個別に確認することなく（過剰な支払が生じる余地の大きい賠償方法を採用して）訴訟外での賠償を実施してきたものであり、その結果として実損害を超える賠償がなされている場合にまで、別の損害項目のもとでのさらなる賠償が認められるとすれば、そのような結果は明らかに妥当性を欠く。

また、仮に構成員同士の弁済の充当がなされないとすれば、世帯構成員のうち、既払金を超える損害が認定された者に対しては請求が認容され、他方で過払いが生じている者に対しては別途に不当利得返還請求がなされ得ることとなるが、そのような処理は煩瑣であって、被害者の迅速な救済という観点からは構成員同士の弁済の充当を認めることは極めて妥当なものといえる。すなわち、構成員同士の弁済の充当が認められることは被害者にとっても利点がある。

(4) 裁判例

ア 本件事故に関する東京高判令和3年2月19日（原審：前掲・千葉地判平成29年9月22日）

東京高判令和3年2月19日（平成29年（ネ）第5558号）は、世帯の1人に対する既払金から同人について認定された損害額を控除した残余については、同人が属する世帯に対して支払われたものとみて、他の構成員の損害に対する弁済に充当する判断をしている。

具体的には、例えば原告番号6の世帯について、「原告番号6-2には避難の実態はなく、避難慰謝料名目で支払われた750万円は、原告番号6らの世帯に対して支払われたものとみるべきであるところ、まずは、支払の名宛人である原告番号6-2の損害額から控除し、更に残余がある場合は、原告番号6-1の損害賠償の弁済に充てられるべきものとしてその損害から控除するのが相当である。」とし、世帯の1人に賠償された額が同人について認定された損害額を上回る場合に、その超過額を他の構成員の損害に対する弁済に充当する判断をしている。

イ 本件事故に関する福岡地判令和2年6月24日

同様に、本件事故に関する福岡地判令和2年6月24日（平成26年（ワ）第2721号ほか）も、世帯の1人に賠償された額が同人について認定された損害額を上回る場合に、その超過額を他の構成員の損害に対する弁済に充当する判断をしている。

具体的には、例えば世帯番号17（原告番号43～46）に関し、各人に生じた損害の合計額から、各人に対する既払金を控除すると、原告番号43につき62万4080円、同45につき17万円、同46につき8万9738円の過払いがあることを認定した上で、「同一世帯では原則として家計を共通にする」ところ、「名目上は上記各原告に対する支払であっても、実質的には、原告番号43らの世帯単位の財産的損害に係る賠償とみることができる」ことを理由に、原告番号43、45及び46に支払われた財産的損害に対する賠償金の超過額（合計88万3818円）を同44の損害に充当した結果、4名全員の請求を棄却した。

同様に、世帯番号5（原告番号13～16）についても、原告番号14について生じている財産的損害の過払い分を、原告番号13の損害に充当した。

このように、福岡地裁判決も、各原告世帯について世帯構成員間で既払金を弁済充当したものであり、被控訴人東京電力の上記主張に理由があることを裏付けるものである。

ウ 本件事故に関する千葉地判平成31年3月14日

さらに、本件事故に関する千葉地判平成31年3月14日(平成27年(ワ)第1144号)も、世帯の1人に賠償された額であっても、世帯の構成員全体の損害を填補するものとして、世帯構成員全体の関係で、弁済の充当をする判断をしている。

すなわち、同判決は「被告東電の子供に対する既払金は、子供の生活のための費用増加や監護に要する手間の増大等も考慮したものであり、同一世帯は家計を共通にすることから、充実に際し、同一世帯内では、名目上うち一人の原告に対する既払金であっても、世帯の構成員全員の損害にてん補するものとし、世帯番号1の原告らの全員の関係で充当することとした(以下、他の原告らについても、同一の世帯に属する原告らについて同様とする。)。 」と述べて世帯構成員間での弁済充当の合理性を説示した上で、各原告世帯について世帯内で既払金を充当した。

具体的には、千葉地裁判決の原告で自主的避難等対象区域に居住していた者のうち、例えば世帯番号3に対する損害認容額は同判決の別紙25のとおりであり、損害額を146万0830円と認定した上で、世帯内の訴外当事者に支払われた金員を含めた131万1990円全額について既払控除額として認めており、認容額は14万8840円と判断をした。

同じく世帯番号4についても、原告となっていない同一世帯構成員に対して支払われた72万円について、原告に対する既払控除額として認めている。また、世帯番号2については、原告間における同一世帯内の弁済充当を認めている。

このように、千葉地裁判決は、自主的避難等対象区域に居住していた者について、精神的損害と財産的損害の区別を認めずに既払金の控除を行っていることに加えて、各原告世帯について世帯内で既払金を充当したものであり、被控訴人東京電力の上記主張に理由があることを裏付けるものである。

エ 東京地判昭和45年8月31日判タ254号197頁

本件事故以外の事案においても、世帯内における弁済の充当を認めたものがある。

交通事故で人身傷害を受けた子の治療費等について、その親が人身損害に係る自賠責保険金50万円を受領した後、その弁済が過払いであることが判明した事案において、東京地判昭和45年8月31日判タ254号197頁は、「とくに治療費の弁済受領者が受傷者と同居している親などのように経済的に同一体とみなすべき関係にある場合には、実質的にみると、弁済者に対する関係では親の治療費賠償請求権と受傷者の損害賠償請求権とは必ず截然と区別されなければならないものともいえないのである。したがって、親の前記のような損害賠償債権への弁済が同人の損害額を越えるときには、弁済金の過払い分は親が受傷した子の代理人の資格で子の損害賠償債権に対する弁済として受領したものと解するのが当事者の合理的な意思に合致し、妥当な結果をうるゆえんでもある。さもないと、損害賠償債権は、過失相殺など当事者には不確定な要素があるため、弁済時に必ずしも損害額を確定できないことがあるから、親の債権額が最終的に弁済受領金額を下廻ることが判明したときにまで当該弁済が同人の債権だけについてなされたということになり、債務者に酷に過ぎる(勿論、債務者には不当利得返還請求などの途が残されていないわけではないが、これでしかいけないとするといかにも形式的で煩瑣である。)ばかりでなく、当事者間の合理的な意思にも沿わないものというべきである。」と説示し、親に対する過払い分は親が子を代理して子の損害賠償請求権について弁済を受けたものとした。

かかる裁判例は、親子が経済的に同一体とみなすべき関係にあることや、当事者の合理的な意思等を理由に、弁済金の過払い分は親が子の代理人として受領したものと解して弁済の効力を認め、親に対する過払い分を子の損害に充当することを認めたものである。本件訴訟においても、世帯の構成員への賠償に過払いが生じているのであれば、これを他の世帯構成員の損害に弁済として充当することが認められるべきである(乙C281〔i h・i f 大学名誉教授法律意見書〕8~9頁)。

また、上記裁判例は、債務者には不当利得返還請求などの方法があるものの、そのような途をとらざるを得ないことは形式的かつ煩瑣であるとして、弁済の充当を認めないことによる債務者の不利益を考慮している。本件訴訟においても、被控訴人東京電力が過払いの生じている控訴人らに対し不当利得返還請求をしなければならないこととするのは、紛争の一次的解決という観点からしても妥当でない。

したがって、本件訴訟においても世帯構成員間の過払い分の充当が認められるべきである。

## 第6 結語

以上からすると、被控訴人東京電力による上記のような賠償実態も踏まえて、精神的苦痛に対する慰謝料は原則として東電公表賠償額（中間指針第四次追補までを踏まえた自主賠償基準）を超えることはないとした原判決の判断は正当であり、控訴人らの控訴は棄却されるべきである。

以上

### 別紙1 本件事故後に自主的避難をしていない控訴人ら

ア 山形地方裁判所平成25年(ワ)第178号損害賠償請求事件(以下「第1事件」という。)の原告であった控訴人

1 控訴人番号1-4-3はそもそも避難をしていない。控訴人番号1-4-4は、本件事故直後に石川県i市に避難して平成23年3月23日にf p市内の自宅に帰還した後はf p市内での生活を継続している(甲D1の4の1・8頁)。

2 控訴人番号1-6-2は、本件事故後も避難せず、g a市の自宅での生活を継続した(甲D1の6の1・4頁)。

3 控訴人番号1-11-1は、本件事故後も避難せず、f p市の自宅での生活を継続した(甲D1の11の1・4、5頁)。

4 控訴人番号1-12-1は、本件事故後も避難せず、f p市の自宅での生活を継続した(甲D1の12の1・5頁)。

5 控訴人番号1-14-1及び同1-14-3は、本件事故後も避難せず、f p市の自宅での生活を継続した(甲D1の14の1・4、5頁)。

6 控訴人番号1-15-1は、本件事故後も避難せず、f p市の自宅アパートでの生活を継続した(甲D1の15の1・4頁)。

7 控訴人番号1-24-1は、本件事故後も避難せず、f p市の自宅アパート(平成23年10月以降はf p市内の新居)での生活を継続した(甲D1の24の1・3~5頁)。

8 控訴人番号1-30-1は、本件事故後も避難せず、f s市の自宅マンションでの生活を継続した(甲D1の30の1・3頁、5頁)。

9 控訴人番号1-38-1は、本件事故後も避難せず、f p市の自宅での生活を継続した(甲D1の38の1・4頁)。

10 控訴人番号1-39-1は、本件事故後も避難せず、f p市の自宅アパートでの生活を継続した(甲D1の39の1・4頁、8頁)。

11 控訴人番号1-42-1は、本件事故後も避難せず、f n町の自宅での生活を継続した(甲D1の42の2・3頁、7頁)。

12 控訴人番号1-43-2及び同1-43-3は、本件事故後も避難せず、f p市の自宅での生活を継続した(甲D1の43の1・4頁)。

13 控訴人番号1-47-2は、本件事故後も避難せず、f p市の自宅での生活を継続した(甲D1の43の1・4頁、15頁)。

14 控訴人番号1-49-1は、本件事故後も避難せず、f p市での生活(当初自宅アパートに住み、その後実家に転居)を継続した(甲D1の49の1・6頁)。

15 控訴人番号1-52-6は、本件事故後も避難せずf p市の自宅での生活を継続した(甲D1の52の1・9頁)。

16 控訴人番号1-55-2は、本件事故後も避難せず、g a市の自宅での生活を継続した(甲D1の55の1・5頁、23頁)。

17 控訴人番号1-56-2は、本件事故後も避難せず、f p市の自宅での生活を継続した(甲D1の56の1・3頁)。

18 控訴人番号1-57-2は、本件事故後も避難せず、f p市の自宅での生活を継続した(甲D1の57の1・3頁)。

19 控訴人番号1-62-2は、本件事故後も避難せず、f p市の自宅での生活を継続した(甲D1の62の1・3~5頁)。

イ 山形地方裁判所平成26年(ワ)第61号損害賠償請求事件(以下「第2事件」という。)の原告であった控訴人

1 控訴人番号2-1-1及び同2-1-5は、本件事故後も避難せず、f m市の自宅での生活を継続した(甲D2の1の1・2頁、甲D2の1の2・3頁、14頁)。

2 控訴人番号2-5-4及び同2-5-5は、本件事故後も避難せず、f p市の自宅での生活を継続した(甲D2の5の1・6頁)。

3 控訴人番号2-7-5及び同2-7-6は、本件事故後も避難せず、f p市の自宅での生活を継続した(甲D2の7の1・7頁)。

4 控訴人番号2-11-2は、本件事故後も避難せず、f p市の自宅での生活を継続した(甲D2の11の1・3頁)。

5 控訴人番号2-18-2は、本件事故後も避難せず、f m市の自宅での生活を継続した(甲D2の18の1・3頁)。

6 控訴人番号2-19-1は、本件事故後も避難せず、f n町の自宅での生活を継続した(甲D2の19の1・4~5頁、9頁)。

7 控訴人番号2-21-1は、本件事故後も避難せず、f p市の自宅での生活を継続した(甲D2の21の1・3、5、6、7頁)。

8 控訴人番号2-27-1及び同2-27-6は、本件事故後も避難せず、f p市の自宅での生活を継続した(甲D2の27の1・3~6、11頁)。

9 控訴人番号2-28-2は、本件事故後も避難せず、f r市の自宅での生活を継続した(甲D2の28の1・3~5頁)。

10 控訴人番号2-29-1は、本件事故後も避難せず、f p市の自宅での生活を継続した(甲D2の29の1・9頁)。

11 控訴人番号2-30-1は、本件事故後も避難せず、f p市の自宅での生活を継続した(甲D2の30の1・4~5頁)。

12 控訴人番号2-31-2及び同2-31-3は、本件事故後も避難せず、g a市の自宅での生活を継続した(甲D2の31の1・5、10頁)。

13 控訴人番号2-35-2は、本件事故後も避難せず、f p市の自宅での生活を継続した(甲D2の35の1・4~5頁)。

14 控訴人番号2-36-3は、本件事故後も避難せず、g a市の自宅での生活を継続した(甲D2の36の1・6~7頁)。

15 控訴人番号2-39-2は、本件事故後も避難せず、f p市の自宅での生活を継続した(甲D2の39の1・4~5頁)。

16 控訴人番号2-43-1は、本件事故後も避難せず、f p市の自宅アパート(そ

の後同市内の実家)での生活を継続した(甲D2の43の1・5、9頁)。

17 控訴人番号2-47-3は、本件事故後も避難せず、f p市の自宅での生活を継続した(控訴理由補充書(3)323頁)。

18 控訴人番号2-48-2は、本件事故後も避難せず、f p市の自宅での生活を継続した(甲D2の48の1・4頁)。

19 控訴人番号2-52-2は、本件事故後も避難せず、f p市の自宅での生活を継続した(甲D2の52の1・4頁)。

20 控訴人番号2-54-1は、本件事故後も避難せず、f p市の自宅での生活を継続した(甲D2の54の1・4、7頁)。

ウ 山形地方裁判所平成27年(ワ)第72号損害賠償請求事件(以下「第3事件」という。)の原告であった控訴人

1 控訴人番号3-2-4及び同3-2-5は、本件事故後も避難せず、f m市の自宅での生活を継続した(甲D3の2の1・6頁)。

2 控訴人番号3-6-1は、本件事故後も避難せず、f p市の自宅での生活を継続した(甲D3の6の1・6、12頁)。

3 控訴人番号3-7-1は、本件事故後も避難せず、f r市の自宅での生活を継続した(甲D3の7の1・13頁)。

4 控訴人番号3-13-1は、本件事故後も避難せず、g a市の自宅での生活を継続した(甲D3の13の1・3~5、8頁)。

5 控訴人番号3-16-2、同3-16-5~8は、本件事故後も避難せず、f m市の自宅での生活を継続した(甲D3の16の1・4~5、8~9頁)。

6 控訴人番号3-17-2は、本件事故後も避難せず、f p市の自宅での生活を継続した(甲D3の17の1・7頁)。なお、同控訴人は平成26年に勤務先での異動により山形に転居したが、東北6県のいずれかの県への転勤可能性があり本件事故前に宮城県等の社宅に居住していたという勤務条件・勤務実態からすれば、これは転勤によるものであり、避難と評価すべきものではない(同・4、6頁)。

7 控訴人番号3-29-2及び同3-29-4は、本件事故後も避難せず、f p市の自宅での生活を継続した(甲D3の29の1・4、7~10頁)。

8 控訴人番号3-30-2は、本件事故後も避難せず、f r市の自宅での生活を継続した(甲D3の30の1・4、10頁)。

9 控訴人番号3-32-1は、本件事故後も避難せず、f p市の自宅アパートでの生活を継続した(甲D3の32の1・4、5、12頁)。

10 控訴人番号3-38-2は、本件事故後も避難せず、f p市の自宅アパートでの生活を継続した(甲D3の38の1・4頁)。

11 控訴人番号3-41-2は、本件事故後も避難せず、f p市の自宅での生活を継続した(甲D3の41の1・4、8頁)。

12 控訴人番号3-43-3及び同3-43-4は、本件事故後も避難せず、g a市の自宅での生活を継続した(甲D3の43の1・3~5頁)。

13 控訴人番号3-44-1は、本件事故後も避難せず、g a市の自宅での生活を継続した(甲D3の44の1・4~5頁)。

14 控訴人番号3-45-1は、本件事故後も避難せず、f p市の自宅での生活を継続した(甲D3の45の1・4、15頁)。

15 控訴人番号3-46-1は、本件事故後も避難せず、福島(当初はf p市の自宅アパート、その後、義理の父親が経営する自宅兼飲食店での生活を経て実家)での生活を継続した(甲D3の46の1・3~4、11頁)。

16 控訴人番号3 - 48 - 1は、本件事故後も避難せず、f p市の自宅アパートでの生活を継続した(甲D3の48の1・3~4頁)。

17 控訴人番号3 - 49 - 1及び同3 - 49 - 3は、本件事故後も避難せず、f p市の自宅での生活を継続した(甲D3の49の1・4~5、7頁、甲D3の49の2・6頁、甲D3の49の3・2頁)。

18 控訴人番号3 - 51 - 2は、本件事故後も避難せず、f m市の自宅での生活を継続した(甲D3の51の1・5頁)。

19 控訴人番号3 - 52 - 2は、本件事故後も避難せず、f p市の自宅での生活を継続した(甲D3の52の1・4頁)。

20 控訴人番号3 - 54 - 3は、本件事故後も避難せず、f p市の自宅での生活を継続した(甲D3の54の1・4頁)。

21 控訴人番号3 - 57 - 5及び同3 - 57 - 6は、本件事故後も避難せず、f p市の自宅での生活を継続した(甲D3の57の1・8頁)。

22 控訴人番号3 - 63 - 1は、本件事故後も避難せず、f p市の自宅での生活を継続した(甲D3の63の1・4~5頁)。

23 控訴人番号3 - 66 - 6は、本件事故後も避難せず、g a市の自宅での生活を継続した(甲D3の66の1・4頁)。

24 控訴人番号3 - 67 - 2は、本件事故後も避難せず、f p市の自宅での生活を継続した(甲D3の67の1・3、5頁)。

25 控訴人番号3 - 69 - 2は、本件事故後も避難せず、f m市の自宅での生活を継続した(甲D3の69の1・6、15頁)。

26 控訴人番号3 - 75 - 1は、本件事故後も避難せず、f p市の自宅アパートでの生活を継続した(甲D3の75の1・4、6頁)。

27 控訴人番号3 - 77 - 1は、本件事故後も避難せず、f r市の自宅での生活を継続した。なお、同控訴人は、平成25年4月に山形県i c市に転勤となり、i j市に避難していた妻子と同居することとなったが、これは勤務先の異動によるものであり避難ではない。(甲D3の77の1・3~4~6頁)。

別紙2 本件事故後に一旦自主的に避難したものの速やかに帰宅した控訴人ら

ア 第1事件の原告であった控訴人

1 控訴人番号1 - 5 - 2、同1 - 5 - 5及び同1 - 5 - 6は、平成23年3月18日からi k市の親せき宅、次いで、新潟県i l市のi mセンターへ避難した後同月22日にg a市の自宅に帰宅し、その後はg a市内での生活を継続している(甲D1の5の1・3~5、13頁)。

2 控訴人番号1 - 27 - 1及び同1 - 27 - 2は、平成23年3月21日から滋賀県i n郡i o町のバンガローに避難し、同月22日にf p市の自宅に帰宅した。そして、同年4月3日から再度滋賀県i n郡i o町のバンガローに避難し、同月17日にf p市の自宅に帰宅し、その後はf p市内での生活を継続している(甲D1の27の1・3、5、6頁)。

3 控訴人番号1 - 35 - 1は、本件事故直後に東京、i pに避難したが、平成23年3月19日にf p市の自宅に帰宅し、その後平成26年11月にf m市に引っ越しを行っている(甲D1の35の1・3、5、10頁)。

4 控訴人番号1 - 36 - 1は、本件事故直後に新潟、山形に避難したが、平成23年3月21日にf p市の自宅に帰宅し、その後はf p市内での生活を継続している(甲D1の36の1・3、16頁)。

5 控訴人番号1 - 45 - 1は、本件事故直後にi q市、東京都に避難したが、平成

23年3月21日にf p市の自宅アパートに帰宅し、その後はf p市内での生活を継続している(甲D1の45の1・3～4頁)。

6 控訴人番号1-46-1は、本件事故直後に埼玉県i r市に避難したが、平成23年3月21日にf p市の自宅アパートに帰還し、その後はf p市内での生活を継続している(甲D1の46の1・3、13頁)。

7 控訴人番号1-59-6は、平成23年3月16日にf p市内のi sに一時的に避難したものの、f p市内での生活を継続している(甲D1の59の2・3～5頁)。

イ 第2事件の原告であった控訴人

1 控訴人番号2-11-6は、平成23年3月17日から同月28日まで一時的にi b市等に避難し、帰宅した後は、f p市の自宅での生活を継続した(甲D2の11の1・3頁)。

2 控訴人番号2-50-1は、平成23年3月11日から同年4月1日まで一時的にf m市内の実家等に避難し、帰宅した後は、f m市の自宅での生活を継続した(甲D2の50の1・3頁)。

ウ 第3事件の原告であった控訴人

1 控訴人番号3-12-2は、平成23年3月13日にi c市に避難し、同年4月5日ころ、f t市内の自宅に戻った後は、f t市内での生活を継続している(甲D3の12の1・3、5、13頁)。

2 控訴人番号3-14-1は、本件事故直後にガスと電気が使用できた控訴人3-14-2の実家(f p市i t)に避難し平成23年5月1日に帰還した後は、避難せず、f p市での生活を継続した(甲D3の14の1・4、6頁)。

3 控訴人番号3-19-1は、平成23年5月3日に東京都の控訴人3-19-1の実家に一時避難し帰宅した後は、f p市内の自宅での生活を継続した(なお、平成25年9月からi j市で勤務しているがこれは転勤によるものであり避難によるものではない)(甲D3の19の1・3、5、6頁)。

4 控訴人番号3-58-2、同3-58-4及び同3-58-5は、平成23年3月19日から同月21日までi b市に一時的に避難し、帰宅した後はf p市の自宅での生活を継続した(甲D3の58の1・3、9頁)。

5 控訴人番号3-61-2は、平成23年3月11日から同月20日までf r市、山形県に一時的に避難し、帰宅した後はf r市の実家で生活した(甲D3の61の1・3、4頁)。

6 控訴人番号3-76-1は、平成23年3月14日から同月16日までf p市のj aセンターに一時的に避難し、帰宅した後はf p市の自宅での生活を継続した(甲D3の76の1・3、5頁)。

別紙3 本件事故発生後、自主的避難等対象区域内で居住を継続した上で、平成24年以降に転居した控訴人ら

ア 第1事件の原告であった控訴人

1 控訴人番号1-7-2は、本件事故時にf r市に居住しており、本件事故後相当期間が経過した平成24年4月になってからi j市に転居した(甲D1の7の3・3頁)。

2 控訴人番号1-16-1は、本件事故時にf m市に居住しており、本件事故後相当期間が経過した平成25年4月になってから埼玉県j b市に避難したと主張する(控訴理由補充書(3)54頁)。ただし、これは異動に伴う転勤であり、避難と見るべきではない。

3 控訴人番号1-21-1は、本件事故時にf p市に居住しており、本件事故後相当期間が経過した平成24年9月になってから山形県j c市に転居した(甲D1の21の1・

3頁)。

4 控訴人番号1-34-1は、本件事故時にf m市に居住しており、本件事故後相当期間が経過した平成24年12月14日になってから山形県j d市に転居した(甲D1の34の1・3頁)。

5 控訴人番号1-40-4は、本件事故時にf p市に居住しており、本件事故後相当期間が経過した平成26年3月31日になってからi j市に転居した(甲D1の40の1・4頁)。

6 控訴人番号1-58-1は、本件事故時にf p市に居住しており、本件事故後相当期間が経過した平成24年4月6日に山形県i c市に転居した(甲D1の58の1・3頁)。

#### イ 第2事件の原告であった控訴人

1 控訴人番号2-2-1は、本件事故時にf p市に居住しており、本件事故後相当期間が経過した平成25年6月になり、宮城県j e町で購入した自宅に転居した(甲D2の2の1・3頁)。なお、当該移転は勤務先の会社のj f市内の事業所への転勤によるものであり、また平成25年4月にはf p市内の自宅を売却していることから(甲D2の2の1・5頁)、避難ではなく、転勤による転居ないし移住と評価すべきである。

2 控訴人番号2-3-1は、本件事故時にf p市に居住しており、本件事故後相当期間が経過した平成24年4月になってからi j市に転居した(甲D2の3の1・3頁)。

3 控訴人番号2-13-1~同2-13-3は、本件事故時にf p市に居住しており、本件事故後相当期間が経過した平成24年4月2日になってから山形県i c市に転居した(甲D2の13の1・3頁)。

4 控訴人番号2-16-1~同2-16-3は、本件事故時にf r市に居住しており、本件事故後相当期間が経過した平成24年4月になってからi j市に転居した(甲D2の16の1・3頁)。

5 控訴人番号2-17-1は、本件事故時にf m郡g c町に居住しており、本件事故後相当期間が経過した平成24年4月2日になってから山形県i c市に転居した(甲D2の17の1・3頁)。

6 控訴人番号2-22-2は、本件事故時にf p市に居住しており、本件事故後相当期間が経過した平成24年2月26日になってから山形県j c市に転居した(控訴理由補充書(3)251頁)。

7 控訴人番号2-27-2~同2-27-5は、本件事故時にf p市に居住しており、本件事故後相当期間が経過した平成24年7月31日になってから山形県j g市に転居した(甲D2の27の1・3頁)。

8 控訴人番号2-36-1及び同2-36-6は本件事故時にg a市に居住しており、本件事故後に避難して帰宅した後は、本件事故後相当期間が経過した平成24年3月になってから山形県i c市に転居した(甲D2の36の1・3頁)。

9 控訴人番号2-39-1は、本件事故時にf p市に居住しており、本件事故後相当期間が経過した平成25年6月頃になってから山形県j h市に転居した(甲D2の39の1・3、4~5頁)。

10 控訴人番号2-41-1は、本件事故時にf p市に居住しており、本件事故後相当期間が経過した平成25年8月になってから山形県i c市に転居した(甲D2の41の1・3頁)。

11 控訴人番号2-47-1及び同2-47-2は、本件事故時にf p市に居住しており、本件事故後相当期間が経過した平成24年5月4日になってから山形県j i市に転居した(甲D2の47の1・3頁)。

12 控訴人番号2 - 5 1 - 2 ~ 4は、本件事故時に f p 市に居住しており、本件事故後相当期間が経過した平成24年2月になってから i j 市に転居した(甲D2の51の1・3頁)。

ウ 第3事件の原告であった控訴人

1 控訴人番号3 - 2 1 - 1は、本件事故時に g a 市に居住しており、本件事故後相当期間が経過した平成24年5月になってから山形県 i c 市に転居した(甲D3の21の1・6頁)。

2 控訴人番号3 - 2 3 - 1は、本件事故時に f p 市に居住しており、本件事故後相当期間が経過した平成25年12月15日になってから山形県 j j 町に転居した(甲D3の23の1・3頁)。

3 控訴人番号3 - 3 6 - 2 ~ 同3 - 3 6 - 4は、本件事故時に f p 市に居住しており、本件事故後相当期間が経過した平成24年3月になってから山形県 i c 市に転居した(甲D3の33の1・3頁)。

4 控訴人番号3 - 4 5 - 3は、本件事故時に f p 市で居住しており、本件事故後相当期間が経過した平成25年4月になってから i j 市に転居した(控訴人3の45の2本人調書15頁)。

5 控訴人番号3 - 4 7 - 2は、本件事故時に f p 市、平成23年7月以降は f m 市で居住しており、本件事故後相当期間が経過した平成25年4月1日になってから i j 市に転居した(甲D3の47の1・3~4頁)。

6 控訴人番号3 - 6 2 - 1は、本件事故時に f p 市に居住しており、本件事故後相当期間が経過した平成24年6月30日になってから山形県 i c 市に転居した(甲D3の62の1・3頁)。

7 控訴人番号3 - 6 6 - 1 ~ 同3 - 6 6 - 5は、本件事故時に g a 市に居住しており、本件事故後相当期間が経過した平成24年1月になってから山形県 j g 市に転居した(甲D3の66の1・3~4頁)。

8 控訴人番号3 - 8 0 - 1 ~ 4は、本件事故時に f p 市に居住しており、本件事故後相当期間が経過した平成25年4月(控訴人番号3 - 8 0 - 1、3、4)又は平成27年3月(同3 - 8 0 - 2)になってから i j 市に転居した(甲D3の80の1・3、8頁)。

9 控訴人番号3 - 8 2 - 1 ~ 2は、本件事故時に g a 市に居住しており、本件事故後相当期間が経過した平成25年2月1日になってから山形県 i c 市に転居した(甲D3の82の1・3頁)。

別紙4 本件事故発生後も、本件事故前と同じ職場や学校に通っており、生活の変化が大きい控訴人ら

ア 第1事件の原告であった控訴人

1 控訴人番号1 - 8 - 1は、本件事故後も事故前と同じ勤務先での勤務を継続し、山形県 i c 市の借上住宅に転居してからも f p 市に通勤し、平成25年6月頃に部署を異動してからは通勤時間も減っている(甲D1の8の1・3、5、11頁)。

2 控訴人番号1 - 9 - 1は、本件事故後も事故前と同じ勤務を継続し、家族と共に転居した山形県 i c 市の借上住宅から f p 市に通勤している(甲D1の9の1・7頁)。

3 控訴人番号1 - 1 1 - 1は、本件事故後も事故前と同じ勤務を継続し、f p 市の自宅から通勤している(甲D1の11の1・4~5頁)。

4 控訴人番号1 - 1 2 - 1は、本件事故後も事故前と同じ勤務を継続し、f p 市の自宅から通勤している(甲D1の12の1・5、10頁)。

5 控訴人番号1 - 1 4 - 1は、本件事故後も事故前と同じ勤務を継続し、f p 市の

自宅から通勤している(甲D1の11の1・4、5、8頁)。また、控訴人番号1-14-3は、友達と同じ中学校への進学を強く希望し、本件事故後もf p市の自宅から通学している(甲D1の11の1・8頁)。

6 控訴人番号1-15-1は、本件事故後も事故前と同じ勤務を継続し、f p市の自宅アパートから通勤している(甲D1の15の1・4頁)。

7 控訴人番号1-19-1は、本件事故後も事故前と同じ勤務を継続し、当初はf p市の自宅から通勤し、その後は、同1-19-2(妻)及び同1-19-3(二女)と共に転居したi c市の借上住宅から通勤している(甲D1の19の1・3、5、9頁)。

8 控訴人番号1-20-1及び同1-20-3は、本件事故時も避難せず、f p市の自宅で生活し、事故前と同じ勤務を継続している(甲D1の20の1・4、14頁)。

9 控訴人番号1-22-1は、本件事故後はi c市で生活しつつ、毎日、f n町で営む歯科医院に通勤している(甲D1の22の1・3、8頁)。

10 控訴人番号1-24-1は、本件事故後も事故前と同じ勤務(f p市内のガス販売会社)を継続し、f p市の自宅から通勤している(甲D1の24の1・4頁)。

11 控訴人番号1-30-1は、本件事故後も事故前と同じ会社で役員として稼働し、f s市の自宅から通勤している(甲D1の30の1・3~4、10頁)。

12 控訴人番号1-33-1は、本件事故後は平成23年6月11日から平成26年3月21日までi c市で生活しつつ、事故時と同じf p市の勤務先に通勤し、その後はf p市に帰宅している(甲D1の33の1・8頁)。

13 控訴人番号1-35-1は、本件事故後もf p市の自宅や同一市内にある実家で生活しつつ、事故時と同じ勤務先に通勤している(甲D1の35の1・3、5、9頁)。

14 控訴人番号1-36-1は、本件事故後もf p市の自宅で生活しつつ、事故時と同じ建築業(自営)の仕事を続けている(甲D1の36の1・3、14頁)。

15 控訴人番号1-38-1は、本件事故後もf p市の自宅で生活しつつ、事故時と同じ自営業(自動車関連)を継続している(甲D1の38の1・4頁)。

16 控訴人番号1-39-1は、本件事故後もf p市の自宅で生活しつつ、事故時と同じ自営業(美容室)を継続している(甲D1の39の1・7~8頁)。

17 控訴人番号1-40-2は、本件事故後i j市で生活しつつ、事故時と同じ勤務先の山形拠点に転勤となり、山形で勤務を継続している(甲D1の40の1・5頁)。

18 控訴人番号1-42-1は、本件事故後もf n町の自宅で生活しつつ、事故時と同じf p市の勤務先に通勤している(甲D1の42の1・4、7頁)。

19 控訴人番号1-46-1は、本件事故後もf p市で生活しつつ、事故時と同じf p市の勤務先(松村建設株式会社)に通勤している(甲D1の42の1・4、13頁)。

20 控訴人番号1-47-2は、本件事故後もf p市の自宅で生活しつつ、事故時と同じf p市の勤務先に通勤している(甲D1の47の1・4、15頁)。

21 控訴人番号1-48-1及び同1-48-2は、本件事故後の平成23年7月に転居したj f市で生活しつつ、本件事故時と同じ勤務先(東北地方整備局)に勤務している(甲D1の48の1・4頁)。

22 控訴人番号1-49-1は、本件事故後もf p市の自宅や同一市内にある実家で生活しつつ、事故時と同じ介護の仕事に従事している(甲D1の49の1・3~4、6頁)。

23 控訴人番号1-52-1は、本件事故後もf p市の自宅で生活しつつ、事故時と同じ勤務先で勤務している(甲D1の52の1・3、9頁)。

24 控訴人番号1-54-2、3、4は、本件事故後もf p市の自宅で生活しつつ、事故時と同じ勤務先で勤務している(甲D1の54の1・4、13頁、控訴理由補充書(3)160頁)。

25 控訴人番号1-55-2は、本件事故後もg a市の自宅で生活しつつ、事故時と同じ勤務先（製造業）で勤務している（甲D1の55の1・4、23頁）。

26 控訴人番号1-56-2は、本件事故後もf p市の自宅で生活しつつ、事故時と同じ勤務先で勤務している（甲D1の56の1・13～14頁）。

27 控訴人番号1-57-2は、本件事故後もf p市の自宅で生活しつつ、事故時と同じ勤務先で勤務している。なお、平成27年春頃からはf o市に転勤となった。（甲D1の57の1・2、4頁）。

28 控訴人番号1-58-1は、本件事故後当初はf p市の自宅、平成24年4月以降はi c市で生活しつつ、平成26年4月29日以降は勤務先の異動に伴いf p市に転居し、事故時と同じ勤務先（福島県庁）で勤務している（甲D1の58の1・3、5～6、11頁）。

29 控訴人番号1-59-1は、本件事故後当初はf p市の店舗（酒屋）兼自宅、平成23年5月以降はi c市で生活しつつ、本件事故時と同様にf p市の店舗兼自宅で酒屋を営んでいる（甲D1の59の2・4、8頁）。

30 控訴人番号1-61-2は、本件事故後もf p市の自宅で生活しつつ、事故時と同じ勤務先で勤務した。平成24年5月には宮城県、平成26年3月に千葉県に転勤となった（甲D1の61の1・3、10頁）。

31 控訴人番号1-62-2は、本件事故後もf p市の自宅で生活しつつ、事故時と同じf p市の会社（株式会社福島測機）で仕事をしている（甲D1の62の1・4～5、20頁）。

#### イ 第2事件の原告であった控訴人

1 控訴人番号2-1-1は、本件事故後もf m市の自宅で生活しつつ、事故時と同じf p市の会社での勤務を継続している（甲D2の1の2・3～4、14頁）。

2 控訴人番号2-2-1は、本件事故後はf p市の自宅から本件事故時と同じf p市内の運輸会社に勤務し、控訴人番号2-2-2は山形県j k郡j j町で生活しつつ本件事故時と同じf p市の会社に勤務した。その後両名は移住先の宮城県j e町から従前と同じ会社に勤務している。（甲D2の2の1・4、12頁）

3 控訴人番号2-5-1は、本件事故後は山形県i c市で生活しつつ、本件事故時と同じ職場に勤務している（甲D2の5の1・5頁）。

4 控訴人番号2-7-1は、本件事故後もf p市の自宅で生活しつつ、事故時と同じ職場（福島県警）に勤務している（甲D2の7の1・5～7頁）。

5 控訴人番号2-8-2は、本件事故後はf r市、その後は山形県i c市で生活しつつ、事故時と同じ会社で勤務している。勤務先はf s市、f p市、f r市と異動になり、f r市への異動に伴い同市の社員寮に入寮した。（甲D2の8の1・3頁）

6 控訴人番号2-9-1は、本件事故後もf p市の自宅で生活しつつ、事故時と同じ会社で勤務している（甲D2の9の1・4、14頁）。

7 控訴人番号2-11-2は、本件事故後もf p市の自宅で生活しつつ、事故時と同じ自営業に従事している（甲D2の11の1・3、8頁）。

8 控訴人番号2-12-1は、本件事故後は平成23年11月から平成26年3月までi j市で生活しつつ、その後はf p市に転居し、事故時と同じ会社で勤務している（甲D2の12の1・4頁）。

9 控訴人番号2-13-2は、本件事故後はf p市の自宅で生活し、平成24年4月からは山形県i c市で生活しつつ、本件事故時と同じf p市の公益法人で勤務している（甲D2の13の1・1、3～4頁）。

10 控訴人番号2-18-2は、本件事故後もf m市の自宅で生活しつつ、本件事故

時と同じf m市のガソリンスタンド会社の運営に携わった(甲D 2の1 8の1・4頁)。

11 控訴人番号2 - 1 9 - 1は、本件事故後もf n町の自宅で生活しつつ、事故時と同じ仕事に従事している(甲D 2の1 9の1・5頁)。

12 控訴人番号2 - 2 1 - 1は、本件事故後もf p市の自宅で生活しつつ、事故時と同じ仕事に従事している(甲D 2の2 1の1・4、1 5頁)。

13 控訴人番号2 - 2 4 - 1は、本件事故後はf p市の自宅で生活し、また平成2 3年1 0月からはi j市で生活しつつ、事故時と同じf p市の勤務先(NECワイヤレスネットワークス株式会社、現・NECネットワークプロダクツ株式会社)に新幹線で通勤している(甲D 2の2 4の1・3~4、1 1~1 2頁)。

14 控訴人番号2 - 2 6 - 1は、本件事故後間もなくf r市の自宅に戻り、同市で生活しつつ、事故時と同じ勤務先での勤務を継続した(甲D 2の2 6の1・3、9頁)。なお、同控訴人は平成2 4年5月に山形県i c市の会社に就職して、家族とともにi c市に移動している。これは、山形県j i市に避難していた他の家族が同年4月1日にf r市の自宅に帰還した直後に、i c市の会社の採用が決まり同市に移動したものであるから、転職に伴うものであり、同移動を避難とみるのは相当でない(甲D 2の2 6の1・3、4、6頁)。

15 控訴人番号2 - 2 7 - 1は、本件事故後もf p市の自宅で生活しつつ、本件事故時と同じf p市の電機企業での勤務を継続している(甲D 2の2 7の1・4、6頁)。

16 控訴人番号2 - 2 8 - 1は、本件事故後もf r市の自宅で生活しつつ、本件事故時と同じf r市内の勤務先への勤務を継続している(甲D 2の2 8の1・3、5、1 0頁)。

17 控訴人番号2 - 2 9 - 2は、本件事故後もf p市の自宅で生活しつつ、事故時と同じ勤務先への勤務を継続している(甲D 2の2 9の1・4~5、9頁)。

18 控訴人番号2 - 3 0 - 1は、本件事故後もf p市の自宅で生活しつつ、本件事故時と同じf p市の勤務先への勤務を継続している(甲D 2の3 0の1・4~5頁)。

19 控訴人番号2 - 3 4 - 2は、本件事故後もg a市の自宅で生活しつつ、本件事故時と同じg a市役所への勤務を継続している(甲D 2の3 4の1・4、1 1頁)。

20 控訴人番号2 - 3 5 - 2は、本件事故後もf p市の自宅で生活しつつ、事故時と同じ会社への勤務を継続している(甲D 2の3 5の1・4~5頁)。

21 控訴人番号2 - 3 6 - 1は、本件事故後も本件事故時と同じ保険会社での勤務を継続している(控訴人番号2 - 3 6 - 1本人調書2 3頁)。控訴人番号2 - 3 6 - 3は、本件事故後もg a市の自宅で生活しつつ、公務員としての勤務を継続している(甲D 2の3 6の1・6頁)。

22 控訴人番号2 - 3 7 - 1は、本件事故後はf p市の自宅やi c市で生活しつつ、平成2 6年3月には福島県に戻り、また事故時と同じf p市の勤務先に役員として勤務している(甲D 2の3 7の1・5、1 2、1 4頁)。

23 控訴人番号2 - 4 3 - 1は、本件事故後もf p市の自宅アパート、その後は実家で生活しつつ、事故時と同じ会社への勤務を継続している(甲D 2の4 3の1・5頁)。

24 控訴人番号2 - 5 0 - 1は、本件事故後もf m市の自宅で生活しつつ、事故時と同じ勤務先(J A・j l)への勤務を継続している(甲D 2の5 0の1・4~5頁)。

25 控訴人番号2 - 5 1 - 1は、本件事故後もf p市の実家で生活しつつ、本件事故時と同じ勤務先(g a市の株式会社菅澤建設)への勤務を継続している(甲D 2の5 1の1・3~5頁)。

26 控訴人番号2 - 5 2 - 2は、本件事故後もf p市の自宅で生活しつつ、本件事故時と同じ会社への勤務を継続している(甲D 2の5 2の1・4頁)。

27 控訴人番号2 - 5 4 - 1は、本件事故後もf p市の自宅で生活しつつ、事故時と同じ職場への勤務を継続している(甲D 2の5 4の1・4頁)。

28 控訴人番号2 - 55 - 1は、本件事故後もf m市の自宅で生活しつつ、本件事故時と同じ職場への勤務を継続している(甲D2の55の1・4、11頁)。

ウ 第3事件の原告であった控訴人

1 控訴人番号3 - 4 - 1は、本件事故後もf p市の自宅で生活しつつ、本件事故時と同じ職場(市役所)での勤務を継続している(甲D3の4の1・4頁)。

2 控訴人番号3 - 5 - 1は、本件事故後はf p市の自宅で生活し、平成23年12月28日からはi c市で生活しつつ、本件事故時と同じg a市の勤務先(有限会社イーネット)に通勤している(甲D3の5の1・3~5頁)。

3 控訴人番号3 - 6 - 1は、本件事故後もf p市の自宅で生活しつつ、事故時と同じf o市(本件事故後の平成23年3月28日から同年7月下旬はi k市)の職場への勤務を継続している(甲D3の6の1・4~7頁)。

4 控訴人番号3 - 7 - 2は、本件事故後もf r市の自宅で生活しつつ、本件事故時と同じくf r市での自営業を継続している(甲D3の7の1・3~5、13頁)。

5 控訴人番号3 - 12 - 2は、本件事故後もf t市の自宅で生活しつつ、事故時と同じくf t市で自身が営む海苔店の営業を継続している(甲D3の12の1・4、13頁)。

6 控訴人番号3 - 13 - 1は、本件事故後もg a市の自宅で生活しつつ、事故時と同じく地方公務員としての勤務を継続している(甲D3の13の1・4~5頁)。

7 控訴人番号3 - 14 - 1は、本件事故後もf p市の自宅(控訴人番号3 - 14 - 2の祖母の自宅敷地内の家)、平成23年7月頃からは控訴人番号3 - 14 - 1の実家、平成26年1月からは実家を出てf p市のアパートで生活しつつ、本件事故時と同じく保険代理店の仕事を継続している(甲D3の14の1・4~5、7頁)。

8 控訴人番号3 - 16 - 2、5、7及び8は、本件事故後もf m市の自宅で生活しつつ、本件事故時と同じ仕事を継続している(甲D3の16の1・4~5、8~9頁)。

9 控訴人番号3 - 17 - 2は、本件事故後もf p市の自宅で生活しつつ、本件事故時と同じ職場に勤務している(甲D3の17の1・6~7頁)。

10 控訴人番号3 - 19 - 1は、本件事故後もf p市の自宅で生活し、平成25年9月からは転勤によりi j市で生活しつつ、本件事故時と同じ仕事を継続している(甲D3の19の1・3、5頁)。

11 控訴人番号3 - 20 - 1は、本件事故後はf p市の自宅で生活しつつ、本件事故時と同じf p市の勤務先(有限会社近野電機工業所)に通勤している。また、控訴人番号3 - 20 - 3は、本件事故時と同じf p市立j m小学校に通学し平成27年3月に卒業した。(甲D3の20の1・3頁)。

12 控訴人番号3 - 21 - 1は、本件事故後はg a市の自宅で生活し、平成24年5月以降は山形県i c市で生活しつつ、本件事故時と同じf p市の勤務先(郵便局)に通勤している(甲D3の21の1・5、11頁)。

13 控訴人番号3 - 24 - 2は、本件事故後もf p市の自宅アパートで生活しつつ、本件事故時と同じ自営業の仕事を継続した(甲D3の24の1・8頁)。

14 控訴人番号3 - 25 - 3は、本件事故後もf p市の自宅で生活しつつ、本件事故時と同じ自営業の仕事を継続した(甲D3の25の1・4頁)。

15 控訴人番号3 - 29 - 1は、本件事故後は平成23年8月以降i c市で生活しつつ、本件事故時と同じf p市の勤務先に通勤している(甲D3の29の1・4頁)。また、控訴人番号3 - 29 - 2は、本件事故後はf p市の自宅で生活しつつ、本件事故前と同じf p市の勤務先に通勤している(甲D3の29の1・9~10頁)。

16 控訴人番号3 - 30 - 2は、本件事故後もf r市の自宅で生活しつつ、本件事故時と同じ仕事を継続した(甲D3の30の1・10頁)。控訴人番号3 - 30 - 1は教師であ

るが、本件事故時に長女（控訴人番号3 - 30 - 4）の育休中であり、その後、平成24年（以下略）に出生した二男（控訴人番号3 - 30 - 5）の産育休期間中にもj n市に滞在し、仕事復帰の時期が迫ったこと等から平成27年7月にf r市に戻っており、避難による退職の事情はない（甲D3の30の1・3、5頁）。

17 控訴人番号3 - 31 - 1は、本件事故後、f p市の自宅アパートで生活しつつ、本件事故時と同じf p市の勤務先（福島小松フォークリフト株式会社）に勤務している（甲D3の31の1・4、9頁）。

18 控訴人番号3 - 32 - 2は本件事故後、i c市で生活しつつ本件事故時と同じf p市の勤務先（控訴人番号3 - 32 - 2の母親の再婚相手が経営する会社）に通勤し、控訴人番号3 - 32 - 1はf p市の自宅で生活しつつ本件事故前と同じf p市の勤務先（控訴人番号3 - 32 - 2と同一の勤務先）に役員として通勤している（甲D3の32の1・4～5、12頁）。

19 控訴人番号3 - 36 - 1は、本件事故後、f p市の自宅で生活しつつ、本件事故時と同じ勤務先（地元の製パン業の事務職）に通勤している（甲D3の36の1・4頁）。

20 控訴人番号3 - 38 - 2は、本件事故後、f p市の自宅アパートで生活しつつ、本件事故時と同じ仕事を継続した（甲D3の38の1・4、9頁）。

21 控訴人番号3 - 39 - 1は、本件事故後、f p市の自宅やi c市のアパートで生活しつつ、本件事故時と同じ仕事（f p市内のラジオ局に勤務）を継続した。また、控訴人番号3 - 39 - 2～4も、本件事故後、f p市の自宅やi c市のアパートで生活しつつ、控訴人番号3 - 39 - 3及び同3 - 39 - 4は、本件事故時と同じf p市内の小学校及び幼稚園にそれぞれ通学、通園した（甲D3の39の1・5～6頁）。

22 控訴人番号3 - 41 - 2は、本件事故後、f p市の自宅で生活しつつ、本件事故時と同じ仕事であるf p市内に所有するビルの管理業務の会社（有限会社タカラ通商の経営）を継続した（甲D3の41の1・4頁）。

23 控訴人番号3 - 42 - 1は、本件事故後、f p市の自宅で生活しつつ、本件事故時と同じf m郡g c町の勤務先に勤務している（甲D3の42の1・4頁）。

24 控訴人番号3 - 43 - 2は、本件事故後はf r市の自宅で、その後平成23年7月からi c市で生活しつつ、本件事故時と同じf r市の勤務先（その後平成24年4月からは転勤によりf p市）に通勤している（甲D3の43の1・3頁）。

25 控訴人番号3 - 44 - 1は、本件事故後、g a市の自宅で生活しつつ、事故時と同じ仕事を継続している（甲D3の44の1・4、9頁）。

26 控訴人番号3 - 45 - 1は、本件事故後、f p市の自宅で生活しつつ、事故時と同じ仕事（県の公務員）を継続している（甲D3の45の1・5、15頁、控訴人番号3 - 45 - 2本人調書26頁）。

27 控訴人番号3 - 46 - 1は、本件事故後、f p市の自宅アパート、その後同市内にある義父が経営する自宅兼飲食店で生活しつつ、本件事故時と同じ義父が経営するf p市内の飲食店での勤務を継続した（甲D3の46の1・4、11頁）。

28 控訴人番号3 - 47 - 2は、本件事故後、f p市の自宅アパート、その後はf m市の控訴人番号3 - 47 - 2の実家で生活しつつ、本件事故時と同じf m市内の高校に通学した（甲D3の47の1・5、7頁）。

29 控訴人番号3 - 48 - 1は、本件事故後、f p市の自宅で生活しつつ、事故時と同じ仕事を継続している（甲D3の48の1・4頁）。

30 控訴人番号3 - 49 - 1は、本件事故後、f p市の自宅で生活しつつ、本件事故時と同じf p市の勤務先に通勤している（控訴人番号3 - 49 - 1の妻の証人調書13頁、甲D3の49の1・4頁）。

31 控訴人番号3 - 50 - 1は、本件事故後はf p市のアパート、その後平成23年7月からi c市で生活しつつ、本件事故時と同じf p市の中学校に通学し平成24年3月頃卒業した(甲D3の50の1・3~4頁)。

32 控訴人番号3 - 51 - 2は、本件事故後もf m市の自宅で生活しつつ、本件事故時と同じ自営業の仕事を継続した(甲D3の51の1・5頁)。

33 控訴人番号3 - 52 - 2は、本件事故後、f p市の自宅で生活しつつ、本件事故時と同じ勤務先に通勤している(甲D3の52の1・4頁)。

34 控訴人番号3 - 53 - 2は、本件事故後はf m市内の自宅、その後平成23年9月から山形県j o町で生活しつつ、本件事故時と同じ造園業に従事し、福島県内で仕事をしている(甲D3の53の1・9頁)。

35 控訴人番号3 - 54 - 3及び同3 - 54 - 4は、本件事故後、f p市の自宅で生活しつつ、事故時と同じ勤務先に通勤している(甲D3の54の1・4頁)。

36 控訴人番号3 - 55 - 1は、本件事故後、g a市の自宅その後はf p市の実家で生活しつつ、本件事故時と同じ勤務先に通勤している(甲D3の55の1・4、13頁)。

37 控訴人番号3 - 56 - 1は、本件事故後も事故前と同じ仕事を継続し、f p市の自宅から通勤している(甲D3の56の1・10頁)。また、控訴人番号3 - 56 - 3は、同じ小学校への通学を強く希望し、本件事故後もf p市の自宅から通学している(甲D3の56の1・4頁)。

38 控訴人番号3 - 58 - 2は、本件事故後も事故前と同じ仕事を継続し、f p市の自宅から通勤している(甲D3の58の1・9頁)。

39 控訴人番号3 - 61 - 2は、本件事故後も、f r市の実家で生活しつつ、自ら立ち上げた会社の経営に従事している(甲D3の61の1・4、13頁)。

40 控訴人番号3 - 62 - 1は、本件事故後、f p市の自宅アパート、f m市の実家、平成24年6月30日からはi c市で生活しつつ、本件事故前と同じf p市の仕事(j p整形外科の送迎バス運転手)を継続している(甲D3の62の1・4~5頁)。

41 控訴人番号3 - 63 - 1は、本件事故後、f p市の自宅で生活しつつ、本件事故時と同じ製造業の会社に通勤している(甲D3の63の1・4~5頁)。

42 控訴人番号3 - 65 - 1は、本件事故後、f p市の自宅アパート、その後は平成23年5月からi c市で生活しつつ、本件事故時と同じf p市の会社で勤務している(甲D3の65の1・4、10頁)。

43 控訴人番号3 - 67 - 2は、本件事故後、f p市の自宅で生活しつつ、本件事故時と同じ会社に勤務している(甲D3の67の1・4~5頁)。

44 控訴人番号3 - 68 - 1は、本件事故後、f p市の自宅アパートで生活しながら本件事故前と同じ刑務官として勤務し、その後は平成23年12月からは産休を取得して山形県i c市で生活しつつ、3人の子を産み、産育休を取得しており、育休後は刑務官として復職する予定である(甲D3の68の1・3~4、9頁)。

45 控訴人番号3 - 69 - 2は、本件事故後、f m市の自宅で生活しつつ、本件事故時と同じf m市内の実家の家業である婦人服関連の仕事に従事している(甲D3の69の1・6、15頁)。

46 控訴人番号3 - 71 - 2は、本件事故後、f p市の自宅、その後は平成23年5月からi c市で生活しつつ、本件事故時と同じf p市j q町の勤務先で勤務している(甲D3の71の1・4、6頁)。

47 控訴人番号3 - 72 - 2は、本件事故後、f p市の自宅アパートで生活しつつ、事故前からの正社員としての勤務を継続している(甲D3の72の1・4、6頁)。

48 控訴人番号3 - 73 - 2は、本件事故後、f p市の賃貸住宅で生活しつつ、本件

事故時と同じ f p 市内での勤務を継続した（甲 D 3 の 7 3 の 1 ・ 4 頁）。

49 控訴人番号 3 - 7 5 - 1 は、本件事故後、f p 市の自宅アパートで生活しつつ、本件事故時の勤務（f m 市役所）を継続した（甲 D 3 の 7 5 の 1 ・ 4 ~ 5、1 5 頁）。

50 控訴人番号 3 - 7 6 - 2 は、本件事故後、f p 市の控訴人番号 3 - 7 6 - 1 の実家（本件事故時の居住地）で生活しつつ、本件事故時の仕事を継続した（甲 D 3 の 7 6 の 1 ・ 5、7 頁）。

51 控訴人番号 3 - 7 7 - 1 は、本件事故後、f r 市の自宅で生活しつつ、事故時の勤務（A G C エレクトロニクス株式会社）を継続した（甲 D 3 の 7 7 の 1 ・ 3 ~ 4、6 頁）。

52 控訴人番号 3 - 7 8 - 1 は、本件事故後、f p 市の自宅、その後は平成 2 3 年 7 月からは山形県 i c 市で生活しつつ、本件事故時と同じ勤務（制御機器販売の会社のパート）を継続している（甲 D 3 の 7 8 の 1 ・ 4 ~ 5 頁）。また、控訴人番号 3 - 7 8 - 2 ~ 同 3 - 7 8 - 4 は、本件事故後、f p 市の自宅、その後は平成 2 3 年 7 月からは i c 市で生活しつつ、本件事故時と同じ f p 市の学校に通っている（甲 D 3 の 7 8 の 1 ・ 5 頁）。

53 控訴人番号 3 - 8 0 - 2 は、本件事故後、f p 市の自宅、平成 2 7 年 3 月以降は i j 市で生活しつつ、本件事故時と同じ f p 市の会社に勤務している（甲 D 3 の 8 0 の 1 ・ 3 ~ 4、8 頁）。

54 控訴人番号 3 - 8 1 - 1 は、本件事故後、平成 2 3 年 3 月 2 1 日以降は g d 市や山形県 i c 市で生活しつつ、本件事故時と同じ f p 市の職場（福祉関係）に勤務している（甲 D 3 の 8 1 の 1 ・ 4 頁）。

56 控訴人番号 3 - 8 3 - 1 は、本件事故後、f p 市の自宅アパートや実家、その後平成 2 3 年 1 1 月から i c 市で生活しつつ、事故時と同じ f p 市内の製造業の会社への勤務を継続している（甲 D 3 の 8 3 の 1 ・ 3 ~ 4、7 頁）。

## 別紙 5

<sup>1</sup> 1 帰還困難区域：福島県 f j 郡 f l 町、f k 町。 2 旧特定避難勧奨地点：f o 市。  
3 旧緊急時避難準備区域：f o 市。 4 自主的避難等対象区域：f m 郡 f n 町、f m 市、f p 市、f q 市、f r 市、f s 市、f t 市、g a 市、g b 市、g c 町。 5 区域外：g d 市。

<sup>2</sup> 人数は請求権の個数に基づくもの（令和 5 年 7 月時点）。

<sup>3</sup> 訴外の直接請求手続において請求がなかったため支払未了となっていた原告ら 5 名（本件事故時において自主的避難等対象区域に居住）を除き、被控訴人東京電力が訴外で行った賠償の額を超えて精神的損害が発生したと認定された控訴人はいなかった。

<sup>4</sup> <https://>（以下略）

<sup>5</sup> 最も高い f t 市においても、本件地震及び本件津波による避難者を含めても 1 0 パーセント強にとどまっているが、f t 市は沿岸部に位置することから、避難者のうち相当な割合が本件津波による避難者であると考えられる。また、控訴人らの一部が本件事故時に居住していた f q 市（4 . 5 パーセント）も沿岸部に位置することから、同様に本件津波による避難者が多数含まれるものと考えられる。

<sup>6</sup> 世帯番号 1 - 4 1。

<sup>7</sup> 世帯番号 1 - 1（3 名）、同 1 - 1 3（4 名及び訴外当事者 3 名）、同 1 - 2 8（1 名）、同 1 - 2 9（5 名）、同 1 - 3 1（6 名）、同 2 - 4（4 名）、同 2 - 1 5（3 名）、同 2 -

44(4名)、2-46(5名及び訴外当事者3名)、3-10(4名及び訴外当事者2名)及び同3-60(1名)。

<sup>8</sup> 世帯番号1-51(控訴人3名及び訴外当事者2名)。本件事故時の居住地はf o市。

<sup>9</sup> 世帯番号1-50(2名、同一世帯内の訴外当事者1名)、世帯番号3-8(2名)。

<sup>10</sup> 仙台高判令和2年3月12日(f q訴訟)、東京高判令和2年3月17日(j r訴訟)、仙台高判令和2年9月30日(生業訴訟)、東京高判令和3年1月21日(前橋訴訟)、仙台高判令和3年1月26日(h i訴訟)、東京高判令和3年2月19日(千葉訴訟)、高松高判令和3年9月29日(松山訴訟)。

<sup>11</sup> j s氏(j t大学大学院法務研究科教授)、k a氏(i f大学大学院法学政治学研究科教授)、k b氏(公証人)、k c氏(弁護士)、k d氏(弁護士)。

<sup>12</sup> 第五次追補「第1」の「1 経緯」参照。

<sup>13</sup> 例えば、最判平成7年7月7日民集49巻7号1870頁は、国道(省略)号・兵庫県道高速k e線及び同k f線の沿道から概ね50m以内に居住している住民が、道路を走行する自動車の騒音、振動、排ガスにより被害を受けているとして、道路管理者に対して損害賠償等を求めた事案であるが、原審の大阪高判平成4年2月20日民集49巻7号2409頁では、騒音の慰謝料が月額5000円～1万円、排ガスについての慰謝料が月額3000円と認定され、これが確定している。

また、数年にわたり現実に被害を生じていた事案であっても慰謝料額は月額1万円弱程度とされ、かつ、実際の身体的不調を招来し避難を余儀なくされたケースでも計10万円程度である。例えば、名古屋地判昭和54年9月5日判タ399号83頁では、被告の工場の廃棄物等による悪臭が昭和45年から昭和51年の約6年間にわたり、悪臭防止法の規制基準に違反した強烈な腐敗臭が半径3km以上の広い地域に拡散され続けたことにより、住民らが食事、睡眠、労働、営業など日常生活の各分野で様々な被害を受け、特に食事については食欲を喪失させ、あるいは吐き気を催し、嘔吐するなどの被害を受けるとともに、さらには飲食店、食料品店についても、工場から来るねずみやハエによる被害や、売上低下などの影響を被ったにもかかわらず、これに対処するに足る悪臭防止設備を整備しないまま悪臭を排出し続け、結果として原告らに精神的苦痛を与えた事案であるが、慰謝料として月額5000円～9000円を認めるにとどまっている。

他にも、高松地判平成8年12月26日判時1593号34頁(k g事件判決)は、裁判上の和解に反する産業廃棄物の搬入・処分という悪質な行為により悪臭・騒音・振動・煙害等の現実の被害も発生した事案であるところ、裁判所は原告住民らに「悪臭、騒音、振動、煙害、交通の危険、健康不安、名誉感情の毀損等による種々の精神的損害が発生している」と説示の上、慰謝料を各自5万円と認定した。

那覇地判平成19年3月14日自保ジャーナル1838号161頁は、被告の産業廃棄物処分場において発生した火災事故による大量の煙や異臭により、実際にのどや頭の痛みなど身体的な異変すらも伴い、市による「避難勧告」が発令され、避難に至った事案である。当該事案については、「突然、大量の煙や異臭に襲われ、体に不調を覚えながら、自宅を離れて避難せざるを得なかった原告らが受けた精神的、肉体的苦痛は、相当程度大きかったものということができ」と説示しているが、認定された慰謝料額は各自計10万円である。

<sup>14</sup> この点については、i h・i f大学名誉教授も、「ある不法行為によって財産的損害と精神的損害の双方が生じている場合に、慰謝料(精神的損害の賠償)の決定に際しては、まず一般的に、財産的損害の賠償も含めた損害賠償の全体を考慮に入れたうえで、慰謝料の裁量的性質及び補完的・調整的機能を踏まえて判断する必要があり、次に、その精神的損害と密接な関

係を持つ特定の財産的損害の賠償の状況を特に考慮に入れる必要がある。」と指摘するとおりである(乙C280〔i h・i f 大学名誉教授法律意見書〕・6頁)。

<sup>15</sup> ただし、計画的避難区域の指定を経て帰還困難区域に指定された区域については、子供及び妊婦以外は、日常生活阻害慰謝料850万円、相当線量地域滞在慰謝料30万円、生活基盤喪失慰謝料700万円、合計1580万円で上記と同額であるが、子供及び妊婦は、日常生活阻害慰謝料850万円、相当線量地域における健康不安による慰謝料60万円、生活基盤喪失慰謝料700万円となり、一人1610万円となる。

<sup>16</sup> 第五次追補「第2」の「1 過酷避難状況による精神的損害」の「損害項目」の備考1参照(乙C295・6頁)。

<sup>17</sup> 「生活基盤」とは、「被害者にとっての本件事故前の生活の基盤を指し、人的関係や自然環境なども包摂する経済的・社会的・文化的・自然的環境全般を意味するもの」であり、「ハード面のインフラに尽きるものではなく、本件事故に係る確定済みの判決のうち一部の判決が認定する「故郷の喪失又は変容」における「故郷」と同義(あるいは生活基盤を被害者の側から捉えたものが「故郷」)であると位置付けられている(乙C295・12頁)。

<sup>18</sup> 中間指針第四次追補「第2」の「1 避難費用及び精神的損害」の指針 及び備考1参照(乙C1の4・4～6頁)。

<sup>19</sup> 中間指針第四次追補における700万円の一括賠償の趣旨は、「実質的には、生活基盤が本件事故前の状況から著しく毀損されたことにより被害者に生ずる精神的損害を賠償するものと同義」であり、「帰還困難区域等における生活基盤喪失による精神的損害を賠償する性質のものであるといえる」としている(乙C295・15頁)。

<sup>20</sup> 世帯基礎額475万円に大人1名当たり60万円を加算した額。

<sup>21</sup> 第五次追補「第2」の「3 相当量の線量地域に一定期間滞在したことによる健康不安に基礎を置く精神的損害」の「損害項目」の指針 及び備考1、3参照

<sup>22</sup> ただし、g i 町の旧緊急時避難準備区域については、同町のほとんどが避難指示区域である等の特別の事情を踏まえて、避難指示区域についての解除後相当期間が経過した時点までとする(乙C1の3・7～8頁)。

<sup>23</sup> 用語の定義上、実際に避難をしていた者を指す(中間指針(乙C1の1)の8頁参照)。

<sup>24</sup> 第五次追補「第3」の「損害項目」の指針 (乙C295・36頁)、「中間指針第五次追補に関するQ&A集」の問33(乙C302・37頁)参照。

<sup>25</sup> 第五次追補「第3」の「損害項目」の備考1参照(乙C295・37頁)。

<sup>26</sup> 平成23年3月1日に避難開始後、同月28日にはh n 区の自宅に帰還して、震災当時の仕事に復帰しており(控訴人「控訴理由補充書(3)」94頁)、避難期間自体は約2週間と極めて短期である。

<sup>27</sup> 本件事故後に一時的に山形県k h 市に一時避難したが仕事上の責任等のためk i 区内の自宅に戻り同所での生活を継続していた。

<sup>28</sup> 平成24年4月に山形県内に自宅を新築して、転居し、避難を終了している(控訴人「控訴理由補充書(3)」318～319頁)。

<sup>29</sup> 控訴人番号1-3-1(埼玉県i d 市に単身赴任中)、同1-10-1(山形県に単身赴任中)(被控訴人東京電力準備書面(10)77～78頁)。

<sup>30</sup> 控訴人番号1-5-4、同1-19-4、同1-30-3、同1-35-4、同1-58-4、同2-3-5、同2-6-4、同2-16-4、同2-41-5、同3-22-4、同3-23-4、同3-30-5、同3-41-4、同3-43-6、同3-61-4、同3-68-3、同3-68-4、同3-68-5、同3-75-4、同3-77-4、同3-83-3（被控訴人東京電力準備書面（10）78～79頁）。

<sup>31</sup> 平成14年7月に地震本部が公表した「三陸沖から房総沖にかけての地震活動の長期評価について」を指す。

<sup>32</sup> 被控訴人東京電力が本件長期評価に基づいて本件発電所に到来する可能性のある津波を評価すること等を関連会社に委託し、平成20年4月頃にその結果の報告を受けたものを指す。

<sup>33</sup> ただし、世帯番号1-1の控訴人らについては、原子力損害賠償紛争解決センターのADR手続において令和5年7月24日に和解案の提示がなされた後に和解契約が成立したという経緯があったことから、例外的に、同年6月30日の基準日以降の日付である同年8月24日に裁判外での支払を行った。基準日の例外はこの1件であり、当該控訴人らに限られていること、本準備書面の提出期限前に当該控訴人らへの支払事実を確認できたことから、当該控訴人らに限っては、同年8月24日時点の既払額を別紙1に記載して、同日時点の既払額について弁済の抗弁を主張する。

<sup>34</sup> 慰謝料と逸失利益はそれぞれ別個の訴訟物を構成するから、それぞれの請求額を超えて認容することは違法であるとして争われた事案において、最高裁は「本件のような同一事故により生じた同一の身体傷害を理由とする財産上の損害と精神上的損害とは、原因事実および被侵害利益を共通にするものであるから、その賠償の請求権は一個であり、その両者の賠償を訴訟上あわせて請求する場合にも、訴訟物は一個であると解すべきである」と判示し、全体の認容額が原告の請求する総額の範囲内であれば、財産上の損害と精神上的損害とを相互に融通して算定した額を認容することができるとした。

<sup>35</sup> なお、本件事故による損害の賠償請求権に関し請求権1個説及び外側説を前提として上記の帰結を明示する裁判例として東京高判令和3年2月19日、また、これと同様の処理により請求を判断するものとして札幌地判令和2年3月10日、千葉地判平成31年3月14日、福岡地判令和2年6月24日がある。

<sup>36</sup> 子供・妊婦以外の者に対しては、自主的避難に係る損害として包括慰謝料8万円に加え、4万円の追加的費用の合計12万円の賠償を実施済みであるが、第五次追補を踏まえた自主賠償基準により、自主的避難等に係る損害として20万円を賠償する（すなわち、8万円を追加で賠償する）こととしている。また、子供・妊婦については、本件事故から平成23年12月末までの間については40万円、平成24年1月から8月までの間については8万円の計48万円を支払うとともに、追加的費用として、自主的に他所へ移転をしたか否かを問わず4万円を支払い、実際に自主的な移転を行った場合はさらに追加的費用として20万円（計24万円）を支払っている。

（別紙6）

（被控訴人国の主張の要旨）

第1 規制権限の不行使が国賠法1条1項の適用上違法となる場合

第2 経済産業大臣は、原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる問題につき、電気事業法40条に基づく技術基準適合命令により是正する規制権限を有していなかったこと

第3 仮に、本件において、経済産業大臣が電気事業法40条に基づく技術基準適合命令により基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる問題を是正する規制権限を有していたとしても、経済産業大臣の規制権限の不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くとはいえないこと

第4 予見可能性について

1 予見可能性の意義等

2 津波評価技術は、地震・津波の専門家の中で原子力規制に取り入れるべき精度及び確度を備えた正当な見解として是認される知見であったこと

3 「長期評価の見解」は、地震・津波の専門家の中で原子力規制に取り入れるべき精度及び確度を備えた正当な見解として是認される知見であったとはいえないこと

(1) はじめに

(2) 「長期評価の見解」の公表当時の地震・津波の専門家の見解等

(3) 専門家の中で原子力規制に取り入れるべき精度及び確度を備えた正当な見解として是認されていた津波評価技術の作成段階における議論状況を見ても、「長期評価の見解」のような考え方は取り上げられていなかったこと

(4) 地震本部が想定した地震防災対策における長期評価の位置づけ等

(5) 「長期評価の見解」の作成過程における議論の状況等

(6) 「長期評価の見解」の公表後の地震本部の対応

ア 「長期評価の見解」の信頼度の公表(平成15年3月)

イ 地震動予測地図の作成(平成17年)

ウ 地震本部が、平成21年3月に行った平成14年長期評価の一部改訂において、「長期評価の見解」に関する記載とほぼ同一の記載をしていること

エ 地震本部が、平成21年3月に発行した「日本の地震活動」(第2版)において、延宝房総沖地震が津波地震というのは飽くまで一つの仮説と位置づけていること

(7) 「長期評価の見解」の公表後の地震・津波の専門家の見解及び反応並びに地震本部以外の専門家により構成される公的機関や民間の専門機関の反応等

ア 「長期評価の見解」公表後の地震・津波の専門家の見解及び反応

イ 「長期評価の見解」の公表後の地震本部以外の専門家により構成される公的機関や民間の専門機関の反応等

(8) まとめ

4 溢水勉強会について

第5 結果回避可能性について

1 「長期評価の見解」を踏まえて試算された平成20年試算津波について

(1) 仮に、「長期評価の見解」を踏まえて福島第一発電所に到来する津波を試算したとしても、福島第一発電所の主要建屋の敷地高を超える津波が敷地東側から到来することは予測できなかったこと

(2) 「長期評価の見解」を踏まえて試算された平成20年試算津波と本件津波の規模等の違い

2 規制行政庁(経済産業大臣)による技術基準適合命令に応じて一審被告東電が福島第一発電所において講じたであろうと考えられる結果回避措置の内容について

(1) 技術基準適合命令を発することが可能である場合の発令の在り方

(2) 規制行政庁が福島第一発電所事故当時に津波対策に係る技術基準不適合状態の解消を判断することができる措置は、ドライサイトコンセプトに基づく福島第一発電所の敷地又はその周辺における防潮堤・防波堤等の設置であること

(3) 結果回避措置の内容として、事業者が防潮堤・防波堤等を設置することなく水密化を講じようとしても、規制行政庁において、不適合状態が解消されたと判断することはできなかったこと

ア はじめに

イ 主要建屋等が存在する敷地内に津波がそのまま浸入する事態を容認した上での津波対策は大きな不確実性が伴って信頼性に欠ける上、事故対応等に支障が生じることも想定されること

ウ 福島第一発電所事故前の科学技術水準として、主要建屋等が存在する敷地内に津波がそのまま浸入する事態を容認した上で水密化措置のみによってこれを防護する技術は確立されていなかったこと

エ 福島第一発電所事故の経験を踏まえて策定された新規制基準でも、防潮堤・防波堤等を設置することなく、主要建屋等が存在する敷地内に津波がそのまま浸入することを前提に水密化のみによって津波対策を行うことは求めていないこと

オ 小括

3 一審被告国（経済産業大臣）が規制権限を行使し、事業者（一審被告東電）が講じたであろう結果回避措置によっても結果を回避することはできないこと

(1) はじめに

(2) 仮に、一審被告国（経済産業大臣）が規制権限を行使し、事業者（一審被告東電）において、「長期評価の見解」を踏まえて試算された平成20年試算津波に対する対策として、防潮堤・防波堤等を設置したとしても、本件事故の発生を回避することができないこと

(3) 仮に、防潮堤・防波堤等の設置に加えて「非常用電源設備等の設備そのもの及びそれらが設置された建屋の水密化」を図ったとしても、福島第一発電所事故の発生を回避することができず、防潮堤等が完成する前の単独の水密化措置を講じることを選択したとしても、同様に、福島第一発電所事故の発生を回避することができないこと

4 最高裁令和4年判決（一審千葉地裁）の判断及びその考え方

(1) 福島第一発電所事故当時の我が国における原子炉施設の津波対策について

(2) 防潮堤等の設置と併せて他の対策を講ずることを検討した蓋然性がないことについて

(3) 最高裁令和4年判決（一審千葉地裁）の考え方

第6 損害論について

1 一審原告らの損害額

2 一審被告東電の一審原告らに係る損害に関する主張の援用

3 一審被告国と一審被告東電との立場を前提とした賠償責任の範囲について

本件訴訟における一審被告国の主張の要旨は、以下のとおりである。

なお、略語等は、従前の例による。

第1 規制権限の不行使が国賠法1条1項の適用上違法となる場合（一審被告国控訴審第2準備書面第1の1・2及び3ページ等）

公権力の行使に当たる公務員の行為（不作為を含む。）が国賠法1条1項の適用上違法となるのは、当該公務員が個々の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反して当該国民に損害を加えたときであると解されている（最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ、最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集59巻7号2087ページ、最高裁平成27年12月16日大法廷判決・民集69巻8号2427ページ）。

したがって、公権力の行使に当たる公務員の規制権限の不行使という不作為が同項の適用上違法となるのは、当該公務員が規制権限を有し、規制権限の行使によって受ける国民の利益が国賠法上保護されるべき利益である（反射的利益ではない）ことに加えて、当該規制権限不

行使によって損害を受けたと主張する特定の国民との関係において、当該公務員が規制権限を行使すべき義務（作為義務）が認められ、この作為義務に違反した場合である。

規制権限を行使するための要件及びこれが満たされたときはその権限を行使しなければならない旨の法令の定めが置かれている場合には、当該要件が満たされたときは基本的に作為義務が認められることになる」と解される。他方、規制権限を行使するための要件は定められているものの、その権限を行使するかどうかにつき裁量が認められている場合や、規制権限を行使するための要件が具体的に定められていない場合には、直ちに作為義務を認めることはできない。

このような場合について、最高裁は、「国又は公共団体の公務員による規制権限の不行使は、その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときは、その不行使により被害を受けた者との関係において、国賠法1条1項の適用上違法となるものと解するのが相当である」との解釈を確立しており（宅建業者最高裁判決、クロロキン最高裁判決、k j じん肺最高裁判決、関西水俣病最高裁判決、大阪k k アスベスト最高裁判決及び建設アスベスト最高裁判決〔最高裁令和3年5月17日第一小法廷判決・民集75巻5号1359ページ〕参照）、前記の解釈規範に当てはまるときに、当該公務員は、規制権限を行使すべき法的な義務（作為義務）を負い、そうであるにもかかわらず、その規制権限を行使しなかった場合に、その規制権限の不行使は、国賠法1条1項の適用上違法となるものと解される。

第2 経済産業大臣は、原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる問題につき、電気事業法40条に基づく技術基準適合命令により是正する規制権限を有していなかったこと（一審被告国控訴答弁書第9の2・225及び226ページ等）

平成14年末ないし平成21年7月当時（一審原告原審第11準備書面第6・48ページ、一審原告控訴審第5準備書面1（ママ。「第1」の誤記と解される。）・4ページ）の法令上、経済産業大臣は、原子炉施設の基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関する事項について、電気事業法40条に基づく技術基準適合命令を発することにより是正する規制権限を有していなかった。

そして、ドライサイトコンセプトの下で福島第一発電所の主要建屋の敷地高（O.P.+10メートル）を超える津波を想定して一審被告東電に設備上の対策を講じさせるか否かという問題は、敷地高と想定津波との間に十分な高低差があることをもって、津波による浸水等によって原子炉施設の安全機能が重大な影響を受けるおそれのないものとしていた福島第一発電所の設置（変更）許可処分段階において安全審査を受けた津波対策に係る基本設計ないし基本的設計方針に関わる問題であるといえる。

したがって、経済産業大臣は、一審被告東電に対して、福島第一発電所の主要建屋の敷地高を超える津波を想定した設備上の対策を講じるよう電気事業法40条に基づく技術基準適合命令を発する権限を有していなかった。

第3 仮に、本件において、経済産業大臣が電気事業法40条に基づく技術基準適合命令により基本設計ないし基本的設計方針の安全性に関わる問題を是正する規制権限を有していたとしても、経済産業大臣の規制権限の不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くとはいえないこと（一審被告国控訴審第2準備書面第1の2・3及び4ページ等）

仮に、本件において、経済産業大臣が原子炉施設の設置許可処分の段階において安全審査を受けた基本設計ないし基本的設計方針に関する問題につき、電気事業法40条に基づく技術基準適合命令により是正する規制権限を有していたとしても、前記第1のとおり、規制権限不行使は、その権限を定めた法令の趣旨、目的や、その権限の性質等に照らし、具体的事情の下において、その不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くと認められるときに限り、その不行使により被害を受けた者との関係において、国賠法1条1項の適用上違法となる

ものと解されるところ、規制権限不行使が問題となったこれまでの最高裁判決の判示に照らすと、その判断に当たって考慮される要素は、おおむね、「1 規制権限を定めた法が保護する利益の内容及び性質、2 被害の重大性及び切迫性、3 予見可能性、4 結果回避可能性、5 現実に実施された措置の合理性、6 規制権限行使以外の手段による結果回避困難性（被害者による被害回避可能性）、7 規制権限行使における専門性、裁量性などの諸事情」（k1・最高裁判所判例解説民事篇平成26年度420ページ）に整理され、これらの考慮要素の全部又は一部が総合的に考慮されているものと解される。

以下においては、本件における事実関係等を基に、前記第1の規制権限不行使の違法性に関する最高裁判決の判断枠組みに係る考慮要素に当てはめた場合、福島第一発電所事故の発生に至るまでの間において、「長期評価の見解」が、地震・津波の専門家の間で、原子力規制に取り入れるべき精度及び確度を備えた正当な見解として是認されるものであったとはいえず、「長期評価の見解」に基づき、経済産業大臣に、規制権限の行使を義務付けるだけの予見可能性を認めることはできなかったこと（考慮要素3。後記第4）、仮に、経済産業大臣が何らかの規制権限を行使し、一審被告東電が津波対策を講じたとしても、「長期評価の見解」を踏まえて試算される津波（平成20年試算津波）と本件津波とでは津波の規模、到来の方向や流況等に大きな違いがあるから、福島第一発電所事故の発生を回避することができたとは認められないこと（考慮要素4。後記第5）などの事情を考慮すれば、一審原告らに対する関係において、経済産業大臣の規制権限不行使が許容される限度を逸脱して著しく合理性を欠くものとはいえないことを明らかにする。

#### 第4 予見可能性について

1 予見可能性の意義等（一審被告国控訴審第2準備書面第2・5ないし11ページ、一審被告国控訴審第3準備書面第1・4ページ等）

（1）ここで問題とされる予見可能性とは、規制権限を行使しなければ法益侵害が継続し、又はその危険が顕在化することを、行政庁が認識していたか、又は認識し得たことをいう。かかる結果発生の危険性の予見可能性は、当該結果発生を防止し得る規制権限を有する公務員において、ある特定の国民に対し、当該結果が発生することを防止すべき職務上の法的義務（結果回避義務）を負担するかどうかを判断する上での一考慮要素であり、国賠法上の違法判断に影響を及ぼすものである。そして、行政庁が危険を予見することが可能でないにもかかわらず、作為義務（結果回避義務）を課することはできないのであるから、この予見可能性は、結果回避義務を肯定するために不可欠の要件である。（以上、kmほか編著・条解国家賠償法407ページ〔kn〕、km・国家補償法164ページ）

そうだとすれば、規制権限不行使の違法性の考慮要素としての予見可能性は、結果回避義務を課すに足りる程度のものでなければならず、規制権限の行使主体において、職務上の法的義務として、そのような予見をすべきであったといえる必要がある。

（2）しかも、本件は、一審原告らが経済産業大臣において規制権限を行使すべきであったと主張する時期において、いまだ被害は発生しておらず、また、かかる被害をもたらす原因事象も科学的に判明していなかった事案である。そのため、本件では、規制権限の不行使が問題とされた当時の具体的事情の下で、被害又はその危険の発生を経済産業大臣が職務として予見すべきであったか否かが慎重に検討される必要があり、例えば、被害をもたらす原因事象の発生可能性や確率等を示唆する見解が存在したとしても、それが一定程度の成熟性を有しなければ予見可能性は認められないというべきである。すなわち、被害をもたらす原因事象の発生可能性や確率等を示唆する見解が存在するだけで、僅かでも予見可能性が否定し得ない以上、結果回避措置を講ずることが義務付けられ得るとすると、社会活動に極めて深刻な萎縮効果を及ぼすこととなるから、そのような見解が存在することだけでは、前記予見可能性を肯定することはできない。言い換えれば、ここでいう予見可能性については、結果を回避し得る措

置を規制権限者に義務付けてよいほどの予見可能性が認められるのかという視点で検討を行うことが肝要なのである。

(3) そして、規制権限不行使の違法性の考慮要素としての予見可能性は、法令の趣旨・目的から、どの程度の危険が存在する場合に予見可能性を肯定するかという規範的判断の対象となるものであるから、どの程度の予見可能性を要するかの検討に当たっては、当該規制権限を定めた法令の趣旨・目的を参照する必要がある。

この点、福島第一発電所のような原子炉施設には、炉規法及び電気事業法が適用されるどころ、炉規法は、電気事業法による規制の及ぶ範囲については炉規法の規制を適用除外としており(炉規法73条)、相互に補完しあって原子炉についての規制体系を構築している。そして、炉規法は、24条1項3号において、原子炉を設置しようとする者が原子炉を設置するために必要な技術的能力及びその運転を適確に遂行するに足りる技術的能力を有するか否かにつき、同項4号において、当該申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質(使用済燃料を含む。)、核燃料物質によって汚染された物(原子核分裂生成物を含む。)又は原子炉による災害の防止上支障がないものであるか否かにつき、審査を行うべきものと定めている。原子炉設置許可の基準として、前記のように定められた趣旨は、原子炉が原子核分裂の過程において高エネルギーを放出する核燃料物質を燃料として使用する装置であり、その稼働により、内部に多量の人体に有害な放射性物質を発生させるものであって、原子炉を設置しようとする者が原子炉の設置・運転につき所定の技術的能力を欠くとき、又は原子炉施設の安全性が確保されないときは、当該原子炉施設の従業員やその周辺住民等の生命、身体に重大な危害を及ぼし、周辺の環境を放射能によって汚染するなど、深刻な災害を引き起こすおそれがあることに鑑み、そのような災害が万が一にも起こらないようにするために、原子炉設置許可の段階で、原子炉を設置しようとする者の前記技術的能力並びに申請に係る原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性につき、科学的、専門技術的見地から、十分な審査を行わせることにあるものと解される。また、前記の技術的能力を含めた原子炉施設の安全性に関する審査は、当該原子炉施設そのものの工学的安全性、平常運転時における従業員、周辺住民及び周辺環境への放射線の影響、事故時における周辺地域への影響等を、原子炉設置予定地の地形、地質、気象等の自然的条件、人口分布等の社会的条件及び当該原子炉設置者の前記技術的能力との関連において、多角的、総合的見地から検討するものであり、しかも、前記審査においては、将来予測に係る事項もその対象に含まれるのであって、原子力工学はもとより、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断が必要とされるものであることが明らかである。そして、炉規法24条2項が、経済産業大臣等の主務大臣において原子炉設置の許可をする場合においては、同条1項3号(技術的能力に係る部分に限る。)及び4号所定の基準の適用について、あらかじめ原子力安全委員会の意見を聴き、これを尊重してしなければならないと定めるのは、前記のような原子炉施設の安全性に関する審査の特質を考慮し、前記各号所定の基準の適合性については、各専門分野の学識経験者等を擁する原子力安全委員会の科学的、専門技術的知見に基づく意見を尊重して行う主務大臣の合理的な判断に委ねる趣旨と解するのが相当である。(以上、gm原発最高裁判決参照)

そして、設置許可処分がされた原子炉について、主務大臣が原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性に関する規制権限を行使するに当たっても、科学的、専門技術的見地から検討を行う必要があることは、原子炉設置許可処分の段階と異なるところはなく、当該検討においては、設置許可処分の時点における安全審査の場合と同様に、原子力工学はもとより、多方面にわたる極めて高度な最新の科学的、専門技術的知見に基づく総合的判断が必要とされるというべきである。

したがって、原子炉施設の使用開始後に、規制権限不行使の違法性の考慮要素として、津波によって原子力被害が引き起こされることの予見可能性の有無を判断するに当たっても、炉

規法の定め及び設置許可処分に関する g m 原発最高裁判決の趣旨に鑑みれば、どの程度の危険に対する安全性を確保すべきかについて、専門分野の学識経験者等の科学的、専門技術的知見に基づく意見を尊重した規制判断が求められることを前提にする必要があるというべきである。

(4) また、原子力規制実務においては、ある科学的知見を原子力規制に取り入れようとする場合には、審議会等（経済産業大臣の諮問機関である総合資源エネルギー調査会の下に設置された原子力安全・保安部会等）において、各専門分野の学識経験者等が、当該科学的知見が原子力規制に取り入れるだけの客観的かつ合理的根拠に裏付けられているかを審議した上で、その取捨の判断をしていることからすれば、原子炉施設の位置、構造及び設備の安全性に関して規制権限の不行使の国賠法上の違法性が問題となる場面において、ある科学的知見に基づいて予見可能性が認められるためには、少なくとも、前記のような専門家の中で、当該科学的知見が原子力規制に取り入れるべき精度及び確度を備えた正当な見解として是認される知見でなければならず、これに当たるか否かについては、当該知見の形成過程や同知見に対する専門家による評価等に基づいて判断されるべきであり、単に国の機関が発表した見解や意見であるというだけでは原子力規制に取り入れることはできないというべきである。特に、本件では、平成14年当時から福島第一発電所事故に至るまで、専門家の中で原子力規制に取り入れるべき精度及び確度を備えた正当な見解として是認されていた津波評価技術（下記2参照。）の存在も踏まえて予見可能性の有無が判断されるべきである。

2 津波評価技術は、地震・津波の専門家の中で原子力規制に取り入れるべき精度及び確度を備えた正当な見解として是認される知見であったこと（一審被告国控訴答弁書第7の2（1）ウ及び（2）ないし（4）・50ないし62ページ、同答弁書第7の3（3）・69ないし72ページ、一審被告国控訴審第3準備書面第3の3・22ないし29ページ、一審被告国控訴審第4準備書面第1の2（2）イ（イ）・25及び26ページ、一審被告国原審第15準備書面第3の3・26ないし43ページ等）

津波評価技術は、平成11年に原子力施設の津波に対する安全性評価技術の体系化及び標準化について検討することを目的として設置された土木学会の津波評価部会により、平成14年2月に取りまとめられたものである（甲B第2号証の1・本文編375及び376ページ）。すなわち、土木学会は、高い安全性が求められる原子力施設について、「想定し得る最大規模の地震津波」の評価方法を先行的に整備すべく、平成11年以降研究を重ね、平成14年2月にそれらの成果を集大成し、4省庁報告書及び7省庁手引きを補完するものとして、津波評価技術（丙B第13号証の1ないし3）を策定した。

津波評価技術は、津波評価部会主査としてその策定を主導した g q 名誉教授が津波評価技術の巻頭において、「現時点で確立しており実用として使用するのに疑点のないものを取りまとめられている。」（丙B第13号証の1・及び ページ）と述べているほか、k o 教授も「長期評価よりもさらに保守的で、ほぼすべてが「科学的に確立された知見」に基づいている。」（乙B第88号証の2・8ページ）と述べているとおり、原子力発電所における設計津波の想定について、それまでに培ってきた知見や技術進歩の成果を集大成して、その時点で確立しており実用として使用するのに疑点がないものを取りまとめたものである。

本件で問題とされている想定津波の波源モデルの設定との関係に即していうと、津波評価技術は、特定の地点に到来し得る津波を評価する際の評価手法として、1 信頼性のある波源モデルの構築が可能な既往津波の波源を取り上げ、領域ごとに基準断層モデルを設定し、

2 その際、既往地震の発生領域だけでなく、地震地体構造に関する最新の知見も考慮して基準断層モデルを設定するとの考えに基づいている（丙B第13号証の2・1-23及び1-31ページ参照）。かかる考え方は、具体的な根拠を有する津波の発生可能性を余すことなく取り入れて、設計想定津波の水位を推計することを可能とするため、世界に先駆けて策定さ

れた手法であった(丙B第91号証11ページ)。そして、この津波評価技術に基づいて算出される津波の高さは、パラメータスタディ等の手法を用いることにより、平均で既往津波の痕跡高の約2倍となっており(丙B第13号証の2・1-7ページ)、より高い安全性が求められる原子炉施設に用いられることを踏まえた安全寄りの考え方に基づいていた。

このような津波評価技術は、福島第一発電所事故の前後を通じ、科学的に想定可能な最大規模の津波を評価する方法として国際的にも高い評価を受けており、我が国の原子力規制機関の一つである原子力安全委員会も、津波評価技術の合理性を認め、津波評価技術に基づく評価を前提に事業者の新設炉の設置許可申請を許可していた。

そして、津波評価技術では、地震地体構造の知見に基づいた上で、当時の科学的知見の進展状況を踏まえた各領域の波源モデルの例が示されているところ、明治三陸地震が発生したとされる三陸沖の海溝寄りの領域に同地震の波源モデルが設定されたが、福島県沖の海溝寄りの領域には波源モデルが設定されなかった(丙B第13号証の2・1-59ページ)。

この点、地震の長期予測手法は地震が繰り返し起こるという考え方を基本に行うものであり、津波被害を伴うようなMw8.0級のプレート間地震は100年程度の期間で繰り返されると考えられていたことからすれば(丙B第91号証11ページ)、過去約100年間はもとより、福島県沖のように過去約400年間もの間、既往地震の記録がないのであれば、当該特定の領域において、将来、少なくとも、津波被害を伴うようなMw8.0級の津波地震を含むプレート間地震が発生する可能性を極めて低いものとして扱うことは、地震・津波の専門家が共有する地震学の基本的な考え方に沿うものであった(甲B第2号証の2・303ページ)。

そして、津波評価技術においては、当時判明していた最新の知見の整理やレビュー等が行われた結果、地震・津波の専門家が共有する地震学の基本的な考え方に沿うものとして、明治三陸地震が発生したとされる三陸沖の海溝寄りの領域に同地震の波源モデルが設定された一方で、福島県沖の海溝寄りの領域には波源モデルが何も設定されなかったのであって、かかる波源モデルの設定は、平成14年当時、地震・津波の専門家の間において、日本海溝寄りのプレートにおいて、津波地震は特定の領域(明治三陸地震の震源域である三陸沖のような、特殊な海底構造を有する領域)でのみ発生する特殊な地震であるとの見解が大勢を占めており、三陸沖北部から房総沖の日本海溝寄りの領域の北部(明治三陸地震が発生したとされる領域)と南部(福島県沖が含まれる領域)とでは地震地体構造が異なること等が客観的な観測事実等として明らかになっていたこととも整合するものである。

したがって、津波評価技術において示された日本海溝沿いの波源設定は、平成14年当時、専門家間で原子力規制に取り入れるべき精度及び確度を備えた正当な見解として是認されるものであったといえることができる。

3 「長期評価の見解」は、地震・津波の専門家間で原子力規制に取り入れるべき精度及び確度を備えた正当な見解として是認される知見であったとはいえないこと

(1) はじめに(一審被告国控訴答弁書第5・43及び44ページ、同答弁書第7の1(2)・47ページ等)

福島第一発電所に0.1メートルを超える津波が到来することの予見可能性が認められるためには、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域を一つの領域とし、明治三陸地震と同様の津波地震(Mt8.2前後)が前記領域内のどこでも発生する可能性があるとした「長期評価の見解」が、地震・津波の専門家間で原子力規制に取り入れるべき精度及び確度を備えた正当な見解として是認される知見であったといえることが必要である。

(2) 「長期評価の見解」の公表当時の地震・津波の専門家の見解等(一審被告国控訴答弁書第7の2・48ないし62ページ、同答弁書第7の3(2)及び(3)・65ないし72ページ、一審被告国原審第15準備書面第3の4(2)イ(ア)・44ないし47ページ、同(3)・61ないし70ページ等)

「長期評価の見解」が公表された平成14年7月までに、地震・津波の専門家の間では、津波地震の発生メカニズムに関する知見の進展状況（ペルー地震やニカラガ地震など付加体が存在しない領域でも津波地震が発生していること等）を踏まえても、明治三陸地震を含め津波地震の発生メカニズムを付加体のテクトニクス（動き）や物性と関連づけることによって説明することができ、日本海溝寄りのプレートにおいて、津波地震は特定の領域（明治三陸地震の震源域である三陸沖のような、特殊な海底構造を有する領域）でのみ発生する特殊な地震であるとする見解が大勢を占めていた上、三陸沖北部から房総沖の日本海溝寄りの領域の北部（明治三陸地震が発生したとされる領域）と南部（福島県沖が含まれる領域）とでは地震地体構造が異なること等が客観的な観測事実等として明らかになっていた。

そして、「長期評価の見解」が公表された平成14年7月当時、地震・津波の専門家の間において、慶長三陸地震及び延宝房総沖地震については、その発生機序や震源域について有力な異説が複数存在していたのであるから、これら二つの地震が三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域で発生した津波地震であるとの見解が確立していたとはいえない。

（3） 専門家間で原子力規制に取り入れるべき精度及び確度を備えた正当な見解として是認されていた津波評価技術の作成段階における議論状況を見ても、「長期評価の見解」のような考え方は取り上げられていなかったこと（一審被告国控訴答弁書第7の2（1）ウ及び（2）ないし（4）・50ないし62ページ、同答弁書第7の3（3）・69ないし72ページ、一審被告国原審第15準備書面第3の3・26ないし43ページ等）

前記2のとおり、津波評価技術においては、明治三陸地震が発生したとされる三陸沖の海溝寄りの領域には同地震の波源モデルが設定される一方で、福島県沖の海溝寄りの領域には波源モデルが何も設定されなかったところ、この点は、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域を一つの領域とし、明治三陸地震と同様の津波地震（M<sub>t</sub>8.2前後）が前記領域内のどこでも発生する可能性があるとする「長期評価の見解」と相いれないものである。

しかるところ、仮に、地震・津波の専門家の間において、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域のどこでも明治三陸地震と同様の津波地震が発生する可能性があるとする「長期評価の見解」のような考え方が、原子力規制に取り入れられるべき知見、あるいは原子力規制に取り入れるか否かが検討されるべき科学的知見として認識されていたならば、津波評価技術の作成段階においても、「長期評価の見解」のような考え方が議論のそ上に載せられたはずである。しかし、津波評価技術の波源設定について議論された第3回津波評価部会における議論状況（乙B第86号証）及び配布資料（丙B第351号証の添付資料）を見ても、同部会において、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域のどこでも明治三陸地震と同様の津波地震が発生する可能性があるとする「長期評価の見解」のような考え方が取り上げられて議論された形跡はない。

このことは、翻って、地震・津波の専門家の間においては、「長期評価の見解」のような考え方が原子力規制に取り入れられるべき科学的知見として認識されていなかったことはもとより、原子力規制に取り入れるか否かが検討されるべき科学的知見としてすら認識されていなかったことを端的に示すものである。

（4） 地震本部が想定した地震防災対策における長期評価の位置づけ等（一審被告国控訴答弁書第7の3（4）ア・72ないし76ページ、一審被告国控訴審第1準備書面第1の2（2）・11ないし13ページ等）

地震本部は、地震防災対策特別措置法7条2項1号が定める「地震に関する観測、測量、調査及び研究の推進について総合的かつ基本的な施策」として、平成11年4月23日付けで、総合基本施策を定めている（丙B第249号証）。

その上で、地震本部は、総合基本施策において、長期評価や強震動予測等を統合した「地震動予測地図は、その作成当初においては、全国を大まかに概観したものとなると考えられ、

その活用は主として国民の地震防災意識の高揚のために用いられるものとなろう。また、将来的に地震動予測地図が、その予測の精度を向上させ、地域的にも細かなものが作成されることとなった場合には、(中略)地震防災対策への活用(中略)も考えられる。」としていた(同号証15ページ)。

かかる総合基本施策の内容からすれば、地震本部自身、自らが公表する「海溝型地震の特性の解明と情報の体系化」や「地震発生可能性の長期確率評価」は、必ずしもその全てが直ちに地震防災対策に活用することができるような精度及び確度を備えたものではないことを当然の前提としていたということができる。

このように、地震本部自身が、自らが公表する長期評価等について、必ずしもその全てが直ちに防災対策に活用することができるような精度及び確度を備えたものではないことを当然の前提としていたことは、後記(5)で述べる地震本部における「長期評価の見解」の審議過程、平成14年長期評価の冒頭柱書に、「今回の評価は、現在までに得られている最新の知見を用いて最善と思われる手法により行ったものではあるが、データとして用いる過去地震に関する資料が十分でないこと等による限界があることから、評価結果である地震発生確率や予想される次の地震の規模の数値には誤差を含んでおり、防災対策の検討など評価結果の利用にあたってはこの点に十分留意する必要がある。」との留保が付されていること(甲B第4号証1枚目)や後記(6)で述べる同見解公表後の地震本部における同見解の信頼性評価の内容等からも裏付けられる。

(5) 「長期評価の見解」の作成過程における議論の状況等(一審被告国控訴答弁書第7の3(1)及び(2)・62ないし69ページ、同(4)ア・72ないし76ページ、同(4)ウ・81ないし84ページ、同(6)・99及び100ページ、同答弁書第7の5(1)イ(ア)及び(イ)・146ないし157ページ、一審被告国控訴審第1準備書面第6の2(2)及び(3)ア・73ないし84ページ、一審被告国原審第15準備書面第3の4(1)及び(2)・43ないし61ページ、同(3)イ(イ)73ないし79ページ等)

「長期評価の見解」が公表された平成14年7月当時、地震・津波の専門家の間において、慶長三陸地震及び延宝房総沖地震が三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域で発生した津波地震であるとの見解が確立していたとはいえない状況の中で、地震本部の海溝型分科会では、第8回以降の各分科会において、繰り返し、慶長三陸地震及び延宝房総沖地震を三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域で発生した津波地震として扱ってよいかどうか議論され、津波地震に関しては、第10回海溝型分科会において、事務局から、日本海溝沿いプレート間津波地震を、1611年の慶長三陸地震、1677年の延宝房総沖地震、1896年の明治三陸地震と整理した旨が示されてもなお、委員からは、慶長三陸地震及び延宝房総沖地震を日本海溝沿いの津波地震とすることについて異論が出されていた。

そして、「長期評価の見解」についての実質的な議論が行われた最後の第12回海溝型分科会においては、慶長三陸地震及び延宝房総沖地震のいずれについても、当該領域で発生したものではないのではないかと異論が述べられたが、最終的には、事務局から「メカニズムは分からないけれども、3回大きな津波が発生して三陸に大きな被害を発生させているわけだから、警告としてはむしろ3回というほうを」、「メカニズムは厳密なものがあるだろうが、最終的に三陸沖周辺で津波で大きな被害がおこる確率というのが重要である。」との発言がされ、また、k p氏から「次善の策として三陸に押し付けた。あまり減ると確率が小さくなって警告の意がなくなって、正しく反映しないのではないかと、という恐れもある。」、「津波はやっぱりあったのだから、いれておいてもいいような気がする」、「いずれにせよ、被害がでますので3回としてしまってもいいと思う。」との発言がされ、議論が収束していったものである(丙B第353号証の3・右下部のページ数で282ないし294ページ)。

このような議論の経過に加え、1 「長期評価の見解」の公表後、同見解に信頼度を付

すための議論が行われた平成14年9月18日開催の第16回海溝型分科会で配布された資料に、延宝房総沖地震について「海溝寄りかどうかは怪しい(陸寄り?)」との記載や、慶長三陸地震について「但し怪しい(千島沖の地震かもしれない)」との記載が、明治三陸地震、慶長三陸地震及び延宝房総沖地震の三つの地震を日本海溝寄りの津波地震であることを前提として導かれた発生間隔や想定地震の発生確率について「最初の2回(引用者注:慶長三陸地震及び延宝房総沖地震)は怪しい」との記載がそれぞれされていたこと(丙B第353号証の4・右下部のページ数で395ページ)、2 地震本部自身、海溝型地震の特性の解明と情報の体系化や、地震発生可能性の長期確率評価について、その全てが直ちに地震防災対策に活用することができるような精度及び確度を備えたものではなく、これらの知見を統合して作成した地震動予測地図の当面の目的は国民の地震防災意識の高揚のためであることを想定していたこと(前記(4))、3 地震本部自身が、平成15年3月に発表した長期評価信頼度において、「長期評価の見解」が示した三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域で発生する津波地震の「発生領域の評価の信頼度」及び「発生確率の評価の信頼度」をいずれも「C」(やや低い)と評価していること(丙B第17号証8ページ(なお、一審被告国控訴答弁書第7の3(6)において同号証を引用した際、該当するページ数として「7ページ」を挙げていたが、正確には「8ページ」であるため、本書面において訂正する。))、後記(6)ア)を併せ考慮すると、海溝型分科会では、慶長三陸地震及び延宝房総沖地震を津波地震とするか否か、これら二つの地震の震源域はどこなのかについて、理学的な根拠に基づく議論に必ずしも決着がつかないまま、多分に国民の地震防災意識の高揚を図るという防災行政的な見地から、明治三陸地震、慶長三陸地震及び延宝房総沖地震の三つの地震がいずれも日本海溝寄りの領域で起きた津波地震として扱う方向へ議論が進み、その結果、理学的に否定することができないという以上の積極的な評価をすることが困難な「長期評価の見解」を作成するに至ったといえる。

また、「長期評価の見解」において採用された、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域をどこでも津波地震が発生し得る一つの領域とした上で将来の地震発生確率を評価するという手法は、平成14年当時、津波防災対策を講じるに当たって最大規模の地震を予測する手法としては、地震地体構造論の知見による想定(すなわち、地震の繰り返し発生の性質を前提とした上で、地震地体構造論の知見に基づき、共通の地震地体構造を持つ領域において、その領域内で発生し得る最大規模の地震が領域内のどこでも発生し得るとするもの)に基づくものが一般的であったものの、多分に国民の地震防災意識の高揚を図るという防災行政的な見地から、既往地震の記録が乏しいために将来における地震の発生確率を評価することができないとの事態を避けるため、かかる一般的な想定とは異なる想定(地震地体構造論の知見には基づかずに、具体的な震源域における地震の繰り返し履歴には依拠しないで最大規模の地震を想定するもの)に基づく手法として採用されたものであり、積極的な理学的根拠に基づくものではなかった。

以上のとおり、「長期評価の見解」は、積極的な理学的根拠に基づかずに、多分に国民の地震防災意識の高揚を図るという防災行政的な見地から作成されたものといえることができる。

(6) 「長期評価の見解」の公表後の地震本部の対応

ア 「長期評価の見解」の信頼度の公表(平成15年3月)(一審被告国控訴答弁書第7の3(6)・99及び100ページ等)

地震本部地震調査委員会は、平成15年3月24日、長期評価信頼度を公表し、「長期評価の見解」について、「発生領域の評価の信頼度」と「発生確率の評価の信頼度」をいずれも「C」(やや低い)と評価する長期評価信頼度を公表した(丙B第17号証、前記(5))。

長期評価信頼度では、発生領域と発生確率の評価の信頼度について、「想定地震と同様な地震が発生すると考えられる地域を1つの領域とした場合」には過去に当該領域で発生した地

震の数に基づいて信頼度が付されているため、「長期評価の見解」の信頼度の評価に当たっては、明治三陸地震、慶長三陸地震及び延宝房総沖地震の三つの地震を三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域において発生した津波地震であると整理することの不確かさは捨象されているものである。それでもなお、地震本部は、「長期評価の見解」の信頼度について、「発生領域の評価の信頼度」及び「発生確率の評価の信頼度」を「C」と評価したのであり、このことからすれば、地震本部自身が、前記三つの地震を日本海溝寄りの領域の津波地震であると整理するか否かという点においてもなお、根拠となるデータの不十分さから、「長期評価の見解」の信頼度は、低いものにとどまると判断していたといえることができる。

イ 地震動予測地図の作成（平成17年）（一審被告国控訴答弁書第7の3（7）イ・113ないし116ページ、一審被告国原審第3準備書面第3の3（5）脚注5・18ページ等）

地震本部は、固有地震説（同じ規模の地震が一定の繰り返し間隔で発生するという考え。甲B第4号証・2ページ）を基本としており、総合基本施策を公表した平成11年4月以降、当面推進すべき地震調査研究の筆頭に掲げた「全国を概観した地震動予測地図」を作成するために、長期評価及び強震動評価を実施していたところ、「震源断層を特定した地震動予測地図」（決定論的地震動予測地図）において強震動評価の対象とされるためには、「震源断層を特定した」との文言からも分かるように、少なくとも震源断層が特定されている必要があった。しかるところ、「長期評価の見解」が示した明治三陸地震と同様の津波地震は、「震源断層を特定した地震動予測地図」において強震動評価の対象とされた宮城県沖の地震や三陸沖北部の地震に比べて科学的データが少なく、震源断層も特定されていなかったことから、「震源断層を特定した地震動予測地図」の基礎資料にされなかったものであり（丙B第316号証の1・2、54ページ、同号証の2・54、55及び57ページ、同号証の3・174、221ページ）、かかる事実は、地震本部自身が、「長期評価の見解」を決定論的に取り扱うことができるだけの精度及び確度を備えたものとして考えていなかったことを示すものである。

ウ 地震本部が、平成21年3月に行った平成14年長期評価の一部改訂において、「長期評価の見解」に関する記載とほぼ同一の記載をしていること（一審被告国控訴答弁書第7の3（7）エ・119及び120ページ）

地震本部は、平成21年3月、平成14年長期評価を一部改訂したが、「長期評価の見解」に係る記載に大きな変更はなく、発生確率の更新も行われなかった（乙B第45号証）。

かかる事実は、平成14年7月以降も「長期評価の見解」を裏付ける新たな科学的知見の集積がなかったため、地震本部が、新たな記述や評価を加えず、確率評価手法も変更しなかったことを示すものである。

エ 地震本部が、平成21年3月に発行した「日本の地震活動」（第2版）において、延宝房総沖地震が津波地震というのは飽くまで一つの仮説と位置づけていること（一審被告国原審第15準備書面第3の4（3）イ（ア）d・73ページ等）

地震本部は、平成21年3月に発行した「日本の地震活動」（第2版）において、延宝房総沖地震について、震源域の詳細や、プレート間地震であったか沈み込むプレート内地震であったかは不明であり、津波地震であった可能性が指摘されているなどとしている（丙B第181号証）。

「日本の地震活動」（第2版）における前記記載は地震本部自身が、「長期評価の見解」で示された延宝房総沖地震を三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域で発生した津波地震とする見解は、飽くまで一つの仮説と位置づけ、積極的な理学的根拠に基づくものではないと考えていたことを示すものである。

（7） 「長期評価の見解」の公表後の地震・津波の専門家の見解及び反応並びに地震本部以外の専門家により構成される公的機関や民間の専門機関の反応等

ア 「長期評価の見解」公表後の地震・津波の専門家の見解及び反応（一審被告国控訴答弁書第7の3（5）イ（イ）・88ないし97ページ、同（7）ア（エ）・106ないし113ページ等）

「長期評価の見解」の公表後、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域の南北で付加体の発達状況に大きな違いがあることが客観的な観測事実として明らかになったことを踏まえて、明治三陸地震と同様の津波地震は福島県沖の海溝軸付近では発生しない可能性があるとの見解、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域を四つに区分し、明治三陸地震及び慶長三陸地震と延宝房総沖地震をいずれも福島県沖以外の領域の地震であるとする見解、津波地震は特定の条件がそろった場合にのみ発生する可能性が高いとの見解が示されたり、慶長三陸地震や延宝房総沖地震が三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域で発生した津波地震であるとするに異論を唱える見解が示されたりしていた一方で、「長期評価の見解」と同様に、海溝軸近傍であればどこでも明治三陸地震と同様の津波地震が発生し得るとの見解や、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域をどこでも明治三陸地震と同様の津波地震が発生し得る一つの領域として扱うことを支持する見解、慶長三陸地震や延宝房総沖地震が三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域で発生した津波地震であるとするを支持する見解が発表されることはなかった。

なお、念のため付言するに、k q氏が平成15年に公表した論文（「津波地震とは何か - 総論 -」。丙B第142号証）において、「このような現象（引用者注：津波地震が浅いところで発生することや変動の進行速度が遅いこと）を付加堆積物のテクトニクスや物性に関連づけて説明しようとする動きが最近の研究で大勢を占めてきた。」（同号証342ページ）と評している（一審被告国控訴答弁書第7の3（2）イ（イ）・68ページ参照）ことなどからすると、「長期評価の見解」の公表後も、地震・津波の専門家の間では、津波地震の発生機序について、付加体のテクトニクスや物性と関連づけることによって津波地震の発生を説明することができるという見解が大勢を占めていたといえることができる。

以上のとおり、「長期評価の見解」の公表後も、地震・津波の専門家の間では、明治三陸地震と同様の津波地震が三陸沖北部から房総沖の日本海溝寄りの領域内のどこでも起きるとする「長期評価の見解」を積極的に支持する者はほとんどなく、消極的ないし懐疑的な意見を示す者が多かったといえることができる。

イ 「長期評価の見解」の公表後の地震本部以外の専門家により構成される公的機関や民間の専門機関の反応等

（ア） 中央防災会議における「長期評価の見解」の取扱い（平成18年）（一審被告国控訴答弁書第7の3（7）ウ・116ないし119ページ等）

中央防災会議は、その議決により、専門調査会を置くことができ（災害対策基本法施行令4条1項）、日本海溝・千島海溝調査会もその一つであるところ、日本海溝・千島海溝調査会は、同調査会における議論を経て、平成18年1月25日、日本海溝・千島海溝報告書（丙B第18号証）を作成・公表した。

日本海溝・千島海溝報告書では、調査対象領域については平成14年長期評価を基本としつつも、防災対策の検討対象とする地震は、既往の巨大地震が確認されている地域に限ることとして、福島県沖海溝沿い領域を防災対策の検討対象から除外しているが（丙B第18号証6ないし10ページ）、その理由が、同報告書の作成過程において、「長期評価の見解」の信頼度が低いと評価されたためであることは、日本海溝・千島海溝調査会が防災対策の対象とすべき地震を検討するために設置した北海道ワーキンググループにおける検討状況を見れば明らかである。

（イ） 土木学会原子力土木委員会第4期津波評価部会における「長期評価の見解」に対する姿勢や立場及び平成21年度から同23年度までの検討状況（一審被告国控訴答弁書第7の3（7）オ・120ないし123ページ等）

平成21年度から同23年度にかけて開催された土木学会原子力土木委員会第4期津波評価部会では、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域について、その北部と南部を区別せず一体として見る「長期評価の見解」とは異なり、北部と南部を区別すべきであるという方向で議論が進んだ。

そして、同津波評価部会が、「長期評価の見解」を採用せず、日本海溝沿いの領域を南北に区分し、北部の基準断層モデルとして明治三陸地震の断層モデル、南部の基準断層モデルとして延宝房総沖地震の断層モデルを用いることとしたのは、「長期評価の見解」公表後の地震・津波の専門家の見解等（明治三陸地震と同様の津波地震は福島県沖の海溝軸付近では発生しない可能性があるとの見解、日本海溝寄りの領域を四つに区分し、明治三陸地震及び慶長三陸地震と延宝房総沖地震をいずれも福島県沖以外の領域の地震であるとする見解、津波地震は特定の条件がそろった場合にのみ発生する可能性が高いとの見解は提唱されたが、「長期評価の見解」と同様に、海溝軸近傍であればどこでも明治三陸地震と同様の津波地震が発生し得るとの見解や、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域をどこでも明治三陸地震と同様の津波地震が発生し得る一つの領域として扱うことを支持する見解が発表されることはなかった。）の状況を踏まえたものであると評価することができる。

#### (8) まとめ

以上のとおり、津波評価技術は、津波防災対策のために策定された4省庁報告書及び7省庁手引きを補完するものとして、平成14年当時の原子力施設における設定津波に関する科学的知見を集大成したものであり、その波源設定（地震の予測）の手法は、津波防災対策に取り入れるべき確立した知見として科学的信頼性の認められる地震地体構造論の考え方に基づくものであって、地震・津波の専門家間で原子力規制に取り入れるべき精度及び確度を備えた正当な見解として是認されているものであった。

そして、「長期評価の見解」が公表された平成14年7月当時、地震・津波の専門家の間においては、1 津波地震の発生メカニズムに関する知見の進展状況（ペルー地震やニカラグア地震など付加体が存在しない領域でも津波地震が発生していること等）を踏まえても、日本海溝寄りのプレートにおいて、津波地震は特定の領域（明治三陸地震の震源域である三陸沖のような、特殊な海底構造を有する領域）でのみ発生する特殊な地震であるとの見解が大勢を占めていた上、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域の北部（明治三陸地震が発生したとされる領域）と南部（福島県沖が含まれる領域）とでは地震地体構造が異なること等が客観的な観測事実等として明らかになっており（前記（2））、原子力施設の設定津波の設定について、それまでに培ってきた知見や技術進歩の成果を集大成したものとして作成された津波評価技術においても、海溝寄りの領域は北部と南部とで明確に区別されていた（前記2）。また、

2 慶長三陸地震及び延宝房総沖地震については、その発生機序や震源域について有力な異説が複数存在し、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域で発生した津波地震であるとする見解が確立しているわけではなかった（前記（2））

そのような中、地震本部は、平成14年7月、「長期評価の見解」を作成、公表したが、この「長期評価の見解」は、地震の予測は地震の繰り返し性を基本として行うものであるとする地震学における基本的な考え方や地震地体構造論の考え方に基づくものではなく、「長期評価の見解」公表当時の地震・津波の専門家の見解等や、地震防災対策における長期評価の位置づけ等、「長期評価の見解」の作成過程における議論状況等からすれば、「長期評価の見解」は、多分に国民の地震防災意識の高揚を図るという防災行政的な見地から作成されたものであり、積極的な理学的根拠のないものであった（前記（2）、（4）及び（5））。

また、「長期評価の見解」公表後の地震本部の対応（前記（6））や地震・津波の専門家の見解及び反応並びに地震本部以外の専門家により構成される公的機関や民間の専門機関の対応等（前記（7））を見ても、「長期評価の見解」は、地震・津波の専門家の間でおおむね消

極的ないし懐疑的に見られており、福島第一発電所事故が発生する前の科学技術水準の下では、理学的に否定することができないという以上の積極的な評価をすることは困難であって、必ずしも信頼性の高いものとは評価されていなかった。

したがって、このような「長期評価の見解」は、地震・津波の専門家の中で原子力規制に取り入れるべき精度及び確度を備えた正当な見解として是認される知見であったとはいえ、「長期評価の見解」に基づき、経済産業大臣には、規制権限の行使を義務付けるだけの予見可能性を認めることはできなかった。

4 溢水勉強会について（一審被告国原審第20準備書面第4の7・121ないし138ページ等）

溢水勉強会は、そもそも津波が到来する可能性の有無・程度や、津波が到来した場合に予想される波高に関する知見を得る目的で設置されたものではなく、実際にも、前記の各知見が獲得・集積されたことはなかったものであり、飽くまでも仮定された水位の津波が到来し、かつ、それによる浸水が長時間継続したと仮定した場合における原子力発電所施設への影響を検討したにすぎない。そして、無限時間津波が襲来するという非現実的な想定がある以上、同想定を前提とした場合に全交流電源喪失のおそれがあるという結果が示されたからといって、敷地高さを越える高さの津波が到来しさえすれば、当然に全交流電源喪失の具体的な危険があるということにはならず、他の知見と併せて津波対策を導き出すような知見ともいうことはできない。しかも、最終的には、外部溢水に係る津波に関する事項は耐震バックチェックにおける検討に委ねられることとなった。

したがって、溢水勉強会が経済産業大臣の福島第一発電所事故の予見可能性を基礎づける知見にならないことはもとより、津波対策を導き出すための知見にもならないことは明らかである。加えて、溢水勉強会の存在は、津波評価技術による津波対策の合理性が認められてきた中でも、規制機関や事業者が津波の不確かさが残ることを前提に、更なる安全性の向上を図るべく、たゆまぬ検討・研究を続けてきたことを表すものというべきであり、この点は、規制権限不行使の違法性の判断に当たって、一審被告国が権限行使以外に取り組んできたその他の施策として考慮されるべき事情といえる。

#### 第5 結果回避可能性について

##### 1 「長期評価の見解」を踏まえて試算された平成20年試算津波について

(1) 仮に、「長期評価の見解」を踏まえて福島第一発電所に到来する津波を試算したとしても、福島第一発電所の主要建屋の敷地高を超える津波が敷地東側から到来することは予測できなかったこと（一審被告国控訴審第4準備書面第1の2(1)ア・9ないし14ページ等）

「長期評価の見解」が、「震源域は、1896年の「明治三陸地震」についてのモデル（kr and ko、1996；kt、1978〔引用者注：「kt、1978」とあるのは「kt、1977」の誤りである〕）を参考にし、同様の地震（引用者注：明治三陸地震と同様の地震）は三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域内のどこでも発生する可能性があると考えた」（甲B第4号証10ページ）ものであることからすれば、想定津波の試算に当たっては、明治三陸地震の断層（波源）モデル（kr and ko、1996；kt、1977）を用いることになる。そして、明治三陸地震の断層（波源）モデル（kr and ko、1996）を基に、津波評価技術の手法に従って試算したのが平成20年試算である（乙B第70号証）。

平成20年試算では、三陸沖北部から房総沖の海溝寄りの領域のうち、明治三陸地震が発生したとされる領域（丙B第423号証2ページの「領域3」の領域。なお、同領域内で発生する津波〔明治三陸地震に伴う津波〕が福島第一発電所の主要建屋の敷地高である0. P. + 10メートルを超えないことは、津波評価技術の策定時に確認済みであった。）より更

に南方の海溝寄りの領域（同ページの「領域 9」の領域）の北、やや北、中央、やや南、南と同領域内に満遍なく設定した上で3種類の走向に変化させた合計15ケースの概略パラメータスタディを行い、そのうち最も高い津波高さが算出されたケース（やや北に設定して走向を+5度変化させたケース）につき、上縁深さ、傾斜角及びすべり角をそれぞれ変化させた合計27ケースの詳細パラメータスタディを実施している（同号証1ないし3、11ページ）。そして、27ケースの詳細パラメータスタディのうち、最大の津波高さとなるケース（上縁深さ2キロメートル、傾斜角25度、すべり角±0度）について、朔望平均満潮位を前提に再度数値計算した結果、敷地南側が最も高いO.P.+15.707メートルとなっており、また、概略パラメータスタディのみを実施した他の14ケースの全てでも、敷地南側に到来する津波が一番高くなるだけでなく、断層モデルを領域の南側の位置に置いたケース以外は全て敷地高を超える試算結果となる一方で、これらのケース全てで、敷地東側では主要建屋等がある敷地高（O.P.+10メートル）を超えない結果となっていた（丙B第423号証8、9ページ）。

このような平成20年試算の結果からすれば、明治三陸地震と同様の津波地震が三陸沖から房総沖の海溝寄りの南部の領域（丙B第423号証2ページの「領域 9」の領域）で発生し、当該津波が福島第一発電所の敷地に到来した場合、その津波高さは敷地南側において最も高くなる一方で、敷地東側には主要建屋の敷地高を超える津波が到来しないことになるが、その理由は、福島第一発電所沖合や福島第一発電所周辺の海底地形構造等が影響しているためであると考えられる。すなわち、津波は、水深が深いほど速いスピードで進む性質を持っているため、海底の同じ深さの地点を結んだ等水深線と直角に近い角度で進む性質を持っているところ、福島第一発電所沖合の等水深線は、北北東、南南西に走行している上、福島第一発電所の敷地南側周辺は、防波堤と陸地とがV字型湾のようになっているため、津波が陸地に進むにつれてそのエネルギーが奥に向かって集中していく構造になっていたため、敷地南側が最も高い水位となるものと考えられるのである（丙B第386号証の2・右下部のページ数で220ないし224ページ、同号証の4・右下部のページ数で714ないし716ページ）。

このように、「長期評価の見解」を踏まえて福島第一発電所に到来する津波を試算したとしても、福島第一発電所の主要建屋の敷地高（O.P.+10メートル）を超える津波が敷地東側から到来することは予測できなかったものである。

（2）「長期評価の見解」を踏まえて試算された平成20年試算津波と本件津波の規模等の違い（一審被告国控訴審第4準備書面第1の2（1）イ・14ないし17ページ、一審被告国控訴審第5準備書面第4の1・29ないし43ページ等）

地震エネルギーは、マグニチュードが1大きくなると約32倍となる（丙B第79号証5ページ）、「長期評価の見解」が前提とする地震はM8.2であった（丙B第236号証8ページ）のに対し、本件地震はM9.0であったから（丙B第6号証4ページ）、本件地震は、「長期評価の見解」が前提とする地震よりも約15倍大きな地震エネルギーを有していた。また、「長期評価の見解」が想定する地震によって動くと考えられていた断層領域は、南北の長さが約210キロメートル、東西の幅が約50キロメートルであった（乙B第70号証9ページ）のに対し、本件地震によって実際に動いた断層領域は、南北の長さが約400キロメートル、東西の幅が約200キロメートルであったと推定された（丙B第6号証4ページ）。さらに、地震の断層すべり量についても、「長期評価の見解」が想定する地震が9.7メートルであった（乙B第70号証9ページ）のに対し、本件地震は、最大で50メートル以上であったと推定された（丙B第6号証4ページ）。このように、「長期評価の見解」が想定する地震と本件地震とでは、地震エネルギーの大きさ、動いた断層領域の広さ、断層すべり量などにおいて、格段に大きく異なるものであった。

また、「長期評価の見解」を踏まえて津波を試算した場合、前記（1）のとおり、そこで

試算される津波が福島第一発電所の主要建屋の敷地東側から敷地高（O.P. + 10メートル）を超えて流入してくることは予測することができなかった。これに対し、本件津波は、ほぼ東方（敷地東側）から福島第一発電所に到来し、1号機から4号機までの主要建屋の敷地高（O.P. + 10メートル）を超えて遡上し、1号機から4号機までの海側エリア及び主要建屋設置エリアはほぼ全域が浸水した。1号機から4号機までの敷地エリアでの津波高は、O.P. + 約11.5ないし約15.5メートルであり、局所的に最大O.P. + 約16ないし約17メートルに及んだ（丙B第86号証1、2ページ）。つまり、本件津波は、福島第一発電所の主要建屋の敷地北側、東側、南側の全ての方向から敷地高（O.P. + 10メートル）を超えて津波が流入したのである。その浸水深も、「長期評価の見解」を踏まえて試算された平成20年試算津波では、1及び2号機の主要建屋の立地点で1メートル前後、4号機の立地点で2メートル前後と推定されていたが（丙B第423号証15ページ）、本件津波では、1号機から4号機までの敷地エリアで最大で約5.5メートルに至った（同ページ）。

このように、平成20年試算津波と本件津波とでは、その規模や到来する方向等が全く異なるものであった。

そして、津波の規模の違いは、津波の継続時間にも現れていた。平成20年試算津波では、1号機から4号機までの取水口前面の水位が0メートルから6メートル程度に上昇した後に、再び0メートルに低下するまでの時間は、いずれの施設においても10分弱程度であることが読み取れる（丙B第423号証17ページ）。これに対し、一審被告東電が行った本件津波の再現計算における港湾内の検潮所位置付近の水位の時間経過では、水位が5メートルを超えて最大13.1メートルに達した後に、0メートルまで低下するまでの時間のみでもおよそ17分程度（水位が0メートルから上昇し、再び0メートルに低下するまでの場合は約30分程度）であることが読み取れるなど大きな違いが認められる（丙B第86号証2ページ）。

さらに、津波の規模や到来する方向性の違いは、タービン建屋に生じる波力にも現れていた。本件津波のタービン建屋内への主要な浸水経路として考えられている大物搬入口や入退域ゲートはタービン建屋東側（海側）壁面に存在しており、平成20年試算津波は、これら主要な浸水経路に対して直接的に波力を及ぼすような状況にはないのに対し、本件津波は、直接的に波力を及ぼす状況にあった。このように、平成20年試算津波と本件津波との間には、タービン建屋内への主要な浸水経路となる大物搬入口や入退域ゲートに生じる波力に大きな違いが認められる（丙B第367号証4 - 3ないし4 - 13ページ及び丙B第423号証）。

加えて、ge教授の意見書においては、福島第一発電所に押し寄せた本件津波の水量は、「長期評価の見解」を踏まえて試算された平成20年試算津波の水量の約10倍である旨が述べられている（丙B第91号証47、48ページ）。

以上のとおり、本件津波は、「長期評価の見解」を踏まえて試算される津波と比較して格段に規模が大きく、敷地高を超えて到来・浸入する方向も多方向にわたるなど全く性質の異なるものであったといえることができる。

2 規制行政庁（経済産業大臣）による技術基準適合命令に応じて一審被告東電が福島第一発電所において講じたであろうと考えられる結果回避措置の内容について

(1) 技術基準適合命令を発することが可能である場合の発令の在り方（一審被告国控訴審第4準備書面第1の2(2)ア・17ないし23ページ）

規制行政庁において技術基準適合命令を発するには、その発令が問題とされる当時の科学的、専門技術的知見に照らして、当該対策が技術基準に適合している（当該対策により原子炉施設の安全性が確保される）か否かが判断可能であることが必要であり、当該対策を講じることが物理的に可能であっただけでは足りない。

(2) 規制行政庁が福島第一発電所事故当時に津波対策に係る技術基準不適合状態の解消を判断することができる措置は、ドライサイトコンセプトに基づく福島第一発電所の敷地又

はその周辺における防潮堤・防波堤等の設置であること（一審被告国控訴審第4準備書面第1の2（2）イ・23ないし28ページ、一審被告国控訴審第7準備書面第1の2（2）ア・7ないし9ページ等）

ア 少なくとも福島第一発電所事故当時まで、津波対策としては、ドライサイトコンセプト、すなわち、安全上重要な全ての機器が設計上の想定津波の水位より高い場所に設置されることなどによって、それらの機器が津波で浸水するのを防ぎ、津波による被害の発生を防ぐという考え方が主流であり、我が国においては、設計上の想定津波が敷地に浸入することが想定される場合には、防潮堤・防波堤等の設置により津波の敷地への浸入を防止してドライサイトを維持することが津波対策の基本的な考え方であった。

そのため、仮に、一審被告東電において、「長期評価の見解」を踏まえて試算される津波への対策を講じるとすれば、前記ドライサイトコンセプトに基づき、福島第一発電所の敷地又はその周辺に防潮堤・防波堤等を設置するのが基本となる。

イ しかも、本件訴訟において、一審被告東電が、「仮に2008年試算（引用者注：平成20年試算）により得られた想定津波が本件原発（引用者注：福島第一発電所。以下同じ。）敷地に遡上することを前提とした対策をとるとした場合において、一審被告東電がとるべき措置としては、上記試算によれば本件原発の1号機ないし6号機の前面においては敷地高には遡上しないという結果であったことも踏まえ、本件原発の南側敷地及び北側敷地上に防潮堤を設置することによって敷地への浸水を防ぐことが合理的な対策である」（一審被告東電原審準備書面（21）91ページ）と主張していることからすると、技術基準適合命令に応じて一審被告東電が講じたであろう津波対策は、福島第一発電所の主要建屋の敷地高（O.P.+10メートル）を超える津波の到来が予測される場所に防潮堤・防波堤等を設置することであると考えられる。

そして、主要建屋の敷地高を超える津波を予見すべきであったとされた場合に、かかる津波の到来が予測される場所に防潮堤・防波堤等を設置するという措置が、当時の技術的知見の到達点に照らして原子炉施設の安全確保上支障がないと認められる範囲内であったことは、一審被告東電が平成18年9月に設置許可申請を行った1a原子力発電所1号機の実例からも明らかである（丙B第265号証4ページ、丙B第266号証5、10及び11ページ）。

また、このような津波の到来が予測される場所に防潮堤・防波堤等を設置することが津波対策として不合理でないことは、g e教授（丙B第91号証40、41ページ、丙B第425号証22ないし24ページ）、g f教授（丙B第92号証の114ページ）、l b教授（丙B第93号証7ページ）が評していることから裏付けられる。

（3） 結果回避措置の内容として、事業者が防潮堤・防波堤等を設置することなく水密化を講じようとしても、規制行政庁において、不適合状態が解消されたと判断することはできなかったこと（一審被告国控訴審第4準備書面第1の2（2）ウ・28ないし37ページ等）

ア はじめに

仮に、原子炉施設の津波防護措置について、一審被告国が省令62号4条1項に適合しない状態にあることを理由に技術基準適合命令を発することができる場合でも、いかなる方法でかかる不適合状態を解消するかは、設置許可処分時の安全審査の内容や技術基準適合命令の発令が想定される当時の技術的知見の到達点に照らして、規制行政庁が原子炉施設の安全確保上支障がないと認める範囲内で、事業者（本件では一審被告東電）の判断に委ねられるものと解される。

その上で、規制行政庁がいかなる状態をもって不適合状態の解消と判断するかは、設置許可処分時の安全審査における津波対策に係る基本設計ないし基本的設計方針や技術基準適合命令の発令が想定される当時の技術的知見の到達点を踏まえて判断せざるを得ない。

この点、福島第一発電所の設置許可処分時の安全審査における津波対策に係る基本設計な

いし基本的設計方針は、主要建屋の敷地への津波の浸入を阻止するというものであったし、技術基準適合命令の発令が想定される当時においても、津波対策としてドライサイトコンセプトが維持されていたため、規制行政庁としては、一審被告東電が主要建屋の敷地高（O.P. + 10メートル）を超える想定津波の浸入を阻止する防潮堤・防波堤等を設置することをもって不適合状態の解消と判断した可能性が高い。

他方で、事業者がドライサイトコンセプトを放棄して敷地内への津波の浸入を容認するような水密化の措置を講じようとする場合には、その当時の科学的、専門技術的知見に照らせば、規制行政庁において、これらの措置によって不適合状態が解消されたと判断することはできなかったのであるから、同措置を命ずることが義務付けられることはないというべきである。

イ 主要建屋等が存在する敷地内に津波がそのまま浸入する事態を容認した上での津波対策は大きな不確定性が伴って信頼性に欠ける上、事故対応等に支障が生じることも想定されること

（ア） 主要建屋等が存在する敷地内に津波がそのまま浸入することを容認した上での津波対策には、大きな不確定性が伴い、合理性、信頼性に欠けること

a 防潮堤・防波堤等の設置を前提とせず、水密化措置のみを講じるのであれば、主要建屋等が存在する敷地内に津波がそのまま浸入することを容認した上で津波対策を行うこととなるが、このような対策を行う場合には、水密扉等を設置すればよいといった単純な対策で足りることはならず、防潮堤・防波堤等を設置する場合と同様に、想定津波水位や波力等を適切に評価した上で水密化設計や強度設計を行い、科学的、専門技術的な観点から原子炉施設の安全性に重大な影響を与えないと判断し得るだけの対策を行う必要がある。

そのためには、津波対策の設計条件も必要となるため、主要建屋等が存在する敷地内の陸上構造物をモデル化した上で、同敷地内に詳細な計算格子を設定して、津波の同敷地への遡上数値計算を行い、浸水範囲を特定し、津波対策が必要となる各箇所における浸水深や、波力等を特定する必要がある。

b ところが、主要建屋等が存在する敷地内に津波がそのまま浸入する場合、当該津波は構造物等による反射や集中等の影響によって複雑な挙動となるため、前面に障害物がない防潮堤・防波堤等と異なり、相対的に計算結果の精度が低くならざるを得ない（丙B第91号証54ページ）。

また、主要建屋等が存在する敷地内に津波がそのまま浸入するのを容認した上で水密化措置を講じることとした場合、津波の波力や漂流物の影響を直接受ける海側に面した大物搬入口のような大面積の扉の水密化については、福島第一発電所事故当時は技術的に確立していなかったという問題もあった。

このように、主要建屋等が存在する敷地内に津波がそのまま浸入する事態を想定する場合、建屋等の水密化の措置が破られ、防護すべき機器が被水するなどして惹起されるあらゆる被害を想定せざるを得なくなるところ、そのように原子炉施設の安全確保に重大な支障が生ずることを容認した上で津波対策の設計をすることは困難であった。

c その上、主要建屋等が存在する敷地内にそのまま津波が浸入する事態を容認する場合には、単に建屋等のみを水密化すればよいというものではなく、非常用ディーゼル発電機の燃料を保管する軽油タンクや、原子炉注水設備のR C I CやH P C Iの水源である復水貯蔵タンクといったタンク類、更には、それらのタンク類から建屋までの配管等の様々な屋外設備についても、遡上後の津波の挙動や漂流物の影響を考慮した上でのきめ細かな対策を検討しなければならず、その対象範囲も広くなり、それに応じておのずと不確定性も大きくなる。

この点、福島第一発電所事故の際には、本件津波の漂流物である自動車タービン建屋の扉を破壊して建屋内に押し込まれるなど（丙B第465号証59ページ及び〔弁護人提示資料

1)・142ページ、丙B第426号証39ページ、乙B第47号証の2・添付資料6-9(7))、漂流物による影響が被害の拡大に寄与したと考えられ、主要建屋等が存在する敷地内に津波がそのまま浸入することを容認した場合、このような事態が発生することは当然に想定されるところである。

(イ) 事故対応等に支障が生じることも想定されること

主要建屋等が存在する敷地内に津波がそのまま浸入する事態を容認する場合には、インフラ破壊やアクセス障害など幾通りもの被害が想定される(実際に福島第一発電所事故の際に経験したところである。)ところ、その全ての事態に応じた様々な状況を想定して事前に事故対応を準備しておくのは至難なことである。

また、原子力発電所には主要建屋等以外にも様々な屋外施設が存在するほか、作業用クレーン車等の車両や、場合によっては船舶等も存在することから、それぞれの施設等の特性に応じた事故対応もあらかじめ検討しておく必要がある。

このように、主要建屋等が存在する敷地内に津波がそのまま浸入する事態を容認した上で津波対策を講ずることには様々な不確定要素が存在し、事前にそれらのリスクを正確に把握して対処しておくことは極めて困難である。

なお、新規制基準においても、主要建屋等が存在する敷地内に津波が浸入する事態を容認した場合には、想定外の様々な事象が発生する可能性があり、それによって原子炉施設の安全性に重大な影響が及ぶおそれがあるとの評価がされているところである(丙B第373号証17ページ)。

ウ 福島第一発電所事故前の科学技術水準として、主要建屋等が存在する敷地内に津波がそのまま浸入する事態を容認した上で水密化措置のみによってこれを防護する技術は確立されていなかったこと

主要建屋等が存在する敷地内に津波がそのまま浸入する事態を容認した上で津波対策を講じる場合には、津波の波力や漂流物の衝突力を評価する必要があるところ、津波波力の評価手法については、福島第一発電所事故により得られた知見を踏まえて目覚ましい進展が見られたとはいえ、現時点においても鋭意研究が続けられているところであり、いまだ確立した評価手法は存在しないし、また、漂流物の衝突力についても、研究機関において鋭意研究が続けられているが、現時点でもなお解明されていない点が多く、衝突力の算定式が幾つか提案されているにとどまり、定量的な評価手法は確立されていない(丙B第302号証120ページ)。

また、建屋等の全部の水密化措置については、そもそも技術的な発想とその裏付けとなる確たる技術がなかったほか、局所的・部分的な水密化措置とは異なる技術的に未解決の課題もあり、安全上重要な機器の全部を防護するための津波対策として実用段階にはなかったものである(丙B第92号証の1・15ページ、丙B第352号証の1・右下部のページ数で96ページ、丙B第395号証・右下部のページ数で43及び46ページ参照)。

エ 福島第一発電所事故の経験を踏まえて策定された新規制基準でも、防潮堤・防波堤等を設置することなく、主要建屋等が存在する敷地内に津波がそのまま浸入することを前提に水密化のみによって津波対策を行うことは求めていないこと

新規制基準は、1 第一に、津波遡上波の地上部からの到達・流入、津波の取水路又は放水路等の経路からの敷地内への流入を防止する浸水防止対策(外郭防護1)を求め、2 第二に、その浸水防止対策をもってしても発生することが否定し切れない取水・放水施設及び地下部からの漏水に対する浸水対策(外郭防護2)を求め、3 第三に、地震・津波の影響で設備等が損傷することによる保有水や津波の溢水に対する浸水対策(内郭防護)を求めている(丙A第18号証134及び135ページ、丙A第19号証28ないし32ページ)。

新規制基準のうち、外郭防護1は、正にドライサイトの維持を求めるものであり、新規制基準は、外郭防護1を行わず、外郭防護2や内郭防護のみをもって津波対策をすることを是認

するものではない。

すなわち、外郭防護2は、飽くまで外郭防護1による浸水対策によっても発生可能性を否定できない取水・放水施設等からの「漏水」に対しての浸水対策を求めるものにすぎず、ここで求められる対策は、漏水箇所と漏水量の推定に基づき、浸水想定範囲を確認した上で行うものであって、主要建屋等が存在する敷地内に津波がそのまま浸入することを前提としたものが求められているものではない(丙A第19号証30ページ、丙A第24号証17、18ページ)。

また、内郭防護も、重要な安全機能を有する設備等(耐震Sクラスの機器・配管系)を内包する建屋及び区画である津波防護重点化範囲についてのみ求められるものであり、地震・津波によって循環水系等の機器や配管が損傷することが想定されるため、その場合に生じる「溢水」から防護するための局所的・部分的な水密化を要求しているにすぎず、ここで求められる対策は、浸水範囲や浸水量を想定して行うものであって、主要建屋等が存在する敷地内に津波がそのまま浸入することを前提としたものが求められているものではない(丙A第19号証31、32ページ、丙A第24号証19、20ページ)。

このように、新規基準は、主要建屋等が存在する敷地内に津波がそのまま浸入することを前提とした上での水密化措置を規制要求とするものではない。このことは、福島第一発電所事故前のみならず、福島第一発電所事故後の知見を踏まえても、防潮堤・防波堤等の設置によるドライサイトの維持ではなく、主要建屋等が存在する敷地内に津波がそのまま浸入することを前提に水密化措置のみを講じたとしても、原子炉施設の安全性を確保し得ると判断できるものではないことを端的に示すものである。

#### オ 小括

以上のとおり、福島第一発電所の設置許可処分時の安全審査における津波対策に係る基本設計ないし基本的設計方針は、主要建屋等が存在する敷地(O.P.+10メートル)への津波の浸入を阻止するというものであったし、福島第一発電所事故前はもとより、福島第一発電所事故後においても、津波対策としてドライサイトコンセプトが維持されていたことからすれば、一審被告東電等の事業者が、「長期評価の見解」を踏まえて試算される津波への対策として、防潮堤・防波堤等を設置することなく、水密化措置のみを講じることを選択するとは考え難い。

また、規制行政庁としても、仮に、事業者が「長期評価の見解」を踏まえて試算される津波への対策として防潮堤・防波堤等を設置せずに水密化のみを講じることを選択した場合には、技術基準に最も適合するとされていたのがドライサイトコンセプトに基づく防潮堤・防波堤の設置であり、その当時、水密化のみによる津波対策が技術基準に適合しているかどうかを判断することのできる科学的、専門技術的知見もなかったことからすれば、水密化のみをもって不適合状態の解消を判断することはできなかったといえることができるから、規制行政庁に水密化の措置を命ずることが義務付けられることはないといえるべきである。

3 一審被告国(経済産業大臣)が規制権限を行使し、事業者(一審被告東電)が講じたであろう結果回避措置によっても結果を回避することはできないこと(一審被告国控訴審第4準備書面第1の2(3)・37ないし41ページ、一審被告国控訴審第7準備書面第1の2(2)・7ないし13ページ等)

#### (1) はじめに

福島第一発電所事故当時、ドライサイトを維持することが津波対策の基本的な考え方であったことからすれば、規制行政庁が津波対策に係る不適合状態の解消を判断できる措置は、ドライサイトコンセプトに基づき、想定津波の浸入が予測される場所に防潮堤・防波堤等の設置をすることとなるから、事業者(一審被告東電)としては、当該防潮堤・防波堤等の設置を選択した可能性が高い。

また、事業者（一審被告東電）において、ドライサイトコンセプトを放棄し、津波が敷地に浸入することを容認するような水密化は、一審原告らが技術基準適合命令の発令義務があったと主張する当時の科学的、専門技術的知見に照らせば、規制行政庁において、それをもって不適合状態が解消されると判断することはできないものであったから、規制行政庁において技術基準適合命令を発した場合に、仮に事業者（一審被告東電）において、「長期評価の見解」を踏まえて試算される津波への対策として、防潮堤・防波堤等の設置に加えて非常用電源設備等の設備そのもの及びそれらが設置された建屋の水密化の措置を講じることを選択したとしても、これらの措置は、決して原子炉施設内への津波の浸入を容認するようなものではなく、法令上の津波対策として求められる想定津波を阻止し得る防潮堤・防波堤等の設置を前提に、これらによっても阻止し得ない軽微な浸水に対して局所的・部分的に行うものにとどまることになる」と解される。

しかしながら、事業者（一審被告東電）が講じる措置が前者であっても、後者であっても、いずれにせよ本件津波による福島第一発電所事故の発生を回避することはできない。

（２） 仮に、一審被告国（経済産業大臣）が規制権限を行使し、事業者（一審被告東電）において、「長期評価の見解」を踏まえて試算された平成２０年試算津波に対する対策として、防潮堤・防波堤等を設置したとしても、本件事故の発生を回避することができないこと

「長期評価の見解」を踏まえて試算された平成２０年試算津波と本件津波とでは規模、到来の方向や流況等に大きな違いがあるところ、平成２０年試算津波を踏まえた技術基準適合命令に対し、一審被告東電が同津波の防護措置として防潮堤・防波堤等の設置が行われたとしても、福島第一発電所の敷地南側周辺を中心に、かかる試算による津波を阻止可能な範囲で設置されるにすぎないから、多方面から到来・浸入した本件津波による福島第一発電所事故の発生を防止することができたとは認められない。

そして、実際、一審被告東電は、平成２８年７月２２日、「長期評価の見解」を踏まえて試算される津波を前提に福島第一発電所の敷地への浸水を防ぐための対策として敷地の南北側に防潮堤を設置した場合に、本件津波による浸水を防ぐことができたか否かについてのシミュレーションを行っているが、「長期評価の見解」を踏まえて試算された平成２０年試算津波を前提として防潮堤を設置していたとしても、本件津波が敷地東側から浸入することを防ぐことができず、その結果、１号機ないし４号機の主要建屋付近の浸水深は、福島第一発電所事故時のものと比べてほとんど変化がないことが明らかとなっている（乙Ｂ第７０号証、丙Ｂ第８６号証２ページ）。

以上の事情からすれば、「長期評価の見解」を踏まえて試算される津波を想定した防潮堤・防波堤等の設置によって、福島第一発電所事故の発生を避けることはできないと考えるのが自然かつ合理的である。

（３） 仮に、防潮堤・防波堤等の設置に加えて「非常用電源設備等の設備そのもの及びそれらが設置された建屋の水密化」を図ったとしても、福島第一発電所事故の発生を回避することができず、防潮堤等が完成する前の単独の水密化措置を講じることを選択したとしても、同様に、福島第一発電所事故の発生を回避することができないこと

ア 仮に、事業者が、平成２０年試算津波への対策として、防潮堤・防波堤等の設置に加えて非常用電源設備等の設備そのもの及びそれらが設置された建屋の水密化措置を講じることを選択したとしても、これらの措置は、想定津波を阻止し得る防潮堤・防波堤等の設置を前提に、これらの設置によっても阻止し得ない軽微な浸水に対して事業者が自主的に講じる局所的・部分的なものにとどまることになるところ、もとより、平成２０年試算津波と本件津波とでは規模、到来の方向や流況等に大きな違いがあるし、平成２０年試算津波に対する防護措置として防潮堤・防波堤等が設置されたとしても、福島第一発電所の敷地南側周辺を中心に、平成２０年試算津波を阻止可能な範囲で設置されることになるにすぎないから、本件津波の多方

面からの到来・浸入を防ぐことはできず、取り分け敷地東側からの流入を防ぐことはできなかった蓋然性が高い。その上、外部溢水（津波）に対する水密化の技術は、福島第一発電所事故が発生した時点においても研究途上にあり、想定する津波の波力評価や、自動車等の比較的複雑な形状の物体の漂流物の評価が確立していなかった（丙B第91号証53ないし58ページ）。

そうであるとすれば、平成20年試算津波に対し、防潮堤・防波堤等の設置に加えて「非常用電源設備等の設備そのもの及びそれらが設置された建屋の水密化」といった措置を講じたとしても、本件津波の波力や自動車等の漂流物との衝突によって水密機能が失われる結果、非常用電源設備等の設備そのもの及びそれらが設置された建屋への本件津波の浸入を阻止することができず、福島第一発電所事故の発生を避けることはできないというべきである。

このことは、1 一審被告東電が、福島第一発電所事故前に、福島第二発電所のO.P.+4メートルの敷地に設置してある海水熱交換器建屋に対して同敷地に津波が遡上することを想定して同建屋の水密化の措置を講じたものの、同建屋の開口部に取り付けられた建具が本件津波による波力や漂流物による外力に耐えることができずに同建屋内に本件津波を浸入させたという事実（乙B第29号証17ないし19ページ並びに丙B第367号証4-71及び4-72ページ）や、2 日本原電が、福島第一発電所事故前に、gg発電所において、事業者のリスク管理の観点から「長期評価の見解」を前提とした措置を講じたものの、その内容は、津波が防潮盛土を乗り越えて敷地に遡上した場合に備えて、建屋開口部前に高さ1センチメートルや15センチメートル程度のRC（鉄筋コンクリート）造の防水堰を増設するといった程度のものや、JIS規格（ドアセット）の気密要求に基づく防水扉に交換するといった程度のものにとどまっていた事実（丙B第393号証・右下部のページ数で205ないし211ページ）からも明らかである。

イ また、前記アからすると、仮に、一審被告東電が、平成20年試算津波への対策として、防潮堤等の設置に先立ち（防潮堤等が設置されない状態で）、主要建屋等が存在する敷地内に津波がそのまま浸入する事態を容認した上で水密化措置のみによって防護すること、すなわち防潮堤等が完成する前の単独の水密化措置を講じることを選択したとしても、福島第一発電所事故当時の科学的、専門技術的知見の下においては、同様に、ここで講じられる水密化措置は、防潮堤・防波堤等の設置を前提とした上で、これらの設置によっても阻止し得ない軽微な浸水に対する局所的・部分的なものにとどまることになり、福島第一発電所事故を回避することができないことは明らかである。

ウ 以上によれば、一審被告国（経済産業大臣）が規制権限を行使し、事業者（一審被告東電）が講じたであろう結果回避措置によっても結果を回避することはできないというべきである。

4 最高裁令和4年判決（一審千葉地裁）の判断及びその考え方（一審被告国控訴審第7準備書面第1の2（3）・13ないし18ページ）

（1）福島第一発電所事故当時の我が国における原子炉施設の津波対策について

ア 最高裁令和4年判決（一審千葉地裁）は、福島第一発電所事故当時の我が国における原子炉施設の津波対策について、「本件事故（引用者注：福島第一発電所事故。以下同じ。）以前の我が国における原子炉施設の津波対策は、津波により安全設備等が設置された原子炉施設の敷地が浸水することが想定される場合、防潮堤等を設置することにより上記敷地への海水の浸入を防止することを基本とするものであった。したがって、経済産業大臣が、本件長期評価（引用者注：平成14年長期評価。以下同じ。）を前提に、電気事業法40条に基づく規制権限を行使して、津波による本件発電所（引用者注：福島第一発電所。以下同じ。）の事故を防ぐための適切な措置を講ずることを東京電力（引用者注：一審被告東電。以下同じ。）に義務付けていた場合には、本件長期評価に基づいて想定される最大の津波が本件発電所に到来し

ても本件敷地（引用者注：福島第一発電所1号機から4号機までの各原子炉に係る原子炉建屋、タービン建屋等の主要建屋の敷地。以下同じ。）への海水の浸入を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置が講じられた蓋然性が高いといえることができる。（中略）そうすると、経済産業大臣が上記の規制権限を行使していた場合には、本件試算津波（引用者注：平成20年試算津波。以下同じ。）と同じ規模の津波による本件敷地の浸水を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置が講じられた蓋然性が高いといえることができる。他方、本件事故以前において、津波により安全設備等が設置された原子炉施設の敷地が浸水することが想定される場合に、想定される津波による上記敷地の浸水を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置を講ずるだけでは対策として不十分であるとの考え方が有力であったこととはうかがわれず、その他、本件事故以前の知見の下において、上記措置が原子炉施設の津波対策として不十分なものであったと解すべき事情はうかがわれない。したがって、本件事故以前に経済産業大臣が上記の規制権限を行使していた場合に、本件試算津波と同じ規模の津波による本件敷地の浸水を防ぐことができるように設計された防潮堤等を設置するという措置に加えて他の対策が講じられた蓋然性があるとか、そのような対策が講じられなければならなかったということとはできない。」（同判決8及び9ページ。なお、ページ数は裁判所ホームページによる。以下も同じ。）と判示した。

その上で、最高裁令和4年判決（一審千葉地裁）は、「本件試算津波と同じ規模の津波による本件敷地の浸水を防ぐことができるものとして設計される防潮堤等は、本件敷地の南東側からの海水の浸入を防ぐことに主眼を置いたものとなる可能性が高く、一定の裕度を有するように設計されるであろうことを考慮しても、本件津波の到来に伴って大量の海水が本件敷地に浸入することを防ぐことができるものにはならなかった可能性が高いといわざるを得ない。」（同判決9及び10ページ）と判示し、「以上によれば、仮に、経済産業大臣が、本件長期評価を前提に、電気事業法40条に基づく規制権限を行使して、津波による本件発電所の事故を防ぐための適切な措置を講ずることを東京電力に義務付け、東京電力がその義務を履行していたとしても、本件津波の到来に伴って大量の海水が本件敷地に浸入することは避けられなかった可能性が高く、その大量の海水が主要建屋の中に浸入し、本件非常用電源設備が浸水によりその機能を失うなどして本件各原子炉施設が電源喪失の事態に陥り、本件事故と同様の事故が発生するに至っていた可能性が相当にあるといわざるを得ない。そうすると、本件の事実関係の下においては、経済産業大臣が上記の規制権限を行使していれば本件事故又はこれと同様の事故が発生しなかったであろうという関係を認めることはできないことになる。」（同判決10ページ）と判示して、一審被告国の国賠法1条1項に基づく損害賠償責任を否定した。

イ このように、最高裁令和4年判決（一審千葉地裁）は、福島第一発電所事故について、一審被告国の国賠法1条1項に基づく損害賠償責任を否定しているが（同判決以外の最高裁令和4年判決も同様の判断をしている。）、これは、福島第一発電所事故当時の科学的、専門技術的知見に照らせば、設計上の想定津波が敷地に浸入することが想定される場合には、防潮堤・防波堤等の設置により津波の敷地への浸入を防止してドライサイトを維持するというドライサイトコンセプトが、福島第一発電所事故当時の我が国における原子炉施設の津波対策として採用されていたことを前提にしているものと解される。

（2） 防潮堤等の設置と併せて他の対策を講ずることを検討した蓋然性がないことについて

さらに、最高裁令和4年判決（一審千葉地裁）は、一審被告東電又は規制機関において、防潮堤等の設置と併せて、これによっても防ぎきれない福島第一発電所の主要建屋の敷地の浸水に対する対策を講ずることを検討した蓋然性があるとし、このことを前提に、経済産業大臣が規制権限を行使していれば福島第一発電所事故と同様の事故は発生しなかったとする原審の判断を排斥する中で、「想定される津波による原子炉施設の敷地の浸水を防ぐことができるよ

うに設計された防潮堤等を設置するという措置は、本件事故以前に我が国における原子炉施設の津波対策の基本とされていたものであり、当時の知見の下においては、津波による原子炉施設の事故を防ぐための措置として合理的で確実なものであったといえることができる。これに対し、本件事故以前に、我が国における原子炉施設の主たる津波対策として、津波によって上記敷地が浸水することを前提とする防護の措置が採用された実績があったことはうかがわれず、当該防護の措置の在り方について、これを定めた法令等はもちろん、その指針となるような知見が存在していたこともうかがわれぬし、海外において当該防護の措置が一般的に採用されていたこともうかがわれぬ。」(同判決10及び11ページ)と判示した上で、「東京電力又は保安院その他の規制機関が、防潮堤等によっては上記津波(引用者注:試算津波と同じ規模の津波)による本件敷地の浸水を防ぎきれないという前提で、そのような防潮堤等の設置と併せて他の対策を講ずることを検討した蓋然性があるといえることはできない。原審が、上記蓋然性があることを前提に、経済産業大臣が、電気事業法40条に基づく規制権限を行使して、津波による本件発電所の事故を防ぐための適切な措置を講ずることを東京電力に義務付けていれば、本件事故と同様の事故は発生しなかったと判断したことは、合理性を欠く。」(同判決11ページ)と判示している。

これは、福島第一発電所事故当時の科学的、専門技術的知見に照らした場合、防潮堤・防波堤等の設置により敷地内への津波の浸入を防ぐという前記(1)のドライサイトコンセプトは、合理的で確実なものとして、我が国における津波対策の基本とされていたのに対し、防潮堤等の設置により敷地内への津波の浸入を防ぐことを前提とせず、主要建屋等が存在する敷地内に津波が浸入することを前提とする防護措置(水密化措置を含む。)が主たる津波対策として採用された実績があったことはうかがわれぬことや、その指針となる知見が存在していたことはうかがわれぬことから、一審被告東電又は規制機関が、防潮堤等の設置と併せて他の対策を検討した蓋然性は認められず、その結果、前記(1)のとおり、経済産業大臣が規制権限を行使していれば福島第一発電所事故又はこれと同様の事故が発生しなかったであろうという関係を認めることはできないことになるという判断を示したものと解される。

### (3) 最高裁令和4年判決(一審千葉地裁)の考え方

前記(1)及び(2)のとおり、最高裁令和4年判決(一審千葉地裁)は、一審被告東電又は規制機関が、防潮堤等の設置と併せて他の対策を講ずることを検討した蓋然性があるとはいえないとして、原審の判断を排斥したものであるが、前記(2)のとおり、同判決は、福島第一発電所事故当時の科学的、専門技術的知見に照らせば、防潮堤等の設置により敷地内への津波の浸入を防ぐことを前提とせず、津波の浸入を前提とする防護措置(水密化措置を含む。)が主たる津波対策として採用された実績があったことはうかがわれず、その指針となる知見が存在していたこともうかがわれぬという判断を示したものである。そうである以上、同判決は、防潮堤等の設置に先立ち(防潮堤等の設置がされない状態で)、主要建屋等が存在する敷地内に津波がそのまま浸入する事態を容認した上で水密化措置のみによってこれを防護すること(防潮堤等が完成する前の単独の水密化措置)についても、これが主たる津波対策として採用された実績(すなわち、技術が確立していること)やその指針となる知見が存在していたことがうかがわれぬという考え方も当然の前提としているものと解される。そして、この考え方からすれば、一審被告東電又は規制機関が、津波対策として、防潮堤等が完成する前の単独の水密化措置を講ずることを検討した蓋然性もあるとはいえないことになる。

このような、最高裁令和4年判決(一審千葉地裁)の判断及び考え方は、福島第一発電所事故当時の科学的、専門技術的知見を前提として講じられるであろう津波対策という点について、前記3で述べた一審被告国の主張と考え方を同じくするものであり、正当である。

## 第6 損害論について

### 1 一審原告らの損害額

一審原告らの主張はいずれも否認ないし争う。

2 一審被告東電の一審原告らに係る損害に関する主張の援用

一審被告国は、一審被告国の主張に反しない限度で、一審被告東電が一審原告らに対してした一審原告らに係る損害に関する主張を全て援用する。

3 一審被告国と一審被告東電との立場を前提とした賠償責任の範囲について（一審被告国原審第18準備書面第10・65及び66ページ）

福島第一発電所の安全管理は、一次的には一審被告東電において行われるべきものであり、一審被告国はこれを二次的・補充的に監督するにとどまるから、仮に一審被告国の規制権限不行使について、国賠法1条1項の違法が認められるとしても、これと一審被告東電の不法行為とは、共同不法行為とはならず、単に別個の不法行為が競合しているにすぎない。したがって、仮に本件において、一審被告国が損害賠償責任を負うことがあったとしても、一審被告国の損害賠償責任の範囲は限定されるべきである。

以上

更正決定

控訴人兼亡1c訴訟承継人 X149（控訴人番号1-40-1）

控訴人兼亡1d訴訟承継人 X88（控訴人番号2-34-1）

同訴訟代理人弁護士 L

同 N ほか

被控訴人 東京電力ホールディングス株式会社

同代表者代表執行役 fh

同訴訟代理人弁護士 ei

同 ep ほか

被控訴人 国

同代表者法務大臣 fi

同指定代理人（省略）

ほか

上記当事者間の当庁令和2年（ネ）第27号各損害賠償請求控訴事件について、令和6年1月17日に言い渡した判決に明白な誤りがあるから、職権により、次のとおり決定する。

主文

上記判決別紙1「控訴人目録」中、1cの「弁済額」欄に「（8,000）」とあるのを、「（80,000）」と、控訴人兼亡1d訴訟承継人X88の「認容額」欄に「174,334」とあるのを、「173,334」とそれぞれ更正する。

令和6年1月22日

仙台高等裁判所第1民事部

裁判長裁判官 石栗正子

裁判官 吉岡あゆみ

裁判官 竹下慶